

平成二十八年六月十三日開会
平成二十八年六月二十九日閉会

平成二十八年第二回定例会会議録

西之表市議会

平成二十八年六月第二回定例会會議錄

西之表市議會

平成二十八年第二回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 六月十三日(月)

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	七
一、緊急動議	七
小倉伸一君	七
一、おおさか維新の会に抗議する決議について	七
小倉伸一君説明	七
濱上幸十君賛成討論	八
一、提出議案の一括上程	九
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	九
長野市長	九
一、議案審議	一四
報告第二号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市税条例等の一部を改正する条例)	一四
長吉税務課長説明	一四
長野広美さん質疑	一六
長吉税務課長	一六
瀬下満義君質疑	一六
橋口美幸さん質疑	一七
報告第三号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	一七

長吉税務課長説明	一七
長野広美さん質疑	一八
長吉税務課長	一八
瀬下満義君質疑	一八
報告第四号 専決処分の承認を求めることについて（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）	一九
長吉税務課長説明	一九
報告第五号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第八号））	二一
神村行政経営課長説明	二一
長野広美さん質疑	二六
小山田福祉事務所長	二六
園田農林水産課長	二六
下川和博君質疑	二七
中野総務課長	二七
濱上幸十君質疑	二八
瀬下満義君反対討論	二八
長野広美さん賛成討論	三〇
一、休憩	三〇
一、再開	三〇
一、議案審議	三〇
橋口美幸さん反対討論	三一
榎元一己君賛成討論	三一
報告第六号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号））	三二
戸川健康保険課長説明	三二

長野広美さん質疑	三三
戸川健康保険課長	三四
報告第七号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））	三五
吉田市民生活課長説明	三五
報告第八号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第二号））	三六
園田農林水産課長説明	三六
一、休憩	三七
一、再開	三七
一、議案審議	三七
報告第九号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号））	三七
戸川健康保険課長説明	三八
長野広美さん質疑	三九
戸川健康保険課長	三九
橋口美幸さん質疑	三九
瀬下満義君質疑	四〇
橋口美幸さん反対討論	四〇
報告第一〇号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号））	四一
戸川健康保険課長説明	四一
長野広美さん質疑	四二
長吉税務課長	四二
報告第一一号 平成二十七年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	四二
神村行政経営課長説明	四三

報告第一二号	平成二十七年西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	四四
福山水道課長説明	．．．．．	四四
議案第三五号	西之表市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	四四
中村教委総務課長説明	．．．．．	四四
議案第三六号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	四五
神村行政経営課長説明	．．．．．	四五
橋口美幸さん質疑	．．．．．	四六
神村行政経営課長	．．．．．	四六
議案第三七号	平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第一号）	四七
神村行政経営課長説明	．．．．．	四七
瀬下満義君質疑	．．．．．	五〇
大瀬地域支援課長	．．．．．	五〇
橋口美幸さん質疑	．．．．．	五〇
神村行政経営課長	．．．．．	五一
下川和博君質疑	．．．．．	五一
松下社会教育課長	．．．．．	五一
議案第三八号	平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）	五二
戸川健康保険課長説明	．．．．．	五二
議案第三九号	平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）	五四
戸川健康保険課長説明	．．．．．	五四
議案第四〇号	平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）	五五
戸川健康保険課長説明	．．．．．	五五
議案第四一号	平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）	五六

福山水道課長説明	五六
一、請願・陳情の委員会付託	五七
一、日程報告	五七
一、散会	五八

第二号 六月十四日(火)

一、開議	六三
一、一般質問	六三
中原 勇君	六三
中野総務課長	六四
神村行政経営課長	六五
長野市長	六八
一、休憩	七二
一、再開	七二
一、一般質問	七二
小倉初男君	七二
中野総務課長	七二
長野市長	七五
戸川健康保険課長	七六
松下社会教育課長	七七
立石教育長	七八
一、休憩	七九
一、再開	七九

一、	一般質問	．．．．．	七九
	瀬下満義君	．．．．．	七九
	吉田市民生活課長	．．．．．	八〇
	濱上建設課長	．．．．．	八一
	松下社会教育課長	．．．．．	八四
	赤崎学校教育課長	．．．．．	八五
	中村教委総務課長	．．．．．	八六
	中野総務課長	．．．．．	八八
一、	休憩	．．．．．	九〇
一、	再開	．．．．．	九〇
一、	一般質問	．．．．．	九〇
	長野市長	．．．．．	九〇
	神村行政経営課長	．．．．．	九七
一、	休憩	．．．．．	九八
一、	再開	．．．．．	九八
一、	一般質問	．．．．．	九八
	丸田健次君	．．．．．	九九
	松下社会教育課長	．．．．．	九九
	中野総務課長	．．．．．	九九
	神村行政経営課長	．．．．．	一〇三
一、	日程報告	．．．．．	一〇八
一、	散会	．．．．．	一〇九

第三号 六月十五日(水)

一、開 議	．．．．．	一五
一、一般質問	．．．．．	一五
下川和博君	．．．．．	一五
中野総務課長	．．．．．	一六
前田財産監理課長	．．．．．	二〇
長野市長	．．．．．	二一
神村行政経営課長	．．．．．	二一
一、休 憩	．．．．．	二二
一、再 開	．．．．．	二二
一、一般質問	．．．．．	二二
鮫島市憲君	．．．．．	二二
神村行政経営課長	．．．．．	二三
長野市長	．．．．．	三五
松下社会教育課長	．．．．．	三七
立石教育長	．．．．．	三八
中村教委総務課長	．．．．．	四〇
一、休 憩	．．．．．	四一
一、再 開	．．．．．	四一
一、一般質問	．．．．．	四一
渡辺道大君	．．．．．	四一
神村行政経営課長	．．．．．	四一
長野市長	．．．．．	四二

濱上建設課長	．．．．．	一四四
一、休憩	．．．．．	一四七
一、再開	．．．．．	一四七
一、一般質問	．．．．．	一四七
橋口美幸さん	．．．．．	一四七
神村行政経営課長	．．．．．	一四八
長野市長	．．．．．	一四八
中野総務課長	．．．．．	一五八
濱上建設課長	．．．．．	一五九
坂元副市長	．．．．．	一六〇
小山田福祉事務所長	．．．．．	一六一
一、休憩	．．．．．	一六三
一、再開	．．．．．	一六三
一、休憩	．．．．．	一六四
一、再開	．．．．．	一六四
一、発言の申し出	．．．．．	一六四
橋口美幸さん	．．．．．	一六四
一、一般質問	．．．．．	一六四
濱上幸十君	．．．．．	一六四
松元経済観光課長	．．．．．	一六五
園田農林水産課長	．．．．．	一六七
一、日程報告	．．．．．	一六八
一、散会	．．．．．	一六八

第四号 六月十六日(木)

一、開 議	．．．．．	一七三
一、一般質問	．．．．．	一七三
長野広美さん	．．．．．	一七三
神村行政経営課長	．．．．．	一七三
長野市長	．．．．．	一七六
松元経済観光課長	．．．．．	一八〇
濱上建設課長	．．．．．	一八五
長吉税務課長	．．．．．	一八五
一、休 憩	．．．．．	一九一
一、再 開	．．．．．	一九一
一、一般質問	．．．．．	一九一
田添辰郎君	．．．．．	一九一
園田農林水産課長	．．．．．	一九二
長野市長	．．．．．	一九三
小山田福祉事務所長	．．．．．	一九六
立石教育長	．．．．．	一九八
松下社会教育課長	．．．．．	一九九
赤崎学校教育課長	．．．．．	二〇〇
神村行政経営課長	．．．．．	二〇三
一、日程報告	．．．．．	二一二
一、散 会	．．．．．	二一二

第五号 六月二十九日（水）

一、開 議	．．．．．	二一七
一、議案審議	．．．．．	二一七
議案第三五号 西之表市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	．．．．．	二一八
小倉（初）総務文教委員長報告	．．．．．	二一八
議案第三六号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	．．．．．	二一八
小倉（初）総務文教委員長報告	．．．．．	二一八
議案第三七号 平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第一号）	．．．．．	二一九
小倉（初）総務文教委員長報告	．．．．．	二一九
鮫島産業厚生委員長報告	．．．．．	二二一
瀬下満義君質疑	．．．．．	二二三
小倉（初）総務文教委員長	．．．．．	二二四
中野総務課長	．．．．．	二二五
榎元一己君質疑	．．．．．	二二五
瀬下満義君反対討論	．．．．．	二二八
議案第三八号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）	．．．．．	二三〇
鮫島産業厚生委員長報告	．．．．．	二三〇
瀬下満義君反対討論	．．．．．	二三一
橋口美幸さん反対討論	．．．．．	二三二
中原 勇君賛成討論	．．．．．	二三三
田添辰郎君賛成討論	．．．．．	二三四
一、休 憩	．．．．．	二三五

一、再 開	．．．．．	一三五
一、議案審議	．．．．．	一三五
議案第三九号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)	．．．．．	一三五
鮫島産業厚生委員長報告	．．．．．	一三六
瀬下満義君反対討論	．．．．．	一三六
議案第四〇号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)	．．．．．	一三七
鮫島産業厚生委員長報告	．．．．．	一三七
瀬下満義君反対討論	．．．．．	一三七
議案第四一号 平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算(第一号)	．．．．．	一三八
鮫島産業厚生委員長報告	．．．．．	一三八
瀬下満義君反対討論	．．．．．	一三九
小倉伸一君賛成討論	．．．．．	一三九
請願第四二号 種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書	．．．．．	一四〇
鮫島産業厚生委員長報告	．．．．．	一四〇
陳情第四七号 西之表市議会議員定数削減に関する陳情書	．．．．．	一四一
長野議会運営委員長報告	．．．．．	一四一
瀬下満義君反対討論	．．．．．	一四二
請願第四八号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一七年度政府予算に係る意見書	．．．．．	一四三
採択の請願について	．．．．．	一四三
小倉(初)総務文教委員長報告	．．．．．	一四三
瀬下満義君反対討論	．．．．．	一四四
川村孝則君賛成討論	．．．．．	一四四
田添辰郎君賛成討論	．．．．．	一四五

一、休憩	二四七
一、再開	二四七
一、議案審議	二四七
議案第四二号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一七年度政府予算に係る意見書の提出について	二四七
小倉(初) 総務文教委員長報告	二四八
瀬下満義君反対討論	二四九
川村孝則君賛成討論	二五〇
田添辰郎君賛成討論	二五一
一、日程追加	二五二
一、議員辞職の件	二五二
一、総務文教委員会所管事務調査報告	二五三
小倉(初) 総務文教委員長報告	二五三
一、産業厚生委員会所管事務調査報告	二五六
鮫島産業厚生委員長報告	二五六
一、馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告	二五九
小倉(伸) 馬毛島対策特別委員長報告	二五九
一、議員派遣の件	二六四
一、閉会中の継続審査	二六四
一、市長挨拶	二六四
長野市長	二六四
一、議長閉会挨拶	二六六
永田議長	二六六

一、閉会 二六七

平成二十八年第二回西之表市議会定例会

一、会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
六・十三	月	火	本	会	議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議案審議（質疑・委員会付託）、請願・陳情の委員会付託
十四	火	本	会	議	一般質問	
十五	水	本	会	議	一般質問	
十六	木	本	会	議	一般質問	
十七	金	休	会			
十八	土	休	会			
十九	日	休	会			
二十	月	委	員	会	付託案件審査 産業厚生委員会	
二十一	火	休	会			

二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二
水	火	月	日	土	金	木	水
本 会 議	休 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会	休 会	委 員 会
<p>議案審議（各常任委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、請願・陳情審議（各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、議案一件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、各常任委員会及び馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告、議員派遣の件、閉会中の継続審査、閉会</p>		<p>付託案件審査 各特別委員会、議会運営委員会</p>					<p>付託案件審査 総務文教委員会</p>

一、付議事件		審議方法	結	果
番号	事件名			
報告第 二号	専決処分の承認を求めることについて（西之表市税条例等の一部を改正する条例）	即	決	六月十三日承認
報告第 三号	専決処分の承認を求めることについて（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	即	決	六月十三日承認
報告第 四号	専決処分の承認を求めることについて（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）	即	決	六月十三日承認
報告第 五号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第八号））	即	決	六月十三日承認
報告第 六号	専決処分の承認を求めることについて（特別会計補正予算（第五号））	即	決	六月十三日承認
報告第 七号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））	即	決	六月十三日承認
報告第 八号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第二号））	即	決	六月十三日承認
報告第 九号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号））	即	決	六月十三日承認
報告第 一〇号	専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号））	即	決	六月十三日承認
報告第 一一号	平成二十七年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	即	決	六月十三日報告
報告第 一二号	平成二十七年西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	即	決	六月十三日報告

議案第 三五号	西之表市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	委員会付託	六月二十九日原案可決
議案第 三六号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	委員会付託	六月二十九日原案可決
議案第 三七号	平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第一号）	委員会付託	六月二十九日原案可決

【総務文教】歳入全款、債務負担行為補正、地方債補正

歳出中 一款、二款（一項十七目を除く）、

三款（一項一目の一部）、七款（二項三目）、

九款、十款、十二款

【産業厚生】歳出中 二款（一項十七目）、三款（二項一目の一部を除く）、

四款、六款、七款（一項三目を除く）、八款、十一款

議案第 三八号	平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	六月二十九日原案可決
議案第 三九号	平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	六月二十九日原案可決
議案第 四〇号	平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	六月二十九日原案可決
議案第 四一号	平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）	委員会付託	六月二十九日原案可決

一、付議事件（追加分）

番 号	事 件 名	審議方法	結 果
議案第 四二号	おおさか維新の会に抗議する決議 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一七年度政府予算に係る意見書の提出について	即 決	六月十三日原案可決 六月二十九日原案可決

一、請願書・陳情書（継続審査分）

番号	事 件 名	提出者	結 果
請願第 四二号	種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書	中種子町坂井二〇九三―二〇三 熊毛地区茶業推進協議会長 山浦重夫 西之表市古田一〇七四	六月二十九日継続審査
		西之表市茶業振興会長 澤柳伸一	

一、請願書・陳情書（新規分）

番号	事 件 名	提出者	結 果
陳情第 四七号	西之表市議会議員定数削減に関する陳情書	西之表市西之表一六六一―〇一五 西之表経済研究懇談会代表 園田辰志	六月二十九日継続審査
請願第 四八号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一七年度政府予算に係る意見書採択の請願について	西之表市西之表六八六一―一六 鹿児島県教職員組合 熊毛支部西之表地区協議会 議長 千葉 收	六月二十九日採 択

本會議第一号（六月十三日）

本会議第一号(六月十三日)(月)

◎出席議員(十六名)

一番 木原幸四君
二番 鮫島市憲君
三番 濱上幸十君
四番 小倉初男君
五番 下川和博君
六番 瀬下満義君
七番 小倉伸一君
八番 田添辰郎君
九番 中原勇君
一〇番 川村孝則君
一番 榎元一巳君
二番 長野広美さん
三番 橋口美幸さん
四番 渡辺道大君
一五番 丸田健次君
一六番 永田章君

◎欠席議員(〇名)

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長 長野力君
副市長 坂元茂昭君
教育長 立石望君
会計管理者兼
会計課長 美園博行君
総務課長兼
選管書記長 中野哲男君
行政経営課長 神村弘二君
市民生活課長 吉田孝一君
財産監理課長 前田秀夫君
地域支援課長 大瀬浩一郎君
税務課長 長吉輝久君
健康保険課長 戸川信正君
経済観光課長 松元明和君
農林水産課長 園田博己君
建設課長 濱上喜美男君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務所長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十八年六月十三日午前十時十分開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成二十八年第二回西之表市議会定例会を開会いたします。

ここで、さきの熊本地震で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、不幸にして尊い命を亡くされた犠牲者の皆様に衷心より哀悼の意を表し黙禱を捧げたいと思います。理事者、議員各位、御起立をお願いいたします。また、傍聴者の皆様方も御協力をお願いいたします。

黙禱。

〔黙禱〕

○議長（永田 章君） お直りください。

どうぞ御着席をお願いいたします。

それでは、四月の異動で三名の新課長の方々が本会議場に出席をしておりますので、御紹介をしておきたいと思っております。

市民生活課長、吉田孝一君。農業委員会事務局長、日笠山昭代さん。教育委員会学校教育課長、赤崎晃洋君。議会事務局長、濱尾実君。

以上でございます。ひとつよろしく願います。

また、本日、傍聴席には種子島高等学校の生徒の皆さんが傍聴にお見えになっております。御紹介をいたします。種子島高校普通科二年二組、生徒二十七名、引率職員二名、計二十九名の皆様です。よろしく願います。

△開 議

○議長（永田 章君） これより本日の会議を開きます。

ただいままでの出席議員は十六名であります。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

緊急動議 おおさか維新の会に抗議する決議について

日程第三 提出議案の一括上程

日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明

日程第五 報告第二号 専決処分承認を定めることについて

（西之表市税条例等の一部を改正する条例）

日程第六 報告第三号 専決処分の承認を定めることについて

（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条

例）

- | | | | |
|-------|--|-------|--|
| 日程第七 | 報告第四号 専決処分の承認を求めることについて
(西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例) | 日程第一五 | 報告第一二二号 平成二十七年西之表市水道事業会計
予算繰越計算書の報告について |
| 日程第八 | 報告第五号 専決処分の承認を求めることについて
(平成二十七年西之表市一般会計補正予算(第八号)) | 日程第一六 | 議案第三五号 西之表市教育長の職務に専念する義務
の特例に関する条例の制定について |
| 日程第九 | 報告第六号 専決処分の承認を求めることについて
(平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補
正予算(第五号)) | 日程第一七 | 議案第三六号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画
の策定について |
| 日程第一〇 | 報告第七号 専決処分の承認を求めることについて
(平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会
計補正予算(第二号)) | 日程第一八 | 議案第三七号 平成二十八年西之表市一般会計補正
予算(第一号) |
| 日程第一一 | 報告第八号 専決処分の承認を求めることについて
(平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計補
正予算(第二号)) | 日程一九 | 議案第三八号 平成二十八年西之表市国民健康保険
特別会計補正予算(第一号) |
| 日程一二 | 報告第九号 専決処分の承認を求めることについて
(平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予
算(第五号)) | 日程二〇 | 議案第三九号 平成二十八年西之表市介護保険特別
会計補正予算(第一号) |
| 日程一三 | 報告第一〇号 専決処分の承認を求めることについて
(平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別
会計補正予算(第五号)) | 日程二一 | 議案第四〇号 平成二十八年西之表市後期高齢者医
療保険特別会計補正予算(第一号) |
| 日程一四 | 報告第一一号 平成二十七年西之表市一般会計繰越
明許費繰越計算書の報告について | 日程二二 | 議案第四一号 平成二十八年西之表市水道事業会計
補正予算(第一号) |
| | | 日程二三 | 請願・陳情の委員会付託 |
- △会議録署名議員の指名
- 議長(永田 章君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指
名をいたします。
- 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、

一一番議員榎元一已君、一二番議員長野広美さんを指名いたします。

△会期の決定

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

去る六月、失礼しました。

お諮りいたします。

去る六月十三日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から六月二十九日までの十七日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から六月二十九日までの十七日間とし、配付しております日程表のとおり決定いたしました。

△緊急動議

○七番（小倉伸一君） 議長。

○議長（永田 章君） 小倉伸一議員。

○七番（小倉伸一君） 会議規則第十四条の規定に基づき、おおさか維新の会に抗議する決議について緊急動議いたします。

○議長（永田 章君） ただいま小倉伸一君外一二名より、会議規

則第十四条の規定に基づきおおさか維新の会に抗議する決議が提出され、所定の賛成者があらわれたので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

△おおさか維新の会に抗議する決議について

○議長（永田 章君） おおさか維新の会に抗議する決議を議題といたします。

これより提出者の説明を求めます。

「七番 小倉伸一君登壇」

○七番（小倉伸一君） おおさか維新の会に抗議する決議について、西之表市議会会議規則第十四条の第二項の規定により提出をいたします。提出者、小倉伸一、賛同者、長野広美、榎元一已、川村孝則、田添辰郎、橋口美幸、渡辺道大、瀬下満義、小倉初男、濱上幸十、鮫島市憲、木原幸四、中原勇。

読み上げて提案をいたします。

おおさか維新の会に抗議する決議。

おおさか維新の会は、米軍普天間飛行場などの訓練移転先として馬毛島の活用を提案している。平成二十八年四月十八日、衆議院環

太平洋パートナーシップ協定等に関する国会の特別委員会においては、安倍内閣総理大臣に提案し、さらに五月二日付で菅官房長官宛ての要望書も提出するなど、地元の意向を完全に無視する暴挙と言わざるを得ない行動である。

馬毛島は、太古から種子島の漁業地として歴史を有し、その位置は有人離島である種子島及び屋久島に隣接し、南西諸島の航路や空路の幹線経路上にある。

また、種子島においては、鉄砲伝来の歴史遺産と宇宙開発の最先端基地を有し、農林水産業を基幹産業とし、観光振興を推進する平和な島である。

米軍普天間飛行場の訓練地となれば、この種子島に限らず、種子島から二十キロ南の屋久島、トカラ列島、北には四十キロの鹿児島県本土など、周辺自治体へのさまざまな悪影響は必至となり、地元を頭ごなしにした訓練移転を求める行為は絶対に許されない。

よって、本市議会は、おおさか維新の会に対し、米軍普天間飛行場などの訓練移転先として馬毛島の活用にかかわる行動に強く抗議する。

以上、決議する。平成二十八年六月十三日。鹿児島県西之表市議会。提出先はおおさか維新の会であります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（永田 章君） ただいま提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「三番 濱上幸十君登壇」

○三番（濱上幸十君） 賛成の立場から討論いたします。

馬毛島問題は、アメリカの国防省、国務省、日本の防衛省、外務省との間、いわゆるツープラスツーで合意していることと、おおさか維新の会の下地議員の米軍普天間飛行場訓練施設を馬毛島に移転することは、国の方針に反することなので抗議することに賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

報告第二号から報告第一二号及び議案第三五号から議案第四一号までを一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

「市長 長野 力君登壇」

○市長（長野 力君） 本日ここに平成二十八年第二回西之表市議会定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席いた

きましてまことにありがとうございます。

まず初めに、四月十四日及び十六日未明に最大震度七を記録し、今なお余震が続く一連の熊本地震について、被害に遭われた皆さん方に心よりお見舞い申し上げたいと思います。

今回の被災により、関連死も含め七十名近い方が亡くなり、また、被災住宅は全半壊だけでも一万八千棟を超え、今なお避難所生活を余儀なくされている方が一万人を超えるということで、改めて自然災害の恐ろしさを感じているところであります。

本市では、被災地の救援活動として、五月三日から五日にかけて、西之表市商工会青年部が以前より交流のあった阿蘇青年部を訪ね、義援金や救援物資を届けております。また、市からも、五月十八日から二十日にかけて、副市長、職員三名が熊本県の益城町に出向き、義援金を届けるとともに、安納いもやお茶などの提供を行い、大変喜んでいただきました。

震災後一月以上は経過いたしました。被災地の皆様は今なお大変な御苦労が続いておるようでございます。住宅やライフラインの早急な復旧がなされ、一日も早く日常生活を取り戻せることを願いたいと思います。

さて、政府は、先月のG7伊勢志摩サミットにおいて世界経済の抱えるリスクを掲げ、財政出動も含めて政策総動員を提唱するとともに、消費税引き上げの実施を二年半先送りする等の政策転換を打ち出しております。

来月十日は参議院選挙が予定されておりますが、消費税問題も含め、デフレ脱却、財政再建、また、社会保障の財源問題、さらには安本法やTPPへの対応など、明快な政策方針が示されることを期待しているところでございます。

それでは、議案説明に先立ちまして、本年四月以降の課題の取り組みや市政を取り巻く状況について御報告をいたします。

まず、観光交流等の取り組みですが、今年度既に三隻の大型客船が入港し、約千三百人の観光客が訪れました。今後も、六月に「飛鳥II」、八月には「日本丸」がそれぞれ再寄港する予定でございませう。市民の皆さんとともにおもてなしを充実させ、定期的な寄港へとつなげてまいりたいと考えております。

五月十七日から十九日にかけては、学童疎開を縁として、伊佐市の本城小学校が住吉小学校、田中小学校が伊関小学校を訪れ、交流事業が実施されました。一部では民泊体験も実施され、直接市民の方々の交流も図られたということで、姉妹都市としてのきずながより深まったんじゃないかと考えております。

今後ですけれども、七月十八日には種子島カップヨットレースが予定されております。本年度は第十回目の記念大会ということで、火山めぐり外洋ヨットレースとの連続開催や、みしまカップとの連携を図りながら準備を進めておるところです。

八月二十一日には、第四十七回種子島鉄砲祭りが開催されます。今回は、前日に火縄銃の国産化に成功した八板金兵衛清定の故郷と

伝えられている岐阜県関市の市民団体による鉄砲伝来をめぐる物語である創作音楽劇も予定されているところですが、新たな交流でもあり、大変楽しみにしているところでございます。

さらに、今年から毎年東京大学の学生が夏と冬に体験活動プログラムといたしまして二週間ほど滞在し、さまざまな体験及び交流や政策提言を行うことになっております。今後もさらに産官学連携を推進し、交流人口拡大と地域活性化につなげてまいります。

市民活動についてでございます。

五月十五日日曜日には、市民一斉の海岸清掃を実施いたしました。約千八百名の参加をいただき、おかげをもちまして、これからの観光シーズンに向けて、来島される方々に気持ちよく過ごしていただくことができるようになりました。御協力いただきました市民の皆さん、ごみの回収に携わっていただきました建設業、建築業の皆さん、また、見回りなどの御協力をいただきました消防団など関係団体の皆さんに心から感謝を申し上げます。

次に、健康づくりについてでございます。

本市は、平成二十七年に西之表市健康づくり推進条例を制定し、市民の健康づくりを推進しておりますが、本年度はその具体的な取り組みといたしまして、あっぱらんどに三キロメートル、五キロメートルのウォーキングコースを整備するとともに、五月二十二日に第一回あっぱらんどウォーキング大会を実施いたしました。子供から高齢者まで約百四十名の皆さんに御参加いただき、自然の中

で体力づくりを楽しんでいただきました。今後も積極的に市民の健康づくりに取り組んでまいります。

また、あつぽくらんどなどでは、多くの子供たちが自然と触れ合い喜んで楽しめる機能を高めるため、電動カートの移設など、子供広場に遊具施設等を集約をいたしまして、じゃぶじゃぶ池の改修を行ってまいります。

次に、農業の状況についてでございます。

まず、平成二十七年農業生産実績につきましては、概算値ではありませんが、総生産額が五十七億九千六百万円と、昨年と比較しますと五億円減少し、十三年ぶりに六十億円を割り込む大変厳しい結果となりました。

生産概要については、基幹作物であるさとうきびが昨年の台風の影響や春先の萌芽不揃いにより平均反収が四トン五百四十四キロ、生産量は三万一千四百八十八トンと、過去二十年間で最低であった前年度を下回り、二千六百万円の減収となりました。

園芸作物につきましては、鳥獣被害や不安定な気候、特に一月の記録的寒波により厳しい状況が続いており、バレイショと豆類については生産量が大幅に減少し、生産額は前年に比較して二億一千万円の減額となりました。

なお、これらについては、園芸産地再生産支援事業を活用いたしました。次期作物の再生産等に向けた支援を講じ、園芸産地としての早期回復を図りたいと考えます。

種子島のブランド高品目である安納いもの栽培面積は横ばいですが、糖度、外観の品質は向上しており、今後も品質のばらつきをさらに少なくし、他産地との差別化を一層図るために、安納いもブランド推進本部を中心に、安心安全でおいしい安納いも生産と販売の拡大に努めてまいります。

一方、低迷した耕種部門と比較いたしましたして、畜産を取り巻く情勢は引き続き好調であり、特に子牛生産は、平成二十七年の出荷数が千八百五十五頭と減少傾向にあるものの、平均価格は去年より十万円高の一頭六十一万円と高値の推移が続いており、生産額は十三億一千万円と本市全体の二二％を占め、生産者の表情は非常に明るいです。

次に、鳥獣被害につきましては、被害面積は飼料用作物が増加し、全体で三百八十九ヘクタール、前年対比一三三％増加いたしました。被害金額は前年対比八八・五％の七千三百四十万円でありました。

シカの有害駆除期間での捕獲頭数は千九百五十四頭で、平成二十八年度も引き続き捕獲目標を二千頭とし、守りの対策から、侵入被害防止さくの設定とあわせ、猟友会の協力による狩猟捕獲活動への支援を行い、被害の軽減を図ってまいります。

次に、国民健康保険事業についてであります。

国民健康保険特別会計につきましては、当初予算において概算額により計上してりましたが、平成二十七年年度の決算状況や本年度

の被保険者の所得状況などの見通しが立つことにより、再算定を行い、今期定例会の補正予算に本格的予算を編成いたしたところでございます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、市民の皆さんの健康保持、健康増進の重要な役割を果たしておりますが、一人当たりの医療費が年々増加するなど、被保険者の負担は厳しい状況となっております。

このような中、今年度の国保世帯の所得は前年度並みに落ち着いたものの、農業所得が大幅に落ち込んでいることや、平成二十八年度の制度改正により課税限度額が八十五万円から八十九万円と計四万円引き上げることなどから、このタイミングで税率を上げますと、被保険者の方々の二重、三重の負担がのしかかることとなります。

また、平成三十年度からは県が国保財政運営の責任主体として中心的役割を担うことになっており、翌年二月ごろには国保事業費納付金及び健康標準保険税率が公表されることになっております。公平性の問題もあるものの、こうした状況を総合的に勘案し、やむを得ず一般会計からの法定外繰出しを二億四千三百万円計上し、本年度は税率改正を見送ったところでございます。

今後とも、国や県の動向を注視しながら、国民健康保険事業の安定的、持続的な運営と被保険者の負担の公平を期すため、なお一層の健全財政を進めてまいりたいと思っております。

地域おこし協力隊につきましては、現時点で、安納、国上、古田、

現和への配置を完了いたしました。各校区の皆様の意見もお伺いしながら、今後の残りの地域への配置に取り組んでいきたいと考えております。

地域の状況に関しましては、中割や立山など小規模な校区では、組織体制の維持が難しく、多くの課題が見受けられます。そういった地域に対しましては、地方創生の交付金等で予算措置をし、今回の補正において、国の予算を活用し、中割校区の鴻峰小学校跡地において地域の拠点を整備し、地域外との交流事業や高齢者支援、特産品づくりなどの取り組みを予算計上しております。地域の皆さんと昨年より話し合いを重ねつくり上げてきた事業計画でありますから、ぜひとも持続可能な地域づくりを現実にできますよう、これから取り組んでいきたいと思っております。

続いて、防災対策についてであります。懸案でありました榕城分団女性分団詰所建設につきましては、保健センターすこやか東側の駐車場を適地と決定し、年度内建設に向け整備を進めてまいります。これにより市の中心的分団の出勤態勢が充実し、地域の消防力の強化が期待できるところでございます。

次に、長期振興計画及び地方創生まち・ひと・しごと総合戦略上の重点課題になっております事業についてでございます。

まず、にぎわい創出についてでございますが、三月末に、にぎわい実行委員会より、「まちなかにぎわい創出二〇二〇プロジェクト提案書」が出され、これまでの活動を振り返り、今後五年間の中で

取り組んでいく方向性が提案されております。今後さらに、実行委員会はもとより、より広い商店街の皆さんとも情報の共有や意見交換を行い、実証を繰り返しながらにぎわい創出に取り組んでまいりたいと考えております。

その一つになります。平成二十六年度より取り組んでいる種子島安納いもスイーツサミットを、今年七月十六日より開始いたします。観光客や住民の交流によるにぎわい創出の実証でございますので、たくさんの方々に参加され、人の流れが生み出されていくことを期待しております。

空き店舗や周辺の観光資源も有効に活用し、広く中心市街地の活性化を図るため、将来に向かって魅力ある観光地づくりの視点も加え、さまざまな団体と連携をし組織づくりを行い、検討を重ねながら、必要な整備も計画的に年次的に進めてまいります。

拠点施設については、これまでのさまざまな議論を踏まえつつ、市街地や市全体における役割を明確にする活用のあり方や、その必要性について広く議論を深めていきたいと思っております。

さらに、昨年度の地方創生関連事業で実施しました高等教育機関の設置可能性の調査研究についても、三月末に報告を受けたところではありますが、現時点では、経営の採算性や卒業後の社会的需要を踏まえて、公立の短期大学で看護学科という分野で一定の可能性が示されております。しかしながら、今後さまざまな成立条件についても、その可能性又は手法について精査していく必要があり、さら

に具体的な調査検討を進めてまいります。

また、分散型エネルギーにつきましては、バイオマス、木質チップあるいは風力、水力等の可能性について一定調査を行ってまいりましたが、まだ課題が多いのが現状であり、今後とも可能性や有効性についてより具体的に調査を進めていきます。

いずれの課題についても、地域経済や市民の皆さんの生活に深くかかわる問題でもございますので、市民の皆さんと一緒に議論を重ねていきたいと思っております。

情勢の最後になりましたが、馬毛島問題であります。

ツープラスツーの会見以降丸五年目を迎える今年、さまざまな動きが見られます。さまざまな情報に注視しながら、防衛省の現段階での考え方を確認しておく必要があると思っておりますので、意見交換の場の設置に努め、情報収集を行い、今後の対応を協議してまいります。

それでは、本日提案いたしました議案について御説明いたします。本定例会に提案いたしました議案は、西之表市税条例の一部を改正する条例など条例の一部を改正する専決処分報告三件、平成二十七年西之表市一般会計補正予算など補正予算の専決処分報告六件、平成二十七年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告など繰越関係の報告二件、西之表市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の条例議案一件、辺地に係る公共的施設の特例整備計画の策定議案一件、平成二十八年西之表市一般会計補正予

算外特別会計等補正予算議案五件の合計十八件であります。

それでは、本日提案いたしました議案について説明いたします。

主な議案について御説明いたします。

議案第三五号は、法律の改正に伴い教育長の職務専念義務の特例について定めたものであります。

議案第三六号は、西之表辺地に係る総合整備計画が平成二十七年
度で終了したため、法律に基づき新たに平成二十八年度から平成三
十二年度までの計画を策定し、公共的施設の整備を推進しようとな
るものであります。

議案第三七号から議案第四一号は、平成二十八年度西之表市一般
会計及び特別会計等の補正予算であります。

一般会計補正予算の主なものは、国民健康保険特別会計への繰出
金二億二千二百四十八万六千円、榕城分団女性分団詰所整備事業に
九千七百二十五万六千円、バレイショ、豆類等園芸農家の再生支援
として農業振興費に三千八百八万九千円、中割地区の小さな拠点整
備として二千二十五万円、そのほか各費目に四月一日付人事異動に
伴う人件費を計上しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に三億七千七百五十四万三千円を
追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ九十九億一千六百五十四万
三千円とするものであります。

市民の皆さん並びに議員各位には、一層の御理解と御支援を賜り
ますようお願いを申し上げますと、議員各位に御審議

をお願い申し上げます、私の市政に対する所信表明及び提案理由
の説明といたします。

○議長（永田 章君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終
わりました。

△議案審議

○議長（永田 章君） これより議案審議を行います。

△報告第 二号 専決処分承認を求めるところについて（西之

表市税条例等の一部を改正する条例）

○議長（永田 章君） 初めに、日程第五、報告第二号、専決処分
の承認を求めるところについて（西之表市税条例等の一部を改正する
条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

本案は、専決処分の承認を求めるところについてであります。

西之表市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第七十九
条第一項の規定により平成二十八年三月三十一日専決処分としまし
たので、同条第三項の規定により、これを議会に報告し、その承認
を求めるところであります。

今回の条例改正は、平成二十八年度税制改正に伴い地方税法等の

一部を改正する法律が施行されたことを受けて、本市税条例に所要の改正を加えたものであります。

それでは、改正条例の内容について御説明いたします。

字句及び条項の整理に伴う改正部分につきましては、説明を省略させていただきますので御了承ください。

三。ページをお開きください。

第十八条の二項中の不服申立てにつきましては、行政不服審査法の改正により、不服申立手続が審査請求に一元化されたことに伴い、不服申立てに関する用語を整備するものです。

第十八条の三の軽自動車税については、平成二十九年度から軽自動車税に環境性能割が導入されることに伴い、現行の軽自動車税の名称を種別割に改めるものです。

第十九条は、納付期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金を規定していますが、修正申告書の提出又は納付すべき税額を増額させる更正があった場合における所要の規定の整備であります。

第三十四条の四は、法人税割の税率を規定していますが、税率を百分の十二・一から百分の八・四に改めるものです。

五。ページをお開きください。

第八十条は、軽自動車税の納税義務者等を規定していますが、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備です。

六。ページから七。ページにかけて、第八十一条の三から八十一

条の八までは、環境性能割の課税標準、徴収の方法、申告の納付、不申告等に関する過料、減免について規定しています。

十。ページにかけて、第八十二条から九十一条までは、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備です。

附則第六条は、指定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例を定めたもので、健診、予防接種等を受けている個人を対象として、所得税における措置とあわせて特定一般用医薬品の購入費用について所得控除制度を導入するものです。

附則第十五条の二から十五条の六までは、軽自動車税の環境性能割については、当分の間、県が行おうとする賦課徴収の特例、減免の特例、申告等の特例、徴収取扱いの交付、税率の特例について規定しています。

附則第十六条は、軽自動車税の種別割の税率の特例を規定していますが、グリーン化特例の一年延長及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備です。

次に、十一。ページをお開きください。

第二条の西之表市税条例の一部を改正する条例、平成二十六年条例第八号を次に改正する。附則第六条は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備です。

次に、十二。ページから十三。ページにかけて、第三条の西之表市税条例等の一部を改正する条例、平成二十七年条例第二十三号を次のように改正する。附則第五条は、市たばこ税に関する経過措置

を規定していますが、さきに説明した市税条例第十九条の改正に伴う所要の規定の整備等です。

最後に、附則として第一条に施行期日を、第二条に市民税に関する経過措置を、第三条に固定資産税に関する経過措置を、第四条に軽自動車税に関する経過措置を定めています。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） ページ九ページの特定一般医薬品等購入費の関係の特例ですけれども、これが、あの、期限を切られてあります。今回延長ということですが、その理由と、それから実質的に市民が、あの、この対象でどれくらい、控除の額を受けているのかお示しく下さい。

○税務課長（長吉輝久君） この特定一般用医薬品等につきましては、新たにできた制度でありまして、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品の購入等について医療費控除の特例を定めたもので、現在医療費控除がありますけど、それにかわる、それとまた別に新たにできた制度で、今年度からこの制度は始まったということでございます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で、質疑を。

「六番 瀬下満義君」

○六番（瀬下満義君） はい。環境性能割というのがありますが、これは燃費のことですか。

○税務課長（長吉輝久君） これはですね、自動車取得税、平成二十九年の四月からですね、消費税が上がることによって、軽自動車、自動車税の取得税が廃止されるものですから、それにかわる制度ということ、この環境性能割につきましてはですね、現段階では平成二十九年の四月から導入される予定ですけど、場合によってはその消費税の、消費税が延期されたことによって、現段階では、このまま、法律が改正されない限りは、現段階では、平成二十九年の四月からということ、燃費のことではありませんので、その点についてはまた御了承ください。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん」

○一三番（橋口美幸さん） はい。関連質問なんですけれども、九ページの今の特定一般用医薬品購入を支払った場合の医療費控除の特例なんですけど、これは新たな制度ということだったのですが、市民に対して、どういうふう負担が増えるのか減るのかというのをもうちょっと具体的に教えてください。

○税務課長（長吉輝久君） 市民に負担が増えるんじゃないんですけど、控除が増えるということですので、市民にとっては、ある程度

控除が増えるということですので、医療費控除とプラスこういった、医療費控除で受けられなかった方がこれを受けられるという、という部分でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第 三号 専決処分承認を求めることについて（西之

表市国民健康保険税条例の一部を改正する

条例）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、報告第三号、専決処分の承認を求めることについて（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

本案は、専決処分の承認を求めることについてであります。

西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十八年三月三十一日専決処分としましたので、同条第三項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、平成二十八年度税制改正に伴い地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、本市国民健康保険税条例に所要の改正を加えたものであります。

十八ページをお開きください。

平成二十八年度税制改正においては、国民健康保険の医療分課税額に係る課税限度額を「五十二万円」を「五十四万円」に、後期高

齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「十七万円」を「十九万円」に改めるものです。

国民健康保険税の軽減措置については、五割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を「二十六万円」を「二十六万五千円」に、二割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘すべき金額を「四十七万円」を「四十八万円」に改めるものとございます。

附則として、第一条に施行期日を、第二条に適用区分を定めております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） 今回の改正の提案は、専決で出されたものですが、提案の理由が地方税の改正分ということですが、これは本市の、国民健康保険を運営する本市の独自の理由によるものではないという理解でよろしいのでしょうか。

そしてまた、これは実質的には値上げということになります、十分に審査会等の中でも議論されたものなんでしょうか。

○税務課長（長吉輝久君） これは、本市だけでなくで、全国に、全国で改正されたものがございます。

それと、これは運営協議会において承認されたものがございます。

「六番 瀬下満義君」

○六番（瀬下満義君） これで影響を受けそうな世帯数と、あと、増収になるかと思うんですが、どれぐらい概算増収になるのか、わかれば教えてください。

○税務課長（長吉輝久君） 国保の限度額につきまして、八十五万円から八十九万円になった場合にですね、世帯数で延べ二十世帯の減、被保険者数で延べ五十人の減ということになります。

軽減数、軽減額におきましては、世帯数では十七人の増、被保険者数でいけば二十七人の増ということで、この軽減世帯につきましては、低所得者に対する軽減措置ということですので、多くの方が軽減を受けるということになります。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） そうすると、私の勘違いでしたかな。私は、保険料の最高額、五十二万円とか五十四万円ちゅうのは、これは最高額じゃなかったですか。その保険料の額の。だから、最高額が上がるんで増収になるかと思っただんですが、何か今低減の話がされたんで。ちよつともう一度お願いします。

○税務課長（長吉輝久君） 増収になります。今、課税限度額五十二万円が五十四万円、十七万円が十九万円、それで、介護分は今回変更されておきませんので、十六万、それが十六万円で、八十九万円ということで限度額は増加することですので。よろしいですかね。

○六番（瀬下満義君） 私の聞きたかったのは、その影響を受ける

世帯数です。増収になる世帯数がどれぐらいか、何世帯ぐらいあるのか、そして増収額がどれぐらい見込めるのかっていうのがわかれば教えてもらいたいです。

○議長（永田 章君） わかりますか。大丈夫。

○税務課長（長吉輝久君） この超過、限度額がですね、旧制度から新制度になった場合に、旧制度ではですね、世帯数が延べで百五件ですけど、新制度になりますと八十五件ですね。それで、被保険者数でいけば、延べでいきますと、いわゆる医療・後期・介護含めですね、被保険者数でいけば二百八十六がですね、二百三十四になるんですけど、そういった形で超過することによってですね、ある程度、その分で国保運営、あの、何ちゆうんですか、増額されるちゆうことで、その分で、こう、運営するということになります。

○六番（瀬下満義君） 話がよくわからないので、また後でお尋ねいたしたいと思います。

○議長（永田 章君） ほかに質疑がありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第 四号 専決処分の承認を求めるとについて（西之

表市都市計画税条例の一部を改正する条

例）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、報告第四号、専決処分の承認を求めるとについて（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

本案は、専決処分承認を求めることについてであります。

西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十八年三月三十一日専決処分としましたので、同条第三項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めらるるものであります。

二十一ページをお開きください。

今回の条例改正は、平成二十八年度税制改正に伴い地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、本市都市計画税条例に所要の改正を加えたものであります。

第二条は、公益事業等に対する課税標準の特例を設けている条文であります。都市計画税に係る課税標準の特例が見直されたことに伴い、負担軽減の新設、条項の繰上げ、繰下げ等の条文の整理です。

本市に該当するものとしては、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る都市計画税等の課税標準の特例措置について、特例率を見直した上で二年間延長するものです。

次に、新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を二年間延長するものです。

次に、農地保有に係る課税の低減として、農地中間管理事業のための賃借権等設定期間十年以上を新たに設定した農地については、固定資産税に係る都市計画税の課税標準の特例措置を創設するものです。

附則として、第一条に施行期日を、第二条に経過措置を定めています。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第 五号 専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第八号））

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、報告第五号、専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第八号））を議題といたします。
議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。
議案書の二十二ページをお開きください。

本案は、専決処分の承認を求めることについてでございます。
平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第八号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十八年三月三十一日に専決処分としたもので、同条第三項の規定により、議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

別添の専決処分書をごらんください。二枚めくっていただいて条項をごらんいただきたいと思っております。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一億三千七百六十五万一千円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十六億四千三百三十五万五千円と定めたものでござい

ます。

七ページをお開きください。

第二表地方債補正は、変更五件で、それぞれ事業費の確定に伴うもので、補正後の限度額を総額五千三百六十万円減額をし、十六億九千八百十六万円とするものでございます。

次に、事項別明細で歳入の主な分について御説明をいたします。

十一ページをお開きください。

一款市税でございますが、総体で一千七百九十八万二千円を増額をしまして、市税の平成二十七年収入見込額を十三億五千九百七十九万四千円といたしました。これは対前年比三千五百三十二万八千円、率で二・五％減となる見込みでございます。

十二ページをお開きください。

六款地方消費税交付金は一億一千三百十万三千円の増額で、三億三百五十三万九千円の平成二十七年収入見込みでございます。対前年比で一億三千三百七十三万二千円、七八・七％の増となります。これは地方消費税の一定割合を市町村に交付するものでありまして、消費の動向により交付金が左右されることとなります。

なお、この地方消費税交付金のうち、平成二十六年度の消費税増税により地方消費税額の割合が一・〇から一・七％となったことで、増税部分を平成二十七年の社会保障財源として一億三千八十七万二千円が交付されておりまして、その分は社会保障施策に充てられることとなります。

十三ページをお開きください。

九款地方交付税は一億五千二百五十二万二千円を追加しております。特別交付税の交付決定によるものでございます。近年、全国的な自然災害等によりまして、当初配分額が減額となるものと予想をしておりますけれども、本市においては六月補正の梅雨前線の豪雨災害等もあり、総体的に増額となつております。

十五ページから二十一ページにかけましては、十三款国庫支出金及び十四款県支出金でありますけれども、これは補助金等交付額が確定したことによるものでございまして、主なものは歳出の事業で御説明をいたします。

二十五ページをお開きください。

二十款市債は五千三百六十万円を減額をし、発行総額を十六億九千八百十六万円とするものであり、それぞれ事業費の確定に伴うものでございます。

続いて歳出について御説明をいたします。

目の補正が一千万円以上のもので、特段説明の必要があると思われるものを中心に御説明をさせていただきます。

二十六ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は二千二百二十万八千円を減額しております。

主な要因といたしましては、四節共済費付記説明欄の職員共済組合負担金三百七十七万五千円は退職に伴う減額、それから追加費用

は職員の共済年金の財源となるものですけれども、八百五十五万九千円の減は退職者の増に伴う総支給給与額の減少に伴うもの、及び二十七ページになります十九節負担金補助及び交付金付記説明欄のまちづくり公社への補助金三百六十二万六千円は、計画に比べ全体的な事業費が減じたこと、個別に事業量が減ったものがあつたこと等による減額でございます。

二目人事管理費は一千六百三十六万八千円を減額しております。

主な要因といたしましては、七節賃金付記説明欄の臨時雇用者賃金三百十六万二千円は、代替臨時的職員数の減によるもの、次、二十八ページになります。十九節負担金補助及び交付金付記説明欄の市町村総合事務組合退職手当の負担金九百六十一万八千円は、県市町村総合事務組合へ支払う負担金が職員数の減により負担割合が減つたことによるものでございます。

続いて十目財産管理費は五億八百七十二万九千円の増額でございます。

二十九ページをお開きください。

二十五節積立金付記説明欄の財政調整基金に二億八千二百五十二万二千円、減債基金に二億二千五百万一千円、西京畑地かんがい施設維持管理基金に一千円、公共施設建設基金に二千円、西之表市ふるさと応援寄附基金に二百三十一万八千円を追加するとともに、退職手当等基金を二万五千円、地域振興基金を三千円減額しております。

なお、基金から、基金運用から生じる収益については一般会計歳入歳出予算に計上することとなっておりますので、その分を加味した全体額を計上しております。

各基金の現在高につきましては、配付をいたしました予算資料で御確認をお願いしたいと思います。

三十一ページをお開きください。

二十二目情報政策費は一千百七十七万七千円を減額しております。

主な要因は、十三節委託料付記説明欄の中の光ファイバー網設備保守の五百八万二千円が主なもので、市管理の光ファイバー網及びライブカメラに対する台風等災害保守費用として計上しております。ただ、昨年度は台風等の被害がなかったため減額となったものでございます。

三十五ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費は一億五千七百九万一千円を減額しております。

三十六ページになります。

二十八節繰出金付記説明欄の国民健康特別会計の繰出金一億四千九百二十七万一千円の減額が主な要因です。

詳細として、財政補填分一億四千五百三十三万五千円を減額しております。結果、六千万円の法定外繰出しとなったところであり、今後とも、国を含め、国民健康保険の運営のあり方には注視をしてみたいと考えております。

三十七ページをお開きください。

同款、同項、七目後期高齢者医療費を一千百四十八万二千円減額しております。

主な要因として、十九節負担金補助及び交付金の負担金付記説明欄の療養給付費負担金が六百四十四万一千円、二十八節繰出金の一般会計からの繰出金が三百八十八万四千円それぞれ実績に応じて減額となっております。

三十八ページをお開きください。

同款、同項、九目障害者福祉費が一千七百六十二万三千円の減額であります。

主な要因として、二十節扶助費の一千六百九十六万八千円の減額で、厚生医療給付費等それぞれ対象者又は利用者の減又は一人当たりの給付額の減に伴うものでございます。

三十九ページをお開きください。

同款、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費を一千百一万五千円減額しております。

四十ページになります。

二十節扶助費の児童手当七百三十九万円及び子育て応援券支給百四十一万四千円の減額は、延べの支給者が減少したことがその主な要因であります。

続いて同款、同項、四目児童措置費を三千六百四十五万三千円減額しております。二十節扶助費の教育保育給付費三千九十五万三千

円の減額は、子ども子育て支援法に係る運営費の助成について、認定こども園二園について加算の部分が適用できなかったということによる減額、また、母子生活支援施設入所措置費四百二十五万四千円については、施設入所の該当事案が発生しなかったことによる皆減がその主な要因であります。

続いて、同款、同項、七節子ども医療費は八百二十万二千円の減額ですが、主なものは二十節扶助費付記説明欄、子ども医療費助成費七百十五万八千円の減額であります。

四十一ページをお開きください。

同款、三項生活保護費、二目扶助費は三千六百一十七千円を減額しております。二十節扶助費中、医療費扶助、扶助費三千四百三十五万五千円、生活扶助費六百九十四千円等ほとんどが当初計画に比べ給付対象者が減じたことによる減額が主な要因であります。

社会保障費の増大により、扶助費等の予算規模が数億単位となることから、専決処分による処理額が大きくなる傾向にございます。

続いて、同款、四項災害救助費、一目災害救助費は一千百万円を減額しております。二十節扶助費の災害弔慰金や災害障害見舞金及び二十一節貸付金の災害援助資金については、該当する災害が発生しなかったことによる皆減でございます。

四十二ページをごらんください。

四款衛生費、一項保健衛生費、六目環境衛生費は五百九十一万八千円を減額しております。主な要因は、十九節負担金補助及び交付

金付記説明欄、合併浄化槽設置が、当初百二十基計画をしてございましたけれども、百四基の実績になったことによる減額でございます。

四十三ページをお開きください。

同款、二項清掃費、一目清掃総務費一千三百二十九万二千円を減額しております。

主な要因は、十九節負担金補助及び交付金の負担金付記説明欄の種子島地区広域事務組合の負担金一千二百四十二万四千円について、施設修繕費等が発生しなかったことにより負担金が減額となったことによるものでございます。

続いて、同款、同項、四目し尿処理場一千三百三十四万五千円を減額しております。

主な要因は、四十五ページをお開きいただきたいと思えます。

十五節工事請負費付記説明欄の施設建設整備等工事五百九十八万九千円の減となっております。汚泥再生処理センター整備の事業費確定によるものでございます。

四十六ページをごらんください。

六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費は五千五百五十二万五千円を減額しております。

主な要因は、十九節負担金補助及び交付金中付記説明等の補助金、さとうきび株出し管理作業三百四十二万三千円、さとうきび作地力増進対策五百七十七万七千円、生産力向上支援二百七十七万八千円、優良種苗利用促進助成百七万一千円、それぞれの減額は十一月以降

の分について国の基金事業を活用したことによる減額でございます。また、認定農業者経営支援一千八百四十万円は、平成二十七年年度地方創生加速化交付金において六経営体の事業を申請してりましたが、三経営体の内示となったことによる減額でございます。戦略産品輸送費支援の五百三十七万四千円の減額は、対象となる安納いもの出荷量が減じたことによる減額でございます。

四十七ページをお開きください。

鳥獣被害防止緊急捕獲の八百八十八万円は、予定されていた県の補助金が減額となったことによる減、また、さとうきび新植助成の三百五十一万三千元は、予定面積より減となったことによる減額でございます。

同款、同項、四目農業経営合理化対策事業費は一千八百一千元を減額しております。主な要因は、十九節負担金補助及び交付金中、付記説明の補助金、青年就農給付金千六百五十万円の減は、対象者が当初見込みより十名減となったことによる減額でございます。

続いて、同款、同項、五目畜産業費は九百三万七千元を減額しております。

主な要因は、十九節負担金補助及び交付金中付記説明欄の補助金、四十八ページになります。畜産増頭推進支援事業が当初予定数を下回り百五頭となったことにより、三百六十万円を減額したものでございます。

四十九ページをお開きください。

同款、三項水産業費、五十ページになります。二目水産振興費は七百二十七万円の減額をしております。

主な要因は、十九節負担金補助及び交付金中付記説明欄の補助金、種子島漁業周辺対策事業、漁協の製氷冷蔵施設の設置でございます。けれども、事業費の確定に伴う五百五十二万円の減額分でございます。

五十五ページをお開きください。

九款消防費、一項消防費、一日常備消防費一千百三万四千円を減額しております。

主な要因は、十九節負担金補助及び交付金中付記説明欄の負担金、熊毛地区消防組合への負担金九百七十九万九千円の減となっております。

五十七ページをお開きください。

十款教育費、二項小学校費、一目学校管理費千九百三十七万円を減額しております。

主な要因は、五十八ページになります。十五節工事請負費の僻地集会所改修工事費等が一千三百九十一万二千円の減となっております。詳細は、上西小学校、古田小学校の体育館のつり天井撤去費用の入札等の実績による減というふうになります。

六十四ページをお開きください。

十一款災害復旧費、一項農林水産施設災害復旧費、三目現年補助災害復旧費は九百四十三万円を減額しております。

主な要因は、十五節工事請負費で前年梅雨前線豪雨により被災を

し補助災害の適用となった農地二十二件、施設用地三十件の工事入札の減等、事業確定に伴い九百十二万七千円を減額するものでございます。

以上、経常的なものを除き、目の補正額が一千万円以上のものを等を中心に説明をいたしました。

平成二十七年度の最終専決予算でございますので、総体的に事業の執行残の調整という形になってございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） 今説明していただいた中で、認定ごども園、これは四十ページになります。教育児童措置費の中の認定ごども園の二園を対象にしていた扶助費が実質的には減額されております。その内容をちよつと確認、もう少し詳細に説明お願いいたします。

あと、農林水産業の関係で特に気になったのが、四十七ページになります。鳥獣被害のための補助金が八百八十万円ほど減額されております。県の補助金の減額という御説明でしたけれども、実質的にこれがどれぐらいの影響額になったのか、トータルですね。それと、捕獲頭数の目標数が今年二千頭と、変動がありましたけれども、見込んでおられました。実質的には、これ、どれぐらいの捕獲頭数になっているのか、実態とあわせて説明お願いいたします。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をいたします。

児童措置費の教育保育給付費の減でございますが、この予算につきましては、三月補正で、国の新しい制度に移行したことによって国の加算率が定まらなかったということで、三月補正で補正を組んだところでした。ところが、実際加算要件に当てはめて算定をしたところ、人員配置とかそういうところで加算を満たさなかったというところで、今回減となったところでございます。

以上です。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 鳥獣被害防止緊急捕獲の八百八十万八千円の減額につきましては、これにつきましては、当初予定しておりました国の支援策であります一頭につき八千円の二千頭の一十六百円を計上しておりましたが、最終的に国の内示額がそれを下回ったということで減額をさせていただきました。なお、その不足した部分につきましては、市の単独の事業で活用しまして実施をしたところでございます。

なお、捕獲目標二千頭でしたが、本年度、千九百五十四頭、平成二十七年です、捕獲を、有害鳥獣の関連で捕獲しております。また、一般狩猟期間中の捕獲等々、捕獲頭数を勘案しますと、まだ報告は出てませんが、大体目標どおりの二千頭の捕獲ができたかなと判断しております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔五番 下川和博君〕

○五番（下川和博君） 四十七ページですが、青年就農が十名減ということでありましたけれども、これについての説明と、その下の畜産の増頭支援事業が、予定、結果は百五頭にとどまったということでしたが、これについての説明。

それから、六十七ページですね、時間外勤務手当についてなんですけれども、千四百六十一万四千円の減額になっております。実際、補正の後のやつが二千九百四十八万五千円で、予算は四千四百九万円つておったわけですが、実際使ったのは二千九百万円だったと。千四百万円今回減額をしておりますけれども、これについて具体的な説明をいただければありがたいかと思うんですが、どういふふうな理由でこれだけ余ったのか、最初の予算づけがどうだったのか説明をお願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 青年就農給付金についてお答えをいたします。

これにつきましては、当初、新規就農者の要望の方々が十名いらっしゃいましたので、その部分を見込んで、失礼しました、三十七名を交付金の対象者と見込んでおりましたが、平成二十七年度新規を十名と、十名以上を想定した関係で、本年度末で対象者が十名減になったということでの減額でございます。

なお、要望者につきましては、各交付金の申請、認定新規就農者という制度がございまして、それに認定されないと給付金を受けません。審査の中で、やっぱり就農計画がちょっと計画、過度な計画等々もございましたので、今回は十名の方は割愛をさせていただいております。

なおかつ、また平成二十八年度にもまた指導をしながら、給付金に乗っかるような形の指導をしまいたいと考えております。

あと、畜産の増頭支援事業につきましては、当初予定頭数が二百八十五頭を予定しておりました。それが結果的に百五頭という形で、三百六十万円の減額になります。

なお、増頭の資料につきましては、毎年畜産統計をとっております。これが年度末、二月になっておりました、その関係もございまして、今回減額が遅れたというところがございます。

以上でございます。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

時間外の実績についてでございます。

時間外勤務手当につきましては、当初、人件費の四％程度を見込んで計上しておるわけでございますけれども、かねてより御指摘がありますように、職員の健康管理につきましても、ノー残業デーを設定いたしましたして指導をしているところでございます。

詳細な数字を持ち合わせておりませんが、そういうことに

よる実績で縮減になったということでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔三番 濱上幸十君〕

○三番（濱上幸十君） 五十ページです。水産振興費ですね。種子島周辺漁業対策事業、マイナス五百五十二万円となっておりますけど、この原因は何でしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほどの答弁にもございましたように、実績による実績の減額でございます。

なお、この減額の要因につきましては、入札の執行残、入札執行残になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 報告第五号、専決処分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第八号））につきまして、反対の立場から討論をいたします。

この予算につきましては、毎度述べておりますが、一つには、長野市長のその政治姿勢であります。特にその財政問題について、私とは認識が大変異なっております。

私は、常日ごろ、この財政規律が、役所の財政規律がもう完全に失われてしまったと、放漫財政になっていると。特に国家財政がそうであります。千兆円を超える借金になっております。そのほか医療・介護等も入れます、医療、介護、年金含めると、このままだと千五百兆円ほどの積立て不足が生じると、そういうことも言われております。

この予算につきましても、結局百十六億円ほどの最終予算になりました。内訳を見ますと、国から大体六十億円、約半分ぐらい来ているわけです。その国が千兆円も抱え、なお十兆円単位で借金を増やし続けていると。これはもう役所の、日本の国家財政の破綻と言わざる得ません。

最近になって、外国の学者も大変日本の財政に興味を持っておられるようであります。ある方によりますと、日本はもう短い期間に五〇%ぐらいのインフレにしないと、この債務、借金問題は解決し

ないと。つまり千兆円の借金があっても、短期間のうちにインフレにすると、五〇%のインフレ、つまりお金の価値が半分になると、そうすると千兆円も五百兆円ぐらいの、実質五百兆円ぐらいの価値になると。これはもう社会による借金の踏み倒しであります。大変情けない話であります。また、大変なインフレになりますと、特に貧しい人たちに大きなしわ寄せが行くのであります。

この財政破綻の問題、もう、いよいよ大きな我々が取り組むべき課題になってきたと思います。未来の子供たちにこれだけの莫大な借金を負わせてしまう、これはもう何としても避けなければなりません。

翻ってこの予算案を見ますと、特に私は、人件費を問題にしておるところであります。正職員、特に、正職員が本庁に二百名ぐらいですか、百九十名ぐらいになっているかと思うんですが、あと、消防署、もう三十名近く、まあ、二百二十名ぐらいおられます。一人当たり八百万円として、人件費が、年間十七億円ぐらいかかるわけです。これが非常に大きな割合を占めております。八割ぐらいになるうかと思えます。

平均年俸六百万円、退職金は定年まで勤めて二千今百万円ぐらいですか、なるかと思えます。これは大変な官民格差です。民間はもうそんなことはないわけです。もう三倍、民間の三倍、四倍、休日とか身分保証とか年金も入れますと、私は、格差、官民格差十倍論を唱えておるところであります。これも早く是正に向かうべきで

あります。

長野市長自らその改革案をやはり示すべきなんだろうと思えます。予算はともかく、将来に向かつてどうしていくと。私は、この正職員も平均年俸は、全国平均並、大体四百万円、退職金も一千万円ぐらい、早急にそちらに持っていくということですが、あります。

その手始めにまずどうすべきか。それは選ばれた者が自ら身を切る改革をしていくと。特に三役、長野市長は……。

○議長（永田 章君） 瀬下議員、簡潔にお願いします。

○六番（瀬下満義君） はい、すいません。

三役が以前の年俸と退職金に戻しました。退職金は、もう前から戻っていましたが、市長が去年で千五百万円、年俸は千二百二十万円で。これはもう、正職員が年俸七百万円、そして退職金はもう三千万円もなった方、ある方もおられました。そういったときのその給与に戻ってしまったわけです。一体何という時代錯誤なのかと思えます。

市長自らちゃんと範を示して、退職金は廃止、年俸もせいぜい五百万円、これくらいにしないとやっていると。もちろん我々議員も、議員定数の問題とか、報酬も、我々平議員は四百万円ぐらいの年俸ですが、これなんかも考えて削減していくべきだろうとは思いますが。

そうやってちゃんと職員、特別職、そして一般職、一体となって

市民に向かってこの財政問題に真剣に取り組んでいく姿勢を示していく、それなくして西之表市の未来はないと思います。

地方自治体として生き残っていくことはこのままではできません。とにかく死に物狂いで我々はこの財政を立て直していく、そういう姿勢が必要だと思えます。そういうのが見られませんかので反対いたします。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一二番 長野広美さん登壇」

○一二番（長野広美さん） 平成二十七年年度の一般会計補正（第八号）の専決処分提案に対し、賛成の立場で討論いたします。

本市の予算は、今回の最終平成二十七年年度補正により、市税が約一〇%全体の収入を占めております。そもそも国からの補助金等を含めた本市以外の独自財源を二〇%、それから、それ以外の部分が大きく国県からの補助金による本市の財政状況にあります。その中で、今回、市税を計上されております。

今反対論者が申された国の借金と本市の依存体質といった部分の問題点について一言申し上げたいと思います。

そもそもが国の地方交付税という税制上の地方と国の配分のあり方の問題は、大変深刻な問題点として長い間そのまま維持されてきている現状にあります。例えば今回地方交付税の増額とあわせて、自動車の取得交付税及び消費税等の国からの本市への増額金が大き

く伸びております。

このように本市単独の問題ではなく、国と地方の関係の問題の中で、とりわけ本市においては、先ほど市長の説明がありましたように、農業所得、昨年度が実績としては、十三年以上ですね、六十億円を上回ってきたものに対して、平成二十七年は五十七億円と大変厳しい状況の中で最大限のさまざまな取り組みをしてきております。それが今回の平成二十七年年度の補正予算の中に示されております。

また、国保税につきましても、当初、繰出金が多額な繰出金を見込んでいたわけですが、六千万円という繰出金の中で何とかですね、この制度を維持しようという努力を示された結果となっております。

本市においては、市の財政運営のために、文化、教育、福祉、さまざまなところで取り組んだこの平成二十七年年度の最終の予算に対して、私は努力をされた結果と表して、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） しばらく会議を中断します。

午前十一時三十二分休憩

午前十一時三十三分開議

○議長（永田 章君） 会議を再開いたします。

反対討論はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 平成二十七年西之表市一般会計補正予算（第八号）について、反対の立場から討論をいたします。

歳入でそれぞれ一億三千七百六十五万一千円を追加しまして、合計百十六億四千三百三十万五千円という支出が、合計の会計報告がありました。で、これについては、今各所管の説明が行政経営課からまとめてありましたけれども、この重要な執行について事業の総括をした説明だけではやっぱり足りないんじゃないかと思えます。各所管の事業説明がかなり必要ではなかったかというふうに思います。やっぱり年度末のまとめをしまして、今後そういう方向性はどいういう執行をするべきかというのは、やはり各所管の議会の中で十分議論するべきだということを思います。

よって、やはり専決ではなく、各委員会で議論をするべきだといううことを主張いたしましたして、討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一一番 榎元一巳君登壇」

○一一番（榎元一巳君） 本案に賛成の立場から討論をいたします。

本市は、これまでさまざまな財政上の問題を抱えながら、この何年かで財政の改善に努められたことは皆さんも御承知のとおりだと思います。思っております。

また、厳しい仕事のありようについても、さまざまな展開がある中で、人員を削減しながらの中に、本市の運営に努力をされたことには皆さんも御承知のことだろうと思っております。

さまざまな問題点を抱えながらではありますけれども、平成二十七年の予算についても現状のように御説明があったとおりでございます。

財源についてのお話はこれまでもさまざまな点から行われておりますけれども、国もまたプライマリーバランスをとる年度を先送りすることなく、その目標達成のために国としての役割を果たす所存で、いろんなさまざまな政策が組まれることになってきました。私も本市でも、これからもこれまでに変わらず財政の削減や健全化を図りながら市民の負託に応えるという点では全く一緒でございます。

財政の問題については、先ほどの反対論者の中にも、国の破綻のことも十分話されております。まあ、一考考えるところもございませけれども、私たちはそうならないための施策を集中しながら、国と連動しながら動いていくということになろうかと思えます。

また、平成二十七年の政策の展開、検証については、本年度の決算委員会を通じて十分な審査や議論をしていただければというふうに思っております。

なおまた、我々は決算委員会のあり方についても、この承認・承認の問題についても、今後我々の議会の意向がいかように反映されていくべきかということも、議会内でもさまざまな議論をしながら、国にやっぱりそのところを推し進めていく、そういう御提案もすべきだろうと思っております。

本案の実施についての検証については、先ほど申し上げましたように本年度の決算委員会で十分な審査をお願いを申し上げまして、本案に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ここでお諮りいたします。

時間も大分経過をいたしましたけれども、正午も近づいておりますけれども、皆さん方の御同意があれば、このまま議案審議を続行したいと考えておりますが、よろしいですか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） それでは、議案審議を続行いたします。

△報告第 六号 専決処分の承認を求めることについて（平成

二十七年西之表市国民健康保険特別会計

補正予算（第五号））

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、報告第六号、専決処分の

承認を求めることについて（平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 議案書二十三ページをお開きください。

本案は、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十八年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるところでございます。別冊の専決処分書をごらんください。

今回の第五号補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百五十九万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十一億三千六十九万九千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

十二ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費五百八十四万八千円の減額の主なものは、一目一般管理費二百四十三万四千円、三目医療費適正化特別対策事業三百二十五万円の減額によるものでございます。

十四ページをお開きください。

二款保険給付費、一項療養費諸費三千二百二十四千円の減額は、決算見込みに基づくものでございます。

減額の主な要因は、上期の医療推計に基づき十二月補正で追加補正をいたしてりましたが、下期において医療費が予想どおり伸びなかったことによります。

十五ページをお開きください。

同款、四項出産育児諸費、一目出産育児一時金三百三十七万二千円の減額は、当初出産件数を三十二件と見込んでおりましたが、八件減の二十四件の実績見込みに基づくものでございます。

十六ページをお開きください。

七款、一項共同事業拠出金百九十万四千円の減額は、県国保連合会からの決定通知に基づくものでございます。

十七ページをごらんください。

八款保健事業費、一項特定健康診査等事業費六百四十六万七千円の減額は、当初受診率を国の示す六〇％で見込んでおりましたが、前年度比〇・一ポイント増の三七・二％の実績見込みによるものでございます。

同款、二項保健事業費三百四十万九千円の減額は決算見込みによるものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

八ページをお開きください。

一款、一項国民健康保険税、一目一般被保険者分保険税一千七百三十六万一千円の追加は決算見込みによるものでございます。税務課の徴収努力により現年度分徴収率が対前年度比三・六八ポイント

増の九五・一三％となっております。

三款国庫支出金から七款共同事業交付金につきましては、交付決定通知に基づくものでございます。

九ページの二項国庫補助金、一目財政調整交付金説明欄の二行目をごらんください。

国保保険者として高い意識を有し、その経営姿勢が良好であると評価され、その特別需要分して三千万円の交付金を受けることができたことによる特別調整交付金三千三百二十五万八千円を計上いたしております。

十ページをお開きください。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金一億四千九百二十七万一千円の減額は、付記説明のとおりでありまして、主なものは財政補填分を一億四千五百十三万五千円減額し、六千万円の繰入れで不足財源を補填しようとするものでございます。

十一ページをごらんください。

十一款諸収入、四項雑入、五目雑入一千四百二十七万八千円の追加は、主に説明欄上から七行目、国保連積立資産返還金四百八十四万八千円及び一番下の国保連剰余金九百二十五万一千円によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） すいません、教えていただきたいと思
います。

通常、国保会計へのこの国や県からの繰入金等については、収納
率、国保税の収納率が大きく左右するというふうな説明を以前に受
けております。それに対して今回ですね、特別調整交付金が三千円
を上回る形で加算されております。

この特別調整交付金、具体的にどのような理由だったのかという
ことと、税収の状況との兼ね合いで、現状はもつと税収を本来は望
ましいという状況なのか、平成二十七年度の実績という部分で評価
していただければと思います。

○健康保険課長（戸川信正君） 徴収率、特別調整交付金の説明で
すけれども、今説明しましたけれども、経営姿勢、結構三十項目ぐ
らいですか、三十数目、いろんな保健事業をちゃんとやっているか
とか、レセプト点検をちゃんとやっているかとか、徴収率は向上し
たのかとか、いろんな項目があります。それを総体的に判断をして、
県下で申請主義になっておりますので、県下でその申請をして国ま
で上げて、これが認められたということで、これはもう十数年
特別調整交付金としてですね、いただいております。

この徴収率の九五%ということですが、以前はカットが例
えば、今の西之表規模で九二%を下回ったら五%カットであるとか、
一〇%でカット、その下回ったらまた一〇%カットというのがあり
ましたけれども、今のところはカットはありません。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議あ
りませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決
いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第 七号 専決処分の承認を求めるとについて（平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、報告第七号、専決処分の承認を求めるとについて（平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市民生活課長 吉田孝一君〕

○市民生活課長（吉田孝一君） 御説明いたします。

議案書二十四ページをお開きください。

本案は、平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十八年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定により、議会に報告し、承認を求めるとでございます。

別添の交通災害共済事業特別会計専決処分書をごらんください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二十万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百六十四万五千円とするものです。

主な補正の主なものについて、歳出から御説明をいたします。

六ページをお開きください。

一款、一項、一目事業費のうち一節報酬及び九節旅費の費用弁償は、西之表市交通災害共済審査会に係るもので、審査会が開催され

ませんでしたので、全額を減額しております。七節賃金は、共済加入業務のための臨時的雇用者に係るもので、一月から三月に二人の雇用を予定しておりましたが、一人の雇用としたために減額するものでございます。八節報償費は、共済会費の取りまとめに係るもので、実績により減額をしております。十九節負担金補助及び交付金は、実績により共済見舞金を当初見込みから七十三万六千円減額しております。

二款、一項、一目基金積立金に九十五万六千円を追加してございます。これにより平成二十七年西之表市末における交通災害共済基金の残高は三千百十九万円になります。

次に歳入について御説明いたします。

五ページを開きください。

一款、一項、一目共済会費収入二十万三千円の減額は実績により減額しております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第 八号 専決処分の承認を求めることについて（平成

二十七年西之表市地方卸売市場特別会計

補正予算（第二号））

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、報告第八号、専決処分

の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市地方卸売市

場特別会計補正予算（第二号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 報告第八号、専決処分の承認を
求めることについて御説明を申し上げます。

本案は、平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算
（第二号）でございます。

地方自治法百七十九条第一項の規定により平成二十七年三月三十
一日に別冊処分書のとおり専決処分をしたものでございまして、同
条第三項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもので
ございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一
万四千円を減額し、歳入歳出それぞれ五十二万円とするものでござ
います。

別冊処分書六ページを開きください。

歳出から御説明いたします。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費の十一節需用費、
修繕料を実績に基づきまして十万円減額をし、歳入との差額八万六
千円について、二十五節積立金、地方卸売市場基金、二十八節繰出
金、一般会計繰出金にそれぞれ三万五千円を増額し、二款、一項、
一目予備費を一万六千円増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款使用料及び手数料、一項、一目使用料一万四千円の減額は、
売上高割の実績に基づくものであります。

以上の補正によりまして、市場基金の平成二十七年度末現在高は二百九十八万四千円となる見込みであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
ここでしばらく時間をいただきたいと思います。

先ほど冒頭ですね、新しい課長さんの紹介をいたしましたけれども、その中で建設課長濱上課長を紹介するのをすっかり忘れておりまして、傍聴者がおる中で紹介をすればよかったですけれども、まことに申しわけございませんけれども、建設課長、濱上喜美男君、改めて紹介をいたします。

○建設課長（濱上喜美男君） はい、よろしく願います。

○議長（永田 章君） ここでしばらく休憩をいたします。おおむね十三時ごろより再開をいたします。
午前十一時五十三分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案審議を続行いたします。

△報告第 九号 専決処分の承認を求めるとについて（平成

二十七年西之表市介護保険特別会計補正
予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、報告第九号、専決処分の承認を求めるとについて（平成二十七年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 議案書二十六ページをお開きください。

本案は、平成二十七年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十八年三月三十一日に専決処分をしたもので、同条第三項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるところでございます。別冊専決処分書をごらんください。

今回の第五号補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二千八百八十三万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億一千七百三十九万二千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

十一ページをお開きください。

二款保険給付費、一項介護サービス等諸費四千七百二十四万七千円の減額は、要介護者に係る介護サービス給付費の決算見込みに基づくものでございます。

十二ページをお開きください。

十三ページにかけての同款、二項介護予防サービス等諸費から同款、五項特定入所者介護サービス等費につきましても、決算見込みにより補正しております。

この保険給付費につきましては、毎年大幅に増加しておりますが、平成二十七年より総合事業を導入したことにより、十八億三千三百万円、対前年度比三百万円、コンマ一六の減と、平成十二年制度開始から初めて減少することとなりました。認定者数も千八十二人、対前年比一百三十人、二・五八%の減となっております。

十四ページをお開きください。

十五ページにかけての同款、二項包括的支援事業任意事業七百六十六万三千円の減額も決算見込みによるもので、一目任意事業費五百四十三万三千円の減額が主なものでございます。

これは主に国の交付要綱の一部改正により、元気度アップポイント事業費四百九十八万四千円を四項一般介護予防事業費に組み替えたことによります。

三項介護予防生活支援サービス事業費二千三百四十万七千円の減額は、これは主に一目サービス事業費、十三節委託料四百六十二万七千円、十九節負担金補助及び交付金を一千二百四十八万八千円減額したことによります。

十六ページをお開きください。

四款、一項基金積立金、一目準備積立金五千二百八十一万円の増、追加は決算見込みによるものでございます。昨年度末の基金残高三千六百二十二万円に五千二百八十一万円を積み立て、平成二十七年末残高が八千八百九十四万七千円になる見込みであります。

次に歳入について御説明いたします。

七ページをお開きください。

一款、一項介護保険料二百九十七万四千円の追加は決算見込みによるものです。

八ページをお開きください。

八款繰入金、一項一般会計繰入金二百九十七万円の減額は、付記説明欄とおり職員給与費及び事務費等の決算見込みによるものになります。

同款、二項基金繰入金三千三百二十一万八千円の減額は、決算見込みにより繰入れを〇とするものになります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） 今説明いただいたいきいき遊湯クラブ推進事業についてです。

金額の確認ではないんですけども、本市においても、今年二月に開設された地元の温泉施設の利用の状況について、これはこの遊湯クラブの事業の対象になっているのかどうか、もしくは今後なされるのか、それを説明お願いいたします。

○健康保険課長（戸川信正君） 今説明したのはですね、元気度アップポイント事業で、ポイントは一回に結局いろいろボランティアとか参加したときに、ポイントを追加する部分でございます。

○一二番（長野広美さん） 遊湯クラブ。

○健康保険課長（戸川信正君） あの、遊湯。

○一二番（長野広美さん） いきいき遊湯クラブ推進事業ってありますよね。介護保険の中にありますよね。

○健康保険課長（戸川信正君） 遊湯クラブの事業についてですか。遊湯クラブにつきましては、平成二十七年までには南種子のほうに行っておりますので、西町に来たのは、三月から始まりましたけれども、新年度から、平成二十八年度から西之表市で実施しております。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん」

○一三番（橋口美幸さん） 十四ページなんですけど、任意事業五百四十三万三千円の減額ということになっておりますが、総合事業に移行したということ減が生じたという御説明だったと思うんですけども、この認定が千八十二人から百三人減という数字も出ましたが、これが具体的にどのような形で、認定される人が少なくなったのか、健康になったのかっていう総括がされたのかどうかっていうことをお伺いしたいと思います。

○健康保険課長（戸川信正君） 結局認定者が減ったのはですね、総合事業になって、認定を受けなくてもいろんな事業が受けられるということ減っておりますことだと思いますけれども、その細かい分析につきましては、今からちょっと分析をしていこうかなと思っております。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） 今と同じようなあれだったんですけど、すいません、人数、その認定者数の人数がちよっとよく聞き取れなかったんですけど、すいません、もう一回。

○健康保険課長（戸川信正君） 認定者数が千八十二人です。それで、対前年度比百三十人、二・五八%の減ということになります。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔一三番 橋口美幸さん登壇〕

○一三番（橋口美幸さん） 議案第何号でしたっけ、介護保険についての反対討論、介護保険事業費の専決処分に対する反対する立場として討論を行いたいと思います。

そもそもこの介護事業は、昨年度から新しい事業に移りました。

そういう中で、もっと細かい分析が必要だと思います。今の説明の中では、到底今後の介護事業がどのようなかというところが報告だけでは深められていないのではないかというふうに思います。

そしてまた、専決処分の大事な意味としては、緊急性があるかどうかというところがあると思います。時間をとって今議会で、一般会計でも述べましたが、今議会できちんと議会の所管の立場での議論が必要だというふうに思います。

専決をする理由もないのではないか、そして決算までこういう状況を伸ばしていくということは、来年の予算にしか反映できないということもありますので、ぜひ専決でなく議会の中できちんとつけて議論をするべきだということもつけ加えまして、反対の討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第一〇号 専決処分の承認を求めることについて（平成

二十七年西之表市後期高齢者医療保険特

別会計補正予算（第五号））

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、報告第一〇号、専決処

分の承認を求めることについて（平成二十七年西之表市後期高齢

者医療保険特別会計補正予算（第五号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 議案書二十七ページをお開きくだ

さい。

本案は、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計

補正予算（第五号）について、地方自治法第七十九条第一項の規

定により平成二十八年三月三十一日に専決処分したもので、同条第

三項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるところでござい

ます。

別冊専決処分書をごらんください。

今回の第五号補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

三百九十九万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

二億一千二百九十四万四千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費九十五万八千円の減額は、一般管理費の役務費及び医療費適正化事業の賃金の減額が主なものでございます。

二款、一項後期高齢者医療連合会納付金百七十四万一千円の減額は、主に保険基盤安定負担金百九十一万三千円の減額によるものです。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項後期高齢者医療保険料四十六万円の追加は、決算見込みによるものでございます。

三款繰入金、一項一般会計繰入金三百八十八万四千円の減額は、決算見込みによるもので、一、目事務費繰入金百九十七万一千円、二

目保険基盤安定繰入金百九十一万三千円の減額によるものでございます。

六ページをお開きください。

五款諸収入、四項雑入五十三万九千円の減額は、健康診査補助金及び特別調整交付金等の交付決定に基づく減額によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） すいません、これで年度末になりますので、保険料の徴収の状況について、金額は、ここで示されました現年度分、普通徴収の保険料の現年度分、滞納分、繰越分とあります。それぞれに徴収率というのを説明お願いします。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

現年度分がですね、九九・六〇%、〇・〇四%の減となります。滞納繰越分が五八・二三%、前年度二一・六%、合計で九九・三一%、前年度〇・一三%の増となっております。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） すいません、特別徴収の保険料と普通徴収の保険料とありますが、これは分けてないんですか。

○税務課長（長吉輝久君） 特別徴収は一〇〇%になっております。以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第一一号 平成二十七年西之表市一般会計繰越明許費

繰越計算書の報告について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、報告第一一号、平成二

十七年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを

議題といたします。

報告を求めます。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明を申し上げます。

議案書二十八ページをお開きください。

本案は、平成二十七年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第二百十三条に規定する翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、同法施行令百四十六条第二項の規定により、別紙のとおり議会に報告をするものでございます。

議案書二十九ページを開きください。

平成二十七年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。今回の繰越明許は、十一件十一事業でございます。金額とありますのは、いずれも三月議会において補正予算あるいは国の地方創生関連の追加補正予算において繰越明許費として補正された金額となります。その合計が総事業費三億四千三百二十五万九千円、そのうち三億二千二百五十九万九千円を繰り越すものでございます。

事業名の最後尾に、加速化の文字が入っている四事業については、地方創生加速化交付金に要望した事業でございまして、翌年度繰越額が減となっているものにつきましては、内示額が削減されたことに伴い、事業費の見直しを図ったものでございます。

なお、今回減額となっている分については、先ほどの専決処分、二十七年補正予算（第八号）の中で減額調整を行っております。

同様に、二つ目の自治体情報セキュリティ強化対策事業と五つ目の認定農業者育成事業も、国の補正事業の、補正関連の事業でござ

いまして、時間的に年度内の執行ができなかったものですが、認定農業者育成事業については、国の内示額が減ったことから、翌年度の繰越額が減っております。

国の補正以外での理由による繰越分について御説明をいたします。表中上から一番目、公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業一億二千九百四十一万円は、防災計画上の避難施設でございます。市庁舎、保健センター、国上小学校、住吉小学校へ太陽光や風力発電設備を蓄電池とともに整備をし防災機能の向上を図るもので、九州電力の系統接続の協議等に時間を要したことにより事業開始に遅延が生じ、繰越しをしようとするものでございます。

表中上から六番目、県単漁港整備事業安城漁港四百万円は、県からの事業提案が十一月にあり、承認内示が遅れたことから、標準工期がとれないために繰越しをしようとするものでございます。

二つ飛ばしまして、表中九番目、社会資本整備総合交付金事業安城平松線二千七百六十八万八千円及び次の社会資本整備総合交付金事業西町上之原線八百九十万三千円は、用地交渉に不測の日数を要したことによりまして、年度内の完了が困難であることから繰り越したものでございます。なお、安城平松線の金額欄との差額は、平成二十七年内に執行済みの分が差し引かれております。

一番最後の都市公園安全安心対策事業二千二百四十二万円は、建物の規模選定に係る協議及び工事箇所の見直しに不測の日数を要し、年度内の完了が困難なことから繰越しを行おうとするものでござい

ます。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第一一号は、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により報告をされるものであります。

質疑を省略いたします。

△報告第一二号 平成二十七年西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、報告第一二号、平成二十七年西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

〔水道課長 福山隆一君〕

○水道課長（福山隆一君） 本案は、平成二十七年西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第二十六条第一項に規定する翌年度に繰り越して使用する経費について、同条第三項の規定により、別紙のとおり議会に報告をいたすものでございます。

議案書の三十一ページをお開きください。

一款資本的支出、一項建設改良費、武部・深川地区簡易水道統合整備事業につきましては、水道事業認可取得に際し、県など関係機

関との協議に九カ月を要したため、本体工事について実施ができなかったため、平成二十七年西之表市水道事業会計予算計上額四億四千五百八十万四千円について、支出済額二千四百三十九万六千九百円、取水導水設備の見直しによる不用額七千三百九十九万七千円を差し引いた三億四千七百五十万円を事業繰越額として翌年度に繰越しを行うものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第一二号は、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により報告されるものであります。

質疑を省略いたします。

△議案第三五号 西之表市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第三五号、西之表市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔教委総務課長 中村章二君〕

○教委総務課長（中村章二君） それでは、御説明いたします。議案書三十二ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第三五号は、西之表市教育長の職務に専念する義務の特例に

関する条例の制定についてであります。

まず、この条例の提案理由について御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育長の職務について、その職責に鑑みて、常勤とし職務専念の義務が規定されたため、教育長の職務に専念する義務の特例、免除規定を定めるため条例を制定しようとするものです。

続きまして、条文の本身について御説明いたします。

第一条は趣旨規定で、この条例が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十一条第五項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めることを規定しています。

第二条は、職務に専念する義務の免除です。教育長は、一号、研修を受ける場合、二号、厚生に関する計画の実施に参加する場合、三号、前二号に規定する場合のほか教育委員会が定める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることのできることを規定しています。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしています。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第三六号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第三六号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明いたします。

議案書三十三ページを開きください。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

提案理由といたしまして、平成二十三年度に策定いたしました西之表市辺地に係る総合整備計画が平成二十七年で終了したことに伴いまして、計画の更新が必要となることから、辺地に係る公共的施設総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、新たに平成二十八年度から平成三十二年までの計画を策定をし、公共的施設の整備を推進しようとするものでございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定したので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第三条第一項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

三十四ページをお開きください。

総合整備計画について御説明をいたします。

まず、計画書の右上、辺地の人口及び面積については、昨年十二月末現在を基準としてございます。

辺地の概況でございますが、一番目の辺地を構成する町又は字の名称は、市内全域を対象としてございます。地域の中心の位置は東町一番地となります。辺地度点数百点以上の地域が対象となりますけれども、本市は百三十一点でございます。

二の公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、説明文の真ん中より中段から、まだ整備しなければならない施設として、幹線道路や新たな交通体系の整備、下水処理施設、教育文化施設、児童・高齢者福祉施設、消防・電気・通信施設、観光振興、地区住民交流や健康増進を図るための各種施設、農道網や畑かん施設等各種施設の整備・充実を図るとともに、農地の土層改良推進をし、経営の近代化と生活環境の改善を進めていくことが必要としてございます。

各施設ごとの整備の考え方についてはお目通しをお願いいたします。

三十六ページになります。

三の公共的施設の整備計画についてであります。平成二十八年度からの五年間の対象事業の全体事業費二十七億八千二百九十三万二千円、うち一般財源が十五億六千三百五十七万円ですが、そのうち十三億一千八百八十二万円を辺地対策事業債として予定をしております。

なお、本計画書の上程に当たっては、あらかじめ県知事と協議をすることが定められておりますが、これについては五月三十一日に異議のない旨の回答を得ておりますことを御報告いたします。

また、五月の十三日から先週の金曜日、六月の十日まで、ホームページにてパブリックコメントを実施してございましたけれども、特に意見はなかったという報告を受けてございます。

御承知の通り、本計画書は起債額の八〇%が後年度交付税措置をされる大変有利な辺地債を借り入れるための根拠となる計画書になるものでございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一三番 橋口美幸さん」

○一三番（橋口美幸さん） 三十五ページ、七番ですけど、観光レクリエーション施設に二億二千四百万円という事業費が組み込まれてありますが、これが具体的な方向性が決まっていれば、説明もうちよつとお願いいたします。

○行政経営課長（神村弘二君） 現在の計画の中で、事業をですね、大体四十三事業ほど予定をしております。

内訳といたしまして、市道関係が十四、それから、農道に関連する部分が十三、その他が残りというような形になりますが、観光関係では、中心拠点施設の周辺整備、それから、その中心拠点施設の部分についても一応辺地債の中に計画として入れてございます。あとですね、そこら辺があります。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第三七号 平成二十八年度西之表市一般会計補正予算

（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第三七号、平成二

十八年度西之表市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第一号）で
ございます。

別冊の予算書条文をごらんいただきたいと思えます。

第一条は、歳入歳出予算の総額について、歳入歳出それぞれ三億
七千七百五十四万三千円を追加をし、歳入歳出それぞれ九十九億一
千六百五十四万三千円とするものでございます。

四ページをお開きください。

第二表、債務負担行為は二件でございます。

一つ目は、平成二十八年度に種子屋久農業協同組合がさとうきび

農家に貸し付けた緊急支援資金に係る利子補給で、期間は平成二十
九年から平成三十二年まで、限度額を二十万円であります。

二つ目も同じく種子屋久農業協同組合が平成二十八年度に農家に
貸し付けた緊急支援資金に係る利子補給ですが、これは昨年度気象
災害により被害を受けましたバレイシヨ、豆類の園芸農家が再生の
ために緊急に資金を借り入れるときの利子補給で、期間を平成二十
九年から平成三十二年まで、限度額を三十万円とするものでござ
います。

五ページをお開きください。

地方債補正は二件で、緊急防災減災事業の事業費増によりまして、
限度額を九千三百九十万円増とし、七億六千八百六万一千円と定め
るものでございます。

続いて、歳入歳出予算事項別明細書について、歳出から御説明を
いたします。なお、金額の大きいもの及び特徴的なものについての
説明とさせていただきます。

十一ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は一千七百七十二万
七千円減額しております。中身は、二節給料一千四十七万四千円の
減額など人事異動に伴うものでございます。以下各節人件費の増減
も同様でございます。

十二目企画費に三百五十四万七千円を増額しております。これは、
昨年地方創生関連事業で実施いたしました高等教育機関活用事業

や分散型エネルギーマスタープラン推進事業におきまして、可能性等の調査結果を受けて、さらなるニーズ調査、課題等の検討を進めていこうとするもので、八節報償費、講師謝金等二百四十七万二千円が主なものでございます。

十二ページをお開きください。

二十三目地域振興費は二百二十一万七千円の増額でございます。主なものは、十九節負担金補助及び交付金二千三百三十二万五千元で、宝くじのコミュニティ助成事業が二地区決定をいたしましたので、その分の三百三十万円と、中割鴻峰小学校跡地を活用した交流高齢者支援などの拠点建設の整備について総務省の補助を受けて実施しようとするもので、二千二万五千元の事業費でございます。

十四ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費は二億二千五百七十四万七千円の増額であります。

主なものは、二十八節繰出金付記説明欄の国民健康保険特別会計への繰出金でありますけれども、対象者となる保険者数の減が見込まれることから、保険基盤安定については二千二十八万三千円の減額としましたが、法定外の繰入れが二億四千三百万円見込まれることから、二億二千二百四十八万六千円を増額するものでございます。

十五ページをごらんください。

六目介護保険事業五百三十四万五千円の増額及び七目後期高齢者医療費四百七十一万二千円の減額は、ともに二十八節繰出金でござ

いますけれども、人事異動に伴うものでございます。

同款、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費は八百一十一万一千円の増額となっております。

主なものは、十三節委託料で、放課後児童クラブが一園増えたことにより三百二十一万二千円を計上してございます。

十八ページをお開きください。

六款、一項農業費、三節農業振興費は四千八百四十一万七千円の増額でございます。

全額十九節負担金補助及び交付金で、主なものは鳥獣被害防止ネット助成五百四十九万七千円、認定農業者経営支援、これは国の緊急補正で不採択となった部分について、融資主体型の補助事業に取り組もうとするものでございまして、六百四十万円、昨年度の冷害被害を受けた園芸農家の早期回復を支援する園芸産地再生支援事業として三千八百一十三万三千円それぞれ新規に計上してございます。

十九ページをごらんください。

同款、三項水産業費、二目水産業費を三百六十七万二千円減額としております。内容は、十九節負担金補助及び交付金で、離島漁業再生支援交付金の対象漁家の減少によるものでございます。

二十一ページをお開きください。

八款土木費、二項道路橋梁費、二目道路橋梁維持費に三百万円増額をしております。十五節工事請負費で、市道現和下之町石堂線で土砂崩れが発生したことによりまして、緊急に崩土の除去が必要と

なったことから、他節へ流用した部分につきまして既存維持工事費を補填するものでございます。

その下になります。三目道路新設改良費も三百万円追加をさせていただきます。十九節負担金補助及び交付金で、県事業の地方特定道路整備事業の事業内容の変更に伴うものでございます。

二十二ページをお開きください。

九款消防費、一項消防費、三目消防施設費に九千七百二十五万六千円を追加してございます。内容は、榕城分団女性分団の詰所整備事業に伴うものでございまして、土質調査等の委託料に一千八百八十二万一千円、十五節工事請負費に八千五百四十三万五千円を計上しております。

十款教育費、一項教育総務費、二目事務局費は五百八十二万円の減額となっております。十九節負担金補助及び交付金は七十二万円の減額補正となっておりますが、離島活性化交付金を活用した山村留学里親等支援事業におきまして、対象者が見込みより減となったことによるものです。ただ、一人当たりの支給月額を一万円増額をし四万円としてございます。

二十四ページをお開きください。

同款、三項中学校費、二節教育振興費に六百九十万円計上してございます。これは、過年度に発生しました事故に対しまして日本スポーツ振興センターからの見舞金が増額したことに伴いまして、同額を受け入れて支出をするものでございます。

二十五ページをごらんください。

同款、五項保健体育費、三目社会体育費に七十九万九千円を計上しております。これは報償金でありまして、財源としてふるさと応援寄附基金を活用いたしました。島外から実業団選手を招聘をして、子供たちや一般の方向けのバレーボールの講習会を実施しようとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

八ページをお開きください。

十三款国庫支出金、一項国庫負担金、一目民生費国庫負担金は五百二十九万三千円の減額をしております。

主なものは、四節国民健康保険医療費助成費負担金四百七十六万四千円の減額で、保険基盤安定の保険者支給支援分について、対象となる被保険者の減が見込まれることによる減額でございます。

同款、二項国庫補助金、七目総務費国庫補助金は一千六百五十万円を計上してございます。一節総務費補助金で、歳出で御説明いたしました中割地区の拠点整備事業への総務省補助金で、十分の十でございますけれども、国の予算枠の関係で一千六百五十万円が補助されるものでございます。

十四款県支出金、一項県負担金、一目民生費県負担金は一千四百四十八万八千円を減額してございますが、これは先ほど国庫負担金の中で御説明をしましたように、保険基盤安定の保険者支援及び国保軽減分の支援対象者の減が見込まれることにより減額補正とするもの

でございます。

同款、二項県補助金、四節農林水産業費県補助金に四千四百二十万二千円を増額してございます。

九ページをお開きください。

主なものは、中心的経営体施設整備事業、これは歳出の認定農業者経営支援に対応するものでございますが、四百八十万円、地域振興推進事業、これは鳥獣被害防止ネット助成に対応するもので、五百二十五万六千円、さらに園芸産地再生支援事業として三千八百一万三千円、それぞれ補助率に応じて計上してございます。

続いて、十七款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は二億二千九百七万一千円を計上しておりますが、今回補正の財源補填として財政調整基金から二億二千六百六十三万四千円、また、ふるさと応援寄附基金から三事業分について二百四十三万七千円を繰り入れてございます。

十九款諸収入、四項雑入、一目雑入は九百三十六万九千円を増額してございますが、主なものは、一節総務雑入のコミュニティ助成事業三百三十万円、八節教育雑入として日本スポーツ振興センターの共済給付金六百九十万円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「六番 瀬下満義君」

○六番（瀬下満義君） 中割地区の二千万円の事業ですが、集落広

域ネットワーク、広域ネットワーク圏ですか、集落の広域ネットワーク圏形成事業とかなんかありますが、これはどんな事業なんでしょうか。

「地域支援課長 大瀬浩一郎君」

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

中割校区のほうに鴻峰小学校の跡地があるわけなんですけども、今は普通財産になってまして、普通財産のままなんですけども、その跡地を活用しまして、あそこの中で、その、活性化のための施設整備をしたいという事業なんですけども、大体二千万円のうちの半分ぐらいがハードで、一千万円ぐらいがソフト事業になります。

平成二十七年度で、地元の中割の方と話し合いをずっとやりまして、その中で、宿泊の交流をやりたいという話と、あと、高齢者の集まる場所がほしい、それと、その、買ひ物の支援がどうかならないかとかです、あと、中割のその学校の思い出を残してほしいという、そういう話がありまして、それをこう事業化していくための事業になります。詳しい中身はまた今後中割の人たちと話をしながらやることになります。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん」

○一三番（橋口美幸さん） 十一ページの歳出なんですけど、企画費のところの報償費についても一回お伺いしたいと思います。

これは、先ほどは地方創生における、まあ、三つの事業の調査と
いうことで認識をいたしました。これはコンサルタント会社なの
か、決まっていればその会社とか、コンサルタントの調査の人数な
のか、ここはよくわかりませんので、どういふふうはこの予算が使
われるのかを教えてください。

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

先ほどもちよつと触れましたけども、この企画費の三百五十四万
七千円自体が、高等教育機関の活用事業、それから分散型エネルギ
ーマスタープラン推進事業の部分でございます。

謝金につきまして、高等教育機関の活用事業の部分が百八十五万
八千円、分散型エネルギーマスタープランの部分が六十一万四千円
です。

中身としましては、高等教育機関の活用事業の部分については、
専門的な方に来ていただく部分の謝金であるとか、あるいは、そう
いう協議会を設置をしますので、協議会に対する謝金であるとか、
そういう部分になります。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔五番 下川和博君〕

○五番（下川和博君） 二十四ページですが、開発総合センターの
管理費の中で、報酬が六十万円、開発総合センターの名誉館長の報
酬というふうにありますけれども、どなたが名誉館長であって、ど

ういふふうな、名誉とつくぐらいますから、功績があったのか、ま
た、どういふふうなその方にアドバイスとかいろいろものをいただ
きたいのか、少し具体的にお願いをいたします。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） 提案としましては、当市の歴史文
化、文化財及び種子島総合開発センター収蔵資料について、学識者
等のより専門性の高いニーズに対応して総合開発センターの普及啓
発を図るために名誉館長を設置しようとするものでございます。

設置の方につきましてはこれからの選考となりますが、これまで
開発総合センターは、西之表市だけではなく、種子島を代表する施
設でございます。全国からも、博物館の資料の内容の問い合わせも
多く、観光客やテレビ関係の方々も来賓され、資料の説明を求めら
れている部分でございます。これ以上に種子島の歴史、文化歴史に
ついて詳しい方を今後選定をして、充実した運営を図るということ
を考えての提案でございます。

以上です。

○五番（下川和博君） 今の説明であって名誉という名前が要るん
ですかね。どういふふうな功績があったのか、その方が。もしこれ
から見つけるというのもちよつと私は理解に苦しむところなんですけ
ども、もしこのような方がおられるというのであれば、名前を出し
ていただきたいと思えますけども。

○社会教育課長（松下成悟君） ちよつと名前まで、名前といいま

すか、これから本当に選考をしていく部分でございますし、やはりこれまで学識的にいる種子島のことについて勉強された方というのを選んでいきたいと思えますし、そこはやはり名誉館長という名前をつけた方がよいんじゃないかということでの提案でございます。

「委員会」と呼ぶ者あり」

○五番（下川和博君） 私は、まあ、委員会が別なものですから、ぜひ所管の委員の皆さん方、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） はい、ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は付託表のとおり分割して各所管の常任委員会に付託いたします。

△議案第三八号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議案第三八号、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）であります。

それでは、議案第三十八号、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二億二千五百七十四万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十二億二千五百七十四万三千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書八ページをお開きください。

九ページにかけての二款保険給付費、一項療養諸費は、過去三年間の一人当たりの医療費の実績及び被保険者の推計に基づき算定したもので、一般被保険者を五千二百二十一人、退職被保険者を百七十四人で推計いたしております。

一目一般被保険者療養給付費七千七百六十八万四千円の増額は、一人当たり療養給付費二十六万三千二百九円で、当初予算比六％増加したことが主なものでございます。

二目退職被保険者等療養給付費四千二百四十九万八千円の増額は、一人当たり療養給付費五十一万八千九百九十円で、当初予算比九・六％増加したことが主なものでございます。

九ページをごらんください。

同款、二項高額療養費三千五百四万一千円の増額も、療養諸費と同様に推計いたしております。

三款、一項、一目後期高齢者支援金は、国の通知により一千二百二十六千円減額し、二億八千七百五十八万七千円を計上いたしております。

十ページをお開きください。

六款、一項、一目の介護納付金は社会保険診療報酬支払基金からの通知により二百六十五万四千円減額し一億四千六百六十七万円を計上いたしております。

七款、一項共同事業拠出金も県からの通知により計上いたしております。一目高額医療拠出金は、一件八十万円を超える医療費に関する県単位の共同事業で、八百十四万九千円の増額、二目保険財政共同安定化事業は、一件八十万円以下の医療費に関する共同事業で、四千二百六万五千円の増額計上いたしております。この共同事業交付金から拠出金を差し引きますと、六千七百万円の赤字ということになります。

十一ページをお開きください。

九款、一項基金積立金、一目準備積立金は百三十八万五千円を増額し三百三十九万三千円を計上いたしておりますが、これは市国民健康保険基金条例第二条の規定に基づき前年度繰越見込額の五％の額を計上するものです。この積立てにより、今年度末の基金残高は一千六百九十万一千円になる見込みです。

十一款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目償還金は、前年度療養給付費国庫負担金等精算返納金二千二百七十四万六千円及

び特定健診の国庫返還金をそれぞれ百三十一万九千円を計上いたしております。

十二款、一項、一目予備費は、一般被保険者の療養給付費の三％以上の額を計上することになっておりますので、三百十万八千円増額し、保険給付費見込額十六億五千三百万円 of 三％に相当する四千九百九十五万五千円を計上いたしております。

次に、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

まず、財源不足の対応について述べさせていただきます。

市長の所信表明でも述べておりますが、今年度は国保世帯の所得、特に農業所得が大幅に落ち込んでいることや、平成二十八年度の制度改正により課税限度額が八十五万円から八十九万円と約四万円引き上げられること等から、このタイミングで税率を上げますと被保険者の方々に多大な負担がかかることとなります。また、平成三十年から県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うことになっており、国や県の動向を見きわめるためにも、やむを得ず税率を改正を行わず、一般会計からの法定外繰入れ二億四千三百万円に対応することで調整をいたしました。

法定外繰入額が約五千八百万円増加したことの主な理由は、一般被保険者医療費が約五・八％伸びたことにより三千百万円、共同事業拠出金の赤字の拡大で二千七百万円増加したことによります。

それでは、歳入の説明に入らしていただきます。

一款、一項国民健康保険税は一億九千三百八十九万円の大幅な減額となっております。

この主な理由は、当初予算は医療費等の支出見込額から国県補助金及び一般会計繰入金等の歳入見込額を差し引いた不足額を全額税に求める予算計上をいたしておりますが、今回その不足額を一般会計から法定外繰入れで対応する予算を編成したため、結果的に大幅な減額の予算となっております。

三款国庫支出金、四款療養給付費交付金及び六款県支出金につきましては、歳出の医療費等の推計に基づき計算いたしております。

七ページをお開きください。

五款、一項前期高齢者交付金は二千百三十九万円の減額となっておりますが、三十九万一千円の減額となっておりますが、これは交付決定通知によるものであります。

七款、一目共同事業交付金六千二百八十七万九千円の増額は、県の交付金案によるものでございます。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金二億二千二百四十八万六千円の増額は、保険基盤安定繰入金二千二十八万三千の減、人事異動による職員給与費等二十三万一千円の減、財政補填分二億四千三百万円の増によるものでございます。

十款繰越金、一項繰越金、一目その他繰越金は二千八百二万二千円の増額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第三九号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補

正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、議案第三九号、平成二

十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）であります。

それでは、議案第三九号、平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五百七万二千元を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十億三千七百二千元とするものであります。

補正の主なものにつきましては、歳出から御説明いたします。

事項別明細書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費百三十四万五千円の追加は、職員の人事異動に伴うものでございます。

三款地域支援事業費、二項包括的支援事業任意事業費、一目任意事業費四百九十二万四千円の減額の主なものは、元気度アップポイント事業を四項一般介護予防事業費、一目一般介護予防事業費へ支出科目を変更したことによります。

二目地域包括支援センター運営事業費二百五十一万円の追加は、主に新たにセンターに社会福祉士を配置したことによります。

七ページをごらんください。

三目認知症総合支援事業費百二十一万七千円の追加は、大学との連携により認知症予防のための支援体制の整備を図るものです。

四項、一目一般介護予防事業費四百九十二万四千円の追加は、元気度アップポイント事業費の支出科目変更によります。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

四款国庫支出金及び六款県支出金は、歳出補正に伴うものでございます。

八款繰入金、一項一般会計繰入金、五目その他一般会計繰入金百三十四万五千円の追加は、一節職員給与費等繰入金百三十四万五千円で、人事異動に伴うものでございます。

同款、二項、一目基金繰入金三百万七千円の追加は、収支調整に

よるものでございます。これにより平成二十八年度末の基金残高は八千八百六十八万一千円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託をいたします。

△議案第四〇号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、議案第四〇号、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）であります。

それでは、議案第四〇号、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百七十九万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億一千六百二十万

五千円とするものであります。

補正につきましては、歳出から御説明いたします。

事項別明細書の六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費四百七十八万八千円の減額は、人事異動に伴うものでございます。

二款、一項、一目後期高齢者医療広域連合納付金二百九十一万三千円の追加は、保険料の増分を追加するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項後期高齢者医療保険料二百九十一万三千円の追加は、広域連合推計によるものでございます。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金四百七十八万八千円の減額は、歳出一款、一項、一目一般管理費の人事異動に伴う人件費補正に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第四一号 平成二十八年西之表市水道事業会計補正予

算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、議案第四一号、平成二

十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 福山隆一君」

○水道課長（福山隆一君） 御説明いたします。

本案は、平成二十八年西之表市水道事業会計補正予算（第一号）であります。

一ページ、予算書条文をお開きください。

二条につきましては、収益的収入及び支出の補正であります。

事業収益を五万一千円増額して四億五千九百五万一千円に、支出の事業費を二百四十三万七千円増額して四億五千四十三万七千円に改めるものであります。

内容につきましては、十三ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の執行計画書でございます。

収入の一款事業収益、二項営業外収益、二目他会計補助金、一節一般会計補助金は、統合簡易水道に要する経費と基礎年金に係る負担金との合計額で、五万一千円の増額補正となっております。

支出の一款事業費、一項営業費用二百四十三万七千円の増額につきましては、一目原水及び浄水費について人事異動に係る人件費の増額と、四目事業費の人事異動に係る人件費の増額の合計額となっております。

予算書条文、一ページにお戻りをください。

三条は、資本的収入及び支出であります。資本的収入を七万六千円増額し一億三千三百五十八万二千円に、次ページの資本的支出を七十四万四千円増額し二億九千三百二十三万六千円に改め、三条中の括弧書きについて、不足する額一億五千九百六十五万四千円については、過年度分損益勘定留保資金一億五千二百九十五万七千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額六百六十九万七千円で補填するものとするに改めます。

収入の内容につきましては、十五ページをお願いいたします。

収入の一款資本的収入、一項出資金、一目一般会計出資金、一節一般会計出資金につきましては、統合簡易水道に要する経費の見直しによる七万六千円の増額補正であります。

支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目建設改良費、六節時間外手当の増額につきましては、集落水道の国庫補助事業の実施に伴うものでございます。

二項企業債償還金、一目元金償還金は、財政融資資金分の増額十四万四千円であります。これにより平成二十九年三月三十一日末の企業債の残高につきましては十八億七千七百六十六万七千円になる予定であります。

二ページをお願いいたします。

四条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員の人事異動に伴う職員給与費を三百二十九万九千円増額したため、

七千二百七十八万円に改めるものであります。

第五条は、他会計からの補助金について、収益的収入として五万一千円増額したことに伴い千三百六万六千円に改めるものであります。

次ページ以降の資料についてもお目通しをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において本日までに受理した請願・陳情書は、お手元に配付しております文書表のとおりであります。

付託委員会、ごらんのとおり各常任委員会及び議会運営委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十四日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後二時一分散会

本會議第二号（六月十四日）

本会議第二号（六月十四日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君
 二番 鮫島市憲君
 三番 濱上幸十君
 四番 小倉初男君
 五番 下川和博君
 六番 瀬下満義君
 七番 小倉伸一君
 八番 田添辰郎君
 九番 中原勇君
 一〇番 川村孝則君
 一番 榎元一巳君
 一二番 長野広美さん
 一三番 橋口美幸さん
 一四番 渡辺道大君
 一五番 丸田健次君
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	美園博行君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	大瀬浩一郎君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	濱上喜美男君

◎議事事務局職員出席者

書	書	次	局	水道課長	福祉事務所長	農委事務所長	監査事務所長	教委総務課長兼	学校給食センター所長	学校教育課長	社会教育課長	濱尾実君	古市善哉君	中島恵さん	川畑公和君	福山隆一君	小山田八重子さん	日笠山昭代さん	鎌田員訓君	中村章二君	赤崎晃洋君	松下成悟君
---	---	---	---	------	--------	--------	--------	---------	------------	--------	--------	------	-------	-------	-------	-------	----------	---------	-------	-------	-------	-------

平成二十八年六月十四日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第 一 一般質問

九番	中原 勇	議員
四番	小倉 初男	議員
六番	瀬下 満義	議員
一五番	丸田 健次	議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に重点を絞って行われるよう、議会運営に対する御

協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、中原勇君の発言を許可いたします。

〔九番 中原 勇君登壇〕

○九番（中原 勇君） おはようございます。

ただいまから、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会だよりについて質問をいたします。

西之表市職員の懲戒処分等に係る基準の別表第一、職員の懲戒処分の基準において、処分の事由の一つに、政治的目的を有する文書の配布という処分事由があります。私は、馬毛島移設問題対策協議会だよりは、この政治的目的を有する文書に該当すると考えております。

特に、平成二十三年六月ごろから年末にかけて発刊された対策協議会だよりは、FCLPの馬毛島移設反対の理由をメインに編集、作成されており、対策協議会の設立目的であるFCLPの馬毛島への移設反対を求める運動を推進するための政治的な目的を持って作成、配布された文書となっていると考えております。

このように、平成二十三年六月ごろの対策協議会だよりは、馬毛島においてFCLPを恒久的に行いたいという国、防衛省の政策に反対するという政治的な目的を達成するために、FCLPの馬毛島移設反対の理由をメインに編集、作成した文書であり、明らかに政治的目的を有する文書と言えます。

したがって、平成二十三年六月ごろから年末にかけて作成、配布した対策協議会だよりは、懲戒処分事由の一つである政治的目的を有する文書の配布に該当するという考えであります。

このことについて、昨年十二月議会の一般質問で、野田顧問弁護士に法律相談をしてもらうように要望したところでありましたけれども、担当課長に相談結果の答弁をお願いをします。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

馬毛島問題対策協議会は政治的目的を持った政治的団体であると御指摘でございますけれども、本市顧問弁護士によりますと、協議会は連絡調整機関であって政治団体とは言えない。職員及び事務所にしても、具体性が薄く、活動体である政治団体とは言えないと御意見をいただいているところでございます。そういうことから、議員が御指摘のようなものには当たらないと考えておりますので、職員の処分につきましても、該当しないというふうに考えております。

以上でございます。

○九番（中原 勇君） 私が昨年の夏ごろに野田顧問弁護士のほうに法律相談に行きました。そのときの説明も、要するに、対策協議会は、いわゆる政治資金規正法でいうところの政治団体ではないという回答でありました。じゃあ、政治資金規正法でいうところの政治団体ではなければ、政治活動を行っているのか、あるいは、政治

的な活動を行っているのか。要するに、防衛省の政策に反対をするというのは、いわゆる政治活動であります。

そこで、政治的目的とは一体何なのか。すなわち、政治的目的の定義について、以下ちよつと述べさせていただきます。

お手元のほうに、平成二十八年六月議会、中原議員一般質問関連資料というのが配らせていただいておりますけれども、上のほうは地方公務員法第三十六条の抜粋です。下のほうの部分が人事院規則で、政治的目的の定義として定めているものであります。

まず、地方公務員法について説明をいたします。

昭和二十六年三月十九日付けの自治省の法第三十六条、政治的行為の制限に関する通知文書があります。その中で第三十六条第二項の政治的目的という見出しをつけて、イロハのイ以後、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣もしくは地方公共団体の執行機関を支持し、またはこれに反対する目的。配っております第二項のちよつと黒くやっているとありますが、ここの部分のまず前段部分です。

口号として、公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、またはこれに反対する目的というこの二項目について、細部の運用について述べております。

この二項目については、地方公務員法第三十六条第二項で規定している政治的行為が制限される前提となる、いわゆる目的として規定をしているのでありますけれども、通知文書においては、この二

項目について、細部の解釈あるいは運用について述べているだけでありませぬ。この通知文書において、政治的目的の定義として明確に示したものはありませぬ。

また、地方公務員法においては、政治的目的という用語そのものが使用されていることもありませぬ。しかしながら、福岡市あるいは大阪市の条例を参考にしてみますと、条例で政治的目的の定義として先ほど紹介をした二項目のみを規定している例はありませぬ。

野田弁護士は、対策協議会がいわゆる政治団体ではないということとを理由にしておりますけれども、私はそれでは違ふのではないかとということ、人事院規則、下のほうの部分ですけれども、国家公務員法の場合はどういふふうになっているかと申しますと、第百二条政治的行為の制限の規定の中において、政治的目的という用語を一回だけ使用しております。これを受けまして、政治的目的の定義について、昭和二十四年に制定した人事院規則において八項目を定めたものがあります。それが下のほうの部分で、第五項、法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいうということで、八項目を定めております。

皆さん御存じのように、人事院規則に定めた内容につきましては、地方公務員法や、あるいは各地方公共団体の条例、規則の制定、あるいはその解釈などにおいて、規範としたり参考としているものがあります。

その中の第六項、国の機関又は公の機関において決定された政策

の実施を妨害することという規定があります。馬毛島問題対策協議会の設立の目的あるいは狙いは、馬毛島に自衛隊施設を設置し、あわせて米空母艦載機のFCLPをこの自衛隊の滑走路を使用して行うという国の機関である防衛省が決定した政策であります。その政策の実施を妨害しようとするために対策協議会を設立したものであって、対策協議会は明らかに政治的目的を有する任意の団体と言えます。対策協議会だよりは、この対策協議会の設立目的を達成するために、FCLPの馬毛島への移設に反対する理由を事細かに掲載をしたものであり、防衛省の決定した政策の実施を妨害、反対するという政治的目的を有する文書に該当するものであると私は考えております。

公務員につきましては、国家公務員はもちろんのこと、地方公務員についても、公正・中立的な立場でその職務を遂行する義務があります。馬毛島問題のような政治的な問題において反対、賛成のいずれかに加担することは、公正・中立的な立場で職務を遂行する義務に違反するものと確信しております。

いずれにいたしましても、本案件については、再度、野田弁護士に法律相談をしていただいで、懲戒処分の事由に該当するの否かの結論を得ていただきたいと思ひます。

次に、FCLPに伴う騒音問題について質問をします。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御質問の途中、大変申しわけござ

いません。

今議員の見解についてですね、ちょっとこちらのほうもお話をさせていただきたいというふうに思います。

私のほうも四月の五日に、御挨拶を兼ねて、野田弁護士さんのほうにそういう御意見を伺わせに行かせていただきました。

議員の今言われるその議会日より、特に平成二十三年六月から年末にかけて発刊したものとこのふうなことで御指摘を受けてございますけれども、御承知のとおり、当時、馬毛島問題対策協議会は、郡内で全ての行政、議会の反対の意向がある中で、馬毛島へのFCLPの設置という施策に反対するための活動を行っておりまして、便りの発刊もその一環として行われたものでございます。

地方公務員法で制限されている政治的行為ですけども、これももう今まで何回もお話をしてきたところでですけども、一定の目的を持って行われた一定の行為が制限をされるというふうになってございます。

今議員が人事院規則についてお示しをいただきましたけど、確かに人事院規則ではこのような形になってます。ただ、この人事院規則は、御承知のとおり、国家公務員を対象にしたものでございます。地方公務員については、議員も御指摘いただいたとおり、明確な規定というのはいません。判例の中でそれを準拠して判断をされるというような状況にございまして、野田弁護士にお尋ねしたところによりますと、先ほど議員からお話があったように、特定の

政党その他の政治的団体又は特定の内閣もしくは地方公共団体の執行機関を支持し、またはこれに反対する目的ということになりまして、これらの機関自体が存続するよう、またはしないよう影響を与えることを政治的目的というふうに判断をされるということでございます。

よって、馬毛島問題対策協議会は、御承知のとおり、そういう団体ではございませんし、便りもそういう趣旨で発刊されたものではございませんので、懲戒のものには当たらないというふうに思っております。

以上です。

○九番(中原 勇君) 私もその件については十分に承知をしております。

野田弁護士が一つ気になることを言っていたのは、最後に念押しをしております。すなわち、全会一致、あるいは全市長、町長の絶対反対ということの環境が崩れてくれば、特定の執行機関の長、すなわち長野市長を支持する目的を持って行う行為に該当するおそれはありますよと。こういう指摘をしておられます。だから、そこら辺のところもひとつ勉強をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、昨年の九月議会において一般質問で、FCLPに伴い騒音被害が発生するという反対派の人たちの主張する根拠、これを六つ紹介をし、そのいずれの主張も根拠のないものであるこ

とを説明しました。これを再度説明させていただきます。

一つ目は、FCLPに伴う訓練空域は馬毛島を中心に最大半径四十五キロ、種子島のほぼ全域と屋久島及び大隅半島の一部も訓練空域に入ることから、種子島全域、屋久島及び南大隅において騒音被害が発生するという主張がありました。これについては、南日本新聞に長野市長の談話として掲載された誤報の記事であります。間違った記事です。これについては、長野市長の勘違いによる間違いの情報であったということが判明しました。

二つ目は、FCLPにあわせて南種子町あるいは屋久島で低空飛行訓練、超低空飛行訓練を行うことから、騒音被害が発生するのだという主張もありました。低空飛行訓練については、低空飛行訓練のコース、これが定まっています。また、訓練空域でやります。これ以外のところで実施されたためしはありません。したがって、低空飛行訓練を行うからという主張も外れの主張であります。

三つ目は、滑走路方向については、種子島新空港あるいは馬毛島の補助滑走路の方向が現実的なものであり、この方向の飛行コースをとった場合には種子島本島の上空にかかるので、西之表市や南種子町、中種子町で騒音被害が発生するという主張であります。馬毛島の西北西方向の補助滑走路につきましては、二千メートル級の滑走路が限界です。防衛省の計画している二千四百メートル級の滑走路はつくれないことから、非現実的な主張です。

なお、皆さん御存じのように、一般的に滑走路方向は空港予定地

の地形を考慮するとともに、周辺の住宅地への騒音の影響を最小限にすることなどを考慮要件に入れて、最終的に国際民間航空条約に定めているウインドカバレッジが九五%以上となる最適の方向を決定することになりますので、防衛省の示した飛行経路は決してしまう方向ではありません。

四つ目は、夜間のFCLPを五機四分間隔で実施すると種子島全域が周回コースに入る。八機四分間隔で周回すると屋久島が周回コースに入る。したがって、南種子町や屋久島でも騒音被害が発生するという主張がありました。これについては、夜が明けても夜間訓練が終了しないことになり、十日間の訓練計画に組み入れることはできません。

五つ目は、馬毛島は北西の風が強く吹くことが多いので、風下になる西之表市や中種子町で騒音被害が発生するという主張です。FCLPにおいてエンジン音が最も大きくなるのは、着陸後すぐに再離陸する、このときのタッチ・アンド・ゴーのとき。そのときに爆音と言われるようなものが発生をします。しかしながら、馬毛島の北西方向に離れていきますので、この西之表市、種子島本島とは十ニキロ以上も離れておること、幾ら風が強くても、その音が聞こえることはありません。

南側で左旋回をするときの艦載機のスピード、これは時速二百五十キロ程度であり、惰性で旋回するようなものであり、北西の強風による七十デシベルの騒音区域の拡大というのは、それほど大きな

ものではないと思います。したがって、北西の風が強い場合においても、種子島本島における騒音被害は発生しないと言えます。

最後に六つ目ですが、米軍は約束を守らないので、防衛省が示したFCLPの周回コースを大きく外れることがあることから、種子島本島で騒音被害が発生するという主張です。

FCLPは何のための訓練か。空母艦載機のパイロットの技能検定を行うための訓練であります。検定を受けるパイロットは、技能検定合格を期すために、示された経路、前方の艦載機との時間、間隔、一分間隔ですけれども、これを厳格に守ってタッチ・アンド・ゴーの訓練に臨みます。

したがって、周回コースを横風により百メートル単位ぐらいで逸脱をする、外れることはあるかもしれませんが。しかしながら、これをキロメートル単位で逸脱するということはあり得ないと思いません。したがって、この主張も的外れの主張だと思料するところであります。

以上のことから、南種子町や屋久島、そして南大隅町において、FCLPに伴う騒音被害の発生は一〇〇%あり得ないと断言できると思っております。

長野市長に伺います。南種子町や屋久島、そして南大隅町において、FCLPに伴う騒音被害は発生しないと思えますけれども、長野市長の見解をお伺いいたします。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） この件につきましては、これまでずっと申しておりますけれども、FCLP訓練がどの範囲でどのような形で行われるかというのは、米側との調整で決まってくるということの説明を受けております。また、日米地位協定によりまして、日本にはその空域を限定できる権限がないことも先ほど述べたところでございます。

現在、恒久的FCLPは日本には存在しない施設でございますし、厚木基地などの周辺の被害状況から類推するしかないと思えますし、町田市の事例などを踏まえまして、相当深刻な場合も懸念されるということでございます。逆に、その不安を解消するというためのその根拠もまだ現状では見つかっておりませんので、私といたしましては、やはりこの地域の種子島・屋久島、この地域においては、やはりその訓練の状態が発生することによりまして米側とがどうなるのかというのは、不安のままですね、考えておりますので、となれば、やはり騒音は発生するというふうに考えております。

○九番（中原 勇君） 私の問いには答えておりません。どのような飛行をするのか、あるいは、その飛行の目的は一体何なのか、その米側との調整があと残っておるから騒音被害が発生するというのは、余りにも唐突な回答であります。

もう一度確認をします。どのような飛び方をするのか、あるいは、その目的は一体何なのか、これを答えてください。

○市長（長野 力君） 先ほど申しましたように、FCLPの訓練

というのは、米側の話によりますと、やはりそのときの調整によるということでございますんで、私のほうはそれを踏まえて、米側がどういう訓練をしているかということとは、やっぱりそこには疑問を生じます。

○九番（中原 勇君） 米側との調整によって決まるというのは、滑走路方向だけだと思います。現在、硫黄島でFCLPをやっておりますけども、そのやり方は変わるものではありません。なぜならば、FCLPの訓練目的、これは先ほど言ったように、パイロットの技能検定であります。それ以外の訓練をする目的はありません。したがって、滑走路方向が決まれば、もちろん防衛省が平成二十三年の七月に説明をした滑走路方向が、ほぼあの方向になると思いますけれども、あれが大きくずれることはありません。たとえ大きくずれたとしても、一分間隔で周回コースを回れば、屋久島まで届くことはありません。南大隅町まで届くこともありません。長野市長が勘違いをした馬毛島を中心に最大半径四十五キロであれば、訓練空域がそれであれば、そういうこともあるんでしょうけども、訓練空域という概念は出てきません。したがって、ぜひ自分の過ちを潔く認めただけければ、私としては大変ありがたいのでありますけれども、次の質問に移らせていただきます。

先ほどの、何ていうですかね、騒音については、今後もよく勉強させていただきますので、また再質問しますので、ひとつよろしくお願います。

次の質問に入らせていただきます。

自衛隊の施設建設とFCLPの関係であります。

馬毛島に自衛隊の施設を整備することに関して、長野市長は、FCLPと一体のものであるので、自衛隊についても反対であると答弁しておりますが、相違はありませんか。

○市長（長野 力君） これはですね、この問題が明るみに出た当初の段階から、正確には平成二十三年六月一日の国への要請活動の段階からですね、当時の政務大臣から話を聞いております。また、外務省のホームページにも出ておりますけども、日米安全保障協議委員会、いわゆるツー・プラス・ツーの二〇一一年六月二十一日の協議文書を見ることができますが、これによると、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移住という項目があります。

そういうことで、この施設をツー・プラス・ツーで恒久的なFCLPの施設ということですね、これは自衛隊と一体であるということですね、我々は訪問したときに伺ったところでございまして、また、それを裏づけるように、ツー・プラス・ツーですね、協議文書が出ておりますんで、私は、これはFCLPをするための、現時点ではですね、するための自衛隊と一体の施設というふうな考えっております。

○九番（中原 勇君） 先日、防衛省の担当課に、自衛隊の施設整備とFCLPは一体のものなのかどうかを問合せをしました。防衛省の回答は、一体のものではないとの回答であります。すなわち、

必要があれば、そのFCLP、現在は合意文書に書かれてるから一体のものということになるかもしれないけども、しかし、自衛隊の施設整備、それから訓練場の整備、これが最優先であって、あわせてFCLPをさせていただきますということになってます。したがって、防衛省の担当課、これは部員の話ですから、これがどこまで信用していいかはわかりませんが、いわゆる一体のものではない、切り離すことはできるという回答でした。

そこで、長野市長に、今後の交渉の段階で、一つギブ・アンド・テークという観点から、次のような交渉はできないだろうかというところで提案をさせていただきます。

すなわち、馬毛島関連の文書を、ツー・プラス・ツーの文書ですけど、この文書の白紙撤回してもらえらるなら、馬毛島に自衛隊施設を整備することには同意する。ギブ・アンド・テークです。テーク・アンド・テークでは交渉は成立しません。すなわち、馬毛島の自衛隊施設についてはいいけれども、しかし、FCLPはだめよと。しっかりとツー・プラス・ツーのあの文章は撤回してくれと。そのような交渉をしていただきたいと思うんですけども、長野市長の見解をよろしく願います。

○市長（長野 力君） 現時点ではですね、ツー・プラス・ツーがしっかりと国と国の間で話し合いがされております。今議員の言った、これが撤回されたというその撤回の内容の問題ですけども、それがしっかりと形ですね、なくなり、恒久的にそういうことは

ないということになってですね、国の自衛隊のあり方として馬毛島にということのまた話が出てくるとすればですよ、それはそのときの状況を見てですね、当然その内容を検討してですね、それは検討する余地は十分あると思ってます。

○九番（中原 勇君） 私の今提案したツー・プラス・ツーにおける文書の撤回については、防衛省側から行うことは一〇〇%ないと思います。したがって、ギブ・アンド・テークで交渉を持ちかけるのは我々の西之表市側でないと、この交渉は成り立ちません。すなわち、撤回を求めらるんであれば、単なる撤回を求めただけではなくて、そのかわりというギブ・アンド・テークのギブがあってもいいんではないかということの提案です。ひとつまた対策協議会のほうでひとついろいろ検討していただければ、大変ありがたいと思えます。

次に、おおさか維新の会の普天間一時移転案についての質問をさせていただきます。

今年四月二十七日の琉球新報の報道によりますと、おおさか維新の会が米軍普天間飛行場の基地機能の一部移転を計画している。鹿児島馬毛島において、土地所有者が借料などの条件を政府に提示したことが二十六日にわかった。関係者によると、条件は、国と年間二十億円の賃貸契約を結び、三年後に国に売却するというもので、おおさか維新を通じて官房長官に示されたという内容でありました。このように報道されましたけども、馬毛島問題対策協議会は、こ

のおおさか維新の会の動きに対してどのような対応をしたのか、対策協議会の会長たる長野市長に伺います。

○市長（長野 力君） 五月十七日に馬毛島問題対策協議会の総会が開催されましたが、その中で、昨年度、気象海洋調査や航空訓練速度調査も実施されたようであることや、おおさか維新の会や所有者からの接触もあるなどの動きがあることから、防衛省とのそういう意見の交換を、情報収集をする必要があるんじゃないかという協議会の話になっております。

現在のところ、これについてどうこうという議論はなかったんですけど、今後情報をですね、しっかり聞きたいということになっております。昨日の議会では、これについての決議が出まして、それを私も読ませていただいたところでございます。

○九番（中原 勇君） おおさか維新の会の提案は、実現の可能性は極めて低いと思います。しかしながら、これを放置しておく、とんでもないことになりかねません。西之表市議会としては、昨日、おおさか維新の会に抗議する決議を全会一致で採択したところでありますので、馬毛島問題対策協議会としても、ぜひ何らかの形で反対の意思表示をすべきだと思いますが、長野市長の見解をもう一度伺います。

○市長（長野 力君） 昨日、決議書を読ませていただきましたが、私、あの決議書の中で、FCLPの騒音とか事故、こういうのを個別的なこともあって反対もあるんですけども、あの中に書かれて

いる背景はですね、私がこれまでずっと考えてきていることだと思います。あの文章によってですね、私は決議の文章によって、そういう種子島・屋久島のこれからの生きる道、持続可能なものを求めるということを前提にですね、話をして、そういう前提の中でFCLPのそういうものですね、反対してきておりますんで、そういう意味ではですね、非常に内容は私も一緒だったと思っております。当然そうであればですね、このおおさか維新の会のこれについては、対策協議会でもですね、しっかりした形で、今日それについては開いておりますが、今まで来た私どもの背景、この種子島・屋久島が生きていく、持続可能な島として生きるための背景ということをやればですね、うたうこともありましたんで、そういうことも踏まえるんですね、対策協議会においてもですね、当然あの決議文と同じような見解になるのかなと思っております。

○九番（中原 勇君） 馬毛島のFCLPの記事が出ると、対策協議会はすぐに防衛省に飛んでいきます。今回、南日本新聞で第一面で報道されました。対策協議会にとっても極めて重大な記事であったと思います。したがって、そういう意味で、おおさか維新の会に対策協議会として絶対反対の意思表示、抗議に行っていたかと思えます。

これをもって私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で中原勇君の質問は終了いたしました。ここでしばらく休憩いたします。おおむね十時四十分ごろより再

開いたします。

午前十時三十三分休憩

午前十時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、小倉初男君の発言を許可いたします。

〔四番 小倉初男君登壇〕

○四番（小倉初男君） おはようございます。

先日、総務文教委員会で宮城県の大賀城市と名取市に行き、震災復興の取組みや現状の様子を聞かせてもらいました。調査報告は後日行いたいと思います。

では、通告書に従い質問をいたします。よろしく願いをいたします。

最初に、南海トラフ巨大地震や大型台風などの大災害発生時の対応について伺いいたします。

東日本大震災から五年、口永良部島の火山の噴火、そして今度は熊本での二度にわたる震度七の大地震、いまだに仮設住宅、テントや車の中での生活を余儀なくされている方々が多数おられます。三日前の報道では、今後三十年間に震度六弱以上などの強い地震が起こる確率を全国規模で示した地図が発表されました。なお、西之表市では、西海岸から東海岸に向けてはつきりと活断層が示されてお

ります。

まず最初に、仮設住宅の建設予定地について伺いいたします。

鹿児島県内では、全四十三市町村が建設候補地を選定しているようですが、西之表市はどこを候補地としているのか。国有地、共有地等の場所をお示しく下さい。また、民有地で借り上げることができるとも、西之表市では、候補地として挙げられておれば、その点についてもお願いをいたします。

以下の質問につきまして、質問者席よりさせていただきます。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

応急仮設住宅に入居する被災者は、災害のため住家が全焼、全壊又は流出をし、自らの資力で住宅を得ることができない者とされており、

県の本市における想定で、最大必要住宅戸数は、被災世帯三百七十八世帯、仮設必要戸数は百四十四戸とされており、現在、市では、市内十四カ所に百二十八戸建設可能としております。嘉永山公園、美浜町公営住宅跡地、桜が丘ゲートボール場の市有地のほか、各校区公民館等の広場を建設候補地としております。

しかしながら、南海トラフ地震や大型台風等の大災害が発生をした場合は、現在の建設候補地では不足することが予測をされております。地域における被災の可能性に留意をし、国有地等公有地を初め、借り上げの可能性のある民有地の確保についても、今後検討を

進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○四番（小倉初男君） たいま十四カ所という説明がございましたけども、熊本地震でも建設候補地五カ所のうち二カ所が地割れ等で使えなかったそうです。担当者が、住居は被害者の生活再建の基盤、平常時から民有地にも打診し、複数の候補地を決めておくべきだったと明かしております。ぜひ緊急時に備え、仮設住宅建設予定地は確保していただきたいと思えます。

なおまた、学校等の校庭等については、体育の授業、また地域の行事等との絡みも出てまいりますので、民有地に対しても、やはり交渉しておくべきではないのかなと考えるところであります。

次に、各校区の自主防災組織の再確認についてお伺いをいたします。

平成十三年度水害の折、各校区に自主防災組織ができておりますが、見直しや確認はどうなっているのか、再確認はどのようにされているのか、お願いをいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るといふ隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、風水害及びその他の災害による被害の防止及び軽減を図る目的で、平成十四年四月に組織をさせていただきます。

東日本大震災発生以前は、市内各校区に組織をされた自主防災組

織ごとに、毎年持ち回りで訓練を実施をしております。平成二十三年三月の大震災以降は、津波対策避難訓練を重点に、各自治会からの申込みにより訓練を実施しております。平成二十七年には、下西校区で避難訓練を、現和校区には避難訓練に加えて初期消火や救助等の防災訓練を実施をしております。

また、市内全域を対象とした震災対策訓練を夜間に実施をし、三回目となる昨年度は、消防団員二百三十五名、市民千四百一十一名が参加をいただき、夜間時の資機材の活用や避難行動について確認をしたところでございます。

そのほか、自主防災組織体制の強化を図る目的で、平成二十四年度から、鹿児島県が開催する地域防災リーダー養成講座の受講や防災出前講座を実施をしております。

今後も引き続き防災訓練や出前講座等による防災意識の高揚を図り、地域と連携をしながら、自主防災組織の機能強化に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○四番（小倉初男君） 先日の防災訓練を受けて、国上でも湊地域、浦田地域、久保田地域等の海岸沿いの集落での訓練でしたが、湊川の上流の地域では、津波の場合、波が川をさかのぼってくるはずだ。なぜ海岸だけの訓練だったのかと住民の声も聞きました。国上に限らず、他校区でも新たな問題が発生していないか、ぜひ再確認をお願いしたいと思います。

次に、災害時手助けの必要な家庭の把握はどのように考えているか、お尋ねいたします。

最近では、地域の過疎化でお店も少なくなり、同じ集落に住んでいても、地域内のことですら知らないことが多くなっています。災害時手助けの必要な家庭の把握と連絡体制を確実にするためにどうしたらいいのか、日ごろから把握する必要があります。行政として地域との連携をどのように考えているのか、お答えをお願いいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

平成十六年度に発生をいたしました全国的な豪雨災害や新潟県の中越地震において、高齢者を中心に犠牲者が発生をし、高齢者等の支援対策が急務となったところでございます。

市では、重度の障害者やひとり暮らしの高齢者等、災害時に自力では迅速な避難行動ができない方々のために、安心して暮らすことができる自助・共助を基本とした地域づくりの推進を図ることを目的に、平成十八年に災害時要援護者制度実施要綱を策定しております。

現在、各地区の民生委員、高齢者支援協議会と連携を図り、六十歳以上のひとり暮らしの高齢者等の把握を行っております。あわせて、支援が必要な難病患者の方については、県から情報を提供いただいております。情報を整理し、名簿作成を早急に行いたいと考えております。避難行動に伴う要配慮者への支援者の確保が大きな

課題となりますが、地域及び関係機関と連携をし、避難対策を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○四番（小倉初男君） 民生委員等にも高齢者とかまた障害者の方々、一人では動けないような方々の把握ということでの説明でございますけれども、やはり自治会長を中心にした方々、地域の役員の方々、地域の中でどういう方がいるのかという把握、毎年役員もかわってきますので、ぜひそこらあたりの名簿づくりとか連携のとり方は大事ではなからうかと思っております。

次に、緊急事態に対応できる重機関係、避難場所の民間との協定について。

先日の宮城県研修視察の折、重機関係、避難場所の民間との協定の大切さを聞きました。民間との協定のあり方についてはどう考えますか、お答えをお願いします。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

大規模な地震や風水害等の災害が発生した場合に備え、応急対策に係る業務を迅速かつ的確に行うことを目的に、平成二十四年三月に、社団法人鹿児島県建設業協会種子島支部と協定を締結しております。業務内容は、被害情報の収集・報告、障害物の撤去及び応急的な復旧となっております。

次に、地震等の大規模な災害が発生した場合、高齢者や障害者等の身体の不自由な方は、避難所での生活において特別な配慮が必要

となります。介護等必要なサービスを提供できる二次的な避難を行うために、要配慮者の受入れについて御協力をいただける民間の福祉施設と、災害発生時における設置運営に関して協定を締結をしております。

今後も地域において被災の可能性に留意をし、避難場所の検証を含め、必要に応じた民間事業所との協定の締結に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○四番（小倉初男君） 津波等に関しては、やはり建物の頑丈さとか、三階、四階建ての高いところというのが必ず大事です。かね日ごろから、やはりそういう事業所等との話をしておく。いざというときにはお願いしますよという協定をやはりつくっていくのが大事ではないのかなと考えてるところです。

校区内、地域内にどれだけの重機があるのか把握して、緊急時の際、早くお願いできる体制づくり、巨大地震、津波だけではなく、種子島は台風の常襲地帯、特に大型台風による土砂災害に対する対策を検討する必要があると思います。大災害発生時の備えに対する考え方、市長の御見解をお願いいたします。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） 大災害時に対してでございますが、今あるその事態に対して説明がありました。当然ですね、私どもは、いつ起こるかわからない、特に南海トラフが大きいですけども、これに

対しての日常からですね、備えはしっかりしておく必要はあるかというのを再認識しております。今後、消防団とか各地域の集落の組織等ですね、しっかり連携をとりながら、その確立を図っていきたく考えています。

○四番（小倉初男君） 先ほども言いましたけども、ここ何年か大型台風は発生しているものの、種子島を幸いにもそれた形で通過をしております。この大型台風による直撃ということになると、やはり相当な被害が出るのではないかと心配するところです。ぜひ備えに対する考え方という考え方の中で進めてほしいと思います。

それでは、二番目の質問に入ります。受動喫煙防止対策についてお伺いいたします。

七年前になりますけども、ある職場の方から職場での喫煙をどうにかしてほしいとの相談を受け、喫煙問題を一般質問したことがありました。健康問題を考えるに当たっては、個人で取り組めることと、そうではなく、みんなで考えないと前に進めないことがあり、たばこの問題はみんなで取り組まないと解決できない問題ではなからうかと発言をいたしました。

つい最近の新聞によると、受動喫煙、また関連ということで、全国の間年死亡者数の推計が出ており、脳卒中で八千人、虚血性心疾患四千四百六十人、肺がん二千四百八十人、乳幼児突然死症候群で七十人、合計一万五千人とのこと。脳卒中と受動喫煙の因果関係が明らかになったことから、脳卒中の死亡の八千人が上積み

されたということでした。自分がたばこを吸わないのに、他人の吸うたばこの煙で健康を害され命を落とすのは大きな問題であります。まず最初の質問ですが、今年の世界禁煙デー及び禁煙週間において、受動喫煙を減らすために市民にどのような啓発活動を行ったか、お願いをいたします。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） お答えいたします。

世界禁煙デーは、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるようさまざまな対策を講ずるべきであるという世界保健機構（WHO）の決議により、昭和六十三年度に初めて設けられ、平成元年度からは五月三十一日と定められております。厚生労働省においては、平成四年から、世界禁煙デーに始まる一週間を禁煙週間、五月三十一日から六月六日までと定め、各種の対策が講じられているところでです。

受動喫煙防止対策についての質問ですが、県民の健康づくり計画、健康かごしま二十一及び県がん対策推進計画に基づいた禁煙及び受動喫煙防止対策を推進すべく、平成二十七年策定の本市健康増進計画、すこやか西之表二十一の禁煙・受動喫煙防止対策に基づき、機会を捉えて、ライフステージごと、妊娠期、学童期、成人期等の健康教育を行っております。今年度の強化週間につきましては、庁内ポスター掲示という形で啓発活動を行いました。

六月十六日からスタートする肺がん検診においても、健康づくり

のための禁煙教育はさることながら、禁煙・受動喫煙防止対策としての健康教育を行い、強化週間に限らない日常的な啓発活動に取り組んでまいります。

以上でございます。

○四番（小倉初男君） 次に、行政として受動喫煙防止に向けてどんな支援ができるか、お伺いをいたします。

子どもたちをたばこの煙から守ろうと、市の養護教員部会では、実際にポスターを作成し、各地域の公民館に掲示してもらおうようお願いをしたようです。

西之表保健所でお話を聞くと、厚生労働省が実施する受動喫煙防止対策助成金として、屋外喫煙所や喫煙室の設置にかかる費用を上限二百万円で二分の一の助成金もあります。私も、この受動喫煙防止対策助成金、今回初めて知ったわけですが、そういう補助対策もあるということです。

集落での公民館活動においては、たばこの問題はなかなか表立って口に出せない、言にくいと思います。行政として受動喫煙防止に向けてどんな支援ができるか、お伺いをいたします。

○健康保険課長（戸川信正君） お答えいたします。

今回のその養護部会の教育部会の取組みでありますけれども、私も公民館に行つて確認したんですけれども、すばらしいポスターができていたようです。安納小学校五年生の日高乃愛さんで「本当に吸って大丈夫 未来のことも考えて！」というやつと、ポスターと

ですね、標語で「こわいのほ ならずにすいこむ けむりなの」ということで、国上小学校一年の美坂さんの作品が載っているようでもあります。

各種団体において、受動喫煙防止対策については県との協働で働きかけに取り組んでおりますが、実態がつかめていない現状でもあることから、今年度は、地域や各種団体、飲食関係、学校等との連携機会を多く持てるように努めるほか、平成二十七年の市養護教育部会での取組みを前進させる方向で支援策を講じてまいります。また、その費用の助成も私も初めて聞いたんですけれども、こういう取組みも参考にしながらですね、推進してまいりたいと思っております。

○四番（小倉初男君） ひとつ前向きに取り組んでほしいなと思うところです。市の取組みも、本庁舎や他の公共施設でもかなりの分煙が進んでいます。地域の施設等ではまだまだ意識が低いようです。ぜひ市民への啓発活動を引き続きお願いいたします。増え続ける医療費抑制のために、また未来を担う子どもたちのために、ぜひ積極的な受動喫煙防止に向けた環境づくりをお願いいたします。あれだけ多かったたばこの吸い殻のポイ捨ても見かけなくなっております。さらなる喫煙マナーの向上を期待したいと思っております。

三番目に、生涯学習市民講座の開催についてお伺いをいたします。本年度は既に講座内容も決定し、受講希望の受付も行っていきますので、今後の要望も含め、質問をいたします。

私には、生涯学習市民講座は大人を中心とした募集のイメージが強いのですが、何歳から講座に参加できるのか、お聞かせください。また、幼児や児童生徒が参加できる講座にはどんなものがあるのか、お示しください。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

市民一人一人が社会の変化に対応する力を身につけ、生きがいに満ち、心豊かで明るい生活を送ることができるよう、ライフステージに対応した学習機会の充実を図る方策の一つとして、市民講座の開設があります。

講座受講については、年齢制限はございません。学ぶ意欲のある方はどなたでも受け入れていきます。平成二十七年におきましては、十講座を開設し、延べ百五十八名が受講いたしました。

議員質問の親子で参加できる講座の提供ですが、講座の中にベビーマッサージや、受講者数は少ないですが、着物着つけや書道講座で親子で参加された方がいました。

平成二十八年度は十二講座を予定しております。開講式を七月六日に予定し、現在受講生の募集を行っております。講座の中には、郷土料理づくりなど親子で参加することに適している講座もございます。

参考ではございますが、市民講座以外で、種子島の自然の中でさまざまな体験活動を通じてふるさととの自然や文化などを学び、また、

異年齢で交流することや集団生活をする中で人間関係や規範意識、社会性を養うということで、平成二十二年度より、ふるさとまなび隊という事業を進めています。参加資格につきましては小学三年生以上で、例年親子で参加している方もいます。

以上でございます。

○四番（小倉初男君） 私がこの質問をいたしますのは、各種イベントで演奏する種子島太鼓、特に子どもたちの演奏する姿にいつも感動するからであります。子どもたちの中には、自分も一度はたいてみたい、また、さわってみたいと思うのではないかと考えるからであります。種子島太鼓のみならず、水泳教室、将棋、体操、習字、空手など、保護者の要望する講座があってもいいのではないのでしょうか。先ほど説明の中にもベビーマッサージと。いろいろ親子で体験できるような講座もあるんだということですけども、また、親からの、保護者からの希望に応じた講座もあっていいのではないかなと思うところです。

今、子どもたちは、家にもテレビやゲーム、公園に行ってもゲーム機で遊ぶなど、熱中するものがゲームになりつつあると思います。市民講座で気軽に多くの学習を経験することで、自分に合った熱中できるものと出会うきっかけになると思います。子どもたちが気軽に市民講座でできるような講座をぜひとも開講してほしいなと思います。この件について、もし御意見があれば、教育長の御意見もお伺いしたいと思います。

「教育長 立石 望君」

○教育長（立石 望君） 子どもたちがですね、学校以外の場所でのいろんなことを体験をしたり、また、大人と一緒になっているような活動をするということは、その子どもたちの将来の人間育成のためにもですね、大変意義があることだというふうに思っております。

市民講座の中に、そういう子ども向けの講座が、子どもだけに向けた講座があるかというところ、決してそういうわけではございませんけれども、親子で参加ができる講座は用意をいたしております。先ほど社会教育課長からも説明がありましたように、門戸を開いておりますので、やってみたい、学んでみたい、そういうのを体験してみたいという親子がいらっしゃればですね、ぜひ応募をいただいで、参加をいただけたらというふうに思っております。

それから、保護者の要望する講座をということですが、私どももいたしましたも、そういう要望、ニーズがあればですね、そういう要望にはきちんと答えていきたいというふうに思っております。ただ、指導者をどう確保するかというのが一つのまた課題でありまして、そういう市民のニーズにきちんと応えられるような指導者の養成とか、そういうこともまた今後検討していかなければならないのではないかというふうに思っております。

市民講座の中にそういう自分がやりたいというような講座がない場合もあると思いますけれども、そういうときに、市民講座として開設はしていないけれども、ほかのところですね、いろんな連盟

が主催する、あるいはスポーツクラブがやっているようなこととかですね、今先ほど課長からも説明がありましたまなびく隊とか、そういう機会はほかにもあると思いますので、ぜひそういう活動にもですね、参加をしていただいて、豊かな心、豊かな人間性、規範意識、そういったものをぜひ育んでいただきたいなど。そういう環境をつくるために、私どもも今後また努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○四番（小倉初男君） ただいまのお話の中にも、指導者の確保、これがやはり問題だと。少ないと。そういうこともございました。子どもたちの中、やはり体験・経験をさせることによって、向いた道をおのずから探すのではないかなと思います。ぜひ指導者の確保につきましては、それぞれ連携をとりながら、また親の希望する講座等も、アンケートでもとりながら、ぜひ進めてほしいと思うところですよ。

先日行われましたあっぱらんどでのウォーキング大会でも、親子連れでたくさんの方が健康づくりに参加をしておりました。私も参加したわけですけども、非常にこう、ああいう行事ちゅうのが大事ではなかるうかなと思いますし、市民講座の中に、気軽に人が親子連れで参加される、そういう講座がやはり欲しいなと思います。都会では、全天候型の施設や多くのことを学習する機会にも恵まれます。多種多様な習い事を経験し、その子の持つ才能を引き出す

チャンスもたくさんあります。子育て中の若い世帯では収入も低く、習い事に出すお金も大変です。どの家庭にも参加しやすくなる、親子で参加できる市民講座の開設を要望いたします。

二〇二〇年には東京オリンピックも開催されます。子どもたちがたくましく挑戦できる環境をつくっていくことをお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 小倉初男君の質問は終了いたしました。ここで日程調整をいたしますので、しばらくお待ちをいただきたいと思っております。

ここでしばらく休憩をいたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時十一分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、瀬下満義君の発言を許可いたします。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 質問通告書に従い、一般質問をいたします。まず、市長の平成二十八年度の施政方針について残りの質疑がありました。十項目ほどありましたので、それからしていきたいと思っております。

まず、し尿処理場建設費が幾らだったのか。国と本市の負担はそれぞれ幾らか。また、運営方式、年間の経費、耐用年数等はどうなっているのか。民間への委託料は幾らか。また、専属の正職員が配置されることになっておりますが、これが何人になっているのか、お尋ねいたします。

以下は質問者席からいたします。

〔市民生活課長 吉田孝一君〕

○市民生活課長（吉田孝一君） お答えいたします。

汚泥再生処理センター整備に関する御質問ですが、汚泥再生処理センターに関する建設全体額として御説明いたしますと、総額十五億七千六百万八千円で、財源内訳といたしまして、国庫支出金が五億三千六百二十五万円、地方債が十億二千四百四十万円、一般財源が二千七百四十五万八千円となっております。

新施設の運転管理についてですが、センターの運営及び管理は市の職員が行い、水処理及び資源化設備等の施設運転管理業務を民間に委託しております。

年間の施設運営に係る経費についてですが、平成二十八年度当初予算をもとに説明いたしますと、管理業者への施設管理委託料二千四百四十五万円を含め、約五千七百四十四万円を見込んでおります。耐用年数についてですが、建設構造物が約四十年、水処理、高度処理、それから資源化施設の主要施設設備機器が十五年となっております。

管理業者への委託料についてはですが、平成二十七年十月から平成三十年年度末までの契約で、八千三百二十六万八千円となっております。月額にいたしますと、二百四万二千二百円となります。

専属の正規職員数についてですが、市の職員が一名、運転管理業者が五名で運営しております。

以上で説明を終わります。

○六番（瀬下満義君） 今説明がありました、こういった大きな施設をつくりますと、維持費が非常にかかってくるわけです。また、あと修繕費等も出てきますので、このわずか一万六千人の人口のところ、しかもこれからどんどん減っていきますので、人口は、耐えられるのかと、その維持費にという問題があるかと思えます。

今まではこういうことをやってきましたが、これからはもっと違ったやり方も考える必要があるかと思えます。例えば、中種子・南種子町ともう一緒にすると、施設を。距離は長くなりますが、中種子・南種子町と一緒にすると、中種子・南種子町は一緒でしたかな。あそこは共同でやっていたと思うんですけども、島内で一カ所にするとか。

また、私はこの建設については反対しておりまして、その理由としては、還元していくと、自然に。昔やっていたような、畑に肥料として使ってたわけですが、このし尿は、そこまでいなくても、山に還元していくようなやり方も、非常に原始的ですが、昔の古いやり方もちよつと思出しながら、費用のかからないやり方を追求

していかないと、これまでと同じようなことをやっていたんでは、財政は厳しいし、人口は減っていくし、産業も思うようにもういかないわけですから、維持費がとても、要するに、こういうのは我々抱えていくことができなくなっているのではないかなと思いますので、これもできてしまいました。そういった経費のかららない施設への転換、方法、方法への転換も今後やっていくべきではないかと思っております。

それについて、じゃあ一言。意見があれば。私の今まで提案してきたことですが、課長もわかりましたので。

○市民生活課長（吉田孝一君） 今後の維持費の軽減の考え方というところでございますけども、その一市二町という話は、またほかの近隣の町の施設のあり方等々が出てきますので、将来的にはそういったところとの協議をすることになるかと思いますが、その施設の必要経費の抑える方法についてはですね、いろんなことをまた今後検討とか研究をさせていただいて、どういった形が一番維持費がかからないで済むのかというところを研究してまいりたいというふうに思っております。

以上で説明を終わります。

○六番（瀬下満義君） これまでその施設としては、目立つのはごみ処理センター、あれも四十億円ぐらいですか。本当は四十億円ぐらいですかね、全部で。あとは産婦人科等もありました。幾つかあります。これだけのことを果たしてやれるだけの我々財力があるの

かということも考えておかないと、国がもう大変ですので、今後肝に銘じて、この財政問題、費用の問題、こういった大きな施設についてはしっかりと考えていただきたいと思えます。

続きまして、またトイレの話ですが、公園のトイレの建替えの問題もありました。これについては、ほとんど洋式というふうな考えだったように思うんですが、一部和式も取り入れたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

「建設課長 濱上喜美男君」

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明します。

建設課では都市公園のトイレ整備を、平成二十三年度にわかさ公園、平成二十七年度に花里浜公園と美浜公園を整備、平成二十八年度はわかさ公園下広場と中央墓園にあるトイレを整備する計画であります。

便器の型式につきましては、あるメーカーの調査によりますと、九〇%程度が洋式であり、近年洋式化の傾向にあるため、本市でも採用している状況であります。今後は利用者の意向も聞きながら、原則洋式を基本として検討していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○六番（瀬下満義君） トイレについてはそれぞれ考えがあるかと思うんですが、長く我々は和式でやってきたわけですね。日本人は和式のほうが私はいいと思うんですけど。いいと思っております。生理的にもいろんな意味で。もちろん洋式がいい場合もあるわけですね。

それはわかっています、ひとつ一方向に流されることなく、ちょっと和式のよさも見直して、たまには踏みとどまって考え直すこともあっていいんじゃないかなと思います。これは、またいずれ私もいろいろ議論していきたいとは思っています。

次に、わかさ公園の駐車場の舗装事業ですが、これは、費用は結局幾らかかったんでしょうか。他の事業に比べて、これが優先順位は高かったのかということですが、いかがですか。

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明します。

現在、わかさ公園入り口駐車場の状態は、舗装の劣化が進み、碎石が露出してでこぼこになっております。駐車するための区画線も消えておりますが、新たに区画線を引ける状態にありません。公園、市営グラウンドの利用者等、多くの市民が駐車場を利用するため、転倒や事故防止の抑止と安心・安全に公園を利用していただくよう、オーバレイによる舗装を計画しております。

以上で説明を終わります。

○六番（瀬下満義君） 費用の問題もあるかと思えます。この程度の我慢ができなくて、これからやっていけるのかという私の認識です。やはり辛抱もしないと、ほかの事業との優劣、これも考えてやらないと、何ていいますか、要するに、後で出てきますが、予算の使い方については、効率的かつ効果的、費用対効果、優先順位を考えてやっていかないと、もう非常に財政も厳しいので、後で困ると思いますので、よく考えてもらいたいと思います。どこで我慢し、

どこで使うのかというのは、かなりこれから峻別していかないと大変なことになると思います。

次に、あっぱらんの施設の整備が最近よく出てきます。これからだんだん人が減っていきます。少子高齢化。活発な若いほうが減って、お年寄りの人数はそんなに減らないかと思うんですが、そういう社会になっていったときに、非常にあれは遠いわけです。あのあっぱらんどちゅうのは。あそこを一生懸命整備して利用するというのが、果たして費用対効果等を考えて割に合うのかと思うんですが、つまり無駄遣いになりはしないかと大変心配してるんですが、いかがですか。

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明します。

本施設は、年間利用者数が毎年四万人を超える利用があり、利用者からの施設の整備や改修、遊具更新等の要望が多くあります。

今回の整備については、子どもの遊びを優先し、元気で伸び伸びと遊んでもらうために、そのエリアを充実しようと計画しております。現在も、ソフト、サッカー、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ウォーキング大会等にも利用されておりますが、さらに健康増進、スポーツや憩いの場として利用しやすい環境を提供することで、さまざまな世代が集い交流する場となることが期待されます。また、本市が取り組んでいる他の事業との連携や展開を図っていききたいと考えております。今回実施している事業は、地域振興推進事業を活用しております。

○六番（瀬下満義君） 私が言ってるのは、向こうにたくさん金かけて、これからあそこを大いに利用するといったやり方が、果たして効果的かというか効率的吗というか、果たしてそうなるんだろうかと、これから。今多少は使ってるかもしれないけども、これから、要するに、全体的に高齢化が進んでいきますので、子どもは少なくともなっていくますから、むしろ近場で、人の集まっている近いところを充実させていったほうがいいんじゃないかっていうことなんです。ということ言ってるわけです。ですから、将来のことを考えると、あそこの投資が無駄になりはしないかと。それよりもうちよつと近場で、ここで遊んでいただくということじゃないかなと。そのほうがいいんじゃないかなと。そういう提案です。そういう考え方です。そこももうちよつと考えたほうがいいかなとは思ってます。

個人的には、あそこはサッカー場とか、あと何でしたか、グラウンドゴルフとかゲートボール場、それはそれぞれの団体があると思うんですけど、そこに任せて、あとはもう山に戻すと。わかりやすく言えば。そういうふうにしたほうがいいかなと私は思ってるんですけど。

要するに、将来は、あそこはなかなか使えないだろうと、多分。使わなくなるだろうと思っではいるんです。それじゃなくて、近場を、近いところで運動をしたりウォーキングしたりしたほうが、そういう社会に結局なっていくんじゃないかと思うので、あそこへの投資はちよつと考えたほうがいいんじゃないかな、控えたほうがいい

いんじゃないかなと。そういう考え方を提案です。

次に、急傾斜地崩壊対策事業です。

西町、東町、私の納骨でももう既に終わりました。本市がその事業費の一割から二割を負担して、県がこれは主体となって実施しているわけですが、この急傾斜地崩壊対策事業についてですが、これは、要するに、人的被害を防ぐというのがその趣旨だと聞いております。人的被害が、じゃあ、あつたのかと。どれほどあつたのかという事です。

また、景観や見た目、見た目がいま一つ冷たい感じでよろしくないと。むしろこの山ですか、山林、要するに、緑で覆われたほうがいいんじゃないかと思うのですが、景観やヒートアイランド現象、費用対効果に配慮して、我々はあれに賛成してるのかと、費用を負担してるのかという事です。

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明します。

過去における急傾斜地の崩壊による人的被害はこれまで把握しておりません。しかし、本市でも、平成十三年九月の集中豪雨により、安納軍場集落において山腹崩壊による土石流が発生しましたが、下流側に砂防堰堤があつたことにより土石流がとまり、下流側への人家等への被害を防げた事例がございます。

また、景観についても、安全を第一として、樹木を残したり、自然石を用いた工法で行ったりして、できるだけ景観に配慮しております。環境に配慮した工法を採用することで、ヒートアイランド

現象の防止にもつながるものと思います。

費用対効果につきましても、危険な急傾斜地から人命、家屋を災害から守るといふ観点から、必要な事業だと考えております。

○六番（瀬下満義君） あれは、直接は人的被害を防ぐっていうところですので、多少崩れても人的被害が多分ないだろうというところまで多額の費用を使っているのはどうかと思っております。

私は、基本的には、あれはあんまりよくないなと思つとるもんですから、熊毛支庁にもたまたま話はするんですけども、これは要するに財政の話もあるわけです。お金の話もあるわけです。そこにそんなに使う利点があるのかと。もっとほかにたくさんあるんじゃないのかと。子育てとか医療・介護とか、我々いろんな社会問題を抱えていますので、人命が大事だつていうのであれば、年間平均六人ぐらいですか、自殺者も出るとも何か資料もありました。十年間で六十人ぐらいになるわけですから、自殺対策のほうが優先じゃないかといった話も出てくるわけですから、この事業が本当に有効なのかどうか、私は非常に疑問に思っています。そこで質問したところです。

次に、図書館についてですが、これはもう指定管理者から市役所の直営となつてと思うんですが、この職員の陣容、人数ですが、あと開館時間とか休館日、どうなっていますか。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

職員の陣容につきましては、社会教育課長が西之表市立図書館長を、そして社会教育係長が西之表市立図書館係長を兼務しております。実際図書館に常駐しておりますのは、臨時的雇用者二名と短時間臨時的雇用者一名となっており、臨時的雇用者の中の一名は司書の資格を持っており、開館時間は、四月から十月までは午前九時から午後七時まで、そして、十一月から三月までは午前九時から午後六時までとなっております。休館日につきましては、毎週月曜日と年末年始の十二月二十九日から翌年一月三日までとなっております。以上です。

○六番（瀬下満義君） 時間はもうちょっと長くしてもいいかなとは思っています。あと休館日が月曜日ですか。これも職員は交代で出てきていただいて、もう年中無休に近いようなのもいいかなと。どうぞいつでも使ってくださいと言ったほうがいいんじゃないかなとは思っています。要するに、利用者はそんなにいないと思いますんで、そんな忙しくはない。ありますので、誰か一人ぐらいおれば十分かなと。パートの方でもいいんじゃないかなと思えますので、そこは工夫して、人件費のほうは工夫して、できるだけ利用しやすい図書館にしていったほうがいいんじゃないかなと思えますので、検討してもらえばと思います。

あと、次に、教育行政についても施政方針で述べておられました。この中で、かねてから気になってるんですけども、教育行政におい

て、健康、あと環境教育。

健康は、要するに、これは非常に本市で大事かと思えます。少子高齢化になりましたので、これを乗り切っていくには、とにかく健康で長生きと。これをしていかないと、お年寄りの方が介護を受けられる方が非常にたくさんになってきました。ここを減らしていくと。健康で長生きでないと、なかなかこの高齢化社会は乗り切っていくけないと。ですから、これはもう子どもときから健康で長生きと。将来の九十歳、百歳のころをにらんで、そこまで生きることと。考えて、とにかく健康で何とかして社会の負担を減らしていくと。それは個人にとってもいいことですので、そういった教育が必要かと思えますので、こういうのもこの教育の大きな指針に入れていくべきじゃないかと思うんですが。

あと環境の問題もあります。非常にこれから環境が大事かと思えます。健康で長生きしていくためには、豊かな自然環境が必要かと思えます。この二つのテーマ、健康と環境教育は入っていないのかという質問です。

〔学校教育課長 赤崎晃洋君〕

○学校教育課長（赤崎晃洋君） 健康、環境教育についてお答えします。

健康教育については、本市の教育行政の重点施策の一つに、一人一人の児童生徒を大切にする教育活動の推進という大きな柱がございます。その重点目標の一つとして保健体育の充実を掲げ、健康教

育の充実、学校体育の充実、食に関する指導の推進など、児童生徒の健康にかかわる教育の推進を図っております。それに基づきまして、各学校においては、保健体育の学習における健康の保持増進に関する指導、家庭科や特別活動における食育の観点を踏まえた指導等を中心に、児童生徒の健康に関する教育を進めているところでございます。

また、環境教育につきましては、重点施策の中に努力点として具体的に項目を設けてはおりませんが、重点目標として教育課程の改善・充実を掲げ、地域の伝統・文化・自然などを生かした特色ある教育活動の促進を図っており、現在、全ての学校が環境教育の全体計画を教育課程に位置付け、生活科、社会、理科、家庭科や総合的な学習の時間の指導を通して、環境問題に気づき、感じ、考えて、働きかけることのできる資質や能力を育成しているところであります。

今後も児童生徒の発達段階に配慮しながら、教育活動全体を通じて健康教育、環境教育が行われるよう指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 健康、環境が大事だちゅうのは当たり前のことですが、これ以前は、健康とか環境は、何と申しますか、健康であって当たり前とか環境はよくて当たり前と、何かそういう時代で、ごみ問題なんかなかったわけです、昔。そういう人たちが今大人になってますんで、なかなかうまくいかない。山に平気で物

を捨てる。したがって、不法投棄箇所が七百カ所、八百カ所とかあつて悲しいんですけどな。昨日もちよつと拾つてきましたけども、本当に悲しい現実です。それは子どものときから、もうそういうことはしないんだと、そういう教育しないと、もうごみがあふれてますので、昔と違って、そこはちゃんとやつていくと。それ非常に重要だと思う。

あと、健康については食、まさに食。あと運動とか。食、運動、あと何ですか。休むこと、ちゃんと休むこと。あともう一つ、精神的な衛生ですな。気分転換をちゃんとやつていくと。こういうことだと思ふんですが、それを子どものうちからやつていくと。そうして、健康で長生きの社会をこれからつくつていくと。そうすると、まあまあ、少子高齢化社会も何とかまあまあやつていけるんじゃないかと思ひますので、それがまあ個人にとつても大事ですが、社会にとつてそれが大事になってきたということですので、教育のほうでもこの教育をお願いしたいところです。

それと、放課後児童クラブの問題がありますが、これは学校が何かあんまり開放してないように聞いております。せっかく運動場があるのに、それはほかの場所は、ほかのところは運動場ありませんので、あんまり、何でそれ使わせないのかなと私は思うんですけど、どうも、そこはやっぱり使わせて、大いに子どもにはねたり飛んだり運動してもらおうと。大いに開放してもらおうと。解放感も味わってもらおうと。大事なことだと思ひますが、どうしてこれ開放しないん

でしょうか。

「教委総務課長 中村章二君」

○教委総務課長（中村章二君） お答えをいたします。

放課後児童クラブへの運動場等の学校施設の開放についてでございますけれども、小学校に隣接して設置されております上西、古田、住吉の児童クラブについては、児童クラブの管理責任のもと、学校施設等の開放を現在いたしております。また、国上みさき保育園に新たに国上児童クラブが設置をされておりますけれども、これについては、入所児童数の増加により保育園内での対応が困難となり、適切な代替施設等も見つからないとの相談を受けまして、六月一日より国上小学校の施設の一部を放課後児童クラブとして利用許可をし、運動場等についても開放をしている状況でございます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 学校といえればおかたいところで、ついこう身構えがちで、世間との壁をつくりたがる。そういう傾向も気持ちにはわからんでもありませんが、ここはもう思い切つてその壁を取つ払つて、社会とともに教育があるのだと。学校も社会とともに密接にかかわつて、一緒に教育していくと。そういう気持ちを持つて。おおらかな気持ちを持つて。そうすると、いろいろ問題も出てくるわけですが、しかし、そんなものを恐れていて前進はないわけです。昔はそうやってやってきたわけです。もう垣根なんてほとんどありませんでしたから、そんなに特別。そうやって、もう少し学校も市

民と、何ちゅうのか、密着した教育行政に転換してもらえればと思います。

次に、特別支援教育支援員が配置されるっていうことですが、この身分はどうなつとるんでしょうか。臨時職員なのか、正職員なのか。また、何か資格が必要なのか。今何名ぐらいおられるのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） 特別支援教育支援員の身分についてお答えします。

本市の特別支援教育支援員の身分は、特別職の非常勤職員になります。また、本市における特別支援教育支援員の委嘱に当たっては、教育委員会が定めた西之表市特別支援教育支援員配置要綱に基づいて委嘱しておりますが、特に資格を必要とはしておりません。現在、全体で十三名の方を配置してるところでございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 今、資格が特別ないということですが、私は好感を持つわけです。私は資格制度でいろいろ刑事事件もあったんですけども、資格は何かという。資格ももちろん無駄じゃありませんが、こだわり過ぎてまして、世の中が、実態が大事だろうと、資格より、いうことじゃないですか。教育の世界だと、すぐ資格、資格といつてなりがちなところをしてないのは、むしろ好感を持つ。要するに、実質をとうとぶと。そうして、実際に教えられる、よくこう、そういう何というか、そういう資質があればいいわけですか

ら、そういうふうにして幅広く人材を求めていけばいいかなと思つて。それは大変いいことかなと思いました。

次に、小学校の問題です。中学校が統合されました。小学校も、もうこれは放つとけば、統合かなと。私は、恐らく一番の問題は財政の問題だと思います。県がもう非常に、要するに金かかるんで、要するに職員を少なくしていくっていうか、そういった力が相当働いてるんじゃないかなと思います。

それで、じゃあ、どうなるのかと。小学校を一つにするのか、それとも、三つか四つに分けるのかと思うんですけど。あとまあ、分校方式っていうのもありはしないかと私は思うんですけど。一つ本校を設けて、あとは分校で、場合によっては先生がそこに、分校に行く。その都度。その都度行くというやり方もあるかなと思っておるんですけど、いかがですか。

○教委総務課長（中村章二君） お答えをいたします。

小学校のあり方については、さきの議会で施政方針の質疑の中でお答えをいたしておりますけれども、小学校の小規模化に伴う諸問題に対応するため、本年度から検討会を設置し、検討することとしているところでございます。

なお、小学校のあり方の検討に当たっては、統廃合ありきでなく、児童の教育環境と地域づくりの両方の観点から総合的に検討することとしておりまして、具体的な方向性については、今後、検討協議がなされることとなります。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 私がいいと思うのは、先生の免許制を、今小中高分かれてると思うんですが、免許で、たしか、これも緩やかにして、要するに、小学校、中学校、高校を一つの学校というか、各地区ごとに集めて、そういう教育もやってみたらどうかと思ったりはしてるんですが、それは教育制度を変えるということになります。そういったことも、これからはやってみたらどうかと思ってる所です。この小学校がどうなるのか、市民も関心があるかと思しますので、今後、市民にも問いかけて進めていってもらえたらと思います。

次に、行政職員の本格的な人事評価をします。そして、能力・業績評価を実施すると市長は述べておられますが、これは年功序列を廃止するという事なのかということなんです。地方公務員法では、この年功序列じゃなくて、職務給、職務と責任に応じた給与と。勤続年数は関係ないということになっていますが、年功序列を廃止するかどうか、お尋ねいたします。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

人事評価制度につきましては、本市では平成二十五年度から人材育成の一環として試行的に取り組んできておりましたけれども、地方公務員法の改正により、本年度より本格的に取り組みがなされることとなります。人事評価制度の意義やその取組みに、また実施方法

につきましましては、これまで御説明をしてきたところでございます。引き続き、評価者及び被評価者のそれぞれの立場において研修を重ねていくと同時に、やはり管理者における評価のウェイトが大きな部分を占めますので、今後とも慎重に行う必要があるかと考えております。人事評価制度を導入したことで、市職員の人材育成がなされ、あわせて職員個々の意識の向上を期待をしているところでございます。

さて、年功序列との御指摘でございますけれども、職員の給与体系につきましましては、平成二十五年度のいわゆる地方公務員におけるわたりを廃止をし、既に職務給の原則に基づく役職に応じた級において格付がなされており、年功序列には当たらないと考えております。

以上で説明を終わります。

○六番（瀬下満義君） そこは間違ってると思うんですけど、課長、その年功序列に当たらないと言われますが、若い人は給与がかなり安いわけです。かなり。かなりのひらきが今あって、若い人は、なんと二百万円とか三百万円、三百万円ぐらいですか。三百万円とか四百万円ぐらいでしょうか。年配の方だと七百万円近くなってるかと思いますが、それは要するに七百万円の、何ちゅうんか、若い人はもう最初から三百万円程度の、四百万円程度の仕事しかできないということになるんです。そういうふうになつとんですか。

要するに、私が、要するに、年功序列を廃止すれば、若い人と年

配の人との差はそんなになくならないと思うわけ。最初は、それはそんなに若い人もできないでしょう。もう二、三年もすればなれてくるから、そんなにその遂行能力に差は、職務遂行能力に大きな差はないと思います。そして、特に若い人でも、ある専門的な知識が、能力が高ければ、その職につけば、かなり仕事をされるわけですからあるいは、中途採用の方でも一緒です。中途採用の方でも、それはもうある職につけば、ある職を十分こなせるというんであれば、その職に応じた給与をもらっていいわけですから、勤続年数に関係なく給与をもらえるということになるかと思うんですが。

それ現実には、長く勤務した人が給料が高いんじゃないですか。長く勤務した人が給料は高いんじゃないでしょうか。職種にあんまり関係なく、そのやっつることに、職種に関係なく。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

今、私も御説明をいたしましたけれども、議員が言われるように、年齢が高くなれば給与がそのまま自然に高くなると、自動的に高くなるというふうな御理解をされてるようですけれども、従来から説明をしておりますけれど、一級から六級までございまして、それぞれ三級主査、四級係長、五級補佐、六級課長職というふうに格付がなされておりました、課長職につきましては、当然その課の数ということで限られております。年齢が上がってもそういう役付の職にならない方は、その級の下位号俸までおられていくということで、同級生でも同じ年齢でも同じ給料にはならないということでございます。

すので、年功序列に当たらないというふうに考えてございます。以上です。

○六番（瀬下満義君） 職務給の一番わかりやすいのは、その各種、職階、例えば、総務課長なら幾ら、市民生活課長の課長補佐なら幾らというふうに、そこでもう、その職種、職階によってもう既に決まってる。そこについて人が若かろうが年配だろうが、その給与をもらう。こういうイメージだと思うんですけど、要するに、職務給っていうのは。当然その職につくには経験が必要だったり、いろいろありますので、多少は間接的には勤続年数もかわってきますが、直接的には関係ないと、勤続年数は。もうその職で決まってるから、それについてならもう、この職はどれぐらいの難易度があって、責任もどれぐらいで、仕事量もどれぐらいだと。だから、この職は年俸が五百万円だと。だから、そこについて人はその給与をもらうわけで、その人がどれぐらい勤続したとか、そういうのは一切関係ないわけです。そういうイメージなんですけど、それを職務給の原則というのではないかと思うんですけど、その考え方と比較してどうですか。

○総務課長（中野哲男君） 今議員のお考えをお伺いいたしました、例えば、総務課長が幾らで市民課長が幾らという考え方やなくて、あくまでも課長職という部分で区分をされております。議員がよくお使いになれる年功序列というお話ですけれども、この年功という意味はですね、ただ年齢が上がればということではなくて、その

経験、あるいは、その熟練度等について年功という考え方もございます。そういうことで、その部署によって、例えば、課によって金額が違ふとかということではなくて、極端な話をしますと、主査からいきなり補佐に上がるということはございません。そういうことで、段階を踏んで、議員が言われる年功という、そういう熟練度を踏んで昇格・昇給をしてまいるわけですので、議員が考えておられるその職務ということとは若干異なるのかなということをおっしゃいます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） これについては、また議論をしていきたいと思えます。

じゃ、とりあえずよろしいです。

○議長（永田 章君） ここでしばらく休憩をいたします。おおむね十三時ごろより再開いたしますけれども、引き続き瀬下満義君の一般質問を続行いたします。休憩をいたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

○六番（瀬下満義君） 時間がなくなりましたので、飛ばします。最後の馬毛島問題について、次あれしていきたいと思えます。もし

残りでしたら、また九月にしたいと思えます。

先ほどの同僚議員の質問で、馬毛島のこの問題について、FCLPと関係なければということですか、自衛隊の基地がFCLPと関係がないと、全く関係ないのであれば、自衛隊基地建設については賛成もあり得るといったような趣旨の答弁だったと思うんですが、そういう理解でよろしいんでしょうか、長野市長。

○議長（永田 章君） 瀬下議員、これは通告外ですよね、瀬下議員の一般質問からすると。

○六番（瀬下満義君） いや、五番。五番の。

○議長（永田 章君） 質問事項上、これは瀬下議員の通告にはないですよということですよ。

○六番（瀬下満義君） いや、五番の馬毛島問題について。馬毛島問題。細目にありませんが、細目にありませんが、一応馬毛島問題ということですよ。

○議長（永田 章君） 市長が答えるとすれば。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 先ほどの質問でも話がありましたんで、基本的には、FCLPと自衛隊というのは一体のものということまで来ております。ただ、先ほどの質問で、もしこれがFCLPがなくなつたということになれば、自衛隊のみのことだったかどうかという質問でしたんで、基本的にはツー・プラス・ツーでも国と国で協議がなされています。そういうものがしっかりとして、ないと。国と

国との間の協定の中にもないと。そういうことになってですね、事が、そういう場合が発生したときに、じゃあ、また自衛隊は、別のいろいろな国のあり方として自衛隊を配備してくるということになったとすればですね、それは、そのときの説明を聞き、状況を見ながら検討していくということの答弁であります。

○六番（瀬下満義君） つまり、自衛隊基地のみと。FCLPは関係ないということであれば、それは容認する余地もあるということですか。

○市長（長野 力君） そういうことであれば、自衛隊のそのことの内容についても検討を図っていきたいということです。

○六番（瀬下満義君） 私は、この馬毛島問題については、FCLPであろうが自衛隊基地であろうが、よくない、反対と。立場です。その理由はこれまで述べてきました。

恐らくこの基地の一番の狙いは、これはもう明らかに中国の軍事的脅威、これに対抗するためだろうと思います。最近急激に大きくなってきましたし、南シナ海問題を見ても、東シナ海での尖閣問題についても、何かこの強硬な態度といえますか、内部のその権力闘争とか、あと権益争い、軍部の人民解放軍、何かそういうのが私は深く絡んでるんだろうと思います。ですから、本気で戦争をすれば、本気で何かこうやろうというのではないだろうと。やってみて文句言わなけりや、調子に乗ってやりましよう。力に任せてというか、今上り調子ですので、そういったのが内部でそういう雰囲気

気もあるのかなと思いますが、やがてそんなことは通用しないというのがわかってくるんだろうと思います。今少しずつわかってきたかなと。アメリカも強硬に出てきたし、日本も集団で集団安保法制もできまして、スクラム組んで、同じ価値観を共有する国々がスクラム組んで対抗しようとしてますので、恐らく中国の野望というか、それはまあ打ち砕かれるんだろうと思います。

また、戦争なんちゅうのは、今はもうできないわけです。核爆弾も全世界で一万五千発とも二万発とも言われてますので、本格的な戦争なんてやるだけ無駄ですので、そういうことはもう、大規模な戦争はできませんので、本格的な武力による、力による侵略とか力による勢力拡張っていうのは、いざれできなくなると思います。今だけの時期だろうと私は思います。

ですから、ここをうまく乗り切ればいいと思いますので、新しく軍事基地をつくると、自衛隊基地でたとえあったとしても、それは非常に財政上も大きな負担になりますし、また外交的にも中国を、何といえますか、あおるといいますか、挑発する、暴走に手を貸すといったこともありえます。また、軍事上も、そこまでしなくても十分ほかの手段で、例えば、偵察衛星なんかをして情報戦、そっちに打って出ると。あとは、アメリカと連携して抑止力を働かせてもらうということでも十分対応できると思うんですが、いかがですか。

要するに、この基地は、そこを基地にするという、新しくつくるわけです。そのことが、我々が置かれている環境、また中国にとつ

ても、中国に対しては非常にこう悪い影響を与えていくということ、そういう考え方をすると、これは実現すべき事柄ではないと、やめたほうがいいと、そう思うんですけど、いかがですか。

○市長（長野 力君） 国の財政、外交、軍事上から来てどうかというところでございますが、確かに国は、中国とか北朝鮮、いろいろのですね、外国を見ての、国際的なことを見てのいろいろな対策を練ってるとは思います。

ただ、馬毛島ということになった場合にですね、果たして国の財政上も大変な厳しい負担も強いることができるでしょうし、私も専門家じゃないからわかりませんが、そういう意味でいくと、外に対してのものについて、ここで基地が置くことが可能かどうか、いいのかわかるかという判断もあるかとは思っています。

そういう意味でいきますと、今後はですね、やはり今議員がおっしゃったように、大きな戦争で解決するということは、もう許せないというか、物理的にも国際の世論で許せないという状況の中にあるとは思いますが、ただ、そうはいいまして、一国一国ですから、一つのそういう形をつくるということはあるかとは思っています。

しかし、私が考えるところによりますと、やはり馬毛島へですね、予算、それをするために予算を大きく投入するところがあるのかないかというのですね、私もこの時点で答弁するわけにもいきませんけれども、やはり私どもの地域は、先ほども言いましたけど、おおさか維新の会に対する決議を文書を見ましても、やはりこのと

おりじゃないかと思えます。私も種子島・屋久島は全てですね、ここに書いてるとおりのことが郡民全ての気持ちじゃないかと思えます。そういう中ですね、そういう基地が来るということに対しては、郡民がやはり反対をするということが、今回の決議で代用しております。

そういう意味ではですね、まず国として、ここに軍事基地ということですね、つくるといふことにはないとは思いますが、こんな大きく予算を投下することも、国としても大変かと思いますが、しかし、今現実には、それはないんだと言うわけにもいきませんので、今後十分ですね、国のあり方も注視していきたいと思えます。

○六番（瀬下満義君） 新しくその軍事基地をつくるようになりますと、大変な費用が、多分千億円単位でかかるだろうし、また維持費もかかってくるわけです。我々のいろんな社会問題を見ても、金は足りないわけです。莫大な借金抱えて、福祉、少子化、年金問題、もうないわけです。金の足りないわけです、全然。ですから、まず、新しい軍事基地をつくるその余裕がないと。財政上。

中国も今軍拡やってくるようですが、国内にいろんな問題を抱えて、あの国は、もう一国として、まあ一党独裁ですが、あれ維持できるのかと。それはできないんだらうと思えますよ、普通に考えれば、一党独裁なんちゅうのは。だから、体制も当然変わっていくだろうから、そうなりますと、今のようなり方、軍拡なんちゅうのは、

もうできるはずがないわけです。国内問題が山積してますので。

ですから、ちよつとここは我慢して、ぐつと我慢して、様子見て、もちろん毅然とした態度をとりながら、中国がもう少し成熟していくのを待つと。そうして、お互いが平和に、武力による拡張政策なんかに頼らないと。国内にちゃんと目を向けて、国民の幸せを願う政権になってもらおうと。そこを見守ると。そのように誘導していくと。挑発しないと。これが非常に大事だと思います。

そういう点からも、この馬毛島の軍事基地化は、新しい基地をつくるという意味で、非常に愚策と思います。そういったことを長野市長も考えていただければと思います。

したがって、結論としては、馬毛島に自衛隊基地だけにしても、私はよくないと思います。新しい基地をつくること自体がよくない。もうこれで十分と。軍事力はもう十分だと思います。もつとほかの民生部門に注力していくべきと思うのであります。

そこで、じゃあ反対、軍事基地反対と言ってどうなるのかということでありませう。馬毛島は、じゃあどうするかといえば、私はもうこのまま残しておく。これが非常にやがて価値を持ち始めると。環境の世紀ですので、手つかずの海岸線等、非常に自然豊かなところですので、ここをそのままにしておくことが非常にいいと思います。地主さんはいますが、迷惑かけるような開発はいけないわけですから、なかなかあそこは手はつけられないと思います。我々も将来これをどうしていくか。馬毛島基金等をつくって、将来は買収す

るといったようなことがいいのかなどは思っております。

そこで、その軍事基地がなぜ必要かと。軍事基地賛成派の方は、そこに交付金がおりにくるといふことだと思いますが、したがって、交付金に頼ることはもうなかなか難しいと。私は非常に無理があると思います。ですから、これはもう諦めると。そのかわり、基地反対派として何か対策を示すべきではないかと。対案を。じゃあ、基地に反対するからには、何があるのかと言われたときに、これがありませんというのをちゃんと出すべきじゃないかと。そう思うのですが、いかがですか。何かありませんか、長野市長。

○市長（長野 力君） 地域の活性化につきましては、基地問題とこのことでは関係なくですね、私は常に考えていかなきゃならない大きな問題だと思っておりますし、また、基地が来ないと活性化しないということではですね、もうそんなことはないと思います。ただ、私どもとしては、その基地じゃない今の資源を最小限活用をして、そして、そういう基地経済に頼らないまちづくりを目指すということを考えております。日常私が出してる政策も、常にそういうものを描きながら政策の提案をし、展開していることは事実でございます。

今後ともですね、やはり交付金というのは、当然ですね、補償的な交付金ということになるかと思えます。そういう意味ではですね、交付金に頼らない。経済の活性化のためにどうしていくかということになると思えますけれども、現在、馬毛島、あの土地そのも

のについてどうするということは、地主さんもいませんんで、本当言えませんけれども、基本的には、全体像の中において、経済の活性化のための、そこに頼らなくてもやっていけるんだという経済の政策を展開をしていく考えでございますし、これまでもそれを頭に置きながら展開してきたと考えております。そういう限りですね、今後とも可能な限り多くの市民の皆さんと一緒に、基地がなくても、そういうものがなくても、交付金に頼らなくても、汗を流しながらどこまでできるか。そうすることが将来に向かって持続可能な発展につながるんじゃないか。そういうことを描きながらですね、地域の活性化を図っていくかなと思っております。

今後ですね、これからまた馬毛島の問題もまだまだ続くかと思いますが、今議員のおっしゃるように、対案という具体的になくても、それに沿うような政策の展開は常に考えやっていく必要があるかかと思っております。

○六番（瀬下満義君） 具体的なものは何もなかったんですが、総論はもうそのとおりですので、こういった質問が来たときに、やっぱり長野市長も、これ一度じゃないですので、私は前から言ってますから、やっぱりぼんぼんぼんと何か出てこないと話にならないと思っております。

長野市長がやった主なことっていうのは、自分の給料を上げたわけです。九百七十万円だった年俸を千二百十五万円に上げた。副市長も同じです。七百八十七万円だったのを九百五十五万円に上げま

した。教育長も八百二万円を八百九十万円に上げました。こんなことをやっとなんかいいのかいなど。これは全く逆行してるんだらうと思えます。市民にもちゃんと身を切る改革を示して、こうしますの馬毛島の交付金には頼らないようにしましょうと。そういうのが出てくるはずなんじゃないかと私は思います。

大体この年俸なんちゅうのは、それはもう職員が七百万円、年俸、たしかもらったときもあれだと思えます。退職金も三千万円ぐらいもらう方もおられたんですから。今そんなことはないわけですから、職員も。六百万円ですから。退職金ももう二千万円ぐらいなってきたわけですから。三役だけが昔の高い年俸と。戻ると。退職金も、市長が一期四年で千五百万円、副市長が一期四年で八百八十万円、教育長が一期四年で八百二十万円です。議員も退職金に相当する議員年金廃止したわけですから、同じ特別職として、もうこれは廃止に踏み切ると。ぐらいいのことをしないと、なかなか市民も納得しかねるんじゃないかと思うわけです。

今、卑近なというか、わかりやすいのを出しましたが、そのほかにも私は職員の給与問題なんかを取り上げますが、官民格差もありますので、職員にも協力を求めて、いろいろ働き方の問題とかあると思えます。それも工夫して、そんなに出てこなくてもいいと。効率を上げれば、もうほかのことをやってもいいと。副業もかなりもう緩和してあげると。そうやってお互いに、市民に向かって、自分たちもこうしますので下げますと。給与とか退職金とか。それを市

民に回しますと。子育て支援、少子化対策、雇用対策、産業振興等もありますので、そういったところに回しますと云って、何かやはり対策をわかりやすいのを打ち出していかないと、もう市民は不安じゃありませんか。

この馬毛島の交付金に頼る気持ちは非常にわかるわけです。米軍再編交付金ちゅうのがあります、十年間で多分百億円を超えるんだろうと思います。基地交付金はそんなにないと思います、多分そんなにない。なぜかという、地価が非常に安い。あそこ、馬毛島は。だから、そんなにこれは期待できませんが、この米軍再編交付金が十年間わたって、年間十億円ぐらいは出てくると思います。それは大きなお金なんです。ですから、そういうのが欲しいと。それは気持ちにはわかるわけです。それに対して何とか我々も、基地反対派は応えていかないと、やはり納得してもらえんじやないかなと思います。これは、またこれから議論していきたいと思います。

次に、同じく、同じような問題ですが、財政問題。三番の経費節約と効果的かつ効率的な予算使用について。これも非常に大事な問題です。

今、東京都の舛添都知事のことです。いろいろ話題になっています。もう本当に連日テレビで放送されております。この舛添東京都知事の高額出張費、二年間で何か二億円でしたか。一年間で何と一億円も使ったと。恐ろしい金額ですが。気持ちはわからんでもないです。あそこは予算案を見ると、予算を一般会計で七兆円。七兆円もある

んです、あそこ。税収が五兆円あるんですから。地方交付税交付金の不交付団体で、大変お金持ちです。ただし、借金も結構大きいんです。大きいといっても六兆円ぐらいですか。税収が五兆円あるから、六兆円の借金ぐらいはどうかかなるところでしょう。だけど、大変な非難を浴びてるわけです。この高額出張費とか政治資金の私的流用とか。これについて。あと、それは公私混同の問題あります。長野市長はどう思われますか。何か思うところありますか。

○市長（長野 力君） 今、東京都知事の問題が各報道機関出ておりますが、あれがですね、報道されてること、いろんなことが本当であればですね、大変知事としてのですね、あり方として、大変疑うものがいっぱいございます。やはり知事としての地位、立場からですね、やはり常識を幾らか外れてるのかなという気もいたします。

○六番（瀬下満義君） なぜこんなに騒ぐのかって話です。金額はそんなに、まあまあ、出張費は公費で公務っていうことでやったんでしょうが、私的な公私混同の問題があつて、それも額もものすごい大きな額っていうわけじゃないんですが、なぜこんなに騒ぐのかというのは、私は多分財政問題が背景にあるんじゃないかと思つてます。

消費税も二%延期されました。消費税の延期が、二%上げることになってましたけども、来年でしたかな、これがまた二年半ぐらい伸びました。お金の問題で騒ぐのは、多分国民の間にいよいよ財政

問題が非常に切迫してるんじゃないのかと。私はあるように思うんです、何かこの根底に。だから、何かどんどん突き上げてきてるんじゃないかなという気がしてなりません。世の中のそういう空気は、やっぱり実態を反映してきますので、そういうことが一つは大きな背景にあるんじゃないかなと思ってると思います。

この場合、職員のほうには向いてないです、ほとんど。都知事だけに向いてます。しかし、恐らく、多分都民は職員のほうにも本当は言いたいんだらうと思います。なかなか職員は集団ですので、ここにはなかなか向かない。都知事に集中していますが、多分そういうのもある。そして、あとまあ、全体の役所の財政問題について不信感を持っているのが背後にあるんじゃないかなと。そういう気もしてると思います。

長野市長もそういった、西之表市民の中にもそういう問題意識多分結構あると思いますので、やはりみんなの金は誰の金でもないと言わんばかりに好きなように使うと、ぜいたくに。こんなことはもう許されません。今までは多少許されたけど、もうこれからは許されません。そういうふう思うんですが、いかがですか。

○市長（長野 力君） 今議員がおっしゃったように、やはりしっかりした形でですね、予算、その他ものは管理し、使っていくという事になるかと思えます。

○六番（瀬下満義君） そこで、長野市長はどんなところでその経費節約や効果的かつ効率的な予算使用をしていますか。ちよっと思

い当たるところがあれば、お尋ねします。

○総務課長（中野哲男君） 事務方のほうから御説明を申し上げます。

予算使用につきましては、かね日ごろから経費節約や効果的かつ効率的でまた適正な使用に努めてるところでございますが、御質問にどんなところでございます。例えばでございますけれども、先ほどの知事の話もございましたけれども、市長交際費におきましては、市政の円滑な運営を目的に、市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に関し、公正かつ適正な執行を期するため、交際費に係る公表基準も定め、社会通念上必要とされる範囲で支出をしており、その支出につきましても、行政の透明性を高めるため、また保つために、毎月ホームページ等で公開をしているところでございます。

今後も引き続き、経費節減や効果的かつ効率的な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 役所については、あれは何でしたかな、何とかの法則っていうのがありました。ちよっどと忘れしましたが、要するに、無駄がどうしても増えていくと。無駄な組織をつくり、無駄な予算をどうしても使っていくと。そういう傾向があるわけです。確かにそういう目で見ると、役所は本当に無駄な山だなどと思えます。本当に非効率で、民間に比べたら本当に無駄な、非効率なこ

とをしているなど私は思います。そこを、これから変えていくべきだろうとは思っております。

そこで、次に、消費増税つてというのが、消費税増税が、二%の増税が再延期されましたが、これ役所の財政は大丈夫ですか。影響はありませんか。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） お答えいたします。

本市の財政における消費税増税の再延期による影響についてでございますけれども、財源といたしまして、地方交付税及び地方消費税交付金に影響が出てくるのが考えられます。

現在、地方交付税の原資として消費税収の二二・三%が充当されておりました、消費税八%のうちの一・四%に相当いたします。

一〇%になった場合は、一・五二%が地方交付税分となるといふうにされてるわけですが、増税再延期という形になったわけですが、経済の動向によって、今後税収にどういふ変動があるのかということとが一概に判断できるわけではございませんけれども、ただ、国が新たな施策をいろいろ打とうとするときに、国の配分のバランスというものが変わってくるという可能性はあるというふうに思っています。そういったことから、地方交付税に幾らか影響が出てくるのではないかとという危惧は抱いております。

また、消費税の中に地方消費税の一・七%分というのがあるわけですが、県税として県に収入になって、その二分の一が地方消費税

交付金として交付をされてるわけですが、平成二十七年度において三億三百五十三万九千円の交付があつて、そのうち一億三千八十七万二千元が社会保障の財源として交付をされ、障害福祉費に充当されてございます。これについては使用が限定されたものでございまして、現在のこの分における社会保障財源に大きく変動が生じることは考えにくいというふうに思っています。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 消費税についても、あれは地方交付税の原資にもなってますし、地方消費税としても直接我々に来ますので、大いに関係があるわけです、この消費税つていうのは。こういったことも延期されると、市の財政としては、それだけ財源が失われるということにはなってくるわけです。一方では、市民の負担が増えますので、どちらをとるかということになります。

あと、先ほど出ましたが、三役の給与の話です。元に戻ってしまったわけです、先ほど言うように。元に戻って、それよりちょっと上がりました、この三役の給与が。退職金は以前と同じだと思うんですが、ほぼ、ちょっと上がったのかな。給与が上がると退職金もちょっと上がったかもしれません。

要するに、三役の分だけ昔の高いのにぼうつと戻ってしまったわけです。これ、これから維持できるんですか。この高い、このたった一万六千人しかいなくて、これからますます人口も減っていくときに、これ維持できますか。この元に戻ってちょっとさらに上がっ

たこの三役の給与、退職金は。長野市長、できるんですか、我々の財政で。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

平成十四年度から平成二十六年まで、三役の給与は特例の条例を設けるということでカットをされてきたわけですが、今議員御紹介いただきましたように、平成二十七年より給与条例に基づいて給与を支給してございます。元に戻ったというような形でございます。ただ、さらに上がったというわけではございません。

また、平成二十七年より、特別職も含めまして鹿児島市町村総合事務組合の退職手当事業に加入をしてございまして、十年間のスパンの中で単年度の退職金の負担の平準化を図っているというような状況でございます。そういったことから、問題はないというふうに考えております。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 担当課長は問題ないと言いましたが、私は非常に問題があると思います。この三役が元に戻って。元に戻って上がらなかったと言いましたが、あれ人事院勧告でちよつと上がったと思うんですけどな。この話はまた。ちよこつとだけな。私が言ってるのは、大きく上がったんじゃない、ちよこつとだけ上がったと思うんですが、給与が、年俸が。これはまた後で検証したいと思います。

要するに、この三役の年俸と退職金、よく問題にするわけです。

大阪市では、退職金四千万円のうち二千万円、もう廃止して、そのうち、四千万円のうち二千万円をもう年俸に組み入れたと。実質、退職金半減ということに今なってると思います。あの大阪市でも退職金を廃止しました。ですから、退職金は象徴的な意味合いがあると思うんです。トップが自ら身を切って、財政の問題もこうなんですと示していくと。これは非常に重要なことなんでしょうと思います。率先垂範ということでもあります。ひとつこれは検討していただければと思います。

以上をもちまして、残りはまだ九月議会です。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 瀬下議員に申し上げます。

これまでもですね、何回となく瀬下議員の一般質問については、そのあり方についてお願いをいたしましたけども、今回もそうであります。今後ですね、その質問のあり方については改善対策を講じていただきたい。その旨をお伝え申し上げておきます。

以上で瀬下満義君の質問は終了いたしました。ここですばらく休憩いたします。おおむね十三時四十分ごろより再開いたします。

午後一時三十一分休憩

午後一時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、丸田健次君の発言を許可いたします。

「一五番 丸田健次君登壇」

○一五番（丸田健次君） 通告に従い一般質問をします。

昨年度、市民会館が大規模な改修がなされ、生まれ変わりました。見事なりリニューアルだったと私は思っております。ただ、トイレが全て洋式になったことに何か不満な方もいらっしゃるようですが、あるいは外壁の色に云々という方もいらっしゃるようですが、大方市民の皆さんは納得の改修であったと思っております。ただ、改修目的が防災拠点中央公民館として改修されたことから、本来の市民会館の目的が変化したような感があります。

一部質問の順位をですね、変更して質問をいたします。

まず、市民会館の本来持つ意義について伺います。

以下は質問者席にて行います。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

教育委員会として、市民会館は本市の文化・芸術の活動拠点としての役割、それと中央公民館という生涯学習の拠点施設としての多面的な役割を持っております。市民の文化・教養及び福祉の増進を図るための市民の活動拠点施設という認識を持っております。

以上です。

○一五番（丸田健次君） この改修のときにもですね、いわゆる災害の拠点的な施設というふうになってるんですが、この防災拠点施

設ですね、これはどういう意味合いを持つてるのか、お願いします。

「総務課長 中野哲男君」

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

質問の順番で申し上げますと、四番ということでよろしゅうございますのでよろしいかと。

○一五番（丸田健次君） はい。

○総務課長（中野哲男君） それでは、お答えをいたします。

防災拠点とは、広義には、避難地・避難所からの備蓄倉庫、救済物資の集積所、がれき置場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその他その予備施設と幅広い概念で捉えられ、狭義には、本部施設や応急復旧活動の拠点の意味で用いられるところでございます。

通常、その役割と規模に応じ、コミュニティ防災拠点、地域防災拠点、広域防災拠点の三つの種類が考えられ、地震等の大規模な災害が発生した場合は、被災地において救援救護等の災害応急活動の拠点となる施設で、多くの重要な役割・機能が求められております。

コミュニティ防災拠点は、町内会や自治会単位で設置をされ、地域防災拠点は、災害時に市町村等の現地活動拠点や中期の避難活動が可能な避難地、あるいはコミュニティ防災拠点を補完する機能が期待される校区単位、もしくはそれらを包括する規模で設置をされるのでございます。広域防災拠点は、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通・配給基地等に活用されるもので、おむね都道府県により、その管内区域に一カ所ないし数カ所設置を

されるものであります。

中央公民館、市民会館は、地域の防災拠点としては、平常時には、防災に関する研修や訓練の場、地域住民の憩いの場として、災害時には、避難者の収容機能のほか、救助資機材、物資の備蓄機能、応援救護機能を担うことを目的としております。

以上で説明を終わります。

○一五番（丸田健次君） まちづくり公社ですか、これが市民会館を今管理しているように見えるんですが、まちづくり公社、これはもう当然、以前説明を大体受けてわかってはいるつもりなんですが、まちづくりの公社はですね、何か五十六項目もいろいろ仕事内容が記されてる資料があります。改めてでありますけども、このまちづくり公社の目的にもう一度触れていただければと思います。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

一般社団法人西之表市まちづくり公社設立の目的は、その定款におきまして、行政事務の支援及び地域振興のための事業を行うことにより、活力と魅力あふれる西之表市のまちづくりに寄与するとしており、その事業は、行政事務の効率化を図るための業務の受託事業、公共施設等の環境整備及び管理受託事業、地域の資源や技術を活用した事業、その他当法人の目的を達成するために必要な事業と定めております。

以上で終わります。

○一五番（丸田健次君） 一般社団法人西之表市まちづくり公社の

組織の中に、いわゆるその事務局長さん、正規の職員がお一方いらっしゃるんですが、ここにですね、西之表市市民会館の設置及び管理に関する条例の中に、第四条ですが、会館の運営及び維持管理を行うために館長、その他職員を置くってあるんですが、いわゆるこの条例に書かれてる館長という職務、仕事は、この総務、正規職員、いわゆるこの事務局長さんが兼務をしているというふうに解釈してよろしいですか。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

事務局長は、私、総務課長が兼ねておりまして、現在現場におります次長は、総務課付の係長級の職員でございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） それで、いわゆる館長、条例に書かれてるですね、市民会館の条例に書かれている館長は誰がされてるんですか。

○社会教育課長（松下成悟君） 館長につきましては、私が、社会教育課の課長が市民会館の館長の兼務をしております。

○一五番（丸田健次君） それではですね、先ほど防災のことでお話があったんですが、ちょっと確認したいこと、これは六項目の中に入っていないんですけども、今まちづくり公社の事務所っていいですかね、いわゆる機材を置いてるあの部屋のことなんですが、あそこは以前、炊事とか炊飯ができるような、いわゆるガスが置いてあったりしてあったんですね。今は流し台が残ってます。ほんで、

この防災施設というふう考えたときに、その炊飯施設ができる、いわゆるガスとかLPガス、そういうものが非常に重要な役割をするんだと思ってるんですが、これが撤去されてるんですね。いわゆるガスが使える環境がないんですよ。流し台はあるんですけど。これを撤去した理由は何だったんでしょう。これは社会教育課のほうで。

○社会教育課長（松下成悟君） 以前、議員おっしゃるとおり、ガス台とかそういう部分を設置しておりました。実際改修工事を行うことにより、今度は電気を使う部分がありますので、ガス台につきましては、現在、教育委員会のほうで一応保管はしております。実際電気とかそういう部分について、電気の沸かすやつですか、それを二階のほうには設置はしております。

○一五番（丸田健次君） 防災拠点施設となったときに、先ほども申し上げましたように、そういう設備は非常に重要な役割をするんでしょうから、やはりそういうものはすぐにでも使えるようにしておくべきだと思いますが、いかがですか。

○総務課長（中野哲男君） 議員がおっしゃられる災害時に炊き出し等というお話で、防災拠点と言われるところにそういう炊き出しの施設の整備をするべきではないかという御意見だろうと思うんですが、その点につきましてはですね、現在、市民会館、中央公民館の防災機能としてはですね、避難所、あるいはそういうところを主に機能として張りつけてありますので、その炊き出しの部分につい

ては、今回もありますけれども、榕城分団、女性分団等について、あるいは地域の方について、それぞれで行っていくと。将来的には、そういうふうな機能を持ち合わせたことも考えていかなければならないと思います。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 答えをいただいたような気もしてるんですが、いわゆる今の市民会館を防災施設として、今もありましたけど、将来的にどの規模まで防災の機能を持たせる計画でいらっしやいますか。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

将来的にとのお話ですけれども、現実に市民会館をどこまで機能を持たせようとしているのかということでお答えをしたいと思いますけれども、東日本大震災では、避難所に授乳や着替えをする場所がなく、女性が布団の中で周りの目を気にしながら着替えたり、女性専用の物干し場がないために下着が干せない等の課題が指摘されましたところでございます。

避難者が入所してから避難所内部のレイアウトや区域の設定を変更することは困難でありますことから、市民会館二階部分を女性、子育て家庭への配慮スペースとして、授乳室、給湯設備、更衣室、物干し場のスペースを確保してございます。三階の会議室は避難スペースとして、市民サロン室は交流スペースとして確保しております。一階大ホールは、ステージを支援物資置き場、ホールを緊急避

難スペースとして、会議室はミーティングルームや救護・相談スペースとして活用を考えております。

東日本大震災の避難所では、女性用の仮設トイレが長蛇の列となったことが報告をされておりますので、その対策につきましても、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 要は、このまちづくり公社というのがそこに入ったことによって、防災の関係、それと市民会館ですね、こちらの三つのものが建物の中に共存するということになっていくんだと思うんですよ。ほんで、このまちづくり公社に市民会館の管理っていいですか、その防災もひっくるめて、まちづくり公社が市民会館を管理することになった経緯について説明をお願いいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

お答えする前に、幾つもの、まちづくり公社、防災拠点、あるいはそういう教育文化施設が複合的にこの中央公民館に集約をされたということでございますので、そういう御理解のもとでお答えをしたいと思います。

まちづくり公社の引き受け業務につきましては、先ほど申し上げましたけれども、行政機能の活性化と事務の効率化の観点から、要望のある業務や新たに組み込む業務として、公社の目的に沿った業務について積極的に検討をしておりますのでございます。

市民会館の管理業務につきましても、所管課の要望を踏まえ、行政事務の効率化の観点から検討を重ねてまいったところでございます。検討の結果、市民会館リニューアルを機に、会議室の予約や受付、会館内の清掃と環境整備に係る事務を受託をし、あわせて当該事務の効率的な運営も兼ねて、公社事務所も市民会館内に移転をしたところでございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 私はこのことですね、いわゆるまちづくり公社があそこを、本来であれば、市民会館の中にまちづくり公社が入って、そこで活動をとるというふうなことが一番わかりやすいのかなというふうに思ってたんですが、何か今の説明でも、確かにそう言われればそうなのかもしれませんけども、何かそのはつきりしないというか、何かその宙に浮いたような状態ちゅうか、目的がどうなんだというのが何かよく理解できない部分があるんですよ。

我々から見ると、やっぱり市民会館以外の何物でもないんだけど、防災施設であるとか、中央公民館であるとか、いわゆるまちづくり委員会の事務所兼ということになってきて、一般市民から見ると何なんだろうというふうになるんだろうと思うし、私も何かもう説明をいただいても、どういうふうに、将来的にもこの市民会館をどういうふうにやっていくんだというのが、今の説明だけでも十分に理解できない部分があったりするんですね。

ですから、できれば、これ改修工事をするときに、そういう目的

を持たせないと、なかなかその補助金が得られないちゅうこともあったのかもしれないけども、やはり何か役割をはつきりさせていただけたらなというのが私の思いでありました。これに関しては御説明をいただきましたので、次の質問に入りたいと思います。

続きましてですね、高等教育機関の設置計画について。これが鹿児島県建設新聞の記事に出まして、私は本来、まだこの高等教育機関に関しては一般質問の対象にはならないなというふうに思っております。というのは、せんだって全員協議会のときも経過説明を受けまして、今調査研究段階だというふうに聞いておりましたから、そういうふうにしてたんですが、こういうふうな新聞の記事になったこともあってですね、ちよつと説明を受けてる部分もあるんですけども、確認させていただきたい部分を説明をいただきます。まずですね、設置する教育機関は医療・看護系公立短期大学が望ましいという報告がなされたというふうな記事に書いてあります。その経過について御説明お願いいたします。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

議員今ちよつとお話をいただきましたように、五月十四日付けの鹿児島建設新聞に掲載されたところでございますが、これ、昨年作成をいたしました西之表市まち・ひと・しごと総合戦略に基づきまして、地方創生先行型の交付金を活用をし実施しました高等教育機関を活用した地域活性化に関する調査事業につきまして、三月二十

九日に最終報告がまとまりましたので、その内容について、四月二十六日より報告書を市のホームページに掲載してございます。それをもとにして記事が作成されたというふうな思っております。

内容については、四月の全員協議会の折に資料もお配りをしてございますので、御承知いただいているというふうに思いますけれども、まず、設置の種別についてでございますが、日本私立学校振興・共済事業団がまとめた平成二十七年度の入学志向動向によりますと、入学者は約九千五百人ほど増えて四十八万七千人となったこと、定員充足率も一・二六ポイント上昇をして一〇五・〇四%となったことなどが報じられておりますが、しかし、二〇一八年問題と言われますように、今後は十八歳人口は減少していくことが見込まれておりまして、大学を取り巻く環境は容易なものではございません。

特に私学においては、長引くデフレの影響もございまして、高校生を持つ家庭の世帯所得が年々低下をしてきているというような状況から、受益者負担となる学納金の負担金が高くて定員割れが深刻となつてきておりまして、新規参入は経営上大きな課題があるというふうに言えます。

しかしながら、平成十六年七月に地方独立行政法人法が成立をいたしましたので、地方公共団体が公立学校法人を設立をして、これまでの公設民営という形ではなく、法人化の大学設置が可能となったということから、公立については、通常の私学に比べ社会的信頼感も

高く、また、私学とは異なりまして国の助成が地方交付税によることから、低廉な学費の設定が可能となり、学生募集上の魅力が大きく、安定経営につながるという面がございます。

続きまして、学校の種別についてでございますが、四年制大学という形になりますと、設置認可の審査におきまして、教員審査とか設置経費、収支の均衡等の審査項目において、実現のハードルは極めて高いというふうに考えられます。短期大学につきましては、実学時間も高いことから、地域の中でも身近な存在でございます。四年制大学よりも低廉な費用で高等教育にアクセスができるという特徴を持ちます。また、短期高等教育機関で、実学教育という部分では専門学校と競合するという形になるわけですが、この比較におきましては、短期大学は第三者評価が義務づけられておりまして、また、定員管理について適正な運用をするよう文部科学省によるコントロールもございます。そういった制度上、教育の質が担保をされるというようなことがございます。このようなことから、現段階で公立短期大学を目指すことが現実的だというような研究会の結論が出てございます。

また、公立短期大学に設置する学科の分野についてでございますが、地方交付税の単位費用の観点からしますと、人文社会科に比べまして理工系、看護・医療系が高くなっているという特徴がございます。理工系、看護・医療系のうち、種子島の特徴とも言える農学は生命工学、バイオテクノロジー、それから宇宙工学については人

工衛星やロケット開発など、国際間での激しい技術開発競争が繰り広げられておるといところで、大学院を前提とした大学構想ということとなりますので、公立短期大学で設置するには限界があると思われるところでございます。

さらに、卒業後の出口の問題でございますが、厚生労働省の推計によりますと、団塊の世代が全て七十五歳以上となる二〇二五年には、看護師や准看護師ら看護職は全国で二百万人必要となるというふうに推計をされてございます。現在の就業者が約百六十万人で、年平均三万人ずつ増えてきているわけですが、十年後は最大十三万人足りなくなるといっておそれがございます。今後とも保育士同様、待遇の改善が進めば、さらに社会的需要が高まって、就業者もさらに増えてくるというふうに思われます。

以上のことから、研究会では、設置する教育機関は医療・看護系公立短期大学が望ましいとの方向性を示したところでございます。以上です。

〇一五番（丸田健次君） 時間は十分ありますので、もう少しゆっくり話していただければありがたいです。

一つ確認させていただきたいのが、いわゆる短期大学って聞いたときに、自分なんかは修学年限を普通二年というふうに感じてしまっているんですね。ついさっきまでそういうふうに思ってたんです。でもまあ、受け取り方によつては、看護系短期大学であれば三年というのが基準なのかなって思うんですが、どちらなんでしょう。

○行政経営課長（神村弘二君） 三年で、一学年八十人ということ
を今のところ想定をして採算性の計算はしてございます。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 私は大きな勘違いをしておりますです
ね、この話を聞いたときに、短大というもんだから二年という感覚
でおって、短大であれば、今現在、准看護師と正看護師があつて、
准看護師は、将来的には国の方向として一本化して正看護師にして
いこうという方向に行つてると。ということ、二年生の短大であ
れば、ここで正看護師の資格が取れるはずがないよなというふうに
思つてたんですね。ですから、それがあつて、結局それは私の勘違
いであつたわけですけども、そういう意味での確認だつたんです。
それとですね、次に入りますけども、いわゆるこれもテレビ放送
等で聞いておられる方もいらっしゃると思いますから、私どもは一
応説明を受けております。いわゆる経済効果、地域経済への直接効
果が四億円、波及効果を五億円想定してるほか、市税や地方交付税
の増収も予想されるというふうに説明をもう受けてましたし、この
記事にも書いてあります。これについて再度御説明をお願いいたし
ます。

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明いたします。
経済効果につきましては、文部科学省が公表しております地方大
学が地域に及ぼす経済効果分析報告書という部分の中に、波及効果
等も含めて、経済効果の試算の仕方というのが出てございます。直

接効果といたしまして、一つに教育・研究活動による効果、これは
經常経費試算より人件費を除いた経費のうち、四割程度が市内での
需要額というふうに見込んで試算をしております。それから教職
員、学生の消費による効果、それから三番目として、その他として
大学等への訪問者や学生等による交流経費、四番目として、それと
施設整備に係る経費を見込んでございます。波及効果につきましては
は、直接効果に対する波及分と雇用税収効果等を見込んでいること
ろでございます。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 夢みたいな話でしてね。私自身もこの高
等教育機関の設置に関しては夢があることだと思つてまして、本
当にこれが実現できればいいなという思いを持っておりますけども、
大体の方が、生徒が集まらないだろうとか、あるいは先生が来ない
だろうかというふうに、直感的にそう受け取つての方が多いんだろ
うなというふうに思います。実際一番厳しいところなんでしょうけ
ども。

実はですね、けさ、ちょうど家を出るとき、九時半ごろだったん
ですけども、隣の自治体の方からお電話が私のところに入りまして、
西之表市は大学をつくらうとしてるんだそうですね。ほんで、
その人も問いかけたらしいんですけども、一人一千万円ぐらい
のいわゆる就学補助が出て、ほんで、今、西之表市のある方が、そ
の設立をするための寄附金を、五万円の寄附金集めをしてるんだと

か、そういう話が出てきたんですよ。ちょっと待ってくださいって。そういう話は全くありませんというふうに話は打ち切ってるんですけども、その方も、そういう話に乗っちゃだめだよという話はしたみたいです。

でも、そういうふうにはですね、新聞に出たせいもあって、情報が、ほかの自治体に対して違った方向に情報が流れてる。情報が錯綜してる状況があるんですよ。そういう意味で、こういう内容を、例えば、中種子町さんとか南種子町さんとか、どういう協議をなされてきたのか、その経過がもし話せるのであれば、お願いします。

○行政経営課長（神村弘二君） ごめんなさい。質問の確認をさせていただきます。中種子・南種子町の関係ですか。

○一五番（丸田健次君） 要は、例えば、中種子町と南種子町の役場関係の方とこういう協議がなされてるのかどうか。

○行政経営課長（神村弘二君） 中種子・南種子町との協議ということでございますけども、一応企画課長レベル、企画レベルの中では、それぞれこういう話がありますと。これからも広域的に、うちも設置をもしするという話であれば、一単独の市町村という形よりは、一市二町の中で、例えば、一部事務組合みたいな形が設立をしてできないかというふうに考えておりますし、そういった形のほうが、国に申請をしたときに、やっぱり理解を得られやすいというふうに考えております。

また、できれば、今市長のほうからちょっとほかの首長の方に

提案もしていただいているんですけど、そういったような協議会みたいな話し合いの場を持ちましょうかというようなことを今しているところでございます。

以上です。

○一五番（丸田健次君） それではですね、先ほどの新聞記事の件なんですけども、先月の二十四日でしたか、全員協議会の中で、委員会に来ていただいて話をお聞きしました。そのときの私の解釈は、現在、調査研究中です。何も決まっています。最終的にそういうふうな受け取る内容だったと思っております。それに関して確認したいんですが。

○行政経営課長（神村弘二君） 最初に申し上げましたけども、一応そういう可能性についての調査をお願いして、そういう報告書が出てきたという段階でございます。それについて一つ一つが実証されて、それができるといような段階には行ってございません。ですので、議員御指摘いただいたように、実際にその生徒が集められるのか、その設備にかかるお金の問題、場所の問題、そういった部分については、全てまだ白紙の状態でございます。

以上です。

○一五番（丸田健次君） この新聞記事の末尾のほうにですね、二〇一七年度以降にも申請に係る調査開始及び準備委員会を立ち上げ、計画の具体化を図るといふふうを書いてありまして、私これを読んだときに、これはたしか五月の十四日の記事なんですよ。で、

我々は二十五日にそういう説明を受けたつもりだったんです。ところが、これに行くと、我々が、議事録も調べたんですけども、その議事録にも出てない、いわゆる準備委員会を設立、立ち上げ、計画の具現化を図るといふ文言。その内容のようなものを我々議員は、私は聞いていないんですよ。ところが、我々がそういう報告を受ける前に、こうやって記事に出てくるってどういうことなんだろうか。先ほどもちよっとこれに触れまして、その経過というのは言われたかもしれないけど、これを素直に受け取れば、我々がそういう説明を受ける前に、もう既に記事になって出てたってということになってしまふんですよ。何でこういうことになったんですかね。

○行政経営課長（神村弘二君） 答えたいします。

確かに記事にはございますけども、具体的なスケジュールについて、ホームページ等においてもお示しをしてはいないというふうに認識をしておりますし、議員言われたように、四月の説明会の折にも、そういった話はしてございません。

今回の調査においては、あくまでも公立短期看護大学であれば、設立をし運営をしていく可能性があるということを示されたものではないかとございまして、それがすぐに設置可能と結びつくものではないというふうに認識をしております。

ただ、本市の人口の減少、特に若者世代の流出、そのことによる町の衰退、高等教育を受ける機会が少ないこと、若い人との出会い、設置による経済効果などを考えたときに、可能であれば、これらの

課題を解決していく大きな一つの助けになるというふうを考えております。そうであるならば、その可能性についてチャレンジをしていくことは大変大事なことだというふうに思っておりますし、リスクがどれぐらいあるのか、リスクを少なくしていく方法はないのかということについて、検討を進めてまいりたいというふうと考えてるところでございます。

今回の補正予算におきまして、学生確保や立地場所の選定など、まだまだ調査が必要な課題が多いことから、調査検討のための経費を計上いたしてございます。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 言われることはまあ理解できるし、何回もお聞きしてるんです。私が申し上げたいのは、さっきも申し上げましたよね。素直にこの記事を読めばちゆうことですよ。設置委員会を立ち上げとか、計画の具現化を図るとか、こういう内容のものは我々議会には聞かされてないのという話なんですよね。ここは、この新聞記事だって何の根拠もなく書いたわけじゃなくて、取材があつてこういう記事になったんですよ、たしか。そうなんですよね。

○行政経営課長（神村弘二君） この鹿児島新聞社のほうからうちのほうに電話があつたというふうなことは聞いておりますが、そういったスケジュールについてお話をしたことはないというふう聞いております。

以上です。

○一五番（丸田健次君） おっしゃるこの記事の私がさつきから読み上げてるこの部分というのは、何ですか、新聞会社が勝手に書き上げた、つくって書いたというふうな受け取り方、そういうふうな受け取っていいんですか。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

勝手に書いたかどうかというのは、私のほうではわかりません。何らかほかの人に聞いたかもしれないですが、ただ、うちのほうからそういう情報を流したということは一切ございませんということをお申し上げます。

○一五番（丸田健次君） 先ほどから何度も申し上げます。素直に聞けば、そんなことがあるのかなって思うんですけども、我々はずね、我々はその報告を受けてないものが先行して記事になってたっていうのは、もう素直にこのままだったとすればですね、非常に不快なんですよ。事実であればですよ。課長はそんな行政側からこういうのを出した覚えはないと言われますけども、実際記事になってるんですよ。ですから、ここは私的にはちょっと曖昧にしておきたくない部分なんです。だから、まあ、この記事が非常に大きな波紋を起こしてるのは事実ですから、先ほど申し上げましたように、もう一度すいません、これ、同じことの繰り返しになるかもしれないけれども、この文章に書かれていますことは、担当課側から出た文言ではないというふうに解釈していいんですか。

○行政経営課長（神村弘二君） そのように解釈していただいいていいと思います。

○一五番（丸田健次君） このまま同じことを繰り返しても仕方ありませんから、まあこれで一旦はとめておきますけども、やはりでき得ればこういうことがないようにしていただきたいですよ。やっぱり我々も議員である以上、我々が何も聞いてないものがこういうふうの記事になっていくのは、先ほども申し上げましたように、非常に不快なことでありますし、今課長がお話になった内容からして、何かの間違いというか手違いがあつてこういうふうになってしまったんでしようけども、やはりそこには何らかのね、何らかのことが起きたからこういうふうになったんでしようから、今後はですね、できればこういうことが起こらないように、しっかり配慮していただきたいというふうに思います。お互い結論が出なかつたわけですけども、その辺のお願いをして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（永田 章君） 丸田健次議員は自席のほうにお願いをいたします。

ただいまの丸田健次君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十五日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後二時十六分散会

本會議第三号（六月十五日）

本会議第三号（六月十五日）（水）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君
 二番 鮫島市憲君
 三番 濱上幸十君
 四番 小倉初男君
 五番 下川和博君
 六番 瀬下満義君
 七番 小倉伸一君
 八番 田添辰郎君
 九番 中原勇君
 一〇番 川村孝則君
 一番 榎元一巳君
 二番 長野広美さん
 三番 橋口美幸さん
 四番 渡辺道大君
 五番 丸田健次君
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市 長	長 野 力 君
副 市 長	坂 元 茂 昭 君
教 育 長	立 石 望 君
会計管理者兼 会計課長	美 園 博 行 君
総務課長兼 選管書記長	中 野 哲 男 君
行政経営課長	神 村 弘 二 君
市民生活課長	吉 田 孝 一 君
財産監理課長	前 田 秀 夫 君
地域支援課長	大 瀬 浩 一 郎 君
税 務 課 長	長 吉 輝 久 君
健康保険課長	戸 川 信 正 君
経済観光課長	松 元 明 和 君
農林水産課長	園 田 博 己 君
建設課長	濱 上 喜 美 男 君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務所長	日笠山昭代さん
監査事務所長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十八年六月十五日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

五番	下川	和博	議員
二番	鮫島	市憲	議員
一四番	渡辺	道大	議員
一三番	橋口	美幸	議員
三番	濱上	幸十	議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

初めに、下川和博君の発言を許可いたします。

〔五番 下川和博君登壇〕

○五番（下川和博君） おはようございます。

実は、今朝、早く起きて田んぼに行っただけですけれども、シカが一匹網にかかっておりまして、もう網は大変なことになっておりました。猟友会の方にお願いをして、多分、処分をしているんじゃないかなと思っております。今後ともシカの捕獲には、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、一般質問をいたします。

去る六月十二日、日曜日ですけれども、東京の渋谷ではおはら祭が開催されました。私の同級生に電話したところが、種子島の出身の方も四、五十人参加をしたということでもあります。ちなみに二年前は、コンテストがありました。最優秀賞を種子島の方が受賞をしたということですが、今年は残念ながら賞はいただけなかったということがあります。

熊本の地震から二カ月が過ぎましたけれども、いまだに六千人以上の方が、たくさんの住民の皆さんが避難所生活を続けております。数万戸と言われます家屋の被害、まして避難所や庁舎までもが今回は被害を受けております。一日も早い復興に向け、日常生活に戻ることを心から願っております。

本市におきましても、他人事ではなく、いつあのような地震が起こるかわかりません。これまでは東日本大震災のこともありまして、避難訓練といえれば津波に対しての訓練が主でありましたけれども、今後はさまざまな災害に対して訓練をしなくてはならないと思っ

おります。

そこで、本市が管理をする避難所に指定されております建物の耐震の対策はどのような状況であるのか、説明をいただきたいと思えます。

以下については質問者の席から質問をいたします。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

市が管理をする指定避難場所は、市民体育館や市民会館、小学校の屋内運動場等、堅牢な建物二十三カ所を指定しております。耐震の状況でございますが、旧鴻峰小学校の屋内運動場以外は、その耐震基準を満たしております。

地域の人口、災害に対する安全性等に配慮をし、避難場所のあり方について、今後見直しを図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○五番（下川和博君） 鴻峰小学校が、資料をもらったんですけれども、〇・六以上の耐震の数字が必要だということですけども、〇・五八ということではありますが、あのような地震もあったわけですから、できるだけ早急に対策をとっていただきたいと思えます。

また、この耐震については、今回の地震を見ますと、学校ばかりでなくて、避難所に指定されているばかり、この表には学校がほとんどですけれども、校区の公民館とか、大変な災害になると移動ができないということになれば、各地域の公民館とかですね、そう

いうところも避難の対象になってくるんだろうと思えますんで、そういうところも、数も大変でしょうけれども、耐震の状況とか、いろいろな、後ほど関連もしてきますけれども、そういうところもぜひ対応ができるようにしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

今、議員がおっしゃいますように、市ではこれまで台風や大雨の避難場所として校区の公民館等を緊急避難場所として利用しているところがございますけれども、耐震化の状況については把握をしておらず、地域防災計画の中で緊急避難場所として位置付けるため、耐震化等の安全性の調査を行うこととしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○五番（下川和博君） この、私が覚えている中で、これまで十三年の大水害があったんですが、あのときに一泊か二泊ぐらいの避難があったと思いますし、最近では避難所を開設して何人かの方が来られたりするようなことはありますけれども、実際、このまちで一週間とか一カ月とか、そういうふうなことは今までにないんじゃないかと思えますんで、そういうような長期になった場合には、やはり、非常用の備品等をそれぞれの避難場所とか、例えば、校区の公民館とか、地域の公民館とか、そこまで広げれば大変でしょうけれども、そういうふうな避難所における非常用備品の配置の状況、これにつ

いて、次の項目ですけれども、現状はどうなっているのか説明を願いたいと思います。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

議員が御指摘のとおりですね、現在、その各校区、地域における備蓄資機材、食品も含めまして、状況については、把握をしていないところでございます。

以上でございます。

○五番（下川和博君） 担当に聞いたところが、今、市民会館が避難所の指定をされて、防災の対応ということで、昨日も同僚議員の質問の中にもありましたけれども、市民会館の中には幾らかの防災の非常用備品も準備をしていることですが、いざ災害があると、市民会館から移動をするということになると非常に大変ですから、ぜひ、この水とか食料品、また毛布とか布団、そういうものについては、早急に、私個人的にはですね、この学校の体育館もそうでしょうけれども、各地域の校区の公民館、各校区の公民館にはガスもありますし、そういうのもついていますんで、煮炊きができますんで、そういうところにまずは設置をして、配布をして、するほうが得策じゃないかなと私は思うんですけども、いかがですかね。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

当然ですね、現在、おっしゃいますように、市民会館、中央公民館のほうに、次の質問にも関連をしますけれども、それぞれ、年次の計画でございますけれども、それぞれ非常食とかですね、水を

配備をするようにしてございますけれども、その各校区の公民館等につきましては、今後、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○五番（下川和博君） この地震は、東大の先生が、アメリカの方ですけども、地震は予知はできないと、今の技術では、というふうなことを言われております。ですから、いつ起こるかかわからないことですので、早急に対応していただきたいと思うところです。

三番目の非常災害時における市内・島内業者との連携の状況についてですが、昨日、同僚議員のほうから質問がありましたけれども、私のほうではですね、この水とか非常食等について、この業者さんとのいろいろな連携とか、そういうものは今の状況はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

今、質問の内容がですね、非常災害時における島内の業者というふうな御質問でございましたので、その食料についての協定等については、現在のところないところでございますけれども、災害時の島内・市内の業者との連携状況について、若干御説明をさせていただきます。と思います。

非常災害時における市内・島内業者との連携状況につきましては、平成八年に災害発生時の防災情報の収集・提供等の情報連絡及び電力施設の速やかな復旧を図ることを目的に、九州電力熊本営業所と

協定を締結しております。また、平成十九年には所有をする無線局が協力をして災害情報の収集・伝達をタクシー会社と、平成二十一年にLPガス等、応急生活物資の調達及び運搬について鹿児島県LPガス協会熊毛支部と、平成二十一年には応援職員の派遣、被災状況の情報収集、水道資機材、応援給水、衛生措置の指導、その他飲料水等の提供について種子島二町と、平成二十四年には大規模災害時の応急対策に係る業務を鹿児島県建設業協会の種子島支部とそれぞれ協定を締結し、連携を図ることとしております。

以上でございます。

○五番（下川和博君） 以前に、昔、もう昔といいますか、数年前ですけれども、水の供給ということで、ちょっと相談をしたことがあったんですが、南九州コカ・コーラでしたけれど、当時は、災害時に提供するというふうな話もあったんですが、やはり今回の地震を見ても、やはり水については非常に皆さん困っているように、なんで、ぜひ、その水とか食料品については、早急にこう、提携をしていただいて、もしそういうことがあったときにはできるようなしていただきたいなと思っておりますけれども、これ、要望ということでお願いいたします。

それでは、次の四番目のほうに移るんですが、拠点設計画のある場所の水路の壁を取って、災害時の避難場所にしたかどうかということなんですが、実は、私も、今回いろいろアンケートもとったんですが、その中である方が、拠点施設もいいたけれども、

その前に自分たち、東町で火事があったら逃げる場所がないと、火事とか災害があったときに。あっちの水路を、拠点施設の、東町との間の水路ですけれども、あそこをこう、もう少し人が通れるような通路をつくったかどうかというふうな話もあったもんですから、ちよほど熊本の災害等もあったときだったんで、そういう考えもあるのかなと思ってですね、でした。

それについてはどのような考えでしょうか。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

避難場所の指定につきましては、それに係る基準等がございますけれども、想定をされる災害による影響が比較的少なく、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を避難場所として指定をする必要があります。また、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造・設備も避難場所としては必要となっております。地域の人口や誘致圏域、地形、構造や立地条件等、安全性と利便性に十分配慮をし、災害の危険が切迫した緊急時において、災害の種類に応じて安全が確保される場所として検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○五番（下川和博君） 災害はいろいろな災害がありますし、早急に第一歩の対策・対応というのがその後のいろいろな、大きくなっていくのか、ある程度小さくて済むのかというのものもあるんだろうと

思いますけれども、やはり一つの、これはあくまで私の要望とかいうか、案でございますけれども、そういうことも早急に逃げられるところがあればというふうなことでありますんで、あそこに二つ、三つでも通路ができれば、まずは自分の身を守ることではないのかなというふうなことを思ったところでした。

それでは、次の五番目の榕城及び女性分団の移転場所、時期についてなんですけれども、まず、移転場所、今回予算にも計上されておりましたけれども、改めてではありませんが、移転場所をお願いいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

榕城分団、女性分団の移転場所について御質問でございますけれども、移転場所につきましては、保健センター「すこやか」東側の市駐車場を適地として公共施設等管理運用検討委員会で決定をし、庁議において承認をいただいたところでございます。

時期は、時期もよろしいですか。

はい。まず、その時期につきましては、工事の状況にもよりまずけれども、年度内完成を見込んでおります。

以上でございます。

○五番（下川和博君） その場所を決める際にですね、いろいろ、あそこは「すこやか」の上なので、サイレンとか鳴ったときにはいろいろな支障も、下の「すこやか」に支障がないもんだらうかというふうな話もあります。

その場所を検討するときに、そのほかには候補が挙がらなかったものか、場所、もし挙がったのであれば、どういうところが挙がったのか、今覚えているところでいいんですけれども。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

それぞれ支障がない範囲で、民有地についても高台の部分について数カ所検討しております。それから、榕城中学校の付近についても、公有地については検討したところでございますけれども、それぞれ分団等との協議を行い、どこが一番参集しやすいか、あるいはまた、市民会館が拠点施設と、防災の拠点施設とあることもありまして、一体的な機能を果たすということも勘案をいたしまして、「すこやか」東のほうに決定をしたところでございます。

以上でございます。

○五番（下川和博君） 「すこやか」の東、ほうの上のほうになるんだらうと思うんですが、下に「すこやか」がありますんで、いろいろな子供さんの健診とか、そういうこともあつたりしますんで、できるだけそういう影響がないような方向でやってほしいと思います。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

まさしくその建設検討委員会の中で、そういう市役所の業務、特に「すこやか」には高齢の方とか、乳幼児の健診が入ってまいりますので、突然のサイレン等、影響がないかというふうな懸念もあつたわけでございますけれども、実際にサイレンを鳴らしてみたり、

そういう実証試験も実施しております。それを踏まえて、支障が少ないと、ないということで決定をさせていただいたところでございますので、よろしくお願いいたします。

○五番（下川和博君） それでは、六番目ですね、それに伴うということになって、書いておりますが、要は、「すこやか」のところに今公用車がとまっておりますが、その公用車の駐車をどこに移すのか、また、そのことは直接関係ないかもしれませんが、今スクールバスとかマイクロバスが駐車をしているところについてですね、健康診断とか今ありますけれども、もう非常に市役所の駐車場が混雑しておりまして、利用したい方もとめられないような状況も多々見られるような状況です。特に市民会館で行事があったりとか、たくさんの方が集まるときなんかは、本当に大変な状態になっておりますので、あくまでも私の意見でございますが、駐車場が、公用車はどこに行くのかということ、マイクロバスとか、スクールバスをですね、桜が丘の、今、上に駐車場が、市の所有しているところがあると思うんですが、そういうところに移動をしていただいで、できるだけ市役所の周辺は、来庁された方とか、そういう方々が利用できるような形に早急にさせていただきたいと思うんですが、まず、課長のほうから説明していただいて、後で市長、つけ加えてお願いします。

〔財産監理課長 前田秀夫君〕

○財産監理課長（前田秀夫君） お答えをします。

分団詰所の予定地には、現在、公用車等三十五台を駐車しております。また、多数の受診者がある健診等の場合は、その公用車を旧榕城中学校に移動しまして、臨時の駐車場として使用しております。仮に現在の計画規模で詰所を建設した場合は、その残地に十五台程度の駐車は可能となりますが、大規模な催しや、やっぱり健診等の場合は、「すこやか」上の駐車場が利用できないとなると、駐車場の不足が懸念をされております。現在、市役所の駐車場、駐車スペースは、庁内で五十六台、市民会館で五十一台となっておりますが、おっしゃるとおり、通常日でも満車に近い状態が時々見受けられます。

したがいまして、この詰所の建設を機に、現在のスクールバス駐車場を新たに四十台程度収用できる駐車場に整備をしまして、駐車場の不足を解消しようと考えております。一方、スクールバスの駐車場につきましては、桜が丘の国家公務員宿舎北側の市有地に移転する検討をしております。当地は敷地も広く、周辺のフェンスや門扉もしっかりしており、防犯上も特に問題ないものと考えております。

それと、質問の公用車の行き先ですが、一応、十五台程度駐車できるといことで、若干整理をいたしまして、リース車もございまして、頻繁に使わない分につきましては旧榕城中学校に移動しまして、十五台程度、詰所の場所に駐車したいと考えております。

以上です。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 一番の問題は、あるいは選択の中で、駐車場の問題でございましたけれども、今、課長が言いましたように、一応、桜が丘のほうにスクールバスを移動するということですね、現状の駐車台数も確保できるんじゃないかなということですね、その辺に持っていきたいとは考えております。

○五番（下川和博君） 今、桜が丘のほうは民間の方に貸付けをされているということもありますし、いろいろな契約等もあるんだろうと思いますけれども、やはり、混雑を解消するためには、そういうところは早急に解決をしていただいて、桜が丘のほうに直していただくように、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に行きますけれども、市内巡回バス、どんなタクシーについてなんですが、まず、巡回バスの停車場についてですね、市民からいろいろ要望も出されておりますけれども、現在、プールぐらいまでしか来ていないんだろうと思うんですが、これ以上は陸運局の許可とかいろいろな問題もあるんだろうと思いますけれども、今度産婦人科の医院もできましたし、また、市民の方々からはできればサムズあたりまで広げていただければ非常にありがたいんだがというふうな要望もございます。また、コスモスというのも今でき、八月にオープンをするということですが、どっかあの辺、どうにか検討はできないもんでしょうか。いかがでしょうか。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

もともと公共交通につきましては、御承知のとおり、当初民間のバスのほうでやっていたわけてすけれども、なかなか利用者が少ないということで、経営上継続はできないというような状況になりまして、平成十七年度からコミュニティバスの運行に転換をしてきております。

ただ、これも運行ルート等の課題を抱えておりまして、利用者の減、それに伴う行政負担の増加という負の循環に陥ったという経過がございます。またそういった中で、持続性・効率性の高い公共交通体系を構築することを目的に、平成二十三年度から二十九年度までの地域公共交通総合連携計画を策定をして、現在の状態で運行をしている状況でございます。

これまで、当初、わかさ姫の停留所というのは、平成二十四年の二月当初なんです、十五カ所ほどあったわけですが、その後の市民の皆さんの御希望等をお聞きしながら、停留所の移設とか新設を行ってきておりまして、現在は二十二カ所の停留所を設置しているところでございます。特に、平成二十六年五月から古園、美浜町を新設したことによりまして、利用者が急激に伸びて一・六倍の利用者になったというふうな状況もございます。

停留箇所については、基本的に道路計画に基づきまして、市街地に位置をいたします医療機関、商業施設、金融機関、公的機関等に

設置をしてございます。また、今年の五月からは、どんがタクシーの乗降場所として百合砂診療所前、種子島産婦人科前を追加をいたしております。

議員が御指摘のように、当然のことながら、サムズ、レクストンも含めてですね、設置とか要望のある箇所については、全て設置をするということが望ましいというふうには思いますけれども、新設に伴う乗車時間の問題、運行経費の増加、それに伴って運賃の見直しをする必要があるのかないのか、また、それに対して利用者が見込まれるのか、さらに、市街地中心部から遠くなればなるほど、既存のタクシー業者との競合などの課題が整理されなければならないというところがあると思います。

そういった課題について、やっぱり、地域公共交通活性化協議会において、委員となる交通事業者あるいは市民の代表者の皆様と十分な議論や検討を行っていくというふうにしていくということと、あと、さっき言いましたように、関連事業者との調整を行わなければならぬというふうに思っております。

今後ともいろいろな環境が変化をしていくわけですから、住民の移動手段の確保とか、利便性の向上を図るべく、最適な交通体系の構築に向けて尽力をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○五番（下川和博君） 自分たち、私が総務文教のときには、毎回、

現在の乗車率といえますか、一回りして何人ぐらい平均乗っているかというのはいったんですけれども、ちなみに今、一回りして何人ぐらい、平均乗車率であるもんなんですかね。

○行政経営課長（神村弘二君） 一回りしてどれぐらいということろまで、すみません、把握はしてございませんが、大体、わかさ姫ですね、年間で一万八百人ぐらいの利用に今年度はなっております。また、資料が御必要であれば、後ほど出させていただきますと思います。

○五番（下川和博君） 資料は出していただければありがたいと思っております。

以前、同僚議員のほうからも質問がありましたけれども、今の乗っている時間が長くなるのか、距離がとか、民間のいろいろなこともあるんだろうと思うんですが、できればこの八の字で運行していくとか、何かそういうふうな形をつくって、利便性も図っていただければと思います。

実際にですね、だいわとかサンシードにはとまって、何でサムズにとまらないのと、モリには何でとまらないのと、そういう方もおられます。ですから、これはもう一つの提案としてお聞きをさせていただければと思います。

三番目になります。どんがタクシーの、これも停車場についてなんです。これについてもサムズとか、警察署とか、今度できるコスモスなんかにもとまってももらえないのかなあと、利用者が要望

するところでおろしていただけないのかなというのが、実際あるんですけども、それについてはできないもんですかね。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今の御質問は、通告にある二番と三番の話になるんですかね。

○五番（下川和博君） どんがタクシー。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えいたします。

現在、どんがタクシーの乗降場所については、市街地巡回バスわかさ姫の二十二カ所の停留所に加えて、先ほど申し上げましたが、種子島医療センター、それから、百合砂診療所前、種子島産婦人科医院前の二十五カ所ということになっておりまして、この乗降場所については、運輸局への届け出を必要としてございます。御質問の利用者の要望での停車でございますが、制度上二つの課題がございます。

一つには、現在の仕組みとして、各路線ごとに地域と市街地を結ぶ区域運行として許可を得ているということがございます。つまり、運行のありようとして、現在のどんがタクシーは、運行業者が利用者から予約があった家と停車区間を区域ごとに、そのときの状況で効率的なルートを設定して、走行をする仕組みとなっております。

このため、区域外でも自由に乗降場所を指定するとなると、区域運行ではできないということになりますし、運行業者の業者にも混乱が生じることが予想されるところです。

もう一つは、利用者の要望で停車するということは、フリー乗降

ということになるわけなんです。道路交通法上、フリー乗降は交通量の多い市街地ではできないということになってございます。また、郊外の交通量の少ない場所でのフリー乗降につきましても、万が一の安全上の課題も生じますし、当然のことながら、タクシー業者との調整も必要になってこようというふうに思います。ただ、利便性向上につきましては、当然、果たしていくべき責務だというふうに考えておりますので、引き続き、区間での停留所の設置のあり方とか、そういう部分も含めて検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○五番（下川和博君） タクシーっていう名前がついているもんで、フリー乗降もある程度できるのかなというように感じて思ったところもあつたんですが、いろいろな規制があるんだなと思います。

ただ、例えば、住吉方面から途中で降りるのはできないものなのか、古田もこつち側に回ってきて降りるのはできないのか、そういうのはどうなんでしょうか。例えば、国上あたりから来れば長くなりますけれど、向こうから来れば途中でとまるわけで、おりるわけですから短くなると思うんですよね。そういうのはできないのかなと思うんですが。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、地域指定というように市街

地と地域を結ぶということでございますから、その結ぶ路線の途中ということであれば、検討の可能性は十分あるのではないかなというふうに思っております。そこら辺は、ただ、業者間との調整とかいろいろな部分がやっぱり必要になってきますので、交通の協議会の中で検討させていただければというふうに思います。

以上です。

○五番（下川和博君） 幾らか検討の余地もあるかもしれないということですが、もしできるのであれば、実現をさせていただきたいなど思っております。ぜひよろしくお願いします。

それでは、三番目ですね、拠点施設についてですが、今回、市長が拠点施設についての予算を出しませんでした。いろいろな噂によりますと、出すんだというふうな話も聞いておりまして、いろいろ大変なことになるなど思っており、個人的には思ったところなんです、出さなくてよかったなど、一安心をしたところです。

市長は三月の議会の閉会の挨拶の中で、市民の皆さん方にもしっかりと説明をして、とことん議論を尽くしてやるんだというふうな話をされた私は記憶をしておりますけれども、今回、もし出したということであれば、そういうふうな、実際に市民に対してどういふふうな周知をされてきたのか、あのときの、私はああいうふうな市民にしっかりと説明をすると、納得をいただくというふうなことを言われたんで、これまでにどういふふうな周知をされてきたのか、課長の答弁からお願いをしたいと思うんですが。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

本年度に入りましてから、四月の十七日から五月の二十八日まで地区の役員を中心とした地域支援課の事業説明に同道いたしました。校区別に説明を行ってまいりました。また、四月の二十二日には、市のホームページに概要を掲載の上、意見募集を行うとともに四月の二十五日には概要資料につきまして、全戸配付を行って、意見募集を努めてきてございます。

さらに、毎年実施をしております市民アンケートの中にも拠点施設についての項目を設け、意見を出していただいたというところがございます。

以上です。

○五番（下川和博君） 私は三月の議会の一般質問の中で、産業厚生委員会がとったアンケートがありましたけれども、その説明も、その前の質問でもしました。それ以上のものをやってくださいと、それで市民が納得するのであれば、それは議会としても、私個人的には何も言うことはないですよというふうな質問をしたわけですけども、昨年、産業厚生委員会で拠点施設、拠点施設についてのあの程度のアンケートをしました。鴨女町から西町までの商店の方々です。半数以上が反対だというふうな意見でございました。

今回、まちづくりの特別委員会で、四月に今の商店街の現状等についてアンケートをいただきました。百七十五件から回答がありまして、いろいろな回答があります。ただ、今回は拠点施設について

の具体的な意見は聞いておりませんので、ただこれからの西之表市のまちがどうなるのかと、将来的にどう皆さん方は思っているかというふうなところが主だったんですが、一つ、紹介をしていきますと、「今の西之表市の町なかの状況はにぎわっていると思いますか」ということについては、「いいえ」というのが八五・七%、百七十五件のうちの百五十件です。

そういう回答ですから、まちの中をにぎわうように知恵を出してやっていかんと思わんと思わんとすけれども、私ども議会としてもこういうふうアンケートをとってやっているつもりです。ですから、今、課長が言われた各地域で役員の方への説明とか、ホームページとか、全戸配付をして意見を聞いているとかというふうなことで、行政としてできるのがそこかなと思わんと思わんとありますけれども、もう少しこう、各商店街を回って意見を聞くとか、市長が本当にやりたいと思わんと思わんとすれば、市長の本当の気持ちをば、そういうところに行つて話をしてみるとかですよ、何かそういうところを私は欲しいんです。

そういうところまでしっかりやって、本当にこの施設は必要だと、このまちの将来のために、そして、このまちをにぎやかにするんだと思わんとすれば、私は市長、本当にやってもらいたい。そうすれば、私もそれで納得いったというふうな答えが出れば、特に意見はないと思わんと思わんですが、市長はどのようにお考えですか。この市民とか、商店街とか、いろいろな方々に対して、自分の声で

意見を聞いたり、説明をしたりということば、ぜひお願いします。○市長（長野 力君） これまで、影響があるということでも今申しましたいろいろなことをやってきております。ただ、私のほうが市民の一对一の関係で、ということになるかと思わすけれども、可能な限りですね、いろいろな場所で、お話も、話もしたりしておりますんで、それにも加えまして、今後またですね、いろいろな方法を探しながら、いろいろな皆さんの意見を取り入れていきたいというふうには考えております。

何せ、それから、商工会とかですね、観光協会、諸団体も、また改めていろいろ自分たちで検討したいということも聞いておりますんで、そういうのを含めまして、また、それに対して私のほうもより積極的に中に入り、話もしてですね、市民の考え方をぜひですね、この商店街の、とにかくこのまちの活性化のため、外からの誘客のため、そして、西之表市全体ですね、ためにですね、これからまたいろいろな方法をとって、早急にとつていきたいとは考えております。

○五番（下川和博君） 課長に、神村課長にお聞きをしますけれども、全戸配付をして意見を聞くというふうなこと、答弁がありました。が、意見がどれぐらい来たもんですか、現在のところ。

○行政経営課長（神村弘二君） 正確な数は把握をしてございませんが、概算で聞いたところ、五、六件、そういう意見が来たということでございます。

ただ、その意見については、どちらかというと批判的な方が電話で意見をしてくるといような形のほうが多かったというふうに聞いています。

以上です。

○五番（下川和博君） 市長も今、頑張るといような話でしたけれども、今回、地区の役員の方々に説明をしたということでありますが、私はそれについて非常に、それじゃあ足らんだろうと、集落長さんを集めて説明をしたところで、そんな、どうのこうの本当の意見を言ううちゅうのはなかなかないだろうと私は思いました。

なぜ、そういうふうな会をするのであれば、一般の方も、集まってくださる方も集まっていたら、本当にこの拠点施設についての説明会とか、そういうものを実際やらないのかなと私は思います。いつ予算を出すかどうかわかりませんが、もし出すのであれば、本当にそういうこともやってください。本当によくやったと思えば、本当の形をとってください。それで判断をしたいと思えます。

また、地方創生のお金をもらうために急いでせんといかんとか、そういうふうな噂も聞きますけれども、本当にそれで慌ててやって、このまちが本当に活性化していくのかどうか、そういうところもありますんで、私は個人的には場所をもう一回選定を直したほうがいいんじゃないかなというふうにも思います。例えば、待合室の真ん前に持っていくとか、トッピーのとか、わかさのですね。そういうのも、時間がもしあるのであれば、そういうところもしっかり検

討、再度し直してもらいたいなどは個人的には思います。

ですから、また、最後のほうにまた市長にはお聞きしますけれども、この私も、まちの中の商店街等についていろいろアンケートはしておりますけれども、大字にもやはり店があります、商店の方々もおります。大字の商店の皆さん方の意見というのは、どのように周知をするつもりでおられるのか、お聞きをいたします。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

先ほど御説明をいたしました各戸への概要資料の配付であるとか、商店街のまちづくり委員との話し合い、あるいは、商工青年部長への部会での議論の要請等は行っておりますが、個別に大字の商店に対して特別な周知はこれまで行ってきておりません。

ただ、議員の御指摘のとおり、にぎわいの拠点の部分については、やはり大字への波及という部分も当然考えての施設でございますので、商店ということに限定した話にはならないかもしれないんですが、大字に対しての周知というのは今以上にやっぱり図っていかなきやいけないというふうには思っております。

以上です。

○五番（下川和博君） 大字地区の商店街については、余りこう、今まで議論もなかったところもあるんですけれども、この施設をつくって、大字地域からも町なかに人を集めて、こう、まちの中を回遊させるんだというふうなことだということですけども、実際、大字から人が本当にみんな来て、まちの中で買い物全部済んでし

まうと、大字地区の商店街の方はもう非常に大変だろうと思います。ぜひ、そういう人の、方々の意見も聞いて、説明もしていただきたいと思うんですが、そのつもりですよ、課長。

○行政経営課長（神村弘二君） 今、申し上げたとおりでございますが、周知という部分について、一言経過をちよっとお伝えさせていただきます。四月に入ってから、市長、副市長、それから、関係課を含めて、商工会の役員の方々、それから、商店街振興会の役員の方、まちづくり委員会、にぎわいの委員会、それぞれ全員集まって意見交換をさせていただきます。そういった中で、拠点施設の必要性というのは、それぞれ皆さん御理解はあるんですけども、場所の問題、今言われた場所の問題とか、価格の問題とか、そういった部分で全部が全部同じような意見だったというふうにはなってはございません。

ただ、その中でですね、やはり、実際に活用していただく部分について、これを有効に活用できるかどうかという部分については、やはりそこに住んでいる方々がどのように利用をしたいのかという部分が非常に大事だということで、そういったところの検討というのを十分行っていたきたいというような要請もしてございまして、最近になってそういったまちづくりという部分で、東町、西町のまちづくりという部分で、皆さんで検討していくというような動きが出てきております。

そういった部分で、町なかのにぎわいの、今、取組みをやってお

りますが、そういう部分も含めて、全体的な中で、じゃあ拠点施設がどういう必要性があるのかという部分も当然議論をしていくという形になっていくと思います。あと、大字等の活用については、さらに今言われていましたように、大字に出向いていって、いろいろな方に御説明を申し上げ、利用の、利用とかそういう部分もお願いをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○五番（下川和博君） 最後のところに入りますけれども、私は個人的に、この拠点施設ができた場合に、やっぱり物販をしないとかなかなか人は来ないだろうというふうに思います。商工会のほうからいろいろな意見はあるとは聞いておりますけれども、やはり物販をしない物産館というか、そういう施設は、ちよっと私の中にはイメージが浮かばないところがあるんで、そういうところは、そのつもりで今後もやっていくのかどうか。

それから、やはり、物販をするためには、競合する業者等との説明、いろいろな議論が必要だろうと思うんですが、そういうところはどのようにされていくつもりなのか。

あそこに四億円、最終的には四億円以上かけてつくるとどう思うんですが、私はちよっと、この物販をしないという施設つちゅうのが浮かばないもんですから、どのように今後思うのか、するのか。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

中心拠点施設の利用の仕方という部分については、やはり、決まった形ということではなくて、今もまだ検討をしています。

そういった中で、やっぱり、最初は物販について競合業者との課題など難しいところがございます。商工会とも話し合いを持ってきてございます。エリア内のスーパーとか、物産館、あるいは親子身障のお土産屋さんとか、いろいろなところで話し合いもしてきたところでございます。

現在、進めているのは、当初、物販販売又は体験交流を実施することとしていたスペースなんですが、そこをもうリーススペースみたいな形にして、その運営を市の観光協会の西之表支部であるとか、商工会、あるいは商店街振興協同組合とか、特産品協会等にお任せをする方向で調整をしています。通常の利用、自分たちが一番有効だというような利用の仕方というのを、自分たちで考えていた、その物産についても、物販についてもですね、例えば大型客船だとか、そういう必要なときには、その組織の中でどういうふうな対応をとるのかというのを検討していただくというようなことも考えてございます。

市といたしましたも、地域を含めた市全体の情報発信、移住・定住の推進を進めながら、その運営体制と連携を密にして、市全体の運営のためのサポートをやっていきたいというふうに思います。

ですから、運営主体、運営主体というか、市が管理をする部分と、それから、そういう運営主体というか、その部分の管理をする分

つてというのが、二つ分けてやっていくということ、今、商工会等と検討しているところです。

以上です。

○五番（下川和博君） 物販をするかしないかという質問だったんですが、商工会にお任せをして、商工会が物を売るんだったら物売、そういう形にしたいというふうな感じになるわけで、市としては物販はするのもしないのか。

○行政経営課長（神村弘二君） 基本的に市が物販をするという形にはならないというふうに思います。その運営形態、商工会の中で、どういふうな物販の仕方をするという話し合いをまとめていただければ、そういう形で物販をしていただければいいのかなというふうに思います。

以上です。

○五番（下川和博君） 確かに商工会の販売する物もあるんだろうけれども、この市場等に関して、例えば、日曜日の朝とか土曜日の朝に軽トラ市をするとか、やっぱり、こう、そういうものがないと、なかなか人は来ないと思うんですよ。豪華な客船も年に三回、四回、来ても五回。そのときに物を売ったところで、この、やっぱりだんにどれだけ人が来て、していくかなというところ、私は個人的に思うんですけども、もし今、何かちょっと、私の思いとはちょっと違うというのはあって、物販を市はしないと、してくれとは言わないわけですよ。

○行政経営課長（神村弘二君） 物販を進めるということの中では、やはり九月議会、昨年の九月議会でしたか、やはり競合する部分があつて、なかなかできないと。商工会のほうも、やっぱり今の段階で物販というのはなかなか調整が、いや、市にやってくれという話ではなく調整がつかないというような、やっぱりこう、話が来ております。そういうような状況でございます。

あと、地域の話になりますと、管理をお願いいたしますが、ただ、そこを有効に活用するという話でございます。例えば、地域の中で、毎週日曜日とか、トラック市をしたいとかつていうのであれば、当然、そこに貸し出しをするというような形は当然考えられるわけでございます。そういったような形で、商工会とか、そこだけが使うということではなくて、管理をお願いするというところから、いろいろところで利用していただくというようなことは当然可能だというふうに思っております。

以上です。

○五番（下川和博君） 何かこんがらがってよくわからないところもあるんですけど、今回、予算は出さなかったから、それはそれとして、やはりもう少しこう、検討する必要があるんじゃないですかね。これだけの予算を使ってやるということですけども、今、商工会とか、いろいろなどころにお願いをしてもらおうとか、そういうふうな話も出てきておりますけれども、例えば、市場を、機能を持つてくるとか、それは、漁協は向こうで魚を売るとかつちゅ

う話も前はあつたみたいですが、実際、魚屋さんの皆さん方はどう思っているのか、そういうことについて。私はもう少しこう、しっかり議論をしてやってもらいたいなと思います。

ですから、最後になりますけれども、やっぱり、このまちの将来のかかったことですし、過疎債を使って三割の負担で済むから、本当に使い勝手がいいからやるんだと。ただ、何かせんといかんちゅうのは思います。

実際、アンケートをとつても、この人口減少をとめてほしいというのはかなりたくさんありますし、とにかく西町、東町の通りに歩道をつくつてもらいたいとか、あそこの通りをよく、もう少し変えてもらいたいとかという意見も出ています。いろいろな市民の皆さん方の意見も出ています。もし、委員会がよければ、参考に見てもらえれば非常にありがたいと思うんですが、やはりそういうのも目も通して、やはりこれからのこのまちのまちづくりというか、そういうのについて、もう物産館ありき、物販、そこありきやなくて、最終的にはそこに来るかもしれないけれども、まあ、私は個人的には、西町と東町の通りを一方通行にして、四メートルの道をつくつて、両脇には芝生とか木を植えて、本当にこう、自由に歩けるような、人のための道につくつたほうがいいのかなつて。時間はかかるし、お金もかかるし、現実的ではないかもしれませんが、それぐらいのことをせんと、なかなか変わるもんじやないと思うんですよ。

ですから、私はそういうところをぜひ、願いたいと思う。課長、短く。最後に市長にまた聞きますんで。

○行政経営課長（神村弘二君） おっしゃるとおりだと思います。箱をつくっても、結局、人が集まらなければ意味は、全く意味はないというふうに思いますが、どうやって人が集められるのかというの、やっぱりこう、改めて、そういう積算っていうんですか、そういうのはやっていかなきゃいけないし、それを集めるための方法としてどういうことをやっていくかというのもお示しできなければいけないというふうに思っています。

それから、まちづくりの話先ほどしましたけれども、今、まちづくりというか、西町商店、東町とその商店街の人たちがですね、その通り会の、やっぱりこう、見直しということで、皆さんに署名を求めています。そういうふうなまちづくりをみんな一緒にやっていきたいと思います。そういう中で、今、議員が言われた国道のつけかえの問題、あるいは電柱の埋設の問題、そういった部分についても熊毛支庁に要望書を出していこうというような動きがあるというところをお伝えしたいと思います。

以上です。

○五番（下川和博君） まちの中の方々も、本当にこの自分たちの店を続けていくというには危機感があるみたいなので、もう本当に、今度は意見もみんな一致してやろうというふうな方向になるかもしれませんから、この物産館、その拠点施設ありきじゃなくて、市

長、ぜひ、このまちの将来というものを考えて、もう少し議論を深めていただきたいなど私は思うんですが、いかがですか。

○市長（長野 力君） その点はもうおっしゃるとおりでございます。ここで今、さっき言った物販というのはですね、軽トラ市とか、そういうのも物販に入る、我々はそれはイベントと思っていましたんで、それはそれで当然やるということで、イベント広場もつくっていたんですけども、物販というのはどちらかというと、店を構えて、品物を売るといような考え方で物販も言葉も出しておりました。

それで、さっきも言いましたように、その物販については、商店、商工会とかの皆さんに、どうしたらいいかということも話し合ってもらおう。私としてはですね、おっしゃるとおり、ある程度そういうものがないとですね、やはり、外に向かってPRもできないという気持ちはありますが、ただ、そこに、裏側には競合という話がありますんで、お互いに生きていくことは大切ですから、このあたりは関係者と話し合いをしてもらうということになるかと思えます。

それでまた、今後はですね、商工会とかいろいろな関係団体等を含めまして、これ本当おっしゃるとおり、大きく、今までも話してきたんですけども、まずもう一回原点に戻って、将来どうしたらいいかということ踏まえてですね、例えば、大きな意味でいきますと、先になると思うんですが、県道と市道の入れかえとか、それから、歩道の幅、電柱の地中化とかですね、そういう大きなこと

も含めまして、総体の将来のまちづくりをして、その中に我々はこういう機能を、小さな機能、大きな機能をどう添えていくかということ話し合いをしようということですね、今、各団体がそういうふうな結束に入ったというように聞いております。

ですね、私のほうもそうやってくれと、そして、我々のこのまちを、今ですね、どういうまちをやるかということをおこなうと、この人口減少時代、必ずですね、あ、しまったというときが必ず来ると思います。我々は、今が非常に大切な時期だと思っております。そういう意味ではですね、そういう方々が、関係団体も含めて、しっかりと、大きな話、将来に向かう、将来といっても今、あす、あさってというね、迎えながら、そしてまた、その一つとして、その中央のこの拠点施設はどうあるべきか、また、個々の商店がどうあるべきか、こういうこともぜひですね、組み立てをしていきたいなと思っております。

その中で、この話は、私は商店街だけじゃなくて、やはり、過疎化する大字地区の話も頭にあります。何とかですね。大字と商店街が結びつく、連携が入る、関連がある、交流があるということをおこなえることによって、本市の全体が活性化される、そういう考えを持っております。

ですから、各大字地区には、先ほど言いました小さな商店街をどうする、商店はどうしますかと言いますんで、本当にですね、そこを一つの大字地区の小さな拠点として、いわゆるブランチャですね、

拠点としてですね、それを組み立てていくことによって、全体構造ができるんじゃないかなと思っております。

今後ですね、今、おっしゃったように、大きく、早い機会に、我々の、関係団体と市民の皆さんとの大きな構想を練りながら、その中においてどう位置付けしていくか、中心拠点施設を、そして、大字との関係をどう結んでいくか、これを早急にしていきたいと思っております。

それともう一つは、やはり、そういう関係団体の話の中にも、私としての、市としてのですね、将来像についての考え方、意見というかね、考え方、要望というか、そういうのも、当然、私も話をしまして、一緒になった未来像を築いていくということをですね、ぜひやりたいと思っております。

今回を期してですね、まず、最初、今もやっってはきましたけれども、もう一回、原点に戻り、市民とともに一緒になってもう一回練り直しをし、そして、順番を踏みながら、早い機会に物事は段階的に一つ一つをこなしていく、こういう方針をとりたいと思っております。それにはですね、今後、先ほど質問もありましたけれども、やはり、私も含めて、皆さんの意見を直接的に聞けるような状況をつくっていただければと思っております。

○五番（下川和博君） 今、市長のほうからありましたけれども、とにかく、直接でもいいですから意見を聞いていただきたい、市民の意見をしっかりと聞いて議論をしていただきたいと思います。

最後にですね、この私どもがアンケートをとったんですが、二つ、「西之表市はまちは繁栄していますか」というので、「繁栄しています」ということで回答された方が二人おります。その一つの理由が、「繁栄をさせたいと思ってるから」というのと、もう一つは、「希望を持って動いているから」というふうに書いていただいております。やはり、私どもも希望を持って、いろいろなものに向かって、立ち向かっていかないとけないと思っておりますんで、ぜひ希望は捨てないでやってほしいなと思いますけれども、とにかく説明だけはしっかりお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 以上で下川和博君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時十分ごろより再開いたします。

午前十時五十七分休憩

午前十一時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

「二番 鮫島市憲君登壇」

○二番（鮫島市憲君） 一般質問の前に、四月十四日二十一日二十

六分震度七の熊本地震から二カ月を過ぎました。被災地の皆様に改めて御冥福とお見舞いを申し上げます。

震災後、現在でも時折余震は続いておりますが、学校現場でも新学期の間もない出来事であり、厳しい避難生活を余儀なくされていましたが、五月九日から熊本県の公立小中学校六十二校を初め、多くの学校等が再開されてきました。テレビや新聞等でその状況を見聞きし、児童生徒の明るい笑顔と学校で久しく会えた友達や先生と手をとり合い、肩をたたき合う光景を目の当たりにし、心強く思い、元気をもらいました。

それでは、通告書に基づき一般質問を行います。

まず、まちなかにぎわい創出二〇二〇の中心拠点施設設置に関する議案の再提出についてであります。

市長の所信表明の中でも、三月末にまちなかにぎわい創出二〇二〇プロジェクト提案書が出され、これまでの活動を振り返り、今後、五年間の中で取り組んでいく方向性が提案されると説明がありました。この計画の中の中心拠点施設について、昨年の十二月定例会において取り下げとなった本件について、六カ月経過しております。所信表明の内容も含め、その後、どのような取り組みがなされてきたのか、既に、先ほどの同僚議員の質問と若干重複するところもございますけれども、簡潔にその経過及びその結果等について、具体的な説明を求めます。

以下の質問は質問者席から行います。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

検討結果についてでございますが、簡潔にというような御指摘ございましたけれども、状況の変化とか情勢の変化もございまして、そこら辺も含めてお話をさせていただければというふうに思います。あと、御質問の性格上、先ほどの回答しましたところと一部重複するところもあると思います。よろしく願います。

まず、中心拠点施設の検討結果についてなんですが、十二月以降、周知が十分でないとの御指摘も受けてまして、商工会との協議も進め、商工会やにぎわい創出の実行委員会、まちづくりの実行委員会とも合同で、市長、副市長、あるいは関係課を含めた中での意見交換会というのをやっております。一方で、四月の十七日から五月の二十八日にかけてまして、地域支援課とともに各校区の説明を実施してきたというところも、先ほど申し上げさせていただきました。

また、整備計画を市のホームページにアップするとともに、市内全戸に概要版を配付して広く意見を求めてきたところでございます。さらに、市民アンケートの話もさせていただきましたが、無作為で対象となった市民の皆さん、千三百十九名の方に御意見を求めてきたところでございます。

アンケートの結果については、まだ最終が出たというわけではございませんけれども、拠点施設の必要性を感じる人が五三%、不要と思う人が一七%、どちらでもよいという人が二二・一%というふう

うになっております。

こういった中で開かれた五月の十九日に商工会の総会が開かれてございますが、福井会長のほうから、中心拠点施設に賛同をし、前向きに取り組んでいくという旨の表明がなされ、翌日、商工会、商店街振興協同組合、種子島観光協会の連名で、市のほうに要望書が提出をされてございます。

また、取り巻く情勢でございますけれども、三月一日に温浴施設がオープンをいたしまして、利用者が一日平均百五十人ということ、加えて飲食店も開業をし、駐車場も広く整備されたということから、付近の商店街の人通りが多くなったというふうなことを聞かれるようになって、徐々ににぎわいが生まれつつあるというところでございます。

また、三月末には議員御紹介いただきましたように、今後の回遊施策につきまして、にぎわい創出実行委員会のほうから提言書が提出をされてございます。町なかの資源、古民家であるとか、空き店舗等ですね、そこら辺を活用をして、にぎわいを創出していくことなどがまとめられておりまして、温浴施設を地元の一つの拠点として捉えて、古民家や空き店舗等をサブ拠点として回遊を推進していくことを目指しているところでございます。

さらに、市の施策を取り巻く状況といたしまして、一つに市のふるさと納税の昨年の寄附額が、特産品協会の会員等の御参加をいただきまして、一千五百万円を超えて、その四割弱は特産品の送付と

いうことで地元業者に還元をされているところがございます。

また、本年度、地方創生の加速化交付金を活用した事業が展開されます。一つにオール種子島で情報発信など観光客を受け入れるための環境の整備、二つ目実際に訪れてもらうためのモニターツアーとか教育旅行の推進、また、定住への誘導施策として空き家バンクや短期滞在住宅の整備、さらに三つ目として生活に必要な働いてもらうための環境を農業を中心に整備をいたしまして、雇用の場を創出していくということにしております。

また、南種子町のいわさきホテルの再開や郊外への新たな大型量販店の進出など、一層の危機感を感じる状況にもなっております。

このような背景の中で、人が集まるということの重要性を共有をし、島外者を一時的に滞在させるための拠点の必要性を改めて確認をしてきたところがございます。ふるさと納税の活用の拡大や国の地方創生事業の推進など、島の魅力を発信をし、特産品のPRや移住・定住の推進を図り、人の集える場として中心拠点施設を有効に整備できるよう、検討を進めてまいります。

そのためには、ポルトガルや安納いもなどの島の特性を引き出しながら、実際に島民や観光客が集まる仕組みについても再度精査をいたし、回遊への道筋もお示しをしていきたいというふうに思っているところでございます。

民間においては、先ほど申し上げましたが、日増しに厳しくなるというような状況に危機感を持ちまして、広いエリアでのまちづく

りについて、周辺整備のあり方や観光の視点を交えた検討を進めようという動きが出てきてございます。そういった視点での中心拠点の必要性も当然、議論をされていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○二番（鮫島市憲君） この提案書の中に、提案書を作成するに当たり、非常にこう、詰めた議論がなされていることは非常に高く評価したいと思います。

ただ、この中核施設そのものが、先ほどの説明、ずっと聞いておられますと、行政直営なのか、一方は、商工会がといいます。要するにこの建物そのものは、二億九千万円かけて建設するわけですね。市が建設する、じゃあ、この管理母体は、経営母体はとなりますと、市が直営、その中の商工会はこの分野をとかいう、なっているわけですかね。この親となるものはどこか、どうですか。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

施設そのものは、当然、市が補助事業を活用して取得をいたしますので、行政財産ということになりますし、中の部分についても、先ほど申し上げましたように、フリースペース、フリースペースとどうか、物販をする予定だったスペース以外の部分については、当然、市が管理をする、あるいは観光協会とかっていうところに委託という形に将来的にはなるかもしれないですが、当面は市のほうで直営で管理をするという形になろうかと思っております。

その一部について、商工会あるいは市の観光協会になるかわかりませんが、そこら辺での管理をお願いをするという形になります。以上です。

○二番（鮫島市憲君） それではですね、この施設を建設するに当たっては、西之表市に商店が、特に西町あたりのことですが、この空き店舗を活用するでは不可、すなわち、新設するこの施設が、時代に即した情報発信の核であると、ですから、今ある施設を手を入れてリニューアルしたりじゃなくて、新しくつくってこうやっていくんだという、これだというものをですね、この二億九千万円のこの建物に、どう期待を込めて建設されるのか、そういったのは提案書の中で出されるときに、そういった検討がされなかったのか、新しくつくる、これだけの規模の予算をかけて。

これはまさに時代に即した情報発信の核でもあるし、基地でもあるし、だから、新しいのを設けなきゃいけないんだという、これ定義ですよ。これについては、どのような検討がなされたのか、お答えください。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

議員の言われているまちなかにぎわい創出二〇二〇の提言書のこのかというふうに思いますが、今までのその流れという部分を載せて、主に、中心拠点施設というよりは、まちづくり委員会のまちづくりの今後の方向性、どういうふうな形をやっていきますというところが主に掲載をされていたというふうに記憶をさせていただきます。

議員の言われるような、確かに中心拠点施設の必要性、その情報も含めてですね、そこはもう非常に大事な部分だというふうに思っておりますので、今度、議員の方々にお示しをする段階では、そういう部分について、詳細な部分についてお示しをさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○二番（鮫島市憲君） それでは、次の二番、三番について、同時に質問させていただきますが、このような検討をされたこの計画、提案書等にのっとってですね、中心拠点施設の設置、こういったものも、計画書、そのものがでてくるわけですが、それよりは、この拠点施設の案件を、どの時点で市長は提案しようとお考えでしょうか。その辺についてお尋ねいたします。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 今回、提案を見送った理由につきましては、商工会、商店街振興協同組合、観光協会が母体となった魅力ある観光地商店街づくり事業検討委員会が設置されつつあったことにあります。

入り込み客が微増傾向にあるものの、南種子町でいわさきホテルが再オープンする見込みであること、島外資本の大型商業施設、ドラッグストアがオープンすることなどを背景に、これまでにない危機感が生じているようございます。

回遊のための提言書がまとめられ、中心拠点の話が注視された中、

今度、自分たちでまちづくりの方向性をまとめていきたいとの話も伺っております。その際、この中ですね、国道と県道の、さつき言いましたように、一部入れかえとか、電柱の地中化とか、今後の鹿児島県の魅力ある観光地づくり推進事業というのを活用しながら、将来へ向かった、長期的にも合うかもわかりませんが、大きくまちづくりの計画をしようと。その中の一つに、まず、この中心拠点施設の必要性があるのかどうか、そういうものを今後、皆さんと一緒に議論し、整理をしていくことになろうかと思っております。

そういう中で、今後ですね、やはり、これから、各種団体からですね、新たな形の検討会で、各種団体の意見とか、そういうものがまとめられるんじゃないかと思っておりますし、私どももそこにもまた参加しながら、意見を十分聞いて、聞きながらですね、検討していきたいと思っております。

ただ、私どもといたしましては、やはり、全体のまちづくりの中、あれこれと具体的にあると思いますが、その中に、まず最初に何をやった方がいいのか、何をやったほうが誘客力が高いのか、また、観光振興ができるのか、その後の裏づけとして何をやらう方がいいのか、いろいろ前か、前順か、後順か、いろいろあると思いますが、そういうこともですね、しっかりと議論の中に各種団体をお願いをしながら、その結果を踏まえて進めていきたいと思えます。

そういう中でですね、もし、この拠点施設が大きな計画の中の一

環の一つとして、皆さんの合意ができ上がっていくのであれば、やはり、早い機会にですね、また、検討の提案ということもあると、また、そうしたいというふうに考えております。

○二番（鮫島市憲君） 市民の多くの御意見を聞きながら、関係機関との連携をとり、そして、早い時期に提出したいという市長の御意見でございます。

私は十二月の定例会の一般質問の中で、市街地の発展というのは、非常に大きなものがありまして、大字の活性化にもつながっていきます。これ、このことはすなわち種子島の発展にも大きく寄与していくんだと、こういうことを踏まえているわけです。

よって、本市の果たす役割、そのものは種子島を浮揚させるものであって、その種子島の浮揚策のリーダーシップをとるのが、この西之表市にある使命であります。これを考えているわけです。それゆえに当局・議会の両輪が、双方の機能を発揮し、市民・島民の豊かさを求めて進んでいくことを期待したいところであります。今後は、当局の計画を、透明性のある情報として、相互に議論を深めながら、御定義いただきますようお願いしております。

では、次の質問に移ります。

地域における子ども読書活動の状況、及び今後の学校と家庭、地域と連携した推進啓発活動についてお伺いいたします。

毎月二十三日を読書の日と定め、防災行政無線での広報を行っているとありますが、家庭や地域での公民館等を活用した子ど

も読書活動の状況をどのように把握しているものかお尋ねいたします。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

子供が生涯にわたる読書習慣を身につけるためには、乳幼児期から読書に親しみ、子供自身がその発達段階において読書の楽しさを知ることができる環境の整備が必要であり、家庭・地域・学校・市立図書館が一体となって子ども読書活動の推進に努めるため、西之表市子ども読書活動推進計画を策定しています。

地域で夏休み期間中に、地域の放送施設を利用、活用して、朝読み・夕読みなどを実施した地域もあり、地域内で放送されることから、家庭で話題となり、地域とのつながりが深まるなどの成果が見られました。昨年は、二地域で公民館の利用があつたところでございます。

また、放課後児童クラブでもボランティアによる読み聞かせを行っているところもあります。

読書が生活の中に位置付けられ、継続して取り組まれるよう、保護者自身が積極的に読書に親しむとともに、家族全員で本を読む習慣を持つことが必要です。子供が成長に応じて本とめぐり合い、読書の楽しさを知る機会を、地域育成会とも連携して、読書を通じて親子で触れ合う活動を推進することが今後も重要であると考えます。

以上です。

○二番（鮫島市憲君） 非常に、各家庭にあっても、保護者のやっぱり理解というの、やっぱり必要になってくるわけでございますけれども、その辺について、この学校との連携というのが非常に大切になってきます。この読書に多く親しむことは、学力向上等にも大きく影響すると考えます。

今後、学校、家庭と地域が連携した子ども読書活動の推進及び啓発活動へ取り組みことも大切であると考えますが、これについての御見解をお願いしたいと思います。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

子供の読書活動は、子供たちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身につけていく上で欠くことのできないものでありますが、現状においては、学校段階が進むにつれて、子供の読書離れが顕著になる傾向は改善されていないことは、子供の読書活動が日常生活の中で習慣化されているとは言いがたい面もあります。また、近年の情報通信技術の発達により、子供の読書離れの傾向が進んでいるのも事実です。

そこで、本市において、昨年、第二次西之表市子ども読書活動推進計画を策定をして、家庭・地域・学校・啓発広報の推進の四つの柱を立てて、未来を担う子供たちへの環境づくりを進めております。

具体的には、「親子二十分間読書」や「進んでやろう朝読み・夕読み運動」について、保護者やPTAに対して広報活動を行い、市

立図書館では毎月第二土曜日に親子読書会を開催したり、児童館に出向いての出張お話し会を実施するなど、親や子供たちに読書に親しむ機会を提供しました。

学校との連携においては、移動図書館車が各学校を巡回して、図書貸し出しを行ったり、地域のボランティアグループが学校を訪問して、子供たちに読み聞かせ等を実施しています。

今後とも広報・啓発活動に努めたく思います。
以上です。

○二番（鮫島市憲君） これは近くの学校の例であります。学年ごとに図書の読書目標冊数を決めたりして、読書活動に取り組んでいるようです。また、榕城小学校では、早くから図書館司書を置いておりましたが、今年度から新たに二、三校を兼務した司書を採用する措置がなされているようです。

このことにより、図書室がさまざま変わっております。また、児童も見つける図書がすぐ探せるなど、先生方はもとより、多くの保護者からも喜びの声を耳にします。子供たちも今以上に図書室を身近に感じ、読書量も増えているのではないかと考えます。このように図書に関する専門職の設置は大きな効果をもたらしており、今後とも市立図書館とも連携した読書活動の充実、発展の意義は大きいものがあると考えます。

昨今の家庭や地域では、テレビゲーム等に費やす時間が増加傾向にあると言われております。市立図書館や学校図書室からの読書活

動への発信は大きく、その役割は極めて貴重なものと考えます。このようなことから、以前のような緑陰読書や朝読み・夕読み活動等、公民館等地域活動においても、夏休み等の長期休業中の子供会活動の一環として取り組む、すなわち、再復活等はできないものかと願う一人でございます。

これについて、御見解があればお尋ねしたいと思います。教育長、いかがでしょうか。

「教育長 立石 望君」

○教育長（立石 望君） 今年度からですね、学校図書館に司書一名、配置をいたしました。

榕城小学校と種子島中学校については、以前から司書を配置をしてあったんですけれども、ほかの学校からも要望もずっと前から出ておりましたね、できれば全部の学校に配置をしたかったんですが、いろいろな事情もありまして、今年度は下西小学校を拠点にして、住吉小学校と現和小学校を兼務をするという形で一名、専門の司書を配置をいたしました。

先ほど議員さんからお話ございましたように、学校からですね、非常にいい評価を得ております。図書室の本の整理、それから、図書室の運営、あるいは本の紹介、案内、図書室便り、あるいは読み聞かせ等ですね、非常に大きな成果が出ているのではないかなというふうに思っているところです。

今年度のこうした図書司書の配置を受けてですね、それもまた検

証をしながら、来年度以降、さらに多くの学校に配置ができればいいなというふうに思っているところでございます。

また、学校では以前からこの読書、子供の読書活動には非常に力を入れておりまして、低学年で、例えばの例ですが、低学年で百二十冊以上とかですね、中学年で百冊以上、高学年で八十冊以上という読書量の一つの目標を立てて取り組んでいるところもありますし、ところじゃなくて、多くの学校でこういう目標を決めて取り組んでおります。

また、必読書、必ずこの本はこの学年で必ず読んでもらいたいという必読書も選定をしましてですね、子供たちに薦めておりますし、また、先生たちが、あるいは、お父さん、お母さんたちが、保護者が子供たちに薦める本というようなことで、そういう本の紹介もいたしております。

先ほどから出ておりますように、地域のボランティア活動で、読み聞かせもですね、学校に出向いもらって行っておるところです。

いろいろな取組みをしながら、子供たちの読書へ親しむ習慣というのを、学校でも育んでいるところなんですけれども、ただいま御指摘の、御指摘ちゅうか提案のありました長期休業中の朝読み・夕読みとか、あるいは、長期休業中における学校図書館の開放、あるいは、市立図書館との連携、そうしたこともですね、また今後、検討して、多く子供たちが本に親しむ習慣というのを、ぜひ、つくっていききたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○二番（**鮫島市憲君**） ありがとうございます。実は、この読書とちよつとずれていきますけれども、大字にあつては、各地域の自治公民館には有線、それぞれの放送施設があるわけですが、今年、ちよつぱり活動に今入っていくわけですが、中でも今年新しいのは、地域で朝方ラジオ体操が流れるわけですね。ところが、その自分たちの地域のみならず、風向きによつちや隣接している集落の方々もそれを聞いて、家の中で、また庭先で、それなりに体を動かして、こつうやっている。これは大きくですね、そういうことからいったら、先ほど言いましたように、ちよつぱり、子供たちの長期休業中に発信する朝読み・夕読み、これは全ての人たちが聞いているわけですね。聞く人、ちよつぱり、そこには、何となくはこつ癒されるものが流れてきますよね。

こういうことからして、やはり、こつう、地域で取り組むというのをですね、こつういった環境も必要じゃないかなとふと思うところであつたわけです。

では、次の質問に移ります。

各学校施設整備に係る計画的な予算の確保についてであります。

中学校の統廃合により、校舎等の施設管理も整備されつつあると感じます。新年度予算編成に伴い、校舎等の改修や補修など、施設整備に係る学校からの要望のあつた要望総額、及び今年度確保され

ている予算額についてお尋ねいたします。

「教委総務課長 中村章二君」

○教委総務課長（中村章二君） お答えをいたします。

学校施設の施設整備については、当初予算の編成時期に合わせ、九月から十月に各学校に改善要望等の調査を行い、当初予算に反映をさせるように行っております。また、改修・補修の事業実施については、再度年度初めの五月に学校訪問を行い、緊急性や危険度等に考慮した予算の執行を行っているところでございます。

平成二十八年度当初予算に向けた学校からの要望額は、一般修繕対象となるものが約一千九百九十七万円、今後、ローリング対象事業等として、検討協議が必要となるものが四千五十三万円でございます。この要望額は、学校要望に基づいて業者見積もり、あるいは、教育委員会のこれまでの実績等に基づいた数字により、概算で積み上げた要望額となっております。

当初予算については、長期振興計画ローリング対象事業で、平成二十八年度事業実施が決定されているもの、また一般修繕等で対応が可能な改修・補修等の予算二千八十三万七千円を予算の措置をしているところでございます。

以上です。

○二番（鮫島市憲君） 管理する学校の数、すなわち中学校が統合したことによって学校数は減ってきているわけですが、この減ったとはいえども、学校現場の要望からしますと、非常にほど遠い予算

規模であると私は考えます。

ここで、管理者である市長の予算に関しての御見解をお伺いしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。学校予算についてです。

○市長（長野 力君） 学校の予算につきましては、教育委員会で計画的に出ているわけでございますが、しかし、非常に老朽化がやっばり激しいということもございまして、そういう計画より、そういう修繕その他しなきゃいけないスピードは、そっちのほうが早いかなという気はございます。

そういう意味であればですね、今後、子供たちのいい環境での教育を受けるためにもですね、従前にも増して、その予算配分をですね、どのように、積極的にやっていくかということは今後の課題だと思っております。

今後、子供たちが、私どもの将来の財産として、しっかりと教育していくためには、今後ですね、ある程度の従前に比して予算配分をし、教育環境はしっかり整えていくように考えております。

○二番（鮫島市憲君） この教育行政、すなわち教育の振興ということにつきましては、人間形成、すなわち人材育成の根幹でもあります。限られた財源での予算編成には、非常に苦慮することは十分理解できます。いま一度、御高察いただけますようお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開をいたします。

午前十一時四十一分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

〔一四番 渡辺道大君登壇〕

○一四番（渡辺道大君） 日本共産党議員団を代表して一般質問を行います。

原油の価格が昨年から下がり続けておりましたが、高速船の料金が値下がりせず、住民からは、ガソリン代が上がり料金値上げをするときは早い、ガソリン代が下がっても料金がなかなか下がらないとの声が聞かれました。この間、バンカーサーチャージの制度是正を求めた要請行動等が力を発揮をし、七月からこのバンカーサーチャージが三百円に下がり、運賃が四百円上がる種子島発高速船料金が六百円値下がりすることが言われております。

しかし、今後の見通しとしても、利用者の減少による会社経営の厳しさから、運賃値上げをせざるを得ない状況と、今少しづつ上がってきている原油価格は、また高速船料金の変動に影響するのではないか懸念をされております。バンカーサーチャージの値下げ、

全体での高速船料金値下げは、熊毛地域の要望が表現した形となりましたが、島民の暮らしにおいては、まだまだ充実した航路運賃の補助が求められております。

まず初めに、特定有人国境離島地域に係る施策で、運賃等の補助制度がつけられるようですが、西之表市はどのような立場で国に対し、予算を要求するか、質問をいたします。

以下は質問者席より行います。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

確かに、今議員が御説明をいただきましたように、本年四月に有人国境離島関係の特措法が成立をいたしました。その中では法律で指定する特定有人国境離島地域において、さまざまな施策について国や地方公共団体が適切に配慮することになっておりまして、その施策の一つには、国内一般旅客定期航路事業に係る運賃等の低廉化が特段の配慮ということで盛り込まれてございます。

また、財政上の措置としては、国は毎年度予算において必要な財政措置を講ずるものと定められておりますけれども、現時点での情報では、予算がどのように措置をされてくるのか、はっきりいたしておりません。補助金なのか、交付金なのか、県にも情報が出てきていないという状況でございます。

法的に言いますと、四月に国のほうが基本方針を定め、それに基づいて、四月というのは来年の四月ですね、で、それに基づいて県

が基本計画をつくるということになるというふうに思いますが、ただ、当然、事前にそういう話というのは、当然、来るというふうに思っていますので、市としても準備が必要であるというふうに思っております。

航路問題につきましては、最重要課題というふうに捉えてございますので、高速船の更新、高速船とフェリー運賃の軽減について、要求を出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 確かに、今ありましたように、資料もいただきました。該当する離島がですね、七十ほどあるということ、やはり七十で国からの予算配分というのが行われるのではないとかいうことも考えられますし、やはり、これからの予算審議についてということにかかわることなので、どうなるかということとはわからないことはありますけれども、やはり、島民の暮らしや実情を思っていますね、こちら側の予算要求をするという構えというのは必要ではないかと考えます。

種子島はですね、やはり、地理的にもハンディを抱えています、輸送コストの面とか、所得が少ないのに物価や生活にかかるものが割高である、また、そういったさまざまな離島特有の問題も抱えておりまして、やはり、この制度はですね、住民にとってはすごく大切な、必要なものだ、必要な制度であるという立場をですね、持って、訴えるべきではないかと考えます。

そのまた、観光の面とかからもですね、鹿児島発の料金軽減などもですね、さまざまなことも主張はできるのではないかと考えております。鹿児島県の離島で、奄美以外ではありませんけれども、やはり、市があるのは西之表市だけで、ということも、西之表市だけです、離島振興協議会等ですね、市長は住民の代表として、どのような立場で要求をするか、ちょっと再度確認をいたしたいと思います。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） まず、県の離島振興協議会の中で、この意見を取りまとめ、一応、県のほうにですね、この計画策定は県にございますので、そちらのほうにまず話を持っていくということになるかと思えます。

県の離島協議会、また全国の離島協議会の中で、これについての要求がですね、要望が、これから具体化することと思えます、それは積極的にやっていく必要があるかと思っております。

○一四番（渡辺道大君） 積極的にということ、それ、一つの例なんですけれども、奄美群島の振興法、奄振なんですけれども、一九五四年に定められた法律ですけども、その五年間の時限立法で、六十年以上継続をされているということで、その策定の意義の中に所得水準や物価を初めとする経済面での格差是正などとなっていて、計画の性格についても、県、奄美群島、その市町村、地元住民とかですね、関係団体等と一体となつてというふうにしてもあります。

また、その計画の目標も、奄美群島の自主的発展、地域住民の生活及び福祉向上と定住促進を図るようになっております。

このいろいろな奄美、奄振の策定の意義についてはですね、やっぱり、ここ種子島でも当てはまり、十分に満たされる内容ではないかというふうにして感じております。

奄美ではですね、鹿児島本土と結ぶフェリーの運賃が二七%ほど引き下げられていて、片道料金というのが二千四百円ぐらい引き下げられているようですけれども、鹿児島本土と奄美本島の距離についての、約三百八十キロ、種子島がですね、百十五キロで、半分以下の距離というふうになっていますけれども、距離的な補助についての考えればですね、やはりこう、奄振と比べて少なくなってしまうのではないかということも考えられます。

例えばですね、奄美航路のように、フェリーですけれども、ここでは、種子島では高速船の利用が主になりますけれども、運賃がですね、安くなれば、利用者がどんどん増えるのではないかと思えますけれども、やはり、私たちも、議員も含めたですね、今後の運動の展開するというものの計画等があれば、お答えをいただきたいと思えます。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

確かに議員がおっしゃるようになりますね、運賃が安くなれば、島民はもとよりですけれども、観光客の増加など、利用者の増加が見込めるというふうに思います。

奄振法に基づく奄振の補助率は一定の基準になり得ると、こちらが要求する際ですね、基準になり得るというふうに考えておりますので、それをベースにした要求、要望づくりというのを検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） ぜひですね、そういうふうにしてですね、島民が納得いくような補助するというのをですね、こちら側もしつかり訴えていってほしいなと思います。

やはり、その補助額もなんですけれども、運動の仕方というのが大切なんじゃないかなと思いますので、今後ですね、いろいろな団体、その地元の住民とか、関係団体、そして議員とかですね、一緒になって運動するということも求めてですね、次の質問に入りたいと思います。

次にですね、市内巡回バスの停留所のベンチの設定についてですけれども、町なかではですね、目で見て楽しむようなベンチが、今、かなり置かれております。町なかではですね、ほとんどのところで、停留所でベンチが近くにですね、できていますけれども、町なか以外でのベンチの設置についてどのように考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

○行政経営課長（神村弘二君） 停留所のベンチの件でございますが、お答えをいたします。

商店街振興会組合の御協力のもとに、ベンチにつきましましては大分

設置が進んでいるところでございます。市内の停留所二十二カ所ございますけれども、ベンチを設置していない停留所が六カ所というふうになってございます。できるだけほかのところとも御協力をいただきながら、ベンチの設置については前向きに考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） そうですね、ぱっと見た感じですね、危険なところとか、通行の邪魔になるっていうところですね、またその適していない場所っていうのは、ベンチは置いていないということがやっぱりわかるんですけども、できればですね、工夫を凝らして、その停留所にはベンチを設置してもらいたいと。実際には、中西の停留所とか桜が丘の停留所には、ベンチの設置を求める要望がありますけれども、その今後について、どのように対応するかお答えをいただきたいと思っております。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

現在、未設置の停留所の土地についてなんですけれども、個人の所有地が二カ所、それから、県が二カ所、市が二カ所というふうになってございます。設置に向けて前向きに対応していくということでは、先ほど申し述べたとおりなんですが、例えば、路側帯に設置する場合の通行の安全性であるとか、あるいは所有者の意向とかもあると思っておりますので、そこら辺を調整しながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） ぜひですね、その場所に合った工夫ですね、一人掛けとかですね、二人掛けのベンチなど、スペースをとらないベンチの設置などをですね、検討していただいて、ぜひですね、実現を求めたいと思っております。

そして、それでは、もう次にですね、最後のほうになるんですけども、市営団地の管理・改修をもっとよくするためにということですね、本市において、修理・改修とかですね、点検・管理等を日常的に進めているとは思われます。

また、西之表市の公営住宅長寿命化計画なども策定をされておりますけれども、市営住宅の改修や修理はですね、計画的に進めていくのは、また違った計画で進めていくのか、その位置付けについてのどのように考えているか、お答えをいただきたいと思っております。

〔建設課長 濱上喜美男君〕

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明いたします。

住宅の管理計画につきましては、これまでの対処療法的な維持管理から定期的な改善を実施することにより、公営住宅の長寿命化を図るための西之表市公営住宅等長寿命化計画を平成二十五年二月に作成しております。

しかしながら、維持・改善に係る事業予定が計画より遅れており、平成二十八年の三月に、県に長寿命化計画の変更を行っていますので、計画に沿って整備を進めるよう努めていきたいと考えています。

長寿命化計画は、五年に一度作成することになっていきますので、来年度、全体的な見直しを検討しております。他事業、財源等の市政運営全般に係る調整が必要となりますので、全庁的に協議を行っていきたくと考えております。

○一四番（渡辺道大君） 一例なんですけれども、桜が丘の市営団地ですね、やはり、外壁、桜が丘市営団地とその隣の県営団地っていうのはですね、同時期に建てられたというふうになっておりますけれども、やはりその、県営団地、比べてもですね、外壁のほうやはり老朽化が進んでいるように見えます。県営団地はですね、平成二十三年に外壁の吹きつけ工事を行ったようなんですけれども、市営団地ではですね、こういった計画がないのか、また、市営団地の管理はですね、現状で、今、見た目でもですね、十分なのかどうか、お答えをいただきたいと思えます。

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明いたします。

市営団地の管理につきましては、職員が入居者の要望や苦情にその都度対応しておりますので、問題はないと考えております。

しかし、建物につきましましては、団地ごとに建築年数が違うことから、劣化に相違があります。桜が丘団地の三棟は劣化しておりますので、塗装等の改修を計画的に随時、早期に取り組んでいきます。

○一四番（渡辺道大君） 今、早期に取り組んでいくっていうふうになっていきますけれども、市長、その辺についての予算の確保等を、どのように考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（長野 力君） 管理・改修は、大分劣化も激しく、遅れていると思えますので、年次ごとですね、幾らか予算も増額しながら、ぜひ必要なところから、管理・改修をしていくことで考えております。

○一四番（渡辺道大君） やはりですね、建物はやっぱりお金をかけないと老朽化というのは進んでいくんですけれども、やはり大切な市有財産を残すためにですね、修理・修繕費っていうのは、しっかりと確保すべきだと思います。

さっきの答弁でも、突発的な危険な箇所っていうのは、その都度予算をつけているようなんですけれども、市営団地、その建設課の行政財産を維持するために、行政経営課のほうですね、予算配分等をどのようにして考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

住宅の管理にかかわる予算の話でございますけれども、今年度の予算が、住宅管理費の中の修繕費九百四十万円が計上されてございます。そのほかに委託料として、シロアリとかっていう部分の駆除等の経費もございますので、およそ一千万円ぐらいの予算が計上されているという現状でございます。

それが多いのか少ないのかっていう議論が多分あるんだというふうに思いますが、ただ、公営住宅に限らず、先ほどの教育関係の予算の話もちろんそうでございますが、さまざまな施設がやっぱり老朽化を迎えている時期になってきているというのが現状です。

そういった中で、やっぱり、全体的に公共施設の更新であるとか、あるいは修繕というもののあり方について、その一定の、こう、やり方っていうのを決めていく必要があるのかなというふうに考えています。そういった意味で、公共施設の管理運用検討委員会とか、そういう部分がございますので、そういった部分で一定方針を出していただいて、必要な予算を、こう、何年かに分けて修繕、修繕とどうか、そういう更新をやっていくという部分をですね、枠として、こう、つくっていくという部分が必要なのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 確かにですね、今、言われたように、いろいろな分野での予算、農業分野、子育てとかですね、教育に係る分野の予算というのの確保は、やはり重要だと思います。ただですね、やはり、その家賃収入に、家賃収入に対しての修繕費というのがですね、適切なのかどうかっていうのはですね、今後も議論を尽くしてほしいと思います。

やはり、最後にですね、市長、市営団地もですけども、その市の管理する施設の老朽化が著しいとの前回の答弁も含めまして、行財政産の維持管理をしていくために何が必要で、どのように取り組んでいくか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（長野 力君） 市営団地を維持していくためには、やはり、入っている皆さんの意識も大事でございますし、また、住民同士の

コミュニケーションの場を設け、トラブルを回避すること、また、住宅を、やはり、市営住宅でありますけれど、自分の、入居者がですね、自分の家と思って大事に使用していただくということが、大変、基本的には大事だと思いますし、また、入居の際には、いろいろな入居条件というか、入居のあり方を言うわけでございますが、そういうものですね、そのルールを守っていただくということも一つかと思っております。

市といたしましては、入居者が安心・安全に過ごせるよう、古くなった建物を管理して、危険を排除し、修繕を行い、ですね、いきたいと思えますし、それには、改修のための計画をしっかりと立てながらやっていく必要があるかと思っております。何といたしまして、あわせて住宅周辺の環境整備も行いながら、気持ちよく入居してもらおうよう努める必要があるかと思えます。

そういうことで、自分たちの住んでいるところは、私も市と入居者の皆さんが一緒になって、できるものはお願いしますし、市がやるべきものはしっかりと修繕・改修していくことをですね、お互いに進めていくことがですね、団地に、市営住宅に住んでいる人のコミュニケーションもより進んでいくことと思えますし、このあたりはですね、また、予算の面を、予算の面のほかにもですね、重要な要素かなと思っております。

それで、入居者の人たちが、私どもに対して気安くですね、どうなっているこうなっているということも教えていただきながら、私

どもはまたそれに対して可能な限り応じていくということもですね、進めていくことが、今後、最終的には私どもの財産をしっかりと維持し、また、正しくお互いに維持するということになるかと思えます。

○一四番（渡辺道大君） 今、市長がやっぱりおっしゃられたように、やっぱり入居者ですね、部屋を大切に使うっていうことは、市有財産の維持にはやっぱり欠かせないことだと私も思います。でもですね、ドアがさびついていたりとかですね、階段にある滑りどめが取れてなくなっているような状況っていうのはですね、やっぱり目に見えてわかるようなものはですね、管理する側がしっかり直すべきではないかというふうにして考えます。

そういったこともですね、求めましてですね、やはり、しっかりと市営団地、市有財産、行政財産を守っていくっていうことを求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時三十分ごろより再開いたします。

午後一時二十一分休憩

午後一時三十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） こんにちは。通告に従いまして質問をいたしたいと思えます。

まず、馬毛島問題についてであります。

昨年、九月十九日に安倍自民党・公明党政権が安保関連法案、十本もの法案を十分な審議もないうままに強行採決をいたしました。それ以来、世界では、日本は戦争の道へ歩み始めたという緊張をさらに高めているのではないかと思います。

これまで憲法九条が歯どめとなって、イラクへ派遣された自衛隊の皆さんも、九条のおかげで殺し殺されることなく日本に帰ってこられたという声が私たちのところにも何通も届いております。そういう中、安倍政権は、軍事への道ではなくて、アジア諸国との平和外交を進めるべきではないでしょうか。紛争を戦争にしない、このことこそ、日本の首相に求められているのだと思えます。

国内でも、平和憲法を持つ日本で安保関連法がこのように成立してしまいましたが、戦争につながる法律の成立は、本当に憲法違反だ、そういう声はまだまだ続いております。

そもそも憲法とは、権力が縛られるものであります。私たちも憲法に沿って、議員という職責についていると思えます。地方公務員もそうだと思います。縛られるべき安倍首相が勝手に憲法を解釈で変える、こういうことは到底、民主主義の世の中では許されません。

さて、地方自治体の私たちの役割、住民の生命・財産を守り、福祉や暮らしを充実させる、そのことが第一にあると思います。そういう立場から馬毛島へのFCLPの問題についてお伺いしたいと思います。

馬毛島へのFCLP訓練施設建設の問題は、住民の財産や平和な暮らしを守る、そういう立場からは、FCLPの訓練施設、絶対相入れません。

まず初めに、国内で米軍施設がどういう実態に置かれているか、このことを質問し、あとは質問者席よりお伺いしたいと思います。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

国内における米軍基地の關係でございますけれども、今、全国で百三十カ所ほどあるというふうに認識をしております。そのうち、米軍が専用として基地で使っているものが八十一カ所、自衛隊と共用しているものが四十九カ所というふうに認識をしております。ほかに九州より広大な訓練区域、訓練水域が提供されているというふうに言われているところで。

あと、アメリカの海兵隊の部分なんですけど、地上部隊については沖縄、それから、航空部隊については岩国、それから、艦船部隊については佐世保ということで、アメリカの海兵隊は配置をされているというふうに認識をしております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） このような状況が、数字が今、担当課が調べていただき、教えていただきましたが、私が調べました資料でも、米軍基地は、ちよつと誤差がありますけれど、百三十四カ所で、専用が九十カ所、そして共用が四十四カ所というように、いろいろな時代によつて調査の仕方がありますが、大体、こういう形で米軍基地がほとんど専用の基地と、そして、共用している、これがもう日本の自衛隊の実態だということですが、まず、一つ確認していただきたいと思ひます。

この、特につけ加えますと、この行政の方が今調べていただきました八十一カ所、このうちの七二%がああ狭い沖縄に集中している。これが今のあの自衛隊基地の実態であります。

この実態についてですね、市長は昨日からの同僚議員の質問の中でですね、自衛隊基地だけならいいという答弁をしておりますが、こういう基地の状況を見て、市長はどのような感想をお持ちですか。お伺いしたいと思います。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 自衛隊基地は、当然、私どもの国防の基地としてやっているわけでございますが、FCLPのことかと思ひますけれども、そのFCLPは、昨日も話ございました。馬毛島にそういう基地ができるということについては反対をしているわけでございます。

やはり、防衛、アメリカとの關係では、日米地位協定がございま

して、大変、私どもにとっては及ばない壁がございます。それと同時に、自衛隊ともですね、米軍との共存も当然あるわけで、共有もあるわけでございます、そのあたりがですね、今後、どういうふうになっていくか、また、いろいろな形で米軍との基地問題は、あらゆる箇所でいろいろな事件を起こしたり、住民の不安をかき立てているということもございます。

今後ですね、やはり、私どもとしては、そういう不安がない、そういう島ということのために、FCLPも含めまして、今現在、私どもとするスタンスは、反対のスタンスで来ているところでございます。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ、FCLP基地が反対ということ、自衛隊基地もそれについてくるんだということを、今度馬毛島特別委員会で行きましたが、そこで担当課の人ですね、藤代さんっていう担当課の人が、防衛省地方協力局地方調整課長の藤代誠氏、この方がですね、何回も自衛隊基地施設をまずつくり、それをFCLPの練習基地として使いたいんだっていうことを言明しております。

私はそれを記録をしましたが、昨日の同僚議員の質問の中ではですね、FCLPと自衛隊基地はあたかも別なんだというような質問をしたのではないかなというふうに私には聞き取れましたので、ぜひここは、現実、私たちも特別委員会で行きまして、聞いてきましたので、自衛隊基地イコールFCLPの練習基地なんだ。この日本

の自衛隊基地の実態を見てもですね、共用しているのが四十九カ所及び四十四カ所っていうことがあれば、もし仮に、ここに中種子町議会が、よその議会のことですが、議決をしましたとするならば、それを実践するとすれば、本当に私たちの熊毛郡内の中がですね、沖繩と同じような、地位協定も、今、市長がおっしゃいましたが、地位協定も何もない、そういう状況に置かれるっていうことは、もう過去の歴史の中で明らかだと思いますので、ぜひそこは、市長もですね、現状をもう少し認識していただき、よその熊毛郡内の一市三町の町長さんと一緒にですね、住民も一緒になって、振り出しの原点に戻るべきだというふうに思いますか。

○市長（長野 力君） 基本的には、熊毛郡、私どもは一体として、いろいろなことを進めておりますので、お互いに、そうは言いますが、でも各行政地区、いろいろな観点はあろうかと思えます。可能な限り、お互いに気持ちについていうか、考え方が一致するような格好でしっかり情報を集めながら、また、いろいろな話し合いの場を設けながら、そういうふうになることをですね、お互いに努力をしていく必要があるかと思えますが、ただ、各熊毛郡内ではですね、一体になつてやっていきたいと考えております。

ただ、まあ、各地域においては、それぞれの考え方、特徴もございまして、そのところですね、まだ我々も調べたり、また情報を得たりしながら、基本的には、この熊毛郡が、郡民が、よりですね、いい島で暮らすということができるように、やっぱり努力して

いく必要はあるかと思えます。

○一三番（橋口美幸さん） 今の市長の答弁が、本当にそのとおりだと思えます。

最初の五年前にツープラスツーで明記されたときは、本当、一市三町が足並みそろえ、議会も足並みそろえ、防衛省にも何回も交渉にも行ってまいりました。そういう中で、防衛省の説明も二回変わっております。空域も広がった場合と、今、同僚議員が説明をしておりますが、ああいう空域の説明、そして、今、担当課の方がおっしゃいましたけれども、訓練空域が二十四カ所、訓練水域が四十九カ所、ここは鹿児島も入っております。明らかにルートが、練習ルートがですね、オレンジやらパープルやら、陸上を勝手に決めて、低空飛行訓練も行われております。

この鹿児島地方でも、屋久島でもそうですが、低空飛行訓練が行われているということが現実あります。これがFCLPと何の関係があるんだということになります。やはり、自衛隊施設が一度つくられれば、米軍と共用をし、そして、低空飛行訓練も行われるというのが過去の偽らざる歴史だと思います。日本上空のルートを旋回するっていうのはですね、三百メートルってのが国内法では決まっているんですけれども、今、市長が申し上げましたように、日米地位協定ではそれもなしになってしまうということなんです。ですので、ぜひ一市三町で、もとの協議会の状況をですね、つくっていくっていうことを、再度市長の姿勢を、改めて今の状況を鑑

みてですね、防衛省の説明も五年前とほとんど変わっていないわけですが、ですので、やっぱりもとに戻って、同じスタートラインに、五年前に返るっていうことが、今、市長には必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（長野 力君） 各々考え方がございますし、各々、また各地区で住民の意見も取り入れての話がいろいろあると思います。そういうことで、可能な限りですね、お互いに考え方を出し合いながら、一致するところは一致する、そして、お互い理解を得るところは理解を得ると、そんな格好ですね、努力はしていくべきだとは思いますが、これでもとに戻るとか、返らんとかいうことではなくてですね、現状で、情勢を分析しながら、また、時とともに、皆さん、市民の意見、住民の意見もいろいろ変化もあるし、そういうことも踏まえながら、今後、可能な限りですね、お互いにいい島づくりをしていくということに向かうことは必要かと思えます。

○一三番（橋口美幸さん） 可能な限りしていくということですが、最後にしたいと思いますが、FCLPがなぜここで、馬毛島にきたかっていうことは、先の広島の大黒神島というところと、それから、徳之島も多くの住民の反対でもうできなくなっているんですね。しかもアメリカ国内では、国内法で環境調査とか、人口密集地だとか、そういう森林の環境保護だとか、そういうので、国内法ではFCLPの練習基地はできないから、日本に持ってきているっていう事情も、状況も、本当に日米地位協定もありますが、そうい

うアメリカの国内でできないものを日本に持つてくるっていうのは、本当にとんでもない話だと思いますので、そこも含めてですね、今後の市長の力を出していただきたいというふうに強く要望をいたし、また、防衛省にもですね、協議会として、ぜひ状況を把握しに行っていたいただきたいことを要望しておきたいと思います。

続きまして、地方創生事業計画について移りたいと思います。

まず、高等教育機関を活用した地域活性化の計画についてお伺いしたいと思います。

これは、同僚議員も地域活性化事業計画、まあ、まちづくりという方向で議論はされたと、一つは議論されましたが、主に高等教育機関を活用したこの計画、どのような、どこからの要望があり、そして、今、具体的に、資料はいただきましたが、写真が三カ所ついておりました。で、財政的な計画は、榕城中学校跡地を活用した場合という資料が添付されておりましたが、その具体的な詰め部分がどのようになっているのか、進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○行政経営課長（神村弘二君） 答えをいたします。

基本的な話として、なぜこれ、こういう事業に取り組むかというような話だったのかなと思いますが、地方創生の流れの中で検討してきているということなんですが、地方創生そのものが、これから訪れるであろう人口減少問題に国と地方が一体となって対策を講じていく取組みという位置付けでございます。

御承知のとおり、本市の人口なんです、昨年十月一日を基準に国勢調査が実施をされましたけれども、一万五千九百五十八人という速報値が出されたところで、五年間で九百九十三人の減少というふうになってございます。ずっとこれまで課題と言われ続けてきました高校卒業後の極端な人口流出という課題に対しまして、対策が講じられないと、何かの対策は講じられないかというように、対して、高等教育機関の活用という視点で可能性を探ってきているものでございます。

背景といたしまして、東京大学との連携によります多くの研究者が種子島に目を向けて、将来の日本の課題になるであろう人口減少問題解決の糸口を探ろうという動きがあること、それと、二〇〇四年に施行されました地方独立行政法人法の活用をした公立学校法人の設立による事例が増加してきているというようなことが挙げられるというふうに思います。

さて、御質問の部分なんです、場所については、昨年度、市街地近辺で一定の面積が必要になるということで、短大の設置基準が校舎で二千六百平米、それに体育館とか運動場等を合わせると、大体五千平米ぐらいの面積が必要だということで、適地はないかというようなことで、三カ所ほど掲げて実施をしております。旧中学校、榕城中学校の跡地、それから、現種子島中学校、それから、旧NTT宿舎跡というところがございます。

中身については、御説明もしてあると思いますけれども、御承知

のように用途制限がかかっていたり、面積的にどうなんだというような課題がそれぞれございます。場所について、今、何が決まっているというようなことは一切ございませんので、そういった部分もこれから検討していくというような形になろうかと思えます。

場所だけでよかったですか。

○一三番（橋口美幸さん） 経費ですね。

○行政経営課長（神村弘二君） 経費とか、はい。

経費については、学生の確保と密接にかかわってくるというふうに思っております。大体、今の考え方でいきますと、一学年八十人規模、教職員が大体十五人ぐらい雇用すると、授業料が大体五十万円というような設定をして運営をすれば経営は成り立つという試算をしております。

ただ、今後まずは、島内だけではなくて島外の意向調査とか、学校推薦制度の調査検討などを行う必要があるかというふうに考えてございます。平成二十七年にそのときの高校、種子高の二年生を対象に、その進路のことについての調査をしてございますが、島内で残ってやりたいというような方もいらっしゃいますが、ただ、看護分野、分野は特定をされますので、そういった方について拾っていくと、そんなにたくさん見込めるというような状況ではございません。あと、中央高校、それから、今、実際に行きたいけれど行けないでいらっしゃる方というのを含めても、大体、島内で十人ぐらい確保できるのかなというところでございますので、あと

七十人について、ずっと年次的にそれが確保できるのかというのは非常に大事な問題だというふうに思っておりますので、今後のその部分について、調査をしていくというようなことでございます。以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 島内の十人もかなり不安定だと思えます。今年の中学校を卒業した卒業生も、看護学校、一名が進んでいったというような状況でした。島内で十人が確保できたとしても、七十人が本来に來てくれるのかということが問題ですが、それ以前に、なぜ看護学校がここで必要なのかということを考えましたときに、やはり、島内の人口を、市内の人口を、若い人を増やさなきゃいけないっていう発想もあつたということなんですが、まず、この市内ですね、まあ大きな病院もありますし、小さい病院もあります。若い看護師さんたちが島を出ていくということのほうが、改善をすることのほうが、私は人数的にはですね、医療の技術もさることながら、本当に若い人たちがここに住みついて、家庭を持つていくという方向性のほうがより現実的で、本当に皆さんの、市役所の皆さんのですね、こういう資料を、膨大な資料をつくったりだとか、こういうことも労力もかなりかかっていると思います。そういう中で、市内の職場の実態を改善していくという方向では検討はされなかったのでしょうか。市長にお伺いしたいと思います。では、担当課。市長に、はい。

○市長（長野 力君） この高等教育機関をやってみようと、検討

しようという最初の狙いというか、趣旨が若干違うんじゃないかと思えます。

当然、一つは、本島内におけるですね、看護人数に対して、それを充足するというのも当然これ、必要でございます。ただ、これだけ大きいのをですね、やるのは、当然、人数をですね、確保するためのものじゃなくて、より大きく、こういう人口減少時代、特に離島である我々のところに何かをしないと若い人が来ない。それにはですね、いろいろな形で若い人が来て、ここで学業を終えて、免許を取り、そして、全国に散らばっていく。そのことによって、また、ほかの人たちが、また次が来る。この流れをつくりたいというのが一つ。そうすることによって、私どものまちが若い人でげんきになるということが一つであります。

ですから、もしですね、今の看護師の状況をどうしようという考えでしたら、だけの話になればですね、この話はなくなるんじゃないかと思えます。それはまた別途、有意な形で、どうして、例えば、十人島内に不足しているから、十人をどうしようかとかいう話になってくるんじゃないかと思えます。

そういうことですね、やはり、これからは私どもが高齢化していきます。やはり、三年間は若い人がこのまちにいるわけですから、その分だけでも環境というか、まちは元気になる、明るくなるという、そういう面もまたありますし、しかしまあ、三年間の学生がここで生活をするということ自体は、何を、ある意味じゃあ、三年で

交代していきますけれども、ある意味じゃあ、二百何名は定住人口になります。定住人口がですね、どのくらい経済効果を出すのか、そういうことをですね、総合的に考えた結果として、この高等教育機関を誘致したらどうかという考えでありますんで、ちよつとですね、最初の捉え方の違いじゃないかと、ちよつと狂っていると話が横にそれていくんじゃないかと思えます。

ただ、議員が言う、この地域における医療スタッフというか、外に出ないようになりやったりしていく、これはまた課題として何がそうあるのかということを含めてですね、それは研究し、対応策を練っていくということになります。

○一三番（橋口美幸さん） 私は市長の捉え方がおかしいと思います。地方創生事業っていうものは、そもそも東京の一極集中の流れで、国の政策の問題ではあります、そもそもこの私たちの地域に人口が少なくなってきた、その人口が少なくなってきたのはなぜかっていう過程の中で、やっぱりここで若い人が働く事業所なり、労働条件なりがよくないから外へ出ていくっていう人口流出の現象があらわれている、それは一つの流れだと思えますので、そこを横に置いておいて、この総合的に見た場合っていうのは、私はこれは市長のほうが一面的な角度しか見ていないんじゃないかなというふうに思います。

やっぱり、医療で働く人たちとか、その人たちが、本当にいい環境の中できちっと患者さんのために働けるっていう職場を、できれ

ば、もしかしたらよそから、結構、サーファーで看護師さんっていう人たちが、かなりこの間、十年間、来ていただいていると思うんですけども、そういう人たちが定着している方もいるし、定着していない方もいる。そして、一定、三年、四年なり、奉公をしたら、若い人たちが二十三歳、四歳で、出ていくっていうことを、状況把握をやはりきちっとしていただきたいと思います。

この看護学校設立を、今後もそういう調査も含めて、私はそういう調査も含めていただきたいと思うんですけども、今後もうそういう、今まで調査したものに加えて、何を調査してこの到達に向かっていくのかっていうのを、計画を教えてください。

○行政経営課長（神村弘二君） 先ほども、お答えをいたしました。先ほども申し上げましたけれども、今の段階で可能性があるというような部分が出されたというようなことでございます。

それを、やっぱり実際にできるのかどうかということが非常に、当然、それなりのお金をかけてつくりますので、そういう成果が出なければならぬというのは当然のことでございますので、それが裏づけできるようなものができるのかということは、その一つに学生の確保がずっと何年か続けてできるといようなものが見出せるのか、あるいは、敷地とか建設費の問題ですね、そこら辺とかをやっぱり整理をしていかなきゃいけないというようなことでございます。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） はい、わかりました。

次に、同じ地方創生事業なんですけれども、エネルギー問題についての進捗状況と、そしてまた、可能性の問題についても言及していただきたいと、担当課からお願いいたします。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

エネルギー問題についての進捗状況というようなことですが、エネルギーに関するこれまでの、これまで市はそれなりにずっと取り組んできている経過がございます。

まず、平成八年に西之表市地域新エネルギービジョンの取組みということで、古田の水力発電所の可能性調査とかも行ってございます。また、平成十二年から十三年にかけては、西之表市における風力発電フィールドテスト事業ということで、NEDOと一緒にあつぽくらんどで風力試験を実施をしております。平成二十六年には、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のグリーンパートナーシップ事業を活用いたしまして、木質バイオマスによる中心市街地への地域熱供給可能性という部分について調査をしてきているというところでございます。

昨年度、地方創生の上乗せ交付金を活用いたしまして実施した内容については、分散型エネルギーマスタープラン策定事業でございます。島内の資源を活用して、島内経済の循環を図るエネルギー体制の構築を目指すというものでございます。

調査の結果については、さきの全員協議会の中でも資料はお配り

をしてございますので、内容は御承知のことというふうに思いますけれども、種子島における再生可能エネルギーの賦存量の調査とか、市内のエネルギーの需要量調査等を実施いたしております。また、有機廃棄物系バイオガス、木質バイオマス、風力や水力発電の可能性等について調査をしているところでございます。

それぞれ需要量に応じた資源量やその調達可能性、プラントや発電供給システムの設置可能性、消化液等の利用可能性、想定する規模、事業費、運営費、あとは運営体制等についても、調査・検討をしております。

しかし、いずれの再生可能エネルギーにつきましても、施設整備費を初めといたしまして、原料の調達や採算性、それから、運営体制など、まだ多くの検討すべき課題がございます。今年度も引き続き、実証や検討を続けてまいりたいと考えておりまして、本議会において、今後の進め方について検討するための経費であるとか、液肥の実証のための経費等について補正予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 二〇〇八年から今取り組んでいることを言っていたいただきましたけれども、ある意味、私は二〇〇八年から取り組んで、まだ見えないのという感想です。

ですので、市長にお伺いしたいと思います。

二〇〇八年から今までずっとこういう形で取り組み、今後も続け

ていくという展望を市長は本当に持っておられるのか。今、本当に職員が削減されている中で、いろいろな仕事が業務が増えていると思いますが、地方創生事業がこれではいけないのだったのかっていうことが私は疑問なんですけれども、端的にお願いいたします、時間がないので。

○市長（長野 力君） 地方創生、取り上げるにはいろいろな課題がございます。その地域地域です、ございますけれども、私も、これもですね、エネルギー問題っていうのは非常に時間のかかる大きな問題だと思います、今後ともですね、やはり、続けていきたいと考えて、調査をですね、続ける。ある調査の結果として、結論が出たら、そこがおしまいになりますけれども、ぜひ、続けていきたいと考えています。

私どもの島は、やっぱり循環型社会ということを狙ってですね、いろいろな形で、自分たち、この島の資源を利用して、島なりの環境社会ができないかと、それがまたエネルギー、特にこのエネルギーがですね、による、環境社会ができないかということを求めています、それにつながってきたところのいろいろな産業振興というものをですね、形づくっていくことが大事じゃないかなと。これがやはり、都会にない地方創生、地方でしかできないそういうものを求めていくということになるかと思えます、今後ともですね、いろいろな課題はありますけれども、一つ一つを潰しながら、可能性を求めていくことが必要かと思っております。

○一三番（橋口美幸さん） 分散型エネルギー、余りにも大き過ぎて、やっぱり住民参加になり得ないんじゃないかなというふうに私は思います。本当に循環型社会っていうのは、私も同調しますし、もつと住民と一緒に取り組む問題としては、電気自動車の補助率を上げるだとかですね、エネルギー、もつと節電をしましょうとか、都会にない地方創生、本当にもつといろいろな別な形でできるのではないかなというふうに私は思いますので、改めて提案をという形で意見を述べたいと思います。

次に、まちづくり問題についての進捗状況をお伺いしたいと思います。ですが、先ほどから同僚議員が何回も質問をしておりますので、私は、まちづくりの中で、特別委員会が調査を、またさらに産業厚生委員会の調査とあわせて、まちづくり特別委員会も調査をいたしました。その中でまとめをいたしました。高年齢者と子供にやさしいまちづくり、そして、温泉、温浴施設、おいしい物が食べられるレストランというような住民の、市街地の皆さんの声なんですけれど、そういう声に、やっぱり合ったまちづくりっていうのが必要んじゃないかなというふうに思います。

拠点施設は必要ないとは言いませんが、場所がやはり問題なのじゃないかなというふうに思います。私は、町なかに今の空き店舗を活用して、若い人たちや高齢者が町なかでくつろげる雰囲気、例えば、若い人たちがいたら、バツテイングセンターだったり、ロッククライミングっていうのが今はやっているんですけども、そういう

場所を町なかにつくって、地元の食材をそこに来れば食べられるというようなまちづくりっていうのが、住民と一緒に、合意形成のもとに進めていったらどうかというふうに思うんですけれども、こういう提案については、市長いかがでしょうか。

○市長（長野 力君） まちづくりにつきましては、これまで皆さんと一緒にあって、いろいろ計画し、そしてまた検討しているところでございます。

当然ですね、そういうのはまちづくりの中に、皆さんがアイデア等出てくる話だと思いますし、またそれが、まちをこう、いろいろな人を集めてにぎやかになるということだと思いますし、まだ今おっしゃった以外にもですね、また考えつく、考えれば、まだいろいろなおもしろいこともあるかと思えます。

ただ、それはそれで必要ですけども、何といたしても、やはりそれだけじゃなくて、それも含めて、やはり多くの人を動員というかね、多くの人、やはり、そこにパイとしてないと、それも非常に難しいということもありますんで、やっぱりそういうものも含めながらですね、両方をお互い併設しながら、物事持っていく必要があるかなというふうに私は思います。

今、議員の言ったことはですね、まちづくり委員会でもよく出る話ですし、これも今後一つ一つを積み重ねていくということになるうかと、こういう話は一挙にできるわけじゃございませんし、一つ一つの積み重ねで全ていくことかと思えます。

今、その中心拠点というのは、それとはちょっと意味合いが違いました、基本的には一緒なんですけれど、一緒なんですけれどね、やはり外からの人の誘客というか、それをやろうと、そこから今おっしゃったところに流そうという話であります。

ですから、どっちも大切なんです。二つあります。そういうのを、小さいそういうのをやってですね、やって、その効果として、いっぱい人が来たから、まちにあふれたんで、中心拠点施設を、大きいのをつくりとうというのも一つかもわかりません。もう一つは、大きく誘客したやつを流し込むということもあるかと思えます。これはですね、やはり、その地域性とか、いろいろな条件がかかってくると思いますんで、それはどれが一番いいのかというのがですね、一つかと思えます。

私の言うのは、やはり最初は、それも並行してやります。今回もまちづくり委員会が、新たに会といたしましたけれども、新たに委員会を、検討委員会をつくってやることになっていっていると聞いていますし、私どももそういうものをぜひですね、呼ばれたら参加もしたいと思っております。

そういう中ですね、やはり、種子島の、西之表市の考え方は、何といたしても、離島です。この枠内の中で、枠内の中でいろいろなことをやっても、それは立派なことですけども、その枠内の範囲しかないということになってしまいうんですね、絶対量が。そうすると、やっぱり、離島であるから、外、船からおりてくる人、動

く人をつかまんといかんということですね。

それから、西之表市の場合は、種子島の港、まちがありますんで、中種子町・南種子町があります、宇宙センターがありますんで、そこに流れたお客をまたつかまえんといかんと。そういうですね、条件っていうか、資源があります。それを使うためには、その方法がいいんじゃないかなと。そして、それを町なかにきめ細かくですね、やっていこうということになるかと思えます。

今度、試験的に西町の旧ありたやのところにですね、そういう休憩場所をつくって、これも一つ、皆さんがそこに来てということもあるかと思えますんで、そういうのも並行してやりながら、全体、西町かいわい、東町かいわい、天神かいわい、そして、港かいわい、これをどういうふうにですね、形づくっていくかというですね、やっぱり、総合的な構想を練りながら、そしてまた、順番を決めながら進んでいくことが必要かなと思っております。

ですから、結論を申しますと、今、議員が言ったようなことは大切です。それでやっぱり、まちの人と一緒にやって、空き家とか、それからおもしろいお店をどうするかとかいう魅力づくりは今後していく必要ありますんで、そういうことを今度の検討会で検討しようとして、今もやっておりますけれどね、それをもう一回見直しをしようことですね、始めますんで、今度、多くの商店街の方、また大字からも人が来てもらわないとにぎやかになりませんので、大字の人たちの意見も聞きながら進めていくことが必要かなと思えます。

○一三番（橋口美幸さん） 立場は一緒だと思います。本当に今の本市が、私たちのまちがどういふふうにすれば活気づくかかっていうところで、それぞれ議会も、皆さんも考えをされていると思いますので、違うのは、議会が本当に地元の人たちが自分たちの地元を誇りにする地域をつくろうじゃないかかっていうのが、私たち議会の立場ではないかというふうに思います。私たち地元に住んでいる人が、本当に我が地域は誇りに思えるんだっていうことを一人一人が思えるような地域になれば、自然発生的にということでもないですけど、目的意識的に自分たちの地域をこうアピールしようっていうところが生まれてくれば本当に広がるのではないかと思います。

ですので、やっぱり市長と一致できないところは、観光客を誘致するっていうところが大事ではあるんですけども、今住んでいる地元の人たちがどういふふうに来るのまちに来て楽しめるか、各地域でどういふ、こう、充実した我がふるさとを誇りに思える地域として過ごしていけるか、そして、若い人たちがよそに出たときに自分たちの住んでいたこの地域はここが本当に一番おもしろいよ、訪ねてみてくださいいふことが、アピールをしていくっていうことが、将来の市の発展につながる大事なことだというふうに私たち議会は思っているんじゃないかなというところで、まちづくり特別委員会も設置しておりますので、ぜひ、一緒にですね、何が最善策かかっていうことを今後も深めていけたらいいというふうに思っております。

次の質問に移りたいと思いますが、先ほどのまちづくりですね、今度予算も出ておりますが、本当にそういう意味ではコンサルタントとか、よそから来た人たちがああではないかこうじゃないかかって言うことじゃなくて、上妻家の住宅も買っております。今ある財産が、市有財産がどのように生かされるのかということも、一つ考えないといけないし、私は、もう一つ、子育て支援の面ですね、青少年ホームに、今、学校に行けない子供たちの場所として設定しておりますが、やはり町なかにそういう場所も必要で、縦の関係で子育てや子供たちが交流できる子育てスペースの場所、子供たちの青少年の居場所っていうものも、ぜひ考えていただきたいというふうにつけ加えまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、まちづくり公社の問題について行きたいと思っております。今、二年目の状況になっておりますが、まちづくり公社の目的は、雇用の拡大、経費の削減っていうことが主な約款で取り上げられております。この一年間、二年目に入ったまちづくり公社の状況について、簡単にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

平成二十七年四月に設立をされたまちづくり公社、二年目の状況についての御質問です。

公社の運営につきましては、順調であります。引き受けを行っている業務について十分な分析・検証を行い、当初、六十業務のう

ち六業務を廃止、新規及び統合等により、本年度は五十六業務で開始をしております。今後につきましても、効率性や質の向上に努め、より発展的な組織を目指してまいります。

本市のまちづくりの一翼を担える公社となるよう、さまざまな業務への取り組みや新たな役割についても模索をしていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○一三番（橋口美幸さん） 今、今年二年目に入って六十業務から五十六業務に減ったということが話されましたが、この間、私はこのまちづくり公社の問題については、雇用労働者の不安定な雇用と、それから、質の、住民サービスの質の低下の問題があるということを描いておりますが、この間、公的施設もまちづくり公社が管理を引き受けておりましたが、このまちづくり公社への管理の、市営住宅や学校設備などの管理のあり方について、お伺いしたいと思います。まず、建設課ではどういうことを、業務を、まちづくり公社にこの間出してきたかというのを簡単に伺いたいと思います。

〔建設課長 濱上喜美男君〕

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明します。

市営住宅の管理につきましては、これまで入居者からの御意見・要望等を聞いて、職員が現地を調査、検討をして業者に修繕を依頼してまいりました。平成二十七年度からは、まちづくり公社ができた

ことにより、軽微な修繕等は対応が早いこともあり、一部依頼してまいりましたが、今後、市営住宅の修繕は、工期の短縮化、入居者の都合等を勘案した依頼の仕方を検討していきたいと考えております。以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 今後の方向性も伝えていただきましたが、やっぱり、今回、一年半、一年と二カ月ぐらいの間に、住民サービス低下というものが本当に起きた事案があります。そういう中で、やはり私は、住民とその担当者、労働者の問題ではなく、やはりこれは組織のあり方の問題だと思えます。請負で出していく場合には、担当者が直接市民という問題をよくよくしようということにはしてはいけないという請負関係があります。ですので、ここは、今度の問題がですね、本当に大きな偽装請負の発端になったなあというふうに改めて思いますが、担当課の認識をお伺いしたいと思います。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

その議員がおっしゃっておられますのは、例えば、市民からの要望による市営住宅等の修繕のことだろうというふうに思いますけれども、公社はですね、所管課の依頼によりその現場に行きまして、事務局の指示に基づいて作業を行っております。それも住民サービスの低下というふうな御指摘でございますけれども、迅速かつ丁寧に作業を進めているというふうに私は認識をしております、それ以上の専門的な高い技術が必要な修繕等については、所管のほうで

判断をいただき、専門業者に依頼をするというふうな取扱いを行っておりますので、市民サービスの低下にはつながらないし、偽装請負にも当たらないというふうに考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 答弁をいただきましたが、偽装請負だということも理解していないということも問題だなというふうに思っています。

それですね、軽微な仕事をまちづくり公社に出しているということですので、今後、請負で軽微な業務を出すわけですから、やはりそこは十分、今後、行政としても検討をしていただきたいというふうに思います。

それからですね、まちづくり公社の組織のあり方の問題ですので、パワーハラスメントが起きやすい環境にあるというふうに、この一年間過ぎて思います。

副市長にお伺いしたいと思います。パワーハラスメントの一般的な定義についてお伺いしたいと思います。

〔副市長 坂元茂昭君〕

○副市長（坂元茂昭君） パワハラの一般的な定義ということでございます。厚生労働省の一般的な定めております定義ということですので、御回答させていただきたいと思えます。

パワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲

を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為と定義づけをされております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） まさに、そういう状況なんです。円卓会議のグループワーキング、ワーキンググループっていうことが二〇一二年にこういう文書が出されておりますが、本人がこれはパワハラを受けたっていうことであれば、もう本当、パワハラ、パワーハラスメントが成立するっていう、法的に確立されております。

市役所の中ですね、やはり、非正規の職員も多くなります、多くなっておりますし、これはまちづくり公社のみならず全庁舎で、そういうパワーハラスメントが、こういう形で受けたという本人の認識があればそれがパワハラとして成立するんだっていう認識を、ぜひ持っていたいただきたいというふうに思います。

総務課長、いかがでしょうか。

○総務課長（中野哲男君） パワハラへの認識の御質問でございますけれども、労働契約法上ですね、その使用者には安全配慮義務、あるいは、また、職場環境への配慮義務というのがございます。そういうことで、そういうパワハラを受けたと感じられた場合の対策については、一時的にはその職場の管理者が相談を受けることになっておりますが、それ以外でも正規・非正規かわらずですね、総務課のほうでそういう相談窓口を整備をしてございますので、そこを利用していただければいいと思えます。

まずは、パワハラが起きないようにですね、職場環境づくりに努めているところでございますけれども、今後また引き続き職員の状態等についてはですね、注視をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） まちづくり公社のあり方の問題についてなんですけれども、やはり、そういうパワハラが起きやすい環境であるので、ぜひここは総務課がですね、きちんとした窓口、相談しやすい窓口を設置してほしいということが一つあります。

それから、先ほどの住宅管理の問題ですけども、同僚議員の質問にも関連するんですが、やはり、住宅管理、本当に軽微なものであっても、きちんとした造作が必要だと思います。そういう意味で市長も答弁の中で、自分の家のように入居者にも使っていただきたいというふうに答弁をされておりましたが、やはり管理する側もですね、自分の家を管理する立場で、ぜひきちんとした管理をしていただきたいというふうに申し添えまして、まちづくり公社の問題を終わりたいと思いますが、もう一点ですね、このまちづくり公社のあり方、例えば、軽微なものをまちづくり公社に任せるっていうことは、市内の中小零細事業者の仕事が少しではあっても減るということでは、地域の経済にも少なからず影響があるのではないか、そしてまた、ということを一つあります。

働く人たちも、一年契約更新という形になっておりますので、不

安定雇用がずっと続くっていうことになりますと、本当に市の発展につながるんだろうかという疑念を持たざるを得ません。このまちづくり公社、私は偽装請負だと批判をしておりますが、やはり、解消をすべきだということを重ねて訴えまして、次の質問に行きたいを思います。

最後になりますけれども、療育手帳の交付手続のあり方について、現状をお伺いしたいと思います。お願いします。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） それでは、療育手帳の現状認識という御質問でございます。

私のほうからまず療育手帳に関する手続について、それから、種子島で実施される相談会の状況について、御報告をさせていただきますと思います。

現在、本市の療育手帳保持者数が、平成二十七年末現在で百八十名おられます。このうちゼロ歳から十七歳が二十八名、十八歳以上百五十二名となっております。知的障害児、それから、知的障害者の方は、療育手帳を持っていなくても福祉サービスを受けられるんでございますが、療育手帳の交付を受けることで、さらに税の減免、それから、交通機関の割引、児童の場合は特別児童扶養手当を受給することができますので、やはり、手帳の交付を受けることは、御本人や御家族にとっても大変重要な手続であるということが言えると思います。

療育手帳に関する手続についてでございますが、新規で交付を受ける場合は、まず中央児童相談所や鹿児島知的障害者更生相談所において、療育手帳を申請できるかの相談・判定を受けていただく必要がございます。その後、福祉事務所へ申請書を提出していただいで、福祉事務所のほうから各相談所のほうに申請書を送り、またさらに相談所のほうで判定を行っていただくと、交付の決定をしていただくという流れでございます。

療育手帳については、有効期限はございませんけれども、十八歳以上でA一判定、A一判定というのは一番重たい判定となっておりますが、A一判定を受けている方と、それから、三十五歳以上の方を除いては、年齢区分等により再判定の期間が定められておりますので、二年、三年、五年、十年に一度の見直しを行っていただく必要がございます。

新規での申請、それから、再判定、どちらも児童相談所や更生相談所の判定が必要となるために、多くの方々には種子島で実施される巡回相談会を利用していただいているという状況でございます。

また、種子島で実施される巡回相談会についてでございますが、中央児童相談所の巡回相談会が例年十月に西之表市で二日間、中種子町で一日間、鹿児島知的障害者更生相談所の相談会が例年十二月に西之表市で一日間、中種子町で一日間の実施日程となっております。

平成二十七年度の実施状況について、御報告をさせていただきます。

児童相談所の巡回相談が十月七日と八日に西之表市で実施されました。新規四名、再判定七名の相談がありました。また、更生相談所の相談会については、十二月十日に実施をされ、新規二名、再判定一名の相談となっております。

新規で手帳の申請を希望される皆さんにつきましても、この巡回相談を利用していただいているところでございますが、特に十八歳以上の新規での相談についてですが、成育歴等の聞き取りが必要となってくることから、一人約半日程度の時間を要するというところで、予約の段階で人数を調整させていただくということもあるようでございます。年に一回しか実施されないことから、この日程で相談を受けられなかった方については、直接、鹿児島島のほうまで出向いていただくか、次回の実施日まで待つていただかなければならないというのが実態でございます。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 今、教えていただきましたけれども、多くの療育手帳を持つておられるお母さん、お父さんたちから、この一年に一回、しかも西之表市、二日間だけのこの日程では、到底後に回されて一年後になるという実情があります。そういう意味です。ね、やっぱり、県に対して、もつと四日なり、十分、今日相談会に来た人たちが、ここで相談ができるような体制を県に要望するべきではないかというふうに思います。市長がこういう実情の中です。ね、ぜひ県に要望をしていただきたいと思います。うん、ですけども、

いかがですか。

○市長（長野 力君） 県に対してですね、改善するべき要望は随時していきたいと思っております。

○一三番（橋口美幸さん） 随時要求をしていただきたいというふうに思いますけれども、もうちよつと、こう、実情を言いますとですね、一人、一年に一回しかない審査会のときに、一人二十分しか相談の時間がとれないんだそうで、それでも、あふれる人が出てしまうという実情がありますので、これは県の予算にかかわることです。ので、もうぜひ、力強くですね、地元の人たちの声を届けていただきたいと思っておりますけれども、県の制度が整うまでの間、鹿児島に、一年待ちなさいって言われても、やっぱり子供たちのことですし、一年も待つってというのは、通常、ちよつと親としては苦しいので、鹿児島に行くという親御さんが多かったんですけども、やはり、そういう、軽い判定の人たちは本人の交通費は半額ですけれども、付き添いの親の分は全一〇〇%出費ということになります。鹿児島に行くとしても、電車を使って行くという方法もありますけれども、やはり、場所もうまく知らない中ではタクシーを使うしかないという状況もありますので、せめて高速船ですね、割引制度をつくれなにかという相談を市長にしたいと思うんですけども、そういう制度設定、いかがでしょうか。

○市長（長野 力君） 相談回数とか、また、それができなかった場合、鹿児島に行かなきゃいけないとか、そういうですね、ちよつ

とハンディであるものは、県にもですね、しつかり話もしながら、どこまでできるかというのは当然、課題、検討の中にあると思えますけれども、進めていきたいと思っております。

我々も、やっぱりですね、実情は実情として、特に相談業務というのは、相談というのは非常に大切なことでありますんで、特に離島でありますんでね、種子島にいるから不利益があるということがないようにですね、当然、これはもうちよつと強くですね、制度設計というのは、当然、県でやりますんで、そういうところも含めながらお願いはしたいと思っております。

○一三番（橋口美幸さん） この地域から県議も二人出ておりますし、私たちが党の議員に相談をいたしましたして、ぜひ、県議会の議題にのせていただきたいというふうに強く働きかけをしていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 橋口美幸さんの質問は終了いたしました。ここで、しばらく休憩をいたします。おおむね十四時四十分ごろより再開いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議会運営委員会開催のため、しばらく休憩をいたします。

それと、開催については庁内放送で連絡をいたします。そう大して時間はかからないと思います。

午後二時四十分休憩

午後三時五十六分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申し出

○議長（永田 章君） ここで、橋口美幸さんより発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 先ほどの私の発言の一部が誤解を与えるような表現がありましたので、取り消しをいたします。

議会運営上、御迷惑をおかけいたしました。おわびを申し上げます。

○議長（永田 章君） 以上であります。

△一般質問

○議長（永田 章君） 引き続き一般質問を行います。まもなく午後四時を迎えますが、このまま濱上幸十君の一般質問を続行いたします。

それでは、一般質問を行います。

次は、三番、濱上幸十議員の発言を許可いたします。

「三番 濱上幸十君登壇」

○三番（濱上幸十君） 長らくお待たせしました。通告書に従いまして、質問をいたします。

一問目は、北部観光対策についてでございます。

その前に、飛行機・高速船・フェリーによります種子島への入り込み客数について紹介いたします。ピークは、平成十九年の四十五万三千人ございました。最低は、平成二十五年の二十七万五千人で、何と十七万八千人も入り込み客が減っております。また、西之表市の人口も三月末で一万六千人台を切り、一万五千人台になってしまいました。まさしく憂慮すべき事態と考えます。

ところで、市長は所信表明の中で大型客船三隻の入港により、約千三百人の観光客が訪れましたと成果を表明しておりましたが、地元観光施設の整備も必要と考えます。

そこで、喜志鹿崎灯台にトイレがなく、不便を感じている訪問者・観光客も多数いると聞き、聞いております。トイレを今すぐにも設置すべきではないかとの質問でございます。

喜志鹿崎灯台につきましては、整備され、ものすごくきれいになり、感謝の声も多く聞きます。きれいに整備したのに、トイレがないというのは画竜点睛を欠くということでしょうか。トイレ設置について、実行するのかもしれないのか、しない場合はその理由を答えてください。

以下は質問者席で行います。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

喜志鹿崎灯台に關しましては、平成二十五年魅力ある観光地づくり事業を活用しまして、鹿児島県に整備をいただいたところでございます。その際、トイレの設置につきましても要望したところでありましたが、浄化槽タイプのトイレしか事業対象とならず、設置をするためには水道管を布設する必要があり、布設するためには本市で約三千万円という高額の負担をする必要が出てきたため、設置を見送った経緯がございます。

その後、議員の言われるように、利用者から設置してほしいとの意見、多くいただいているところでございます。そのため、地元国上校区の方々の協議を重ねながら、対応してきたところでございます。現在、費用対効果を検討し、市街地からのルート上でのトイレの設置と、北部の観光案内や休憩施設等を兼ね備えた中間拠点施設を整備できないかということで、国上みさき保育園隣の国上校区の区有地及び市有地に鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業を要望している段階でございます。

要望結果につきましては、まだ回答をいただいておりますが、採択されない場合におきましても、引き続き整備できる事業の導入を検討し、設置に向け取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三番（濱上幸十君） 私が聞いているのはですね、喜志鹿崎灯台

にトイレを設置するか否かでございますんで、その点を答えてください。

○経済観光課長（松元明和君） 現在は、喜志鹿崎灯台のほうでの

トイレ設置の検討のほうはいたしておりません。そのルート上での対応ができないかということで検討しているところでございます。

○三番（濱上幸十君） 本当、喜志鹿崎灯台にですね、トイレがあれば非常にいいことだと思いますのでですね、そっちの方向に向けて取り組むようにですね、お願いしまして、次の質問に移ります。

続きまして、浦田海水浴場の汚染対策について質問いたします。

浦田海水浴場は、全国ビーチ八十八選にも選ばれている風光明媚な海水浴場でございます。同僚議員から、指宿観光協会の幹部の方が浦田海水浴場を見て、「何てきれいな海だ、指宿は完全に負ける。すばらしい海水浴場だ」という話が出たとも聞いております。

ところが、この浦田海水浴が汚れてきているという話が出てきています。資料を届けてあります。ごらんになっていただきたいと思っております。

写真の一、二、三をごらんください。川が海へ流れて出ております。堰があります。上部いっぱいまで土砂が埋まっております。大雨が降りますと、この上を通って土砂が直接海水浴場へ流れ込んでしまっています。六月十二日の日もそうでした。この土砂が海へ

流れ込むことによりまして、どぶ化が進みます。すぐにでも堰の中に埋まっている土砂をすぐにでも排除すべき、考えますが、市長の考えというか、何か対策を考えておりますか。

○経済観光課長（松元明和君） 御質問の、お答えいたします。

堰の関係ですけれども、こちらのほう、私どもも二日前にですね、現地のほう確認いたしましたして、庁内のほうで検討いたしましたして、もうすぐに土砂のほうの取り除きをするように準備しております。

また、こちらの水質のほうもですね、毎年、海水浴場前四月と開設中の七月に検査を行っておりますして、本年度もダブルA、特に良好な水質との判定結果を受けているところでございます。

所信表明のほうでもちよつとあつたんですけれども、漂着ごみに関しましても、こちらも随時ですね、毎シーズン、シーズン中もですが、現場のほうに出向きまして、二年前の台風の時もすごい漂着ごみがあつたんですけれども、その際も我々職員ですとか、関係者含めて、一日終日かけて除去するなどしております。どうしても漂着ごみは一週間したらですね、また同じようにたまってくるところもありますので、ここは変わらずですね、回収しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○三番（濱上幸十君） 具体的な対策をとっていただきまして、ありがとうございます。

続きまして、関連質問があります。

一点目は、浦田海水浴場は、先ほども話しましたが全国ビーチ八十八選にも選ばれている風光明媚な海水浴場です。浦田海水浴場海域を市指定の海中公園にする考えはないでしょうか。お答えください。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

海中公園にしましては、自然公園法で規定されております選定の基準として、国立公園又は国定公園の海面区域中、海中景観の保護及び利用を図る地域となっております。また別に六個の基準が設けられており、今後、可能性を含め検討するようになっていきます。

議員の質問ですと、市の指定というふうな形になっておりますので、この国の基準と照らし合わせながら検討を進めていきたいとは考えております。

以上でございます。

○三番（濱上幸十君） 市指定の海中公園にする方向でよろしくお願ひしたいと思います。

二点目は、西之表市の海岸の汚染についてでございます。

五月一日、住吉を除く各浦のナガラメが、ナガラメ漁が解禁になりました。漁師の話では、ナガラメが小さい上に痩せているとのことでした。さらに、六月一日には、馬毛島と住吉で解禁になりましたが、住吉のナガラメも小さくて痩せているとのこと。それで、六月三日から禁漁になりました。しかし、馬毛島のナガラメは大きくて豊漁ということで、漁師もほっとしているところでございます。

さきにも質問しましたが、種子島の海の対策も必要となつてきていると思います。藻が少ないとのことでございます。市として何か対策を考えておりますか。

○議長（永田 章君） これは、園田課長、通告にないやつでも大丈夫ですか。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

トコブシへの汚染についての御質問じゃないかと考えております。土砂の、土砂等の流入汚染によりまして、トコブシへの影響につきまして、議員も御承知のとおり、因果関係ははっきり特定できていない状況でございますので、今後、漁業者の皆さんの被害状況の聞き取り等方法で、被害把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○三番（濱上幸十君） 私の考えではですね、除草剤が多分影響しているんじゃないかと、土砂が、除草剤を含んだ土砂がですね、海に流れ込んで、それで、トコブシのですね、ナガラメの成長がとまっているんじゃないかと、藻もそれで生えないんじゃないかという気がしております。よろしくお願ひしたいと思います。

二つ目は、馬毛島問題に関連してでございます。

この三つの質問につきましては、他の議員が質問しておりますので、私、市長の考えは大体わかりました。

それで、カメラマンの宮嶋茂樹氏ですね、コラム「直球&曲

球」、曲球っちゅうんですか、曲がった球ですね、の記事を紹介して終わりにしたいと思います。

その前に、共産党議員がですね、先ほど憲法九条のおかげで日本は、日本人は殺し殺されなかったと非現実的なことを主張しておりますけれど、宮嶋氏のコラムを聞けば、いかに日本人がぬるま湯の中にいるのか、よくわかると思います。

関西弁で書いてあります。聞き取りにくい点は御勘弁ください。読みます。「アメリカ、オバマ大統領の歴史的な広島訪問と被爆者との面会。そやけど冷静に考えて見たら、オバマ大統領はもうじき前大統領やで。次は、トランプ大統領かもしれんのやろ。日本と韓国の核武装、進めとるから、核兵器なき世界の理想をうたったオバマ大統領の感動的なスピーチも、結局は打ち捨てられる運命か。大統領を選ぶ権利は、日本人にはないけど、日本人が例のごとく平和ぼけてたかをくくっているうちに、アメリカの世論調査ではトランプ候補が支持率を上げるといいうやないか。トランプ大統領になつてみい。在日米軍の全経費を日本が払わないと、全米軍撤退させると言うんやろ。横須賀を母港とするロナルド・レーガンと、空母戦闘軍も、沖縄の米空軍嘉手納基地の世界最強と言われるF二二ステルス戦闘機部隊を訓練維持するためにも、途方もない銭がかかるというのは必定。我が国の消費税が一〇%に上がるうが、そんなもんでも賄い切れるもんでないやろ。つまり、払えん。結果、全米軍基地は、日本列島から、ついでに朝鮮半島からもなくなつてし

まうのである。そうになったら、大喜びなのが中国共産党に北朝鮮の金一族や。アメリカの後ろ盾なくした我が国は、陸・海・空自衛隊

だけで核兵器を腐るほど持つ中国人民解放軍と北朝鮮人民軍と対峙し、一丁事あらば戦火を交えんといかんのである。よかつたやん、

思いどおりやないか。沖縄の知事や左の皆様、アメリカさんのほうから出ていってくれるんや。集团的自衛権を戦争法と呼び、反対されてきたプロ市民の皆様もしてやったりやんか。アメリカの戦争に巻き込まれるどころか、我が国の尖閣諸島や沖縄が戦火に見舞われどもトランプ大統領やったら、日米安保条約破棄してでも一機の戦闘機も一隻の艦船も送ってくれんで。トランプ候補の落選祈っている暇があったら、少なくとも我が国の領土、財産、国民の生命の安全だけは自分で守れるよう準備を急げ。敵は待ってくれんぞ」と。

以上でございます。以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） ただいまの濱上幸十君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十六日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後四時十一分散会

本會議第四号（六月十六日）

本会議第四号（六月十六日）（木）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君
二番 鮫島市憲君
三番 濱上幸十君
四番 小倉初男君
五番 下川和博君
六番 瀬下満義君
七番 小倉伸一君
八番 田添辰郎君
九番 中原勇君
一〇番 川村孝則君
一番 榎元一巳君
二番 長野広美さん
三番 橋口美幸さん
四番 渡辺道大君
五番 丸田健次君
一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	美園博行君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	大瀬浩一郎君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	濱上喜美男君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務所長	日笠山昭代さん
監査事務所長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十八年六月十六日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第 一 一般質問

一二番 長野 広美 議員

八番 田添 辰郎 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

初めに、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一二番 長野広美さん登壇」

○一二番（長野広美さん） おはようございます。

平成二十八年度も既に、失礼しました、平成二十八年も既に上半期を終えようという時期に来ております。本市は、全ての事業が計

画づくりから市民参加で時間、また、経費をかけて第五次長期振興計画を基本に事業を推進しているというふうに理解しております。しかし、昨年度から、国のいわゆる地方創生総合戦略事業によつて、本市が作成した人口ビジョンと五カ年のまち・ひと・しごと創生総合戦略が長期振興計画から大幅に逸脱するものではありませんが、必ずしも全ての事業が同じというものでもなく、わかりづらい点も出てきております。

そこで、昨年度から本格稼働している本市のこの地方創生に係る二十七年事業の実績、また、平成二十八年計画について総括的な意味で一般質問を行いたいと思います。

そもそも論ではありますけれども、国が示している例えば地方創生戦略とか、まち・ひと・しごと創生総合戦略というふうに言葉はもう既に混乱しやすい、一因になっているのではないかと感じております。

それはさておき、まず最初に、昨年度取り組んだ先端芸術によるにぎわい創出事業について伺います。この事業目的は、社会教育の芸術活動の充実ではなく、交流人口の増加を目指すとなりました。所管するべき課がどこなのでしょうか。事業目的、また、担当課について御説明お願いいたします。

以下の質問は質問者席にて行います。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

先端芸術によるにぎわい創出事業について、所管として、交流人口の増加を目指すというような位置づけで、広域的っていうか、広い分野にわたるといふことで、行政経営課のほうで所管をしてございます。

その中で、御質問の中に示されている成果について若干述べさせていただきますが、基本的に、種子島のその玄関口である西之表港周辺に、観光入込客の増加だとか、その効果の周辺への波及を目的とした交流拠点施設の整備計画というものがあつたわけでございますが、そういう事業を進める中で、当該施設も活用をして、島の特徴ある歴史や文化や情報発信の上、多くの観光客に訪問してもらう必要があるという考えのもとで、この地方創生の上乗せ交付金を活用したアートフェスタの開催、あるいは情報発信機器の整備、アート作品の購入というのを行ったものでございます。

民間におきましては、観光客誘致のため実行委員会組織を立ち上げまして、CGアーティストである河口洋一郎氏の巨大モニユメント作品を西之表港周辺に設置をする活動が始まっております。また、市商工会においては、二〇一一年度から韓国人アーティストのジンヨンソブ氏を迎えて、芸術を通じた住民参加型のまちづくりを進めてきております。

また、さらに、中種子町では、河口洋一郎氏の協力によるCGアートコンテストの開催、南種子町ではジャクサと連携をした種子島宇宙芸術祭の開催などで、種子島における芸術を通じたまちづくり

の取り組みが始まりつつという、始まりつつあるというようなことが事業の背景にございます。

御承知のとおり、河口氏につきましては、本市出身の方でございます。東大大学教授、霧島アートの森館長を務めるとともに、CGの世界大会、世界最大の国際大会での受賞歴を誇り、二〇一三年には紫綬褒章を受賞するというなど、国内のみならず世界的な評価を受けておりました。作品の価値はもとより、その豊富な人脈など、本市創生を果たしていくためにぜひ御協力、御支援をいただきたいというふうに考えているところでございます。

事業の成果について、今後の活用にも成果というのは生まれてくるものだというふうに考えておりますけれども、計画自体が交流拠点施設を想定したものでございましたけれども、購入した四Kテレビとかデジタルサイネージ等については、観光や地域のPRには有効なものであるというふうに考えておりますので、当分の間は観光協会等への貸出し、あるいは市庁舎などに設置をして活用を図るとともに、にぎわい創出への活用も進めてまいりたいというふうに思っております。

また、作品については、なかなか管理できる場所というのが難しいところがあるわけですが、そういった場所について検討をして、できるだけ観光客とか市民の目に触れ、にぎわいに活用されるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○一二番（長野広美さん） 御説明いただきましたけれども、これまでいただいた説明の中では、河口氏の作品を西之表港周辺に設置する活動を民間の実行委員会が既に動かれて、それとの共催という形で今回事業がなされたというふうに理解しておりますが、今回のこの事業としては、アート作品の購入及びそれに関連する事業費として、市はおおよそ二千万円を計上しております。その中で、この事業、全事業費を市が、基本的には全て市が負担したと。実行委員会側から何がしかの負担があったということになるのでしょうか。説明をお願いします。

○行政経営課長（神村弘二君） これはあくまでも市の単独事業でございまして、先ほど申し上げたように地方創生の上乗せ交付金を一〇〇％活用した事業でございます。特にその民間からの負担金を求めるとかいうようなことはやってございません。

以上です。

○一二番（長野広美さん） ちょっと不思議に思うんですけども、それではそもそも今回の経緯の発端である河口洋一郎氏のアート作品を使った地域のにぎわい創出といった部分で、この実行委員会の役割、そして市の役割についても一度説明お願いいたします。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

市は、大きなそのにぎわいの創出の中で、今言われたその民間の方々や河口洋一郎さんのそのモニュメントを港の近くに掲載をして交流人口の増加を図ろうという部分と連動してこの事業を開催をし

たというふうに思っております。

以上です。

○一二番（長野広美さん） 今回の事業としては、アート作品を購入されましたので、それを市内で身近に存在しているということになりますけれども、当初この設置、事業の目的であった芸術作品を通して観光客の誘致もしくは町なかの回遊を促進するという結果に今現時点で至っているというふうに判断されているのでしょうか。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、基本的には、その拠点施設の中でそういう部分ができればというふうなことをある程度想定をしていたというところがございますが、今、拠点施設については途中とまっているというような状況でございますので、それまでの間、町なかのにぎわいとか、そういう部分で活用を今図っているかというものでございまして、今現在そういう活用が図られているかということではございません。これからそういうふうな活用を図っていくたいというふうに考えてございます。

例えば経済観光課がありたやの跡でそのにぎわいのための交流施設みたいなのをつくりますけども、そこにその機器を一つ置いたりとか、あるいは、これも今後検討なんですか、観光協会のところにそういう案内板ができるようなところを置いたりとかというような部分での活用を考えているということでございます。

以上です。

○一二番（長野広美さん） それでは、もう一度繰り返しますが、今回の事業への主管が行政経営課でありました。しかし、アート作品を通して観光誘致もしくは交流人口の拡大といった部分を考えるところで、今、行政経営課長からの答弁をいただきましたけれども、何ら具体的な誘致の促進につながるかどうかという疑問を感じるところです。例えばですね、アート作品といいますが、河口洋一郎氏は私個人も非常に高く評価するCGアートの世界的な有名な方です。そのアート作品そのものが設置されたことによって、果たしてどれだけの集客があるでしょうか。

何を言いたいかと申しますと、河口氏は本市の出身者でいらっしゃるわけですから、例えば観光案内もしくは当地ならではの情報発信、もしくはふれあい方、相当のですね、企画を伴わなければ、せっかくのこの芸術作品とそれから観光交流といった部分の促進につながるという部分では、今の御説明ではほとんど具体的に示されてないと判断いたします。

そういう部分で、もう一度ですね、経済観光課の観光といった部分をしっかりと位置づけて、例えば今年度もですね、モニターツアー等を企画されておりますけれども、例えばアート作品に関するモニターツアーとか、そういったことも検討することが可能となります。そういった部分で、この所管課のあり方についていかがでしょうか。

○議長（永田 章君） これは、市長答弁。

○一二番（長野広美さん） 市長のほう、市長答弁でお願いいたし

ます。

○議長（永田 章君） 市長答弁で、じゃあ、長野市長お願いします。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 当然ですね、行政経営の企画と、それから経済観光、今後連携をとりながら、総合的にぎわい創出、それから島外からの観光振興にはつながっていく必要があります。

それはですね、今回の場合は手始めということになりますので、より連携を密に今後していくことになるかと思えますし、幾らかやっぱり時間もかかるかなと思うところです。

○一二番（長野広美さん） そもそも、戻りますけれども、今回の事業のですね、予算と事業の実施に係っては、この国からの地方創生といった枠組みがありましたので、時間も大変短く、準備する側も大変だったろうとは思いますが、幾つかやはり疑問に感じるところがあります。

例えば、本市ではにぎわい創出実行委員会といった部分が以前からさまざまな形で活動されております。そこでの連携、また、言葉で課長の説明の中にありました町なかですね、商工会の皆さんが中心になって、芸術によるまちおこしといった部分と取り組まれていたわけですが、今の今回の事業経過の中では具体的にどう連携したかといった部分は示されておりません。実際にそれを計画として示されているというふうな受けとめられないところがござい

ます。

そういった部分と、あと、もう一点はですね、この、今回のこの芸術作品、先端芸術をにぎわい創出の中に生かそうといった部分ですね、ましてやこの第五次長期振興計画の中で位置づけられたものではありませんでした。つまり、本当にそのまちのにぎわいをつくる、交流人口を増やすといった施策の中で、本当に十分に議論され、その計画はなされたのかといった部分に疑問を感じるところです。

それ以上にですね、今回質問させていただいているのは、河口市自身の本市への貢献度を高く私自身も評価しております。今後河口市と本市のつながりが継続していくことを望んでいるわけです。そういう部分では、今回の事業をこのまま終了するというのはいないというふうに理解しておりますけれども、それにしましても、企画の充実、事業の計画、責任、そういった部分をですね、明確に示していただきたいと思えます。

もう一度市長の答弁をお願いします。

○市長（長野 力君） おっしゃるとおり、今後、河口先生ももちろんですね、ふるさとの応援隊としてですね、活躍していただくようにですね、仕向けていく。総体的にですね、今後の課題になっていくと思っております。

すぐですね、今、今というわけにもいきません。やっぱり人の問題とか、流れの問題もございます。ここはひとつですね、地方創生

の中で一つ一つを連携をとりながら、特に今おっしゃった河口先生の人、人というものをね、利用をしっかりとやることによって、私どももまちづくり、発展をですね、つなげていきたいと思っております。

○一二番（長野広美さん） 少なくともですね、今後の交流人口等を踏まえて、主管課のあり方については具体的に検討していきたいと思えます。

次の質問は、平成二十八年度の取り組みについてです。主なものを簡単に、本当に、例えばですね、この長期振興計画の中には含まれてなかったけれども、この地方創生が加わったことによって新たに取り組む事業等を中心に御説明いただければ助かります。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

平成二十八年度の地方創生に係る事業の件でございますが、平成二十七年度の補正予算で、追加の補正予算で計上いたしました地方創生の加速化交付金の事業が主なものということになります。

一つにそのオール種子島観光推進事業、それから、もう一つ、二つ目が官民学の連携強化によるおじやり申せの里づくり事業、三つ目が援農隊等の雇用を促進する事業ということになります。

以上です。

○一二番（長野広美さん） はい、ありがとうございます。

非常に実は事業の中身については、一覧表をちょっと参考にいただいておりますけれども、多岐にわたっておりますので、なかなか

わかりづらいところもありますが、一度ですね、長期振興計画が本市は第五次ということで掲げてあります。そこの整合性をしっかりと合わせて、この本市のにぎわい創出、失礼しました、総合戦略の今年度の事業のあり方については、市民にもわかりやすく説明していただきたいと思います。

特に、幾つかの点ですね、これは国から示された総合戦略に基づいた本市の事業の計画内訳になるわけですが、そこ西之表市が独自に策定している長期振興計画、後期計画になりますが、これとではですね、異なる点が幾つか出てまいっております。

例えば、これは本当に一例ではありませんけれども、観光施策の中で、入込客数の目標値がですね、実は後期のこの長期振興計画の中では、毎年一人ずつ増やすという目標を掲げてありますけれども、この総合戦略の中では、五年間で二万五千人、およそ半分の目標値に変更になっております。これは、それぞれの事情の中でやむを得ない部分ですとかありますし、ほかの施策の中ともいろいろ異なる部分が出てきております。それを含めてですね、実質的にはやはりこの総合戦略のあり方を、きちっと事業説明といった部分で取り組んでいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

長期振興計画との整合性ということでございますが、長期振興計画の中では、当然まちづくりという部分を大きな政策課題というふうに掲げてございます。それを具現化するために、具現化する一つ

して、まち・ひと・しごとの計画が昨年策定をされたというふうに思っております。

入込客数の目標値が違うというようなことでございますが、確かにその時間的な部分もございませうけれども、策定年度が、一応長期振興計画の目標年度が一応平成二十八年度、平成二十九年度でつくり替えになるというようなことになっておりますし、まち・ひと・しごとの目標年度が平成三十二年ということになっておられると思います。そこら辺のずれもあるというふうに思っております。

以上です。

○一二番（長野広美さん） 今課長に説明いただいた内容等をですね、ぜひわかりやすく説明していただきたいというふうにお願いいたします。

なお、また、総合戦略についてですけれども、住民理解の推進と協働、連携といったものをしっかり掲げておられます。平成二十八年度、この点についてどのように取り組まれるのか御説明をお願いします。

○行政経営課長（神村弘二君） 住民へのその理解、周知という部

分については、中心拠点施設を含め、それだけでなく、高等教育、それから分散型の中でも、十分な周知がなされていないんじゃないかという御指摘を多々いただいておりますので、こちらのほうとしては、四月に入りましてからも、いろいろな住民周知活動を行ってはきておりますけれども、まだまだ足りないのかなというふうに感じ

てございます。鋭意努力して前に出てですね、いろんな広報活動と
いうのはやらさしていただきたいというふうには思っています。

以上です。

○一二番（長野広美さん） 平成二十八年度の事業内容については
ですね、今後議会としてもそれぞれ所管の委員会等で検討されるこ
とと考えておりますが、次の質問に掲げました政策検証の結果、ま
た、それに対する市民評価の重要性について議論をしていきたいと
思います。

既に地方創生については、毎年度事業評価を行い、それに基づい
て次年度計画をするという、このPDCAという、わかりづらい
ですけども、そういったものが戦略的に組み込まれております。
平成二十七年度の事業の成果について、今現時点ではこの評価は
どのような段階になっているのか御説明お願いいたします。

○行政経営課長（神村弘二君） 平成二十七年度の、すみません、
お答えいたします。平成二十七年度のその評価の進捗状況というこ
とでございますが、今現在、三月に事業が終了いたしましたして、各課
に、各所管課において目標に対してどうだったのかという部分につ
いての評価の部分をも上げてもらっているという段階でございます。
それが上がってきた段階で、総合的に市あるいはその部外者も入れ
た全体的な評価をやっていくという形になっていくと思います。
以上です。

○一二番（長野広美さん） もう一度伺いますけれども、今、庁内

での事業の確認ということですが、昨年度からこれはスタートした
枠組みですので、また、前回の一般質問でも議論させていただきま
したけれども、行政経営課ですね、集中度合いが非常に大きい事
業の仕組み、形態になっております。そういったことから、この
各課の巻き込んで、この本来このにぎわい創出事業、失礼しました、
言葉がよく混乱して申しわけないんですけれども、地方創生に係る
本市の事業の計画を推進するに当たり、この事業評価をしっかりと
された上で次の計画に生かしていくといった部分がですね、なか
か見えてこない部分があります。

例えばですね、この成果と、それから目標、基本の目標との整合
性ですとか、継続性ですとか、もしくはその結果を踏まえて工夫す
る点がないとか、いろんなことがですね、今回この地方創生に係
る事業の中では重要な位置づけを占めてくるんだろうと考えており
ます。先ほど当初に先端芸術によるにぎわい創出事業について伺
いましたが、それが端的な一例になるかと考えます。

この評価の部分について、事業の周知徹底、住民の皆さんにす
ね、にぎわい創出事業と、失礼しました。よく間違えますけれども、
にぎわい創出といえますか、この地方創生ですね、地方創生に係る
本市の取り組みの今の状況、そしてそれをまた住民の皆さんからフ
ィードバックしていただくと、評価していただくといった部分では、
どうしてもですね、この評価の部分がですね、しっかり示されなけ
れば、本当に国がですね、非常に速いスピードでその枠組みを変更

したり予算編成を変更したりしている中では、本当に振り回されかねないという危機感も感じているところですよ。

もう一度伺いますが、今年度のこの評価の今後の取り組み、具体的にいつぐらいまでにどのような形で公表されるのか示していただきたいと思えます。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えいたします。

今年度の評価については、平成二十七年ということになるんですかね。そういう部分については、やはり、こう、次に生かすという意味では、早急にそういった評価の結果というのを受けて次のやっばり課題というのに取り組んでいくというのが基本でございませうから、できるだけ早い時期にそういうふうな形をつくっていきたいというふうに思えます。以上です。

○一二番（長野広美さん） ぜひですね、国の地方創生の事業がですね、非常に大きなウエイトを本市の事業の全体枠の中でも占めておりますので、早急に、しかもしっかりと対応していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。商工支援策についてです。

拠点施設の建設問題では、少なくとも中心市街地の活性化に関連する議論が、町なかでも、行政の中でもですね、活発になっているという部分で前向きなことだと受けとめております。

そもそも本市の商工業の現状、大変厳しい状況にあります。施設整備の議論の前にですね、本市の実態に即した商工支援策がどれだ

けやはり成果につながっているのか、十分な検証が必要だということふうに感じております。

まず、平成二十八年度に取り組んでいる商工支援施策、主なもので簡単に御説明をお願いいたします。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

平成二十八年度に取り組んでおります商工支援策につきましては、主に四つの施策に取り組んでおります。

一つ目は経営安定化支援であります。具体的には、セーフティネット制度の活用や、商工業振興資金の利子補助事業として融資総額の1%を助成する取り組みを昨年に引き続き行います。また、プレミアム付き商品券の発行による消費喚起を図ります。

二つ目は、商店街の活性化、交流人口拡大であります。具体的には、地方創生の加速化交付金を活用し、商店街の空き店舗を活用したインフォメーションセンター、そちらを西町のありたや跡に開設する予定です。また、大学連携による商店街町歩き調査、島外の若者が流入しやすい環境形成を図り、商店街のにぎわいや交流人口の拡大につなげたいと考えております。このほか、商工イベントの助成や、芸術・食・アニメをテーマにした市民主体の中心市街地活性化支援も行ってまいります。

三つ目は、雇用対策、人材育成であります。学生の就業体験であるインターンシップ制度を創設し、将来的な雇用対策及び人材育成

につなげてまいりたいと考えております。このほか、東京大学の学生による体験活動プログラムとして、毎年夏と冬に十名から二十名程度の来島が予定をされております。この中で、商工会を通じて各事業所の受け入れや商店街の調査、提言をいただくこととしております。また、企業誘致活動につきましても、企業立地奨励制度を踏まえまして、誘致活動に引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

四つ目は、地場産品の振興、起業支援であります。今年度は、特産品の価値を高めるためのガイドブック作成や販路拡大、また、個人事業主が新たな事業を実施するための起業活動支援にも引き続き取り組んでまいります。本年度は既に二件の商品開発事業とビジネスプラン化実現事業が一件対象となっております。これ以外でも、食を通じたコミュニケーションカフェの起業支援相談を受けまして、県の事業での採択もいただいているところでございます。

主だったところは以上でございます。

○一二番（長野広美さん） ありがとうございます。

今説明いただいた中で、インターンシップの関係ですけれども、これは今年度取り組む件数としてはどれぐらいを目標にされているのでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） こちらに関しましては、一応ですね、大学のほうが複数ございまして、今主に先行的に取り組んでおりますが、昨年協定を結びました鹿児島国際大学のほうですね、こ

ちらのほうのお話を先行的に進めているところでございます。

さらにですね、もう一件、東京大学のほうからまた打診がございまして、体験活動プログラムとは別にですね、インターンシップのほうも種子島のほうで行っていただくことができなかつたというふうなお話いただいております。

そういった中で、人数につきましては、その条件、その場所によってちよつと変更があると思いますが、できるだけ多くの方をですね、こちらのほうにお招きしたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） インターンシップとかですと、若い方たちが町なかにさまざまに活動していただいたり、支援をしていたり、ということ大変あるお話伺いましたけれども、また一方で、受け入れ側もですね、ふなれなことであったりとか、それから一定期間を受け入れるための体制をつくるのか、そういった部分がまた課題になってまいりますので、ぜひ支援をお願いしたいと思います。この今回説明いただきましたプレミアム商品券の事業について伺いをします。

昨年度は一億四千万円ほどの高額の発行となったかと思っております。その際の目的、また、成果について、これも申しわけないんですが、簡単に御説明お願いします。

○経済観光課長（松元明和君） プレミアム商品券の総体についてお答えをいたします。

まず、プレミアム付き商品券の事業につきましては、平成二十年
度から実施されております。昨年度は景気対策として国の交付金を
活用しましたにぎわい創出プレミアム商品券として、議員おっしや
ったとおり一億五千万円を発行しまして、地元の消費喚起を
図ったところでございます。

また、取り扱い事業所の拡大ですとか、町なかでの販売所設置、
大字地区への出張販売など、購入や利用を促進するための取り組み
も行ったところでございます。

今年度は一〇%のプレミアム付きで総額約六千五百万円の発行を
予定しておりますが、より購買意欲を高めるような消費喚起効果が
高い事業となるように、商店会独自の販売の取り組みを促すよう
にしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 昨年度の発行総額が、私、一億四千万
円と理解していたんですが、一億五千万円です。失礼しました。
そうですね。一億五千万円。失礼しました。

○経済観光課長（松元明和君） 一億五千万円です。

○一二番（長野広美さん） はい、ありがとうございます。あ、い
いですか。

その部分に対してですね、では、経費という部分は、この発行プ
レミアムの事業に係る本市がそのさまざまな支援策を行ったわけで
すけれども、事業費というのはどれぐらいになったのか、どのよう

に考えたらよろしいでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

市からのですね、事業費としましては三千万円です。こちらにつ
きましては、プレミアム相当分のところにですね、充てる部分と、
それから、一部、ちよつと明細のほうちよつと持っておりますの
で、二百万をほどですね、経費のほう、こちらのほうは、券の印刷
代ですとか、経費の部分で充てております。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） そうしますと、これは、今年度は昨年
度に比べますとおよそ半分以下になります。同様の割合で経費的
な部分も縮小していくということになりますか。

○経済観光課長（松元明和君） はい、お答えいたします。

こちらにつきましては、まず、先ほど申し上げましたように、昨
年度が二〇%のプレミアム分、今年は一〇%ということですので、
まずこちらのほうで充てるお金に対してですね、発行額のほうは二
倍というふうになってきます。ですから、今年は一億八百万円ほど
ですね、予算計上しておりますが、このうちの六百五十万円相当分
をプレミアム分、残り百五十万円を経費のほうに充てることができ
ないかというふうに考えているところでございます。

○一二番（長野広美さん） はい、経費の分についてはよくわかり
ました。

質問した趣旨はですね、今課長のほうからも答弁いただきました

ように、この市がですね、負担している昨年度三千万円を超える経費、また、本年度八百万円の経費といった部分で、本当にこの現状の商店街の皆さんの活性化に少しでも効果が上がるような事業にしていきたいためにはどのようにしたらいいんだろうかということが今回質問の趣旨だったところですよ。

この春、失礼しました、夏にはですね、さらに大きな大型のディスプレイストアがオープンいたします。そういった部分ですね、大店舗もしくはディスプレイストアとですね、地元の消費者にとつて、本来の中小の地元の店舗が大型店舗と競争するには大変厳しい環境がまた一段と増してきているという状況にあるかと思えます。

そこで、今回のこのプレミアム付き商品券の部分ですね、やはり大型店舗の価格競争に勝つためにはどうしたらいいんだろうかと私自身も考えたわけですけども、それはやはり顔が見える人間関係の構築ではないかということ、もしくは地元の特産品を非常に強くアピールする商品力ということも考えられます。

そういった部分を加味してですね、例えばこのプレミアム商品券を持つてらっしゃる方を対象にしたキャンペーンですか、もう少しですね、具体的に通り会、商店街の皆さんと企画を練っていたら、具体的にこの地元の事業者の皆さんが少しでも潤っていただけるような成果を求めたいと思います。ぜひ検討していただきたいと思えます。お願いいたします。

もう一つ、次の質問を伺います。

店舗再生利活用事業というのがございます。これはですね、中心街で空き店舗が非常に増えているとか、空洞化しているといった部分に対しての対応策ではないかなと考えております。今年度の目標もしくは事業の自身について簡単に御説明をお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） はい、お答えいたします。

商店街再生利活用事業とは、本市の地方創生実施計画に計上されているもので、本市への新しい人の流れをつくるという基本目標の中で、商店街の空き店舗活用を促進する取り組みでございます。

具体的には、閉店状態の店舗併用住宅の所有者が店舗部分を貸しやすくするための改修、例えば水道、ガス、電気などの配管・配線の改修、出入り口の増設などに補助することで、空き店舗の再生、中心市街地の活性化を支援するというものでございます。

他自治体でも導入されていることもありまして、現在ちよつと予算化しておりませんが、進捗など十分把握した上でですね、今後、商工会等とも協議しながら、対象物件の精査などを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、別にですね、借り手側のほうには起業活動支援事業という空き店舗対策事業がございますので、こちらの制度もですね、両輪走らせるような形の中で町なか再生を図っていくことができないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） この中心拠点施設の議論の中からも明

らかなようにですね、旧市街地たる西町、東町もしくは天神町を含めて、空き店舗の問題が大きくなってきております。その空き店舗がですね、一つの課題となっていてるのが、賃貸の家賃の高いということが理由に掲げられております。今回のこのいわゆるその店舗の空き店舗をなくして町なかをにぎあわせようといった部分で、具体的に目標といったものを持ってらっしゃるんでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） 目標というのは、空き店舗のその改修であったりとか、件数の。

○一二番（長野広美さん） いわゆるこれを活用した事業者さんですね、例えば五件とかはぜひ使っていただきたいとか、そういった取扱件数をまずはひとつわかりやすいと思いますので、お願いします。

○経済観光課長（松元明和君） はい。こちらはですね、公表的な部分としては記載しておりませんが、毎年一件最低でもですね、空き店舗の解消につなげていきたいというのが、まず起業活動支援事業側のほうの目標でございます。

ただ、なかなか自己資金の捻出ですとか、経済的な分も含めまして、現状としてはですね、過去の実績で言いますと二件が対象になっております。

御相談自体の件数は、毎年ですね、数件あるんですけども、なかなか自己資金の捻出のところでですね、具体化に至っていないというのが現実でございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 実は、先ほども申し上げましたように、町なかの空洞化の中で大きな課題となっているのが、家賃ですとか、修繕費ですとか、そういった部分になってきているという状況になります。

ここはですね、この事業を掲げているわけですから、ぜひもう少し支援のあり方、補助金の使い方等を工夫していただいて見直しをしていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

次の質問がですね、鴨女町の公営住宅についてです。

鴨女町の公営住宅は、建設課としては、非常に古いので、老朽化しており、建替えをしたいと。そのために長期振興計画に掲げているというふうに、この数年ではなく、もう長い間をかけてそのように同じ説明を伺ってきました。

公営住宅のあり方と町なかの商工支援等どうあるのかといった部分がですね、ちょっと、かけ離れている点もありますけれども、常々ですね、この鴨女町の立地場所の活用について、果たして、私たち議会もそうですけれども、行政が市民の財産を有効活用しているかといった観点からも、この鴨女町の公営住宅のあり方については、多面的に議論をし、早急な対応策を具体的にしていきたいという趣旨で質問いたしたいと思えます。

まず建設課長に伺いますけれども、鴨女町市営住宅の評価額、また、現在、年間どの程度家賃収入として計上されているのか御説明

お願いいたします。

〔建設課長 濱上喜美男君〕

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明します。

鴨女町の住宅の建替えにつきましては、これまでの議会でも御説明しておりますが、建替えは決定して政策空き家を進めておりまして、現在七十一戸中十戸が空き家となっております。

検討委員会も開催し、協議を行っていますが、入居者の高齢化、入居者の意向、建設場所、商業地としての利用等課題が多くありますが、平成三十年には長寿命化計画とあわせて建設計画を立て、進めていきたいと考えております。

鴨女町住宅の収入はですね、二百五万五千円となっております。以上です。

○一二番（長野広美さん） 収入二百万円に対して、評価額は幾らになるのでしょうか。御存じですか。なければ。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 鴨女町はですね、三筆ありますので、その合計でいきますと約七千二百六十五万円ということですよ。

○一二番（長野広美さん） ありがとうございます。

これは評価額という部分からは、あくまでも一つの考え方ではありますけれども、サンシードさんですね、駐車場を市が貸し付けておりまして、その賃借料は伺ったところ約百八十万円と、年間百八十万円というふうに聞いております。これに対してですね、この

建設、鴨女町の市営住宅の面積は、約六分の一程度の面積に対してサンシードからの賃貸料の収入は百八十万円という状況が、今現在、長年ですね、続いているわけです。

建設課長のほうからは、平成三十年には建替えに向けた具体的な事業が発足するというふうな受け取れましたけれども、このまちの活性化、それから鴨女町の立地場所、さらにですね、あそこは空港に向けて非常に交通量が多いところですので、建設課長のお話では、高齢の入居者の方が多いというふうな伺いましたけれども、居住空間としても本当に高齢の方々に望ましい環境であるのかといった部分も一つ考慮されることです。

そういった部分で、例えば上層に公営住宅、下層には商業スペースを兼ね備えた施設といった部分も一つは考えられるのではないかと思います。この平成三十年度に向けて、市長の見解をお願いいたします。

○市長（長野 力君） この鴨女町の建替えについては、もう既にですね、私はもう何年前からも話はずっとしております。

一つは、土地がやっぱり中心地でありますので、今のままの住宅でいいのかなと、それとも商工振興に使ったほうがいいのかなという考えもありますし、それから、高齢者の住宅でありますので、川のそばにありますので、それがいいのかなと。それから、今おっしゃったように、上階、高くつくって、上ですね、高齢者の住宅にしてということもあるかなと。

それでまたは、逆に大字が過疎化しているんで、大字のほうにもう分散してつくってという考えも一つだと思えますけど、そうしますと、今、鴨女町のほうが大変寂しくなるということもありますし、また、高齢者はやっぱり不便にもなるということがありまして、そういうことをですね、既にもう話はしてると、何回も何回もしております。

ただし、順番としては、今まで再三言いましたが、西京苑をつくった後、いろいろなことが全部完成した後、最後に残された大型公共事業ということで位置づけております。何でかといいますと、入居した人がいますんで、その辺には時間がかかるということでございます。今、政策空き家ということをやっております。それで、この前の長期振興計画に平成三十年ごろが実施ベースになるんじゃないかなということを上げておまして、その間ですね、今のようなことを、検討委員会を一回は立ち上げておりますが、新たに立ち上げて、どうするかということは今後ですね、検討していくことになるかと思えます。

いわゆる、今私が申しましたいろいろな条件がございますんで、それをですね、地域の人とか、市の全体の発展がどうなるか、また、高齢者の安全がどうなるか、それから商工振興についてはどうなるのか、いわゆる最後に残された市の用地という位置づけをしておりますんで、今後ですね、それらも十分アイデアを練りながら、いい形で結論できるように、ただ、目標はこれから検討します。平成三

十年が実施ベースをですね、したいなと思っております。

○一二番（長野広美さん） 私は、当初いただいたこの地方創生の中に、この公営住宅、鴨女町の住宅の建替えは具体的には示されておりませんでした。確かに市長もこれまで答弁で何度かされているというふうには伺っておりますが、何ら具体的なものが示されておりませんでした。十名ほど空き家が存在しているがという説明についても、全く同じ説明をこれまで伺っております。ぜひですね、今後、平成三十年に向けて具体的な事業の推進に取り組んでいただきたいと要望いたします。

商工支援の中で最後の質問になりますが、この市街の中心地の道路をですね、歩きやすくしていただきたいと考えております。

これはですね、先ほども申し上げましたとおり、大型店舗が郊外に広い駐車場をつけて顧客確保という実態になっております。それに対して、道路の道幅が狭い、駐車場のスペースが少ない、そのような状況の中で、この中心市街地の活性化はどうあるべきかと考えますと、一つはですね、この道路を歩行者が歩きやすくするといった部分も大切な観点ではなかるかと考えております。

聞くところ、いろんな多方面でもこの点について議論がなされているようですが、この状況について、実行性に向けてどのような議論がなされているのか御説明お願いします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

過去から、都市計画の議論や国道の拡幅事業などの検討を機会と

しまして、まちづくりに対する議論が行われているところでございます。

最近では、商工会内部にまちづくり委員会が設置されまして、黒潮アートなど主体的な取り組みにつながっているとところでございますが、また、平成二十七年年度から、にぎわい創出実行委員会におきまして、回遊施策ということで、景観に対する勉強会を開いたり、直接町なかを歩いて調査をしながら、歩きやすい道路であったりとか、景観のあり方、町並みの生かし方などについて話し合いを行ってきているところでございます。

まずは、観光客を初めとする人を滞在させるための中心拠点施設を核としまして、拠点施設からの回遊を促すために、歩道や景観、案内板等の整備などについて、国道と県道の一部入替えですとか、電柱の地中化を含め検討しまして、鹿児島県の事業であります魅力ある観光地づくり推進事業を活用することで実現化を図りたいという旨の報告を商工会内部のほうでも動きを受けてございます。

本市としましても、このような主体性を尊重しつつ、一緒になって実現に向けた努力をしていきたいというふうにご検討されているところでございます。

〇一二番（長野広美さん） ぜひですね、これは、早急な対応策とあった部分、もちろん住民の皆さんの意見調整といった部分も必要になってくるかと思えますけれども、進めていただきたいと思います。

最後の質問に入ります。夏祭りについてです。

これは二つ掲げてありますが、基本的には、まずこの鉄砲祭りのあり方について伺いたいと思います。

この種子島の観光シーズンの夏にですね、大きな一大イベントとして位置づけられているわけですが、昨今、人口減少、参加者の減少などさまざまな議論がなされ、鉄砲祭りのあり方について、いろいろな改善点、見直し等が行われてきているのは周知のとおりであります。それでもなお改善すべき点が多いように考えております。

そこですとね、今回伺いたんですが、そもそもこの鉄砲祭りの起源、発足ですね、どのような経緯で始まったのか。今現時点では、どこら辺を課題として取り組もうとしておられるのか御説明をお願いいたします。

〇経済観光課長（松元明和君） はい、お答えいたします。

時期につきましては、鉄砲伝来の一五四三年の八月二十五日、こちら、八月二十五日ですね、に漂着されたということで、こちらをベースに、その二十五日を起点とした一週間の間の日曜日、そこを祭りの日に設定しようということでご検討されているところでございます。

また、鉄砲祭りにつきましては、これまでも市民の皆様からいろいろ御意見をいただきながら実施しているところでございます。祭りを実施する際には、祭り前に運営委員会を二回、それから検討

委員会を五回ほど実施しまして、祭りの内容等について協議しておりますが、期間が短く、十分な議論ができないとの意見もあったことから、祭り終了後からですね、事前に各種団体との意見交換会を実施しまして、別に市民の方々を公募した検討会を毎月行い、計五回実施したところでございます。

検討会では、誰を対象とするか、どうなってもらいたいかななどの基本的な部分から確認を行いまして、アンケート調査によるニーズの把握も行いながら検討を重ねたところでございます。検討内容としましては、まずは市民参加、見学者を増やして自分たちが盛り上がるのが大事であるという結果になったところでございまして、そのことで魅力ある祭りとしてまして観光客も呼ぶことができればという内容でございました。アイデアから出た検討項目は十二項目ございまして、それぞれに具体的取り組みを検討してきたところでございまして、祭りの内容等を見直したことでよかつた部分ですとか、悪かつた部分も出てきたところでございますけども、本年度は昨年度の検証も行いながら、魅力ある祭りとなるよう準備を進めているところでございます。

また、この鉄砲祭りの取組みにつきましては、市長・副市長によるトップセールスなども頻繁に行っていたいておりまして、本年度は、岐阜県関市から鉄砲伝来音楽劇を祭り前日に公演していただき、翌日も行政を含めた関係者での祭りへの参加が決まっているところでございます。岐阜県関市は、八板金兵衛清定の故郷と伝えら

れておりまして、関市の市民団体関音楽劇の会、その関音楽劇の会というのですね、今年、金兵衛と娘若狭らの鉄砲伝来をめぐる物語である創作音楽劇「海波の音」を発表しまして、大好評を博したとのことでございます。さらに、鹿児島海上保安部からの参加なども検討されているところでございます。情報ということでお知らせいたします。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 私が伺った一点目はですね、そもそもこの鉄砲祭りの祭りとしていつスタートされたのかという部分なんです、それがおわかりになりますか。

○経済観光課長（松元明和君） 鉄砲祭りは市制施行十周年から本格的に始まったものでございます。

○一二番（長野広美さん） わかりました。ありがとうございます。幾つか取り組まれている実態、課題等について御説明いただきました。よくわかりました。ありがとうございます。

その中でも、また今回ですね、この祭りのあり方について疑問が幾つかあったので伺いたいと思います。

まず、鉄砲祭りということですので、やはり鉄砲をテーマにした、いわゆるポルトガルとの関係性を、これをどう捉えるかという部分があるかと思うんです。今回は、若狭という、若狭とか八板金兵衛さんとのつながりといった部分が出てくるということ、少し安心しましたけれども、このポルトガルとの関係についてはどのような位

置づけになるのでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

ポルトガルにつきましては、現在、市民団体の方です。お話をしております。ポルトガル料理ですか、ポルトガルにかかわるような内容のものをですね、祭り当日にブースを設けて、例えばバレードの間に休憩スペースとして設けるようなお話も今しているところでございます。

また、基本的には、以前からですね、ポルトガルのものをですね、種子島のほうでも販売できないかという動きもございまして、今年も試行的にそのワインですか、そういったものも販売できないかというふうな検討もなされているところでございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） あとですね、市長以下のトップセールスでというふうなことを伺いましたが、この観光客の観光資源としての位置づけについてです。もともとまちの中で、これ、市制十周年ということですので、いわゆる例えば神事ですか、町なかの事業ではなく、市の関係性が非常に強い祭りというふうには認識されているわけですか。

これは、観光振興という部分からですね、市がこの積極的に鉄砲祭りを活用するといった視点も大事ではないかと思えますが、今年度もしくは今後ですね、この点をどう強化するかといった部分は議論されているのでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

市内各地で行われている夏祭りにつきましては、市街地周辺だけでも、西町、東町、松島、野首、鴨女町、下西と、また、住吉とか西俣などでも実施されております。

観光資源にならないかという御質問でございますが、観光客の中には当然地域の夏祭りに興味を持つ方もいらっしゃると思いますので、関係課と連携をしまして、本年度整備いたしますホームページでの紹介ですか、SNS、特に我々の場合は西之表市観光フェイスブックというものを持っておりまして、年間延べ二十三万六千六百七十五人の年間閲覧者を確保しております。その中でも情報提供を行っていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 次の質問に答えていただいております。その部分はそれで大事なことで、ぜひ進めていただきたいんですが、この鉄砲祭りについてです。

鉄砲祭りというのは、ポルトガルとの関係性ですか、本市の歴史とのつながりですか、非常に重要な意味を持つものでもあります。そういった部分ですね、夏のこの観光シーズンにさらにこの鉄砲祭りに向けて集客するという島外に対する働きかけといった部分は、もう少し創意工夫できないものだろうかと思えますが、その点はいかがですか。

○経済観光課長（松元明和君） はい。鉄砲祭りの広報に関しまし

ては、さまざまな媒体を使いまして、以前もずっと行っているところでございます。

特に新たにですね、広報というよりはですね、また、先ほどのちよつとお話もあつたんですけど、大学連携の中で、大学などの掲示などもですね、鉄砲祭りの情報なども投げ込むことができないかというふうに考えておりました、今年新たに情報発信する部分としては、そういったところの切り口でございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 観光協会さんとの連携も一つですけれども、やはりこれは大事なイベントです。しかも相当やはり中身がですね、いろんな種子島を代表するようなテーマがたくさん盛り込まれておりますので、もう少し観光政策の中に位置づけていただきたいと、これは要望いたします。

最後に、課長もしくは市長にお伺い、これはもう市長にお答えいただきたいと思いますが、祭りというのはですね、魂が大事なんだろうと考えております。人を集めて晴れの舞台にですね、多くの方々がともに楽しいひとときを過ごすと。この鉄砲祭りの魂といった部分をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（長野 力君） 今おっしゃったように、祭りはそこに住んでいる人が一つの気持ちを一にして楽しんでいくというのが基本になつていふと思います。その題材として、その地域の歴史とか、食べ物とか、そういうものを題材にしてやっていくということになる

うかと思えますので、今後ですね、そういう意味での地域のいろいろな祭りとか、また、団体の祭り、団体ですね、特色ある祭りとか、そういうものはやっぱりフルにですね、鉄砲祭りなりなんなりですね、していく。

鉄砲祭りでなくても、各地域でその人のつながり、やはり人のつながりは、やっぱり祭りとか、交流とか、他のそういう音楽とかですね、そういうものでしかつながりが一番早いし、また、非常にきずな強いものになりますんで、その意味ではですね、やはり大切にして、これが島外からしる、同じ私も地域内からしる、それが観光資源となればですね、それにこしたことはないし、また、我々もそれも含めながらの努力はする、していく必要があるかと思つていきます。

○一二番（長野広美さん） 今市長に答弁していただきました祭りの中で一番大切なのはですね、まさに市長が答弁していただいたように、実はまちが一つになるということではないかなと。祭りです、ね、本当に周りの人たちがみんなが盛り上がり、その自分たちのアイデンティティとしてこの祭りに参加するということが大切なんだろうと改めて感じるところです。

今回はですね、まちにせっかく出てきても、見学する場所がない、もしくは立ちっ放しで疲れるとか、日が当たつてなかなか楽しくないとか、そういったことも含めて、これまでこの祭りの継承をどうするかといったことを議論していただいております。魂がなけれ

ば次の世代につなげないのではないかという意味で市長にお伺いしたところでは、ぜひまちが一つになろうよというメッセージをですね、全ての職員の皆さんも心に掲げていただいて、ぜひまた今年の夏の盛り上がりをお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） ここで議長よりお願いを申し上げます。

質問者それから理事者の答弁につきましてですね、発言を求める際の発声がどうも小さいです。もう少しちよつと声は高くしてですね、発言を求めるように議長よりお願いを申し上げておきます。

以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時十分ごろより再開いたします。

午前十一時休憩

午前十一時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

〔八番 田添辰郎君登壇〕

○八番（田添辰郎君） 一般質問をさせていただきます。まずもつて、通告書に書いておりました順番のほうを多少変えさせていただきます。きまして、一番目にいこいの森について、その後、総合的子ども支

援について、三番目に馬毛島の問題、そして四つ目に高速船についてということ、最後に市長の進退という順番で行わしていただきますので、あらかじめ御了承のほうをお願いいたします。

まず最初に、いこいの森についてであります。

何というんですかね、山というんですか、池があったりしている山みたいな、あるみたいですけども、いこいの森ですか、いこいの森を整理して、例えば山歩きの健康増進というか、そういう観点から、今はほとんど使っておりません。聞くところによると、ほとんど木が壊乱というか、登り道もおかしくなっていると聞いております。

それを何かできないものかというのも、一回森林組合の皆さんともですね、話したこともございました。そしてそこを市民みんなが子供たちを含めて、歩くとか、健康増進も含めてですね、そういうものをやれば、やはり自然というのがテーマになっているあつぽくらんどでありますので、一番合っているのかなと思っております。その計画もしてみたいと思っておりますが、まだ具体的に至っておりません。こちらのほう、七年前、七年近く前になります、同僚議員であります小倉初男議員の一般質問に対して市長のほうに答弁された内容でございます。

今回このいこいの森についてであります。これは平成十三年災害のときにですね、かなり散策する道がほとんど被害を受けまして、あつぽくらんど周辺のダム湖周辺の散策する道も大分壊れたわけで

すが、そちらのほうは修理されていたんですが、いこいの森のほうは修理されないまま現状に至っております。

そしてこれは熊毛支庁のほう、県のほうがやられた事業で、その後市のほうが受け継いでやっております、五年置きに見直しをしながら進めているという事業であります、市長もですね、やはり七年前からいこいの森については既に御存じであったというのがはっきりわかるわけです。これからですね、いこいの森をどうしていくのか、その辺もですね、今日は簡単ではございますがお聞きさしていただきたいと思います。

まず課長のほうにですね、いこいの森について、できた経過、そしてこれまでの経過のほうを説明していただいて、後ほど市長のほうに御質問さしていただきたいと思います。

以下の質問は質問者席のほうで行わしていただきます。よろしくお願いたします。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

いこいの森につきましては、西京ダムを中心として整備されつつあった種子島牧場周辺において、地形、植生などの諸条件を踏まえまして、市民及び来島者の保健保養の場として親しめる森林造成を目的として、平成五年度から平成八年度にかけまして、県を事業主体となっていたとき、生活環境保全林整備事業で実施しております。内容、事業内容につきましては、森林整備約四十二ヘクタール、

管理棟、車道一路線千三百八メートル、歩道十路線四千九百二十一メートル、あと、附帯施設等を整備しまして、整備事業四億三千三百万円のうち二億四千二百八十二万円を投じたと聞いております。

施設の現状につきましては、議員のおっしゃったとおりでございます、過去の大雨等の災害によりまして、歩道等が使用できない箇所も相当出てきているという状況でございます。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。

平成五年度から八年度、ちょうど榎本修市長のころですかね。私も議員になる前、長野力市長のほうも議員になれる一年前ぐらいまでであったということなんですが、先ほど市長の答弁のほう紹介さしていただきました。このいこいの森についてはどう活用しようかという思いは今も変わらないかと思えます。先日、小倉初男議員もおっしゃいましたが、私のほうも、ウオーキング大会、子供と家内と三人で参加させていただきました。この答弁をいただきました。あ、あ、ウオーキングとか、こう、健康増進に、七、八年前からやはりあつぽくらんどを活用してという思いが強かったんだと改めて再認識させていただいたわけです。

しかしながら、七年前の答弁であります。その後、議会のほうでも、決算委員会という席で委員会の指摘事項、さらには議員の一般質問の事項、それをどう行政側が処理をしたかということを確認させていただいておりますが、この確認作業のほうも前年度の部分し

かやらないものですから、その前の部分どうなったかというのを確認することができませんでした。その辺の議会のこの仕組みというのもちよつと改善の必要があるかもしれないませんが、やはり市長が明確にこのように七年前に答弁されていたらっしゃる、これが現状でもこのような状態であるというのは、やはり期限を設けてですね、これから何とか検討します、先ほどの一般質問のほうでも、これから今後検討いたしますということがあったんですが、やはり期限を切ることが大事ではないかと思うわけです。

建設課のほうでは早急に対応していただいて、張り紙のほうもしていたでいてるわけであります。しかしながら、やはりこのいこの森を生かすか、それとも閉鎖をするか、いろいろな考え方があるかとは思いますが、その辺を含めて、やはり期限を設けて決めるべきだと思っております。市長におかれましては、私もですが、年を明けますと改選の時期を迎えることもありまして、やはりこの問題、期限を設けて決断を下していただければと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

〔市長 長野 力君〕

○市長（長野 力君） このいこの森については、正直言いました現状そのままになってですね、いる状況。本当はですね、あつぱらんだの全体像の中の大部分を占めますので、やはりいい場所かなという気はあつて、何とかしたいという気もございましたけれども、実際はですね、この管理には相当費用もかかるということで、

当面これを外した格好で管理がなされております。

その点については、せっかくのものをですね、利用していないということですね、残念な点もありますけれども、議員がおっしゃるように、やはりそういう方をしていても進まないということもありますんで、これを今後どうするかということですね、やっぱりもう一回、皆さん、市民とも、いろいろな団体ともですね、話し合いしながら、ある程度の方針はやっぱり決める時期に来ているのかなど。そして、このうちのある部分はちゃんとしようと、それで、ある部分はそのままにしておこうとかね、いうことも考える必要があるかなと思っております。

それには、今後ですね、やはりいろいろな形で検討しながら、もう一回このいこの森の精査もしながらですね、形づくりをしていく。捨てるのか置いていく。そのまましておくのはそのままがいいものということ置いて、しかし、その歩道だけはちゃんとしようかとかですね、そうことがあると思いますので、今後、時期を、計画の時期も入れながら、市民との、それから諸団体との計画も検討もしていきたいと、このように思っています。

○八番（田添辰郎君） 今後検討されるということですが、やはり昨日の同僚議員の一般質問もいろいろあつたわけですが、やはり半年ぐらいで、一年ぐらいで、先ほどあつた市営住宅の問題はこれまでも検討されてまして、難しい問題があるかと思えます。今回のいこの森、比較する対象ではないわけですが、やはり目途と

しては、一年ぐらいで、半年ぐらいとか、そういう目途が立たないものでしょうか。

○市長（長野 力君） 計画の検討については、早急ですね、もう半年内でも、長くても一年以内、その検討についてはですね、方針、それはできると思いますが、その内容によって、どう実施していくかというのはまた先になると思います。

○八番（田添辰郎君） 検討のほういただいて、具体的にどうやるかというのは、実施のほうはまた時期が必要かもしれません。今現状では、公共のパンフレット等にもいこいの森が載っております、これで大きな看板が五枚、六枚あります。今は張り紙をしてもらって、勘違いする方も少なくなっただけかとは思いますが、やはりいこいの森というの観光用にもPRしております、その辺を誤解されて入っていくというと、かえって危険性が生じる場合もございます。その辺も含めてですね、いこいの森の検討のほう、早目にですね、結論を出していただければと思います。

続きまして、総合的子ども支援についてであります。

子三人目から軽自動車から普通車への乗換支援ということですが、ちょっと説明しなければわかりにくいんですが、私も子供が三人おります。子供が幼いうちには軽自動車で十分というところがあるんですが、子供が小学生になりました、スポーツ少年団に入ったりいたします。市長のほうも職員の方がどういう車で通勤されているか見ることもあるかと思いますが、やはり小学校に入ると、子供たちが

一人二人でありましたら軽自動車で送り迎えをして十分なわけでありませう。また、このスポーツ少年団、帰りが遅くなった場合は、やはり人任せではなく、保護者のほうがですね、迎えにいかなければならぬ。安全のためにもですね、そうしなければならぬ理由があるわけでありませうが、そういうことを考えますと、子供一人目、二人目まではいいんですが、三人目までになると、やはりスポーツ少年団の関係、さまざまな行事に参加する、そのためであつて、軽自動車では間に合わないということで、普通車に乗りかえる親御さんがかなりいることは現実であります。私のほうも、子供がスポーツ少年団のほう、中学生になってスポーツ少年団に参加しなくなつてからは、もうまたすぐ軽自動車に乗りかえたわけでありませうが、そのようなこともありまして、この軽自動車から普通車への乗換えサポートみたいなものかできないか。

といいますのは、長野力市長、本当に移民のほうを一生懸命これまでもやつてまいりました。島元気郷事業ですか、あれは団塊の世代の方を種子島に来てもらうと、そういう事業も行ってございました。ちよこつともうですね、団塊の世代を呼ぶにはちよつともう遅い時期になったわけでありませうが、種子島だけではなく、視点を南のほうとかいろいろ変えてみますと、今でもやはり移住が多い島があるわけですね。それで、子どもも増えている、人口も増えているという島が、やはり沖繩のほうとかいろいろ、条件は違いますがあります。やはりそういったところの共通点というのは、やはり子育ても

そうですが、子供に対する支援が厚い。そしてそのPRの仕方、はっきり申し上げまして、ホームページをいろいろ見たんですが、ホームページ上でPRがうまいというところは余りなかったわけですが、フェイスブックとかいろいろそういうやつで、口コミでインターネットを介してやはりそういう情報が流れているとかいうところは多いわけですね。

ですから、そういうことを考えますと、移民の種子島に住んでもらう方を増やしていく、また、南種子町の会社に勤めている方で西之表市から通っていらつしやる方もいるわけですね。当然南種子町の仕事ですから、西之表市で生まれても南種子町に住んでいらつしやる方もいるわけですが、やはり中種子町・南種子町と比較しても、うちのほうは長野力市政のもとで、そういった子ども支援というか、子供対策のほうは重点的にやってこられたと。これははっきり言って私自身評価しておりますし、本当にすこやかを初め、福祉事務所、教育委員会のほう、かなり子供のことに關しては一生懸命やっていらつしやる。これも市長の指示のもとだと思っておりますが、これは評価しております。この私自身も評価し、そして島外の方たち、そして西之表市外の中種子町・南種子町の人たち、知ったら、ああ、いいなと思うようなことがいっぱいあるわけですよ。そういう意味でも、やはりいろいろな子ども支援、そういうサポート体制、充実させて、今も充実しているんですが、さしていく必要があるし、それをPR、いかにPRしていくか、これが問題だと思っております。

今回、三人目から軽自動車から普通車に乗換えサポートといったのを行いましたのも、三人目、四人目でその親御さんに百万円、二百万円、百万円を渡すところは全国市町村でも数多くあるわけですね。この成果がきちつと上がっているかという微妙なところがあるわけですが、そういった面に現金を渡しておしまいというよりは、本当に子供さんがこの年ごろになったら普通車に乗り換えなきゃいけないんだよなって、本当に親御さんに添った、親御さんの子育ての事情に添ったサービスが、本当に市民の生活がわかった上でのサービスができれば、ああ、西之表市はほかと違って本当に子育てに、子供に優しい島なんだなって、売り込むと言うと悪いんですが、現時点でも西之表市は優しいほうだと思いますので、それをもつともつとPRできるんじゃないかなと思うわけでありま

す。

現在、軽自動車のほうがですね、値上がりしまして、一万八百円となっておりまして。三千六百円値上がりしたわけでありまして、それで普通車の方がですね、千五百CCから二千CC以下ですと三万九千五百円、今はコンパクトな車がありまして、七人乗りでも二千CC以下、千七百CCぐらいのもあるわけでありましてね。これを税金を免除するというのは、これはもう法律上ちよつと無理なんです。その差額を何とかできないか。期間をきちつと絞った上でですね。そういう本当に生活する親御さんの思いがわかる、親身さが伝わるような施策ができないものか。このことによつて乗換え、軽自

動車から普通車に乗り換える、税金の部分負担しますと、二万八千七百円の普通車に乗り換えるだけで、負担が、親御さんの負担が増えるわけであります。当然車検代とかそういうのも軽自動車と比べますと多くなってくるわけでありますから、車検代までというのはちよつと無理があるかと思えます。人によつて車の利用度の仕方が異なりますので、ですが、この軽自動車から普通車に乗り換える税金が上がった分、この部分をやっぱり子供対策として取り入れられないものか、検討していただけないものか、そう考えているんですがどうでしょうか。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をいたします。

御質問のように、子供さんが三人目となったときに、新たな経済的な負担が増えるということは承知をいたしております。これまで、その支援の方策として、その軽自動車から普通車に乗り換えるということ、その視点での検討というのこれまでやっておりませんが、その出産祝い金として、そういった金額的なことも含めてですね、これまでも検討してきたところでございます。

しかしながら、市の方針としては、経済的な負担を継続的に実施するという意味で、医療費の無料化でありますとか、それから保育料の引き下げ、それから子育て応援券の支給ということをですね、実施しております。

御質問のように、そういった事情というのはもう十分理解ができ

ます。引き続き出産祝い金のあり方について、一つの金額的なものも含めて、継続して検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） はい、検討していただきたいと思えます。

それと、次にですね、前回も子供たちの虫歯の治療について質問さしていただいたわけであります。

今回、子供がまだ小学校三年生ですので、榕城小学校から、保健室からこういう保健だよりがいただきました。今年度は二百六十六人が虫歯でした。現在治療完了が二十二人という数字を見まして、夏休みに治療は集中するんだと思うんです。ですが、前回も質問しましたように、やはり子供に対する虫歯に関して、親御さんがまだまだ関心が少ないという部分があると思えます。各小学、中学校、高校、保健室の先生、関心を持っている方も、また、校長先生でも本当に関心を持っていらつしやる先生方がいっぱいいらつしやいます。その部分で、やはり親御さんにも関心を持ってもらわなきゃいけないわけでありますが、やはりこの歯が痛くて治療に行く、これはもう大人でも我慢できない問題であります。これが千円、二千元の治療費が後から戻ってくるとわかつていても払えないからちよつと我慢させる、虫歯が悪化するまで時間をずらしたりするということが現実にあります。

そのような問題考えますと、やはり親御さんにこの制度の仕組みをきちつと周知徹底、広報することも必要ですが、やはり窓口負担

の部分、何とかできないものか。三月議会におきましても、いろいろ県のほうとか、いろいろ問題点があるという説明を受けました。その部分で三月一般質問いたしましたので、その後、その問題点をどうやったクリアできるのか、やはりクリアできないのかというところがはっきりしたかと思うんですが、その部分について確認させていただきたいと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） お答えをいたします。

その後の検討でございますが、県の情勢がもう全く変わりません。私たちも、この間も三月の議会でも御説明をいたしました。西之表市で単独でやるというのが、なかなかその現物給付が難しいという御説明をさせていただいたところですが、他市の情勢というのが全く変わりません。県の動きもまだ現物給付のほうに移行していくということも見えてこない状況でございますので、この問題については、引き続き県の情勢それから他市町村の動きというものを検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） 難しいというのはわかるんですが、具体的にですね、どういうデメリットがあるのかというのがですね、わからないところがあるわけですね。制度、仕組み的な問題はあるのかもしれません。文章に書いて条例上でだめよと書いてあるのかどうかもはつきりいたしませんし、そういうふうには窓口負担やって、後から個人の口座のほうに振り込む、この制度をやめてしまったら、

実際県からの補助金なり云々がカットされるとか、具体的にどういったデメリットがあるのかですね、その辺をちよつと教えていただければと思うんですが。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 現物給付にしたときにペナルティがあるというのがですね、言われておりますが、その金額をということ、健康保険課のほうにも問い合わせをしたところですが、具体的なその数字というのがですね、なかなか出せないというというのが現状なようでございます。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） ペナルティはあるようだという事なんですが、この辺も、このような問題、やはり虫歯だけではないんですよ、やはり窓口負担、全国的な本場に良心的な市長さん、町長さん、村長さん、これどうしてなんだろうなという、やはり壁になっっているかと思うんです。その辺、ペナルティのほうどうなのか、その壁を突破するのも、やはり長野力市政のもとでの西之表市の役割ではないかと思うところもありますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

そして、先ほど申し上げました親御さんの関心がなければ、なかなか虫歯とか、ほかの病気もそうなんです、難しい部分があります。現在では本当に小学校六年生まで仕上げ磨きを親御さんがやってくださいというような指導のほうになっっているようですが、なかなか虫歯を減らせないという現状もあります。

以前もありましたフッ化物洗口、海外では水道水にフッ素を混入しているところもあるわけであります。また、保育園、幼稚園、誤飲の可能性もあるわけでありますが、きちっとした指導のもとで、小学生、中学生、小学生が虫歯になりやすい時期ですんで、小学生、中学生あたりがですね、フッ化物洗口をやはり学校でやるとか、そういう工夫も必要ではないのか。

また、歯医者の方から聞くと、フッ化物洗口、フッ素の濃度もそれぞれ違いますんで、子供さんの虫歯の状況とか、歯の菌の口の中の衛生状況によってフッ素の量を加減したほうがいいと言う先生もいらっしやいます。そのような先生の方は、歯医者に来て一月に一遍フッ素を塗ったほうが効果的ではないかと言う方もいらっしやるんですが、やはりこの現状、西之表市も本当に金銭的な負担も何とかしてあげるといふ努力も、検討もどうもしていただきたいんですが、親御さんの関心、また、親御さんがなくても虫歯を減らすという方向で動きがとれないものか、そういう考え方、こちらのほうもですね、フッ化物洗口とかそういうことをちよつと検討していただきたいですが、どうでしょうか。

「教育長 立石 望君」

○教育長（立石 望君） 小学生の虫歯の罹患率とか治療の状況については、この後、学校教育課長のほうから説明をさせてもらいます。

今お話の出ましたフッ化物洗口の件ですね。このフッ化物洗口に

ついてはですね、県内でも、今はっきり手元に資料がありませんから、はっきりした数字は言えませんけれども、何力所かですね、市町村でフッ化物を学校でやっているところもあります。その結果がどうなのかということも今検証中でございます、しつかりした、そのことよって虫歯がなくなつたのか、減つたのかということですね、まだはっきりと確認をしておりますから何とも言えないんですが、西之表市のほうで子供たちにこのフッ化物を学校の中で、学校全体で一斉にというようなことは、今の時点では、現時点では考えておりません。

ただ、学校ではですね、この虫歯にかからない、罹患をしない、そして虫歯にかかったらしっかりと治療をすると、そういう指導は、養護教諭の先生を中心にしてですね、きちんと指導をしているところです。

罹患率については、治療率については課長のほうから。

○八番（田添辰郎君） ああ、いや、これ、三月議会で確認してるんで、別に。ああ、数字はもう全部わかってます。はい、すいません。

どうも課長のほう、申しわけありません。

ですね、フッ化物洗口のほう、やはり本当に歯科の学校医の方も、やはりするべきじゃないかということもあります。以前にもこの議論はあつたわけですが、万が一のことがあるということもあるかもしれないませんが、万が一のことがないような施策を、対策を講じなが

らですね、やはり検討の議題にはしていただきたいと思えます。

特に、学校の中で集中的にやるのか。学校でやるとなると、朝とか昼間になってしまいます。そのフッ化物洗口が効果があるのかという問題もあります。ですが、学校の中でフッ化物洗口をやることで、最も効果的である夜寝る前の口を洗口するというのが習慣化されるっていう可能性もあります。その部分のほうが子供たちの虫歯をなくすには効果的ではないかと思えますので、今後検討のほう、そして高校生までの虫歯の医療費無料化も前に言ったんですが、その辺の御検討もまた確認させていただきませんで、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、続きまして、これも自らの体験、お父さん、お母さんとお酒を飲みながらよく話すことなんですが、スポーツ少年団部活動遠征補助、こちらのほう後ほど説明していただきますが、ほかの他市に負けないぐらい西之表市はやっているというのわかっております。しかしながら、やはり離島のハンディというものがありません。離島のハンディがあるから教育委員会のほうもいろいろ配慮していただいているわけでありますが、この部分をですね、やはりもう少し積極的に推し進める必要はあるんじゃないか。さらには、やはりこれもPRがですね、足りない部分があるんじゃないか。せつかくいいことをやっているのに、誰も知らないという、ホームページ上でもなかなか見つけ出さなかったところがあります。その部分について、遠征補助について御回答お願ひしたいですが。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） それでは、私のほうからは、スポーツ少年団の遠征補助についてお答えいたします。

西之表市スポーツ少年団は、市から独立した組織団体として運営を行っております。社会教育課としては、運営補助ということで補助金を交付して、事業活動のとき、書類等の作成など事務的な部分の補助をして支援をしている現状にあります。

試合等の遠征補助については、夏秋に種子島地区の競技別交歓大会が開催され、その中で優勝チーム等が代表として県大会に出場しており、市スポーツ少年団本部予算からではございますが、わずかではございますが、補助金が交付されています。また、滋賀県長浜市とのスポーツ交流を隔年で行っておりますが、このときは市で予算を計上して補助をしております。

スポーツ少年団の活動は、対象となる団員の多くが小学生で、心と体の発達が急激に進むときです。そのため、主となるスポーツ活動だけではなく、文化・学習活動や社会活動など幅広い活動を展開することがふさわしく、遠征、試合等が中心ではなく、子供の将来を考えた活動を心がけることが必要だと考えます。また、単位団においては、自助努力として物品販売等を通じて遠征等の資金確保に努めているというのも聞いております。しかし、今後は他市町村の調査を行いながら検討いたしたく思っております。

以上です。

「学校教育課長 赤崎晃洋君」

○学校教育課長（赤崎晃洋君） 私の方では、中学校部活動への大会出場補助についてお答えいたします。

本市では、西之表市中学校体育大会出場補助金交付要綱に基づいて大会出場補助を行っております。この要綱は、鹿児島県中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、日本中学校体育連盟が主催する体育大会への出場に係る経費の一部を補助するものです。中体連主催以外の大会等の出場については補助を行っておりません。

一人当たりの上限補助額として、県大会出場は五千円、九州大会出場は二万五千円、全国大会出場は四万円を補助しております。ただし、九州大会が沖縄県である場合は、全国大会に準じて補助しております。

昨年度は、野球部が宮崎県で行われた九州大会に、陸上部が沖縄県で行われた九州大会と北海道で行われた全国大会に出場しましたので、補助をいたしております。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） 本当にですね、部活、親御さんの負担になっております。自分の子供ですから、親が負担するのは当然であるという理屈もありますが、特にスポーツ少年団の部分ではですね、昔は集落単位でソフトボールをやったりとかいろいろあったわけです。そして、一番の大きい大会でも、市営グラウンドで大会をやっておしまいということでありました。ですから、親の所得の格差、

所得の格差というのがほとんど問題にならなかったわけです。なかなかあの当時でも、シューズが買えなかったり、スパイクが買えなかったりとか、そういう人もいろいろいたわけですが、今ほどお金がかかるような仕組みではなかったです。今現状では、お金がなければ、ほんと心と身体と知性をつくらなきゃいけない、そういうふう思うわけでありますが、体力づくりでさえ、なかなかお金がなければできないという現実もあります。

そして、ソフトボールで言いますと、三月には南日本新聞が主催のちびっ子大会とかいろいろあつたりもします。それを目指して、張るわけですが、やはりその辺の部分ですね、きっちりとかわかった上で、そして、わかっているけどできないんだらね、できない理由があるんだつたらいいんです。ですが、できなくともきちっと理解しているよということをきちっとやはり示してもらえれば、市民の皆さんも親御さんも、ああ、役所もちゃんとわかってくれている、わかってくれているだけでも親御さんはうれしいところがあります。ああ、困っている方があるな、問題点だな、これ何とかしたいと、今すぐにはできないなということが伝わるようですね、広報のあり方も検討していただければと思います。

それと、今本当に子供たち、虫歯とか、部活動、スポーツ少年団の話をしました。体の部分であります。心の部分でも西之表市は問題を抱えております。学力についてもあるかと思えます。移住者対

策で子供のことを大事にしようというのはおかしいわけであり、移住者云々は関係なしにでも、やはり子供たちの心、そして体力、これはきちつとしなければならぬかと思えます。心の問題では、不登校の問題は榕城中学校のときから悪しき伝統であり、これはまだ解決されてないかと思えます。その部分ですね、次の機会にきちつと、学力云々の部分、不登校の部分、今日は体の部分でしたが、心、学力の部分をきちつとお聞きしたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そしてですね、今、先ほど、今日はもう子供関係なんで、役所の方を褒めてばかりなんです、この褒めてばかりでもしょうがないと思うんです。いいことをやっていると思えます。すこやか職員のしたって、一生懸命やってくださっています。学習障害に関しても、かなり昔は大口のほうに議員が一生懸命勉強に、視察に行つて、何とかしろと言つていた時期がありますが、そういう学習障害の部分でも、鹿児島県下でも先進地のほうになってきているんじゃないか、そういうふうな思ひもあります。

ですから、その辺のPR、そして子供施策、子供支援をやはりパツクとしてですね、教育委員会もありますし、すこやか、健康保険課もあります。福祉事務所もあります。その方たちが、やはり市民にもわかりやすく、今も、今現状でも市民にとつてもわかりにくいものであります。ましてや島外から移住を考えている方にとつてはさつぱり西之表市の魅力は伝わりません。やはり各課の、課の壁を

ちよつと破つていただいでですね、子供支援、その部分をパツクとして市民に、また、島外のほうに示す、その努力が必要なのではないか。

また、教育委員会、福祉事務所、健康保険課で話し合うことによつて、子供たちにまだまだこれがやれるべきじゃないかと、そういうアイデアも生まれる可能性があると思うんです。今本場に、タコつぽという表現は失礼ですが、壁がありますので、本当は、もう三人寄れば文殊の知恵といいますが、本当はまだまだやるべきことは、ああそうだなねと思うことがいっぱいあるのに、なかなか気づかないところがあるかと思うんですね。ですから、そういう意味でもですね、総合的な各課横断的なものをきちつと示せるような体制をつくつていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をさせていただきますが、ただいま各課の壁があるというような御発言がありましたけれども、全体的に現在の子育て支援に特化して私のほうは回答することになります。そういった意味では非常に連携がすごく整つてきたというふうには、私たちは、非常に全庁的に皆さんが、学校教育課でありますとか、教育委員会全体、それで健康保険課、全ての課が横断的に本当に支援については連携がとれているというふうには思つております。

三月の委員会でも、田添議員のほうからPRが足りないという御指摘をいただきました。市内外に対して何が効果的なアピールかと

いうと、やっぱりホームページかなというふうに考えております。今年度、市のホームページがリニューアルをするという計画で、現在総務課のほうで進められておりますが、やはり全体的なその子育て支援のイメージというものをやはり福祉事務所の方でつくりまして、それで、そのリニューアルに照準を合わせて、一体的に検索閲覧ができるようなホームページをつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（立石 望君） この子ども支援に関しての教育委員会と、それから関係課との連携のことについてですね、今お話がありましたので、福祉事務所長からも話がありましたが、子供たち、特に小学生、中学生の中にはですね、家庭的にも非常に厳しいところもございます。それで、確かに不登校の子供たちも中学生多いです。また、いろんな問題となる行動をするような子供も、たくさんではありませんけれどもおります。そういう子供たちの支援に関してはですね、学校はもちろんですけれども、教育委員会としても、福祉事務所と十分連携を図りながら、いろんなことを相談をしたりしながらですね、一緒になって取り組んでおりますので、そこはぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

○八番（田添辰郎君） はい、教育長、ありがとうございます。

本日に、教育長も、福祉事務所長も、目の前に子供がいて何とかしてあげたいという思いがあるかと思うんです。国の制度、国のほ

うが縦割りになってますんで、それで所管する課がばらばらになってしまう、これもやむを得ないのかもしれませんが。国の官僚さんたちの目の前に子供たちが、困った子供たちがいるかというところ、現実にはいいわけであります。ですから、そのような国の仕組みもあってやりづらい部分はあるとは思いますが、本当に教育長がおっしゃられたように目の前の子供たちいらっしやいますので、今も連携されていると思います。これからますます、そして見えるようにできれば、そして、転入届をするじゃないですか。そのときに、ああ、わかりやすいなというものもあればですね、ああ、子供たちのことをほんと親身にやってくれている、本当に実際子供のことを一生懸命やっていますので、それをわかっていただくような工夫をですね、これからもやっていただければと思います。

では、続きまして、料金の問題ですか。高速船について、今回同僚議員からも質問ありましたので、大分わかっているわけですが、以前にも料金の問題、バンカーサーチャージの問題、これはもう議会のほうですと継続的に取り上げてきた問題でありますし、担当課のほうも関心を持ってやっていたかと思えます。そして、最近になりました、事業所のほうからの料金値上げとか、そういういろいろな改定の場合説明がないということで一時期問題になったこともございました。

今回、夏からちよっと料金が変わるようではありますが、そのことについて前もって市のほうに説明があったのかどうなのか確認さし

ていただきたいと思いません。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今議員が御指摘あったように、今までそういう連絡はないというときがあったということですね、以前、私ではないんですけど、市長と前課長で会社のほうにそういう申入れもしてきたりという経過があったというふうに聞いています。

ただ、今回の改正については、具体的にそういう御説明というのはいただいているというのが現状でございます。

以上です。

○八番（田添辰郎君） 私のほうも、議員として、航路港湾特別委員会、平成九年に議員にならしていただいたときから、これはやはり残すべきだ、行政だけではなく、やはり議会としても、本当に市民の足となるものであり、人によってはほんと生命にかかわる足であります。そういう意味でも、やはり毎回毎回この航路港湾に関しては特別委員会つくっても無駄だという意見もあるかもしれませんが、やはりこの問題は重要だということで、継続して維持をして、そして議長のほうも熊毛が一つになって動いたりするわけですが、それと同時に並行して議会内部でも活動している思いがあります。そのような中で、このように料金のほうの問題、相談もしてもらえない、何も話がなかったというのは、かなり珍しい状況になったのかなと思っております。この辺を考えても、やはり事業者側とも

きちっと話し合う機会も必要ではないか。そして、事業者のほうは市には一切相談もなしに、話もせずに料金改定しているんだという事実も市民の方が知るべきではないか。

市民の方からは、はっきり言ってトッピー、ジェットホイルの料金高い高いという苦情がいろいろあります。便数は増えたわけではありません。競合の時代がありましたから。利便性は高まったかもしれませんが、高い高いという不満を聞きながらも、でも実際我々が何か、議会が何とかしよう、市政が、行政が何とかしようといっても、前もって料金値上げも相談もない。決まってから後からどういことですか確認するようでは、ちょっと困ったことだと思います。市民の方は、こういう事情を本当に知っていらつしやるのか。情けない状況ではありますが、この辺もやはり行政としてきちつとこの船高速船の問題はかわってまいりましたし、航路特別委員会のほうは特に一生懸命取り組んでまいりました。そのこともやはり市のほうにも明らかにすべきじゃないかと私のほうは思います。

そして、渡辺議員のほうからも、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の問題を昨日一般質問されました。この法律を使ってですね、料金の値下げ、運賃の値下げ、運送、ほかのフェリーの部分もですね、農産物が、うちは主に外に出すものは農産物になってきますので、そのほうの料金が何とかできないのか、そう思っているわけでありま

まず、これは国会の先生から聞いたわけですが、有人国境離島なのか、種子島はどうなのかってびんとこなかったわけでありますが、やはり目の前には大隅海峡もございます。そういった意味でも、やはり有人離島、国境離島に含まれるのかなと思うわけであります。

また、この件について国会議員の先生方も、やはりこの種子島、屋久島の思いを酌んでいただいて、有人国境離島に入れるように頑張っていたか。これは政令によりまして、昔の話になりますが、その政令に載っている当時の先生方も、種子島、屋久島のことを考えて入れてくださっているのかなと思う気持ちもあるわけであります。

そして、この法律は、第四条のほうに十二項項目があるわけでありませぬ。市長のほうも行政の担当の方もお御存じかと思えます。トッピーの料金に関するところは、七番目にあります国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する基本的事項、そして八番目に国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化に対する基本的事項、また、九番目には生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する基本的な事項、十番目、雇用機会の拡充等に関する基本的な事項、十一番目に安定的な漁業経営の確保等に関する基本的な事項、いろいろあるわけでありませぬ。そして、国のホームページで開いて見て探したんですが、財政上の特別措置として、港湾・漁港・道路・空港・水道の、水道が入っているのが僕はびっくりしたんですが、国庫負担のかさ上げ沖縄並みというものが書いてあり

ます。それとですね、地方が行う港湾・漁港・道路・空港の整備が国が代行して行う制度の創設とか、防衛施設周辺の民生安定施設の整備に係る国庫補助のかさ上げ沖縄並みとかですね、やはりこれまでの制度とは違う仕組みになっているわけでありませぬ。

安倍政権になってから、やはり安倍政権になってからというよりも、我々日本を取り囲む情勢がかなり変わってまいりました。昨日は屋久島の先のほうで中国の軍艦が入ってきております。その前には沖縄尖閣諸島の接続水域に中国の軍艦が入ってきております。北朝鮮の膨張もあります。このような状況の中で、やはり安倍政権でもなくとも、国境離島をきちっと守っていかなければならないよという考え方は当然生まれたと思うんです。この国境離島、今のままでは、二十年後、三十年後、西之表市の人口は一人を切るというデータもございます。そのような中で、種子島がきちっと我々西之表市民も生きていくためには、やはりこのような仕組み、使っていかなければならないと思えます。

そして、鹿児島県知事のほう、県のほうが計画をつくるわけでありませぬ。先日もありましたように、鹿児島県で言いますと、資料は甑島のほうとですね、種子島・屋久島だけなんです。二つだけなんです。これをどうやって取り組んでいくのか。昨日渡辺議員の質問に答弁されておりました。しかし、市長ですね、我々は本当に海があるばかりに大きな問題を抱えております。そして市民も大きな負担を負っております。国土の均衡ある発展なんか望めるわけはあり

ません。それを何とかしようということでは、法律が議員の提案でできたわけであり、そして鹿児島県が計画をつくって国のほうに出すわけであり、その前に、西之表市の意見、考え方を聞くわけがあります。

私は、甬島のほうと種子島・屋久島しかないこの二件、我々西之表市長が、一生懸命やるぞ、気合を入れなさい、どこが県が動いてくれるんでしょうか。県のものではありません。鹿児島市の問題ではありません。薩摩川内市と西之表市の問題なんです。この二つの市が一生懸命やんなさい、我々西之表市民のためにこの法律を生かすことができないと思うわけであり、そういう意味で、高速船の料金の低廉化、そして、将来的には、このような事業を使うかどうかかわりませんが、新たな高速船をつくる、行政がつくる、熊毛をつくる、そういうことも考えなければならぬかもしれません。

いま一点ですね、最後の質問まで言っちゃいましたが、やはりそのような検討、市、西之表市単独、熊毛で新船をつくって、やはり今の状況、業者の横暴を許さない。言葉は失礼ですが、申しわけないわけですが、事実我々市議会も、行政のほうも、前もって話をしてくださいとお願いしているにもかかわらず、このような状況であります。そして、バンカーサーチャージは下げました。基本的な料金は上がりました。結局バンカーサーチャージのあれの動きによって、我々西之表市民は高速船がどんどん値上げした、値上がりしたという、基本料金が値上がりしたという事実は重いわけであ

ります。このようなことを一言も相談せずにやっていく。やはりそれに対する対応策を考えるべきであります。

この有人国境離島の問題もそうです。そして、我々西之表市、熊毛が高速船をつくるぐらい、いろいろ地域分散型エネルギーも検討しています。高等学校も検討しております。ぜひこの問題も検討していただきたい。そして、この我々にとって大切な特定国境離島振興法、この法律を有効に使うんだという決意を表明していただきたい、そう思うんですが、市長どうでしょうか。

○市長（長野 力君） おっしゃるとおり、今、高速船の問題が出ました。この有人国境離島ということで今回でき上がったわけでございまして、県にですね、我々の考え方をしっかりと伝えながら、県が計画を策定いたしますんで、これはもうしつかりですね、強い形で計画もつくり、要求していききたい、計画に乗るようですね、要求していききたいと思っております。

それです、高速船につきましても、今、今後、この問題が今浮上しております。その業界のほうではですね、高速船の業界では、一応国のほうにもですね、この点についての考え方、それから支援をですね、今交渉していると聞いておりますし、また、そういうこともお聞きいたしました。今後この問題については、早急にですね、どう今後どうなるかというものが非常に課題になってくると思えます。

そこで、単独ですね、この購入をするのかどうかという話もあ

りますけれども、当然それが可能であれば、それにこしたことはないんですが、とりあえず熊毛ですね、どんなことがあっても高速船が途絶えないように、まず国との話し合いもしながら、継続できるように進めるのがいいのかなと思っております。ただ、気持ちとしては、単独でも購入してやはり維持するよというぐらいですね、気持ちはあっていると思いますし、また、みんなそういう気持ちもあるかと思いますが、まずもって国に対して、離島、高速船を使っている離島がございまして、今そういう会もできておりますから、必ずですね、強い形で交渉を進めていくということになるかと思っております。種子島もですね、やっぱり熊毛一体となった動きで力を結集してやるが一番大きな効果になるかと思っておりますんで、今後この有人離島の問題につきましても、有利に展開していくということがですね、必要かと思っております。

来年度の予算に出てきますんで、今年度ですね、そういう計画が県からも言われてくると思いますから、その織り込みをしながら、また、議会との話し合いもしながら進めていきたいと思っております。

○議長（永田 章君） ここで議長からお願いをいたします。間もなく正午となりますが、このまま一般質問を続行いたします。

○八番（田添辰郎君） 市長のほう、きちんと対応していただけるということがあります。やはり高速船の問題、重要な問題であります。サービス基準等いろいろ難しい問題があるわけでありまして、検討することはできません。市民のため、市民のためだけではなく島民

のためにも、本当にこれこそ郡民という言葉は余り使わないんですが、屋久島も含めた種子島・屋久島の住民のためにも必要なことだと思います。本当に担当課は目の色を変えてこの問題に対応していただきたい、そういうふうに願っております。

では、馬毛島の自衛隊施設、FCLP訓練施設について質問させていただきます。

六月二日の日に、馬毛島の特別委員会のほうで防衛省との意見交換会を行いました。このことよって、馬毛島の問題が議員の皆さんも今まで以上に知識を深められたかなと、そういうふうに思っております。

そして、新聞記事によりますと、一面トップで「五年たったよ」という記事がございました。そして、沖繩選出の参議院議員である下地幹郎さんが沖繩にある普天間基地の機能を馬毛島に移設しようという提案をしているという記事が、おおさか維新の会ですね、やっているといるという記事も載っております。市民は困惑しているというふうに書いてあったわけですが、私はそのことを聞いて何も困惑しないわけがあります。これは事実を知っているからですね。

そして、市長のほう、五年前にですね、協議会だよりのほうで、冒頭の挨拶、小川防衛副大臣のほうから挨拶があつて、その協議会会長として長野力市長のほうから挨拶されているわけでありまして。

「この話が浮上してから、我々の主張は一貫しており、たとえ自衛隊であろうと、FCLP関連施設の整備は反対である。ツープラス

ツーで明記されたことで、種子島、屋久島の住民に恒久的な負担を押しつけることが明確となった。非常に残念であり、資料はこのまま持ち帰ってほしい気持ちである」、これは協議会だよりのこととって言っていますので、最後のほうにこう書いてあります。「今日説明を聞いたことは、話し合いのテーブルに着いたということにはならないことを事前に説明しておく」というふうに御挨拶の中で言っているようであります。議会のほうといたしましても、説明を聞くということがテーブルに着いたということになるのではないかということ、今回六月まで防衛省と意見交換会をやるとか、説明を聞くとかというのが延びたのかもしれませんが。

しかしながら、私は、正確にはわかりませんが、この説明をされたときの市長、議長は当然説明を聞いております。どの範囲まで議員の方が聞いているのかどうかわかりませんが、かなりの部分の方が、有志六名で聞いたことが二年前にありました、それ以外の方は国や防衛省の説明を真つすぐに自分の目で見ながら耳で確認したということはなかったかと思えます。それが初めて、国や防衛省の説明、短時間ではございましたが、聞いたことよって、いろいろ誤解も解けたのかなと思えますが、この議員の意見交換会、市長のほうはどういうふうに捉えるのか。これはまずかったとおっしゃらないでしょうか、意見交換会を行うこと自体がよくないんじゃないかと、そういうふうにいるのか、どんどんやるべきだというふうにいるのか、この意見交換会に対する評価をお

聞きしたいと思えます。

○市長（長野 力君） 議会が議員との意見交換やったというのは新聞で見ました。当然ですね、いろいろなことを聞いて情報を受けていくということは、自分たちの判断の中にも大切なこととてございまして、当然これはよかったですなと思っております。そうすることによって、曖昧なものもしっかり把握できるようになりますし、また、直に聞くことがやっぱりより近道、真実を聞くことが近道だということがありますんで、議員の皆さんが行って意見交換をしたということにつきましてはですね、私自身もよかったですなという考えがございまして。

○八番（田添辰郎君） 今議会の施政方針のほうでも、市長のほうもですね、偶然でありましょうか、意見交換という言葉を使っております。最後のほうにされたんですが、「情勢の最後となりましたが、馬毛島の問題であります。ツープラスツーの会見以降丸五年目を迎える今年、さまざまな動きが見られます。さまざまな情報に注視しながら、防衛省の現段階の考え方を確認しておく必要があると思っておりますので、意見交換の場の設置に努め、情報収集を行い、今後の対応を協議してまいります」となっております。市長のほうには失礼なんです、この文言を見たときに、ああ、長野力市長も田添辰郎議員と同じような考え方になってきたのかなと一瞬喜んでおりましたわけですが、喜んでばかりはいただけませんので確認させていただきます。

意見交換の場の設置に努める、どこの誰と意見交換をする場なのか、情報収集はどのようなところにやるのか、その辺を確認したいと思います。そして、情報収集を行うということではありますが、先ほども、市長が五年前にされた挨拶を受けて、防衛省のほうは説明はきちつと終わったということになっております。そして、市長や熊毛の市町、議長さんが行かれたときも、反対の意思を表明されに行っていますので、そのときにもきちつと十分説明することはできなかった状況があります。この意見交換の場というのは具体的にどういうものなのか。我々議員もやつと全員が意見交換、防衛省、自衛隊の説明を受けたわけであります。短時間ではあります。市長のこの意見交換の場というのはどういふものなのか、ぜひ教えていただきたいと思えます。

○市長（長野 力君） これは当然ですね、我々の協議会も含めまして、防衛省に行つて話し合いを、話し合いって、情報収集しながら、また、こちらの意見も言いながら話し合いをしようということでございます。ですから、当然相手方は防衛省に我々が早い機会にですね、行つて、その話し合い、話を聞くということになるのかと思えます。

○八番（田添辰郎君） 防衛省のほうと、やはり反対反対、私、街頭でいつも門前払いしてるというんですが、反対は結構なんです。市長が反対されても結構です。考え方の問題ですから。議員の中にも、反対、同じ反対といえども、中身が全く違う反対の方もいっぱい

いらつしやるわけですから、それぞれの意見をお持ちになるのは当然であります。市民の代表として、やはり防衛省の、そして防衛省、国の考え方をきちつと把握していただきたい、理解をしていただきたい。反対は結構であります。ですが、反対を我慢してきちつと理解する作業を進めていただかなければならないと思うわけがあります。そして、毎回のように、私、馬毛島の問題を一般質問させていただきませんが、市民にもきちつと説明していただきたいと思つてあります。

馬毛島の主な問題点、これは昨日も議論がありました。自衛隊の施設と、国が示した言葉は自衛隊の施設とFCLP訓練施設であります。二つがあります。セットになっているかどうかはわかりません。私はセットになっていると捉えているわけですが、主にこれまで議論されてきたのは、FCLP訓練についてでありました。

私も市民の皆様様の税金を使わしていただいて三年間勉強した結果、市長が恐れるような、議員の方が恐れるような、将来的に米軍基地になるとか、もしくはこの協議会の名前についています米軍基地等馬毛島移設、米軍基地等の移設ですから、多分普天間のことなんでしょう。こういった普天間の問題が生じるような、普天間、普天間といえは空軍ではありません。FCLP訓練は空軍の訓練になります。普天間基地の問題は海兵隊の問題になります。全く質が変わるんです。これを同列に扱ってはならないと思うんですが、そして、

普天間の機能が移設されるかどうか、アメリカ兵が西之表市にやってくるかどうか、騒音の問題、四つの問題、私なりに勉強させていただきました。

私は、ゼロとは言えません。ゼロと百と言えば、ゼロとか百とか言えるものではありません。限りなくあり得ないと考えております。そして方が一、一%でも確率があれば、それを下げる努力を我々政治に携わる者がやらなければなりません。これが使命であるかと思っております。

ですが、もう一点の自衛隊につきましては、市民の皆さん御存じの方が本当に少ないんです。地震とか津波とかには、市長が一生懸命、消防署もそうですが、消防団も懸命になって訓練しております。そのおかげもあって、地震、特に津波避難については関心があるわけでありますが、馬毛島の自衛隊についてきちっとした情報を持つた方がいらっしやいません。

このようなFCLP、そして自衛隊の問題があります。二つの問題どういうふうに考えているのか。特に自衛隊に対する市長の認識をお聞かせいただきたいと思えます。

○市長（長野 力君） 馬毛島問題については、昨日も申しましたけど、国がツープラスツードですね、FCLPと自衛隊と一体となつて恒久的な施設をつくるということが主になっておりますんで、我々は、そのFCLPとですね、この話自体はもう一体でありますから、FCLPの反対ということになっていきます。

ただし、昨日ありましたかね、一般質問ありましたときに、じゃあ自衛隊、FCLPと関係なく自衛隊施設ということになればですね、当然ツープラスツードが破棄された状態の中で新たに国が自衛隊のことをということになればですね、それはそのことについてお互いの話し合いができる、また、そういうことはですね、頭から反対するとか、そういうことはないと思っております。

要するに、馬毛島問題は、このFCLP、アメリカの艦載機の恒久的な訓練の施設と、それで、あくまでも艦載機訓練施設といいますが、あくまでもアメリカ米軍の一環でございます。その艦載機は米軍の軍を成す主力の中の主力でございます。そういうところが我々のところに訓練をするということで、結果的にはそれを基地化するかしらないかというのは、現時点では誰もはっきりわかりませんが、ただ、今までの米国との関係で言った場合は、どの基地もやはりそういうことで大きく拡大されていっているという事実がございます。それが私どもに、馬毛島にあるかないかというのは正直言つてわかりませんが、ただ、今までの状況からして、そういうこともあるんじゃないかという不安に対して、市民も島民もですね、それに対してやはり大変だということを考えているわけでございます。

そういう意味ではですね、それから、もう一つは、やはり以前、防衛大臣でしたかね、沖縄のこれも馬毛島に来る可能性もあるというようなニュアンスの発言もありました。そういうことはない

我々は思っていました、国ではありませんが、おおさか維新の会というのがやはりそういう提案も国に出しております。そういう意味ではですね、やはり私どもとしては、このFCLPは反対をしているということになります。それがあくまでもツープラスツーで国と国が話し合った結果の話で、これを別ですという、私がですね、それは別ですと言うわけにもいかないというのが事実ではないかと思えます。

そういう意味で、今回も議員の皆さんが全会一致でこのおおさか維新の会に抗議の決議を出していただきました。これがですね、私どもにとりましては、熊毛地域におけるですね、本当にこれからの社会の、これからの島のあり方の根幹というか、背景をなした抗議文であると思っておりますし、今後ですね、いろいろなことの情報も聞きながら、しっかりと対応していくことが必要かと思っております。

○八番（田添辰郎君） 自衛隊のことについてお聞きしたかったんですが、市長のほうは知識を持ち合わせていないのか、国、防衛省から説明を聞かれていないのかはわかりませんが、国の説明は、やはり我が国の国際環境、特に東シナ海、日本海を挟んで向こう側にあります、そういった社会情勢の説明が一番中身としては厚いわけでありまして、そして、自衛隊がどうして馬毛島にどういった自衛隊施設をつくるのかということもございます。その後にはFCLP訓練のことが乗つけられているわけでありまして。最後のページには補助

金とかさまざまなメリットについて説明されております。

市民の皆さんが、市長はFCLPにこだわっていらっしゃるの今の答弁でよくわかりました。しかし、市民の方が関心あるのは、FCLP訓練だけではなく、自衛隊施設にも関心があるんです。防衛省職員からは、自衛隊員が二百名の方が馬毛島で仕事をされる、その方たちの家族の皆様、六百名から七百名の方の宿舎が種子島に必要になる、そういうお話も知っているわけでありまして。そして、種子島ですから、西之表市にできるとは限らないよという話も聞いております。

FCLPはどこまで説明が行き届いたかわかりません。私が街頭活動を行って、田添はうそをついていると思う方もいっぱいいらっしゃると思います。だから、私はうそをついているつもりではありませんが、そんなことはない、FCLPは危ないと思って、いまだにたくさんいらっしゃるかと思えます。しかしながら、自衛隊のことは本当に初めて聞いたという方がいっぱいいらっしゃるわけです。そして、年間三百六十五日のうち、準備や片づけのために一月かかるとは、実際にジェット戦闘機があつた馬毛島の滑走路でタッチアンドゴーを訓練するのは最大約十日間でありまして。自衛隊は、年間三百六十五日、毎日二百名の方がいらっしゃる。そして我々西之表市、市民の協力、理解があれば、訓練が頻繁に行われるということになります。昨年もありました。自衛隊の訓練が種子町でありました。南種子町のほうでも落下傘の訓練がありました。そのよう

な訓練が馬毛島で行えるわけでありませぬ。

そして、そういった国の防衛、国を守る、国民の命を守る防衛、国防の観点もあるわけでありませぬが、地震に備えるという意味でも自衛隊があるわけでありませぬ。その部分については、本当に東日本大震災もあつて、熊本の地震もあつたわけですから、市民の方は関心があります。ぜひともそういうことも理解した上に、やはり市長自ら、行政自らですね、国、防衛省の話をきちつと市民にして理解をしていただく、市主催でやるべきである、そう思うわけでありませぬ。

その件につきまして回答をいただきました。本当にお時間が短くなって申しわけないわけでありませぬが、今回、来年の二月か一月かわかりませぬが、市議会議員の選挙、そして市長選挙がございます。既に三名の、二名の方が公にしております。そして、何名かの方が出馬をするという意向で噂が流れております。私は、長野力市長、この馬毛島に関しては全く考え方が違うと思ひます。はつきり申し上げまして、市長は市民のためにもつと勉強してください、このままでは勉強不足ですと僕は本音で思ひつています。

しかし、子供たちのこととか、いろいろいいこともやつていただきました。そして、榎本修市長、そして落合浩英市長の後、積み残したものを一生懸命やつてくれたのは評価します。しかしながら、平成九年、議員になられた市長であります。そして平成九年にも、九年、今五期目をなさつていらっしゃる議員さんも三、四名、三名ぐら

いいるわけでありませぬ。そのようなことを考えますと、市長が新たに、市長も懸命にこれまで頑張つてまいりましたが、新たな西之表市をつくるためにも、子供たちのためにも、全ての世代のためにも、決断をして若い方にバトンを渡すべき時期でもないのか、そう思つたりもするわけでありませぬ。

これは市長のほうの考えでありますから、その辺も含めて意思を明らかにしていただければと思ひます。

○市長（長野 力君） 私が進退のことでございますが、これにつきましては、後日ですね、しっかりと形で表明したいと思ひます。

○八番（田添辰郎君） 今日期限という言葉を使つておられるんです。田添だからうそをつくんじゃないかという方もいらつしやるかもしれません、本当にですね、毎日毎日街頭で活動しているわけですね。御迷惑も本当に市民の方に迷惑をかけております。ですが、初めて聞いた、田添じゃなくてちゃんとした国、防衛省の話をお聞きたいよという市民の方もいっぱいいらつしやるわけですね。ですから、ぜひとも、市長、市長が音頭をとつて、説明を聞いたから反対になりますとか、賛成になるとか、そういう問題ではないと思ひます。市民がきちつと事実、情報を得た上で判断をする、それこそが本当の民主主義であります。どうでしょうか。

○市長（長野 力君） 何回も何回も同じようなことを繰り返してありますけど、しっかりとですね、話も聞きながら、また、自分たち

の立場もしっかり把握しながら、将来に向かって間違った判断をしないように、市民にもお伝えし、また、いろいろな情報もそのまま市民にお伝えしていくことに今後ともなっていくと思えます。

○八番（田添辰郎君） 本日も十回ぐらいね、市長、申しわけないね、同じような質問をしちゃってね。本当に申しわけないんだけど、でも、ちゃんと知りたいというのは市民の声ですよ。僕の意見だけじゃないですよ。市長に一票を投じた方たちも、いっぱいやりきちつとした説明がいただきたいというのが本音ですよ。

南日本新聞、五年たったという記事がありました。三年前の南日本新聞の記事を覚えていますか。情報不足というタイトルでしたよ。情報不足だから情報を与えなきゃいけないということで、僕は毎回毎回馬毛島のことを一般質問させていただいております。そして、毎回毎回同じように、長野力市長に対して、公正中立の立場、あなたの立場は関係ありません。公正中立の立場、西之表市のトップとして、やはりきちつとそういう場所、機会を設けて、国や防衛省の話も市民に知っていただく、理解していただく場をつくらなければ、我々の西之表市長としての役割を果たしていると言えるのか。そして自衛隊は地震が起きた場合にどのような活動をするのか、そして緊急医療、鹿児島に病気で搬送する場合どうふうな役割があるのか、こういうことも知りたいわけですよ。市民は知りたい知りた、賛成反対の前にまず知りたいんです。それに応えていただきたいと私は思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 田添君は自席のほうにお願いします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） 明日十七日から十九日までは休会です。

二十日と二十一日は産業厚生委員会、二十二日と二十三日は総務文教委員会、二十四日は各常任委員会を開きます。

二十七日は各特別委員会及び議会運営委員会です。

二十九日は、午前九時三十分から全員協議会、午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議等であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後零時二十一分散会

本會議第五号（六月二十九日）

本会議第五号（六月二十九日）（水）

◎出席議員（十六名）

一番 木原幸四君
 二番 鮫島市憲君
 三番 濱上幸十君
 四番 小倉初男君
 五番 下川和博君
 六番 瀬下満義君
 七番 小倉伸一君
 八番 田添辰郎君
 九番 中原勇君
 一〇番 川村孝則君
 一番 榎元一巳君
 二番 長野広美さん
 三番 橋口美幸さん
 四番 渡辺道大君
 五番 丸田健次君
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	長 野 力 君
副 市 長	坂 元 茂 昭 君
教 育 長	立 石 望 君
会計管理者兼 会計課長	美 園 博 行 君
総務課長兼 選管書記長	中 野 哲 男 君
行政経営課長	神 村 弘 二 君
市民生活課長	吉 田 孝 一 君
財産監理課長	前 田 秀 夫 君
地域支援課長	大 瀬 浩 一 郎 君
税 務 課 長	長 吉 輝 久 君
健康保険課長	戸 川 信 正 君
経済観光課長	松 元 明 和 君
農林水産課長	園 田 博 己 君
建設課長	濱 上 喜 美 男 君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務所長	日笠山昭代さん
監査事務所長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十八年六月二十九日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） 定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

日程第一 議案第三五号 西之表市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程第二 議案第三六号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第三 議案第三七号 平成二十八年年度西之表市一般会計補正予算（第一号）

日程第四 議案第三八号 平成二十八年年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

日程第五 議案第三九号 平成二十八年年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）

日程第六 議案第四〇号 平成二十八年年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）

日程第七 議案第四一号 平成二十八年年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）

日程第八 請願第四二号 種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書

日程第九 請願第四七号 西之表市議会議員定数削減に関する陳情書

日程第一〇 請願第四八号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一七年度政

府予算に係る意見書採択の請願について

日程第一一 議案第四二号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一七年度政

府予算に係る意見書の提出について

日程第一二 総務文教委員会所管事務調査報告

日程第一三 産業厚生委員会所管事務調査報告

日程第一四 馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告

日程第一五 議員派遣の件

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第三五号 西之表市教育長の職務に専念する義務の特例

に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第三五号、西之表市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第三五号、西之表市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について御報告します。

第一条は、教育長の職務に専念する義務の免除を、第二条は、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、またその他教育委員会が定める場合、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることを規定するものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものとしています。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三六号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定

について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第三六号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第三六号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御報告します。

本案は、西之表辺地に係る総合整備計画が平成二十七年度で終了

し更新が必要となることから、新たに辺地における公共的施設の整備計画を策定するものです。

計画の主な内容についてですが、長期振興計画の実施計画に基づき辺地債を適用する事業として、まず、道路については、市道西町上之原線の改良工事ほか十五路線、また、橋梁の補修が一事業となつています。農道については、土地改良事業十五事業のうち改良舗装五事業を、学校給食施設は、新規で学校給食センターが十年を経過し施設が老朽化していることから、配送車二台、調理機器等の更新を計画しています。高齢者福祉増進施設については、老人福祉センター下のふれあい広場フェンスの修復、観光レクリエーション施設は、拠点施設の周辺整備事業運営補助金、また、公園関係では、都市公園施設のトイレ整備、あつぼくらんど遊技場整備などを含めた四事業を計画しているとのことです。

五年間で事業費の総額が二十七億八千二百九十三万二千円、そのうち一般財源は十五億六千三百五十七万円、このうち辺地債を予定しているのが十三億一千八百八十二万円とのことでした。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三七号 平成二十八年年度西之表市一般会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第三七号、平成二十

八年度西之表市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 小倉初男君登壇」

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議

案第三七号、平成二十八年年度西之表市一般会計補正予算（第一号）

について御報告します。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三億七千七百五十四万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九十九億一

千六百五十四万三千円とするものです。

債務負担行為の補正は、平成二十八年年度種子屋久農業協同組合がさとうきび農家に貸し付けた緊急支援資金に係る利子補給と、平成二十八年年度種子屋久農業協同組合が農家に貸し付けた緊急支援資金に係る利子補給の二件であります。

地方債補正は、辺地対策事業と緊急防災・減災事業の変更二件で、辺地対策事業は、農業振興公社施設事業の減額に伴う財源調整、緊急防災・減災事業は、離島活性化交付金が不採択となったための組織かえで、榕城分団・女性分団詰所整備事業の新規追加との説明を受けました。

次に、歳入について説明いたします。

総務費国庫補助金は、中割校区の活性化を図るための過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業によるもの。

農林水産業費県補助金の増額は、中心経営体等施設整備事業、シカ侵入防止ネット及び支柱購入補助、一月の雪害により被害を受けた園芸農家への交付金によるものとの説明を受けました。

基金繰入金は、財政調整基金とふるさと応援寄附基金から繰り入れるものです。

諸収入は、現和校区近政、国上校区寺之門自治会へのコミュニティ助成事業の決定によるものです。

次に、歳出について説明いたします。

総務管理費企画費の増額は、高等教育機関活用事業、分散型エネ

ルギーマスタープラン推進事業に伴う謝金、旅費等との説明を受けました。

地域振興費の増額は、近政集落、寺之門集落のコミュニティ助成事業の決定に伴う備品購入等によるもの、また、中割校区の各集落をネットワーク化し、廃校となった校舎を活用して交流の拠点を整備しようとするものです。

社会福祉総務費の委託料は、国の事業で設置した西之表市くらしサポートセンターにおける生活困窮者自立支援事業について、その事業を社会福祉協議会に委託することにより、事業関連予算を減額し、委託料に組かえるものとの説明を受けました。

消防施設費の増額は、榕城分団・女性分団詰所を新築整備しようとするものです。建設場所は保健センター横駐車場を予定しており、選定については高台であり参集しやすい場所であること、榕城分団・女性分団とも協議の上、決定したというものであります。

社会教育費開発総合センター管理費には、新規で開発総合センター名誉館長報酬が計上されています。館長の職務としては、鉄砲館への助言・協力、収蔵資料・博物資料に関する専門的な調査研究、西之表の歴史・文化の普及啓発、上妻家住宅の保存活用の整備、人材育成、市制施行六十周年に向けて市史の編さん作業等を考えており、一月十二日、一日当たり七時間勤務、必要に応じて一年毎に契約更新をしていくというものであります。

審査の過程において、開発総合センター名誉館長については、選

考基準や採用期限について明確にするべきとの意見や、名誉館長という職名についても意見が出され、これについては今後検討していきたいということでした。

また、六月から国上小学校の余裕教室を使用しての放課後児童クラブが始まっていますが、学校を使用することの教育委員会としての基本的な考え方等について確認を行いました。教育委員会としては、まず地域の中でいろいろ検討し議論してもらいたい、その結果、適当な施設がない場合は学校の施設も可能であるということでした。

本委員会は審査の結果、高等教育機関活用事業や分散型エネルギーマスタープラン推進事業の調査費については、これまでも多額の予算を投入しているが実現の可能性が見えてこない、各課予算編成には苦慮しているという中で、これらの事業のあり方について疑問であるとの反対意見もありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 次は、産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） おはようございます。

議案第三七号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第一号）のうち、本委員会が付託を受けました所管分について、審査の結果を報告いたします。

総務費について。

総務管理費のうち花とみどり推進事業費の原材料費の増額は、花を咲かそう西之表景観づくりの継続として、花を地域に提供し植栽してもらおうための苗代で、ふるさと応援寄附基金で充当するものです。

民生費について。

児童福祉費のうち児童福祉総務費は、各児童クラブ登録児童数の増減及び国上児童クラブの新規開設に伴う委託料の補正です。償還金利子及び割引料は、児童措置費についても同様に前年度精算によるものです。

衛生費について。

保健衛生費のうち斎苑管理費は、斎苑換気扇四カ所を改修する修繕料。ごみ処理費については、例年実施している県補助事業で海岸漂着物地域対策推進事業の確定により減額するものです。

農林水産業費について。

農業費のうち農業振興費の負担金補助及び交付金の補助金で、新たな水田農業確立推進補助金及び農業者経営所得安定対策推進補助金は、国及び県の減額内示によるものです。

補助金のうち鳥獣被害防止ネット助成の増額は、従来の三分の一の助成について五月いっぱい休止されていますが、地域振興事業を活用し、農家からの要望のあった支柱購入、ネット購入への補助を行うということでした。これに伴い、助成に当たっては農林水産課での手続が必要となるとの説明を受けました。

認定農業者経営支援補助金の増額は、国の補助予算、担い手確保経営強化支援事業の補助で、不採択となった庄司浦、伊関浜脇地区の二経営体について、売上高の拡大、経営コスト等の減少など、意欲的に取り組む地域の中心的経営体が融資を活用して、農業用機械・施設を導入する際、融資残について国が十分の三、市が十分の一の助成を行い、主体的な経営発展を目指すものです。

新規の園芸産地再生産支援事業は一月二十五日の寒波に伴い、園芸作物、豆類、バレイショ等の被害を受けた生産者に対し、再生産に向けた土壌改良資材、種子・種苗代、肥料及び農薬等の購入費の支援を行い、園芸経営の早期回復と園芸産地の維持を図るものです。対象農家戸数は二百四十二戸とのことです。

畜産業費の負担金補助及び交付金の酪農スラリー堆肥化推進補助金の増額は、さとうきび圃場への液状堆肥、すなわち酪農スラリーを還元する実証圃の設置と効果の検証に加え、分散型エネルギーのプロジェクトマスタープランの取組みのために、バイオガスの精製の段階で排出される消化液の活用による実証栽培及び効果分析を行うものです。

水産費のうち水産振興費の負担金補助及び交付金の離島漁業再生支援交付金は、交付対象漁業世帯数が二十七世帯減少し、二百八世帯となったため減額となっています。対象要件である三十日以上漁業活動を満たさない世帯が増えたことが一つの要因となっているとのことです。

商工費について。

商工振興費は、ふるさと応援寄附基金を活用し、産官学連携事業の中で実施している取組みに関し、東京大学と文部科学省所管科学技術振興機構日本科学未来館の協力を得て、地域の次世代を担う高校生を対象とした講演や対話型ワークショップ等を実施するための費用です。

産業創出費では、特産品開発センターきらりの空調設備の修繕料の増額です。

土木費について。

道路橋梁維持費の工事請負費の増額は、市道現和下之町石堂線の西俣集落手前の法面が二月二十六日の地震により高さ二十メートルの位置に深さ〇・五から一メートル、長さ二十メートルのクラックが発生したため、緊急対策として崩土除去を行うもの。

また、道路新設改良費、負担金補助及び交付金は、地方特定道路整備事業西之表南種子線の道路整備事業費が増額されたものです。

災害復旧費について。

公共土木施設災害復旧費のうち、現年度発生単年災害復旧費は、安城漁港の河口付近の土砂除去及び雁田下石寺線についても暗渠が閉塞したことによる土砂除去のための重機借上料の増額です。

審査の過程において、国上児童クラブなど児童クラブについては、子どもの安全や保護者の安心の面からも継続的に学校を使用することができないか議論を深めるよう努めていただきたいとの意見が出

されました。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 各所管常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） 総務文教委員長にお尋ねいたします。

幾つかありますが、まず、榕城分団・女性分団の詰所の件であります。

市債を一億円ほど発行しまして、「すこやか」の上のほうに、隣に詰所をつくるということであります。工費が八千五百万円ほど出ております。この事業は本市独自の事業のようになっておりますが、消防組合との役割分担がどうなっているのかについてお尋ねいたします。

また、この場所がどうだったかなと、もつといいところが、適地がなかったのかなと思うんですが、これについての検討はどうだったでしょうか。私が気になったのは、市民会館がありますので、近くに、演奏会とか何かあったときには、議員総会なんかも行われる、これから行われるんじゃないか、多くなるんじゃないかなと思っておりますが、音が、ちよつとサイレンとか気になります。これについての検討はどうだったでしょうか。

また、この分団は救急対応はしないのか。普通これは火事だけの対応なんでしょうか、この分団については。

次に、各課の予算で人件費の減額が見られます。この要因、この原因について、多分人事異動により、四月の人事異動でベテランから新人にかわった、それが大きな要因ではないかと思うんですが、そのときの業務の対応、ベテランから若い人に、新卒と、かわったときの業務の対応はどうなっているのかお尋ねします。

次に、国民健康保険会計への繰出金が二億円ほどあります。二億二千二百万円ほどあります。当初予算からわずか三カ月で二億円の繰出金の増額がありました。これがここ三年ほど続いております。

これは、この二億円の増減というのは、増額というのは、当初予測されたんだろうと思うんですが、なぜそれを当初予算であらかじめ見込まないのかということ。予算編成上、ちよつと問題があるんじゃないかと、予算の編成のあり方として、すっきりしないというか、わかりにくくなっているんじゃないかと思えます。これについての議論はどうだったんでしょうか。

あと、給食センターについて、人件費が三百万円ほど、三百三十万円ほど減になっております。これについてその要因と、あと何か給食センターの管理体制の何か変更があったのかどうか、これについての議論をお尋ねいたします。

最後に、教育費で、スポーツ振興センターへの見舞金の拠出だと思えます。熊本地震による見舞金の割り当て額だろうと思うんです

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） スポーツ振興センターの見舞金というのは、熊本地震のことじゃなかったんですか。ちょっと私の勘違いですか。

○総務文教委員長（小倉初男君） 説明したとおりでございます。過年度分の障害児童に交付されるものでございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

○六番（瀬下満義君） 人事異動により、ベテランから新人にかわったときの業務対応について、すみません、担当課から回答お願いします。

「総務課長 中野哲男君」

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

人事異動時の事務引き継ぎについての御質問でございます。

新たな視点から課題解決をする等、職員の能力・資質を高めること等によって住民サービスの向上を目指して毎年定期的な人事異動を行っているところでございます。業務の継承が円滑に行えるよう、おおむね発令の一週間前に内示をすることとしております。

基本的な業務については対応できると考えておりますけれども、その他については、随時、職員間で連携をし業務に支障がないように努めているところでございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） ベテランの方から新人にかわったとき、新人にかわることも多いかと思うんですが、全体の人数は変わらずに、

全体の担当課の人数は変わらずに、ベテランが抜けて新人が入ったということ、そういうことも多いかと思うんですが、業務にそんなに支障はないわけですか、現実には。何か停滞するとか、そういうことはないんですか、一般には。

○総務課長（中野哲男君） その業務の内容にもよると思いますけれども、業務に支障がないように努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一一番 榎元一巳君」

○一一番（榎元一巳君） 西之表分団とその女性分団の詰所の件でお伺いをいたしますけれど、詰所そのものをつくることにはですね、下の部分についてはもうかなり老朽化が進んでおりますし、そういう点では早急に対応すべきだろうというふうに考えております。その点ではしなければならぬと思っております。私は議論の中でですね、現在のいわゆる市有地が、今後、この西之表市行政を進める中で、ほかの分野で必要になってくるんじゃないのかとか、我々が以前に落合市政の時代に、「すこやか」を市街地におろすべきだという議論を随分やりました。なぜかっていうと、やっぱり、人の集まりが市街地に集まるほうがいいんじゃないかという議論を随分やっただけなんですけれども、行政側からの答弁はですね、やっぱり子育てとかそういう関連からいうと、この行政等との連携が非常に必要だと、だから現在の位置が重要であるという説明を延々やり続

けて、最終的にはそこに、合意に至ったんですが、そのときの議論からいうと、我々は市街地で、やっぱりそこに人通りができてというのを随分話したんですが、行政等との連携を話されました。

私は思うのには、あその土地については、今後やはり、「すこやか」があるように、例えば、保健福祉とか子育てとか、あるいはほかの分野で介護であるとか、行政等との連携を進める上で重要な土地ではないかなってという考え方を持っていました、以前の議論を踏まえてね。そうすると、もう少し将来のビジョンがなければ別ですけど、そういうふう考えたときに、あの土地は非常に現場と連携が非常に重要になってくるんじゃないかなって思います。

最近では、包括支援センターを移動したり、庁内で移動をして、我々は、いや、それは市民目線の前にあるべきやっていう議論をしたんですが、一旦引っ込んだけどまた出てきました。そういう対応とかですね、やっぱり、将来にわたって行政との周りの関連、これから考えられる部分での議論がなされたのかどうか、駐車場の議論だけじゃなくてですね、将来、西之表市の中枢であるところの部分から、その土地利用に関する議論があつてこういうふうになったのかなということをお聞きをしたいんですが。

○総務文教委員長（小倉初男君） 候補地については、市有地が三カ所、現在決まった保健センターの駐車場、桜が丘、また、現消防団の跡跡、それと、民有地も五カ所ほど検討されたようですけども、現在の場所に決まった中で、行政との連携、そっちのほうも

重要だという話も出されましたけれども、委員会の中で、やはり、深い議論はありませんでした。

また、駐車場ということで、公用車の駐車場、現地も視察しながらということの検討いたしましたけれども、行政との連絡関係で本当に重要では、今後どうやって連携とっていくのかという中までの検討はなかったように思います。

以上です。

○一番（榎元一巳君） ぜひ、そこら辺の議論がね、いわゆる行政側でどう行われたのか、私たちの考え方、我々の考え方では、あそこは今駐車場になっていますけれど、駐車場のために何千万円も銭を出した、そういう考え方ではないと思うんですね。ですから、消防分団、使うこともそれは一つの考え方ですけども、そういう先ほど申し上げましたような論点に従って、庁内で議論があつたのかどうか、非常に重要なことだと思しますので、できたら御回答をいただきたいんですが。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

今、議員御指摘のとおり、保健センター東側の駐車場は行政の庁舎の隣接をしているということで、非常に重要な場所という認識は持っております。

ただ、さきの東日本大震災以降、非常に防災に関する考え方が変わってまいりました。議員がおっしゃるように、低地の市街地のほうにという考え方もございますけれども、御承知のとおり、先ほど

の消防本部という話にも関連をするわけですが、県の南海トラフ時の津波の想定区域内ということで、高台にということが一つの重要なポイントでございました。

それと、市民会館が防災の拠点施設ということで、一体的な市民の安心・安全を守るための拠点づくりと地域づくりということ、あと、分団員が参集をしやすい場所等について、それぞれ公共用地の検討委員会等、建設準備委員会等で議論をされたところでございます。その結果で現在の保健センター東側ということでございます。

おっしゃられるように、駐車場ということではなくて、ほかの行政がこれから行おうとする重要な土地であるということは認識をしつつ決定をさせていただいたということで、関係者と十分な協議ができたものと思っております。

以上でございます。

〇一番（榎元一巳君） 何か誤解があるようですが、私は市街地につくれと言っているわけではないんです。やっぱり、今、おっしゃるように高台につくるべきだったろうし、时期的にももう限界のところであろうというふうにお話しているところです。

ただ、私が申し上げたのは、行政の中で、将来にわたっての土地利用のビジョンを示して、そういう議論があったのかどうか。私、ここがもし今おっしゃられるように防災の基点となつてですね、例えば、常備消防がここに移るんであれば大きな意義があると思えます。そういう点では、そういう点で申し上げているわけで、この分

団の詰所に、建設するのに反対とか、そういうことじゃなくて、将来の西之表市を据えて考えたときに、そういう構想に関する議論を庁内でやりましたかという質疑なんです。

〇総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。その消防本部の移設等についても検討されているわけですが、そういう全体的な議論はなされませんでした。

以上でございます。

〇一番（榎元一巳君） 私は、西之表市の行政の中心で、ここに庁舎をつくることから、それに関する議論ずつとされてきたと思います。そのところが、今後の問題について土地利用に関する議論が十分なされていないんじゃないかなというふうには一つ思います。だから、私は消防に反対をしているとかっていうことじゃないんです。早く、一日も早くつくるべきであるし、将来にわたってここがうまく機能するようにという考え方の議論が欲しかったなということをお願いすることだけです。決定についてはどうこうと言うものではないかもしれませんが、ただ、そういう議論がなされていないと、本来あるべき姿が将来にわたって大きな問題を残すんじゃないかという危惧はあるものですから、御質疑を申し上げたところです。

以上で終わります。

〇議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

〇議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 議案第三七号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第一号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

本案は、六月補正でありまして四億円弱の増額であります。財源としては、財政調整基金が二億二千万円ほど、あとは市債、これが約一億円ほど、その他国庫支出金、県支出金があります。

その歳出の中で、一つは繰出金が、国民健康保険会計の繰出金が何と二億二千万円あります。これはここ三年ほど続いておりまして、この繰出金は当初から予測できたわけです。保険料を値上げしない限り、こういうふうになるわけ。ですから、保険料を、国民健康保険の保険料を値上げするのかわつていうのは、もうこれは当初方針は決定されるはずですから、また、決定しなきゃ間に合いませんので、そうなりますと当然、もう繰出金は二億円ほどは出てくるわけです。ですから、当初予算で組んだほうがいいんじゃないのかなと思うわけです。予算は、特に当初予算は、全体を見通した予算でありますので、できるだけ正確に精度よく出すべきだと思います。そのほうがわかりやすいと思います。

また、この榕城分団の話も出ました。約、市債も一億円ほど出すわけです。工事費が八千五百万円ほどとなっております。消防については無線のデジタル化もありまして、これに組合のほうですが、

七億円ほどですか、結構設備投資しました。私は携帯電話を使ったほうがよかったんじゃないかと思うんですが、またこういう大きな設備投資をするわけです。場所についてもどうかと思います。鴨女町に本部があつて、またここに、その近くにまた分団をつくるのかと、ちよつと非常に違和感があります、場所的にも。これはもうちよつと検討して、みんなで議論したらどうでしょうか。

長野市長になつてから、箱物が結構多くて、こんなにたくさん設備投資を一度にして大丈夫かいなど。これから、我々返済しなきゃいかんわけです、金利も含めて。大丈夫かなと私はもう非常に危険な、何か心配をしております。

財政も破綻状態だと私は思うんです。債務残高、借金総額、一般会計でいきますと百三億円ほどに今なっております。これからなかなか減らない。市税などは十三億四千万円ぐらいですか、しかありませんので、あとは国に頼っております。この一般会計でも、約百億円ぐらいになりましたが、中身を見ますと、国から五十五億、六億円ほど出ております。六割弱はもう国から来ておりますので。その国も千兆円を超える借金であります。いまだに一般会計だけ見ますと、二十兆円ぐらいはまた増えていくわけです。借金を返すどころか、いまだに増えている、響いていくわけです。

こんなことで、長野市長はどうでしょうか、持続可能な予算、役所の財政と言っておられますが、本当にそうなのでしょうか。金利だけでも、この加重平均金利と言っていますが一・三%ぐらい

ですか。一般会計ですと十兆円ですが、特別会計も入れますと国は十三兆円ぐらい、この史上空前の低金利の中でも十三兆円も金利だけ払っておるんです、国は。一方で、放っておけば社会保障関係で一兆円ぐらい毎年増えていくという状況です。

これに何だか我々も、地方から声を上げて、あるいは行動を起こして取り組むべきだろうと思います。そして、やはり国を動かしていく。国も見ているはずですから、地方の動きを。ちゃんと我々もやるべきです。東京都でいろいろ問題になりました、舛添知事のことも。私は一般質問で、公私混同とか、高額出張のこと、そして、効果的・効率的な予算の使用について長野市長にも伺いました。具体的なかこんなことで、ここを節約していますとか、こんなところで効果的なことを、効果的な予算使用に心がけていますといったような具体的なことはほとんどなかったです。非常に残念でした。

それどころか、毎回申し上げておりますが、何とその予算の切り詰めどころか三役の報酬を、給与を何と元に戻して、さらに幾らか上げております。元に戻った、元に戻す長野市長の年俸が千二百二万一千円です、もうずっと前の話、職員の年俸が、平均年俸が七百万円とか、退職金が二千五百万円とか、場合によっては三千万円とかいった時代です。今は正職員も六百万円、平均年俸、退職金も二千百万円ぐらいですか、なってきたときに、昔の高いときの年俸に戻す、千二百二万一千円に戻す、そして、さらに人勧も去年でしたかな、反映されました。それで千二百十五万八千円ほどになってお

ります。したがって、元に戻った上にさらに十三万円ぐらいは上がったわけです。こんなことややっていいのかわいなど。

以下、副市長、教育長も一緒です。一体、何を考えているのかなど。もう時代錯誤も甚だしいと思うわけです。この小さな、人口が減少していく、貧しい産業もない、雇用の場所もないこの苦しいところで、何で三役だけがぼんと、あの昔の、まあ人も割とおった、まあまだまだ建設業にも仕事も行っていたあの時代に戻って、さらに上げるなどといったことが起こっていいのかと。起こったわけです。まさにそういう予算が出てきたわけです。これでは話にならないと思います。非常に危機感募るばかりであります。

長野市長もここは腰を落ちつけて、これまでのこと、そして、現在、そして将来のこと、ますます少なくなっていく子供たち、そして、大変になってきてきた医療・介護、これを考えたら、我々、この行政に携わる者として、身を引き締めてしっかりとメッセージを市民に出していくべきじゃないかと思うわけです。この三役はそれぞれ別個の給与立てになっておりますので、ほぼ、市長、副市長、教育長。ですから、それぞれの考えで決められるわけです。ぜひ、ここは御検討いただいて、市民に向かっても、安心できるという、ああ、何か役所はちゃんとやっているなど、市民のことを考えてくれているなど、長野市長が言うような、まさに優しく温かく包み込むような、そんな気持ちで行政を担っているなど、そう実感できるようなことを示していく、それは非常に大事なことなんだろう

と思います。

そして、ともにこの西之表市をよくしていくと。まあ、財政も大変です。いろいろな問題がありますので、市長自らしていくことの、そのとうときははかり知れないと思うのであります。ぜひ、そのようにここは一念発起、決断をしていただきたいと、それを期待して、私の反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案に対する各所管常任委員長の報告は、可決とのことであり、各所管常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三八号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第三八号、平成二十八年年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第三八号、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二億二千五百七十四万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十二億二千五百七十四万三千円とするものです。

主な内容について歳出から説明いたします。

保険給付費の療養諸費は、過去三年間の医療費の実績及び被保険者数の推計に基づき、一般被保険者を五千二百二十一人、退職被保険者を百七十四人と見込み、一人当たり療養給付費も一般被保険者分を二十六万三千二百九円、退職被保険者分を五十一万八千九百九十円と見込み計上しております。

また、高額療養諸費についても同様に推計し、それぞれ予算計上されております。

後期高齢者支援金は国からの通知に基づき、介護納付金は社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき、共同事業拠出金も県から

の通知に基づきそれぞれ計上しております。

なお、高額医療費拠出金は、県単位の共同事業で一件八十万円を超える医療費分を、保険財政共同安定化事業拠出金は、一件八十万円以下の医療費分を計上しております。

この共同事業の交付金から拠出金を差し引きますと、約六千七百万円の赤字となることです。

予備費は、一般被保険者療養給付金の約三％に相当する額を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

まず財源不足への対応について。

今年度は、国民健康保険世帯の所得、特に農業所得が大幅に落ち込んでいることや、平成二十八年度の制度改正により、課税限度額が八十五万円から八十九万円へと引き上げられること、また、平成三十年度から県が国民健康保険財政運営の責任主体となることから、国や県の動向を見極めるため、やむを得ず税率改正は行わず、一般会計からの法定外繰入二億四千三百万円に対応することで調整したとの説明でありました。

このため、国民健康保険税については、一般被保険者分一億八千九十万六千円、退職被保険者分一千二百九十八万四千円、合わせて一億九千三百八十九万円の減額補正となっております。

基金積立金については、西之表市国民健康保険基金条例第二条の規定に基づき、前年度繰越見込額の五％を計上しております。これ

により、今年度末の基金残高は一千六百九十万一千円となる見込みです。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第三八号、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につき、反対の立場から討論をいたします。

私のこの特別会計に対する反対の理由、共通している部分は人件費の削減が足りないというのが一番の理由であります。

人件費の削減といいますが、若い人はもうそんなに下げられないと思います。むしろちよつと上がる場合もあるかとは思っています。が、年配の方の、今、年功序列で給与、事実上やっていますので、やはり年配の方をぐーっと下げていかざるを得ないと、その道筋が示されていないと、そういった市長の、長野市長の政治姿勢に対する反対であります。

また、一般会計のところでも述べましたように、この一般会計が

らの繰入金が二億円ほどあります。ここ三年ほどこういうことが続いています。そして、六月でいつもこうやって二億円ほど、一億五千万円から二億円ほどの補正が出てくるわけです。これは、どうしてか、どうしてこうなるかといいますと、歳出のほう、かかる費用のほうは、これはもう当初の段階で、できる、計算がまあできるわけですが、歳入のほう、入ってくるほうの計算が、まあ保険料のところだけできないと。資料が出てこないんで、新しい資料が出てこないんで、できないんで、まあ当て馬をしておく。そこだけ、まあ数字を合わせておくということになっております。

ところが、その保険料は、じゃあどうやって決めるかということ、保険料率が、もうこれ、動かさない限り、もうほぼ、これはもうわかるわけです。今回、保険料額が国民健康保険税の額が当初六億三千六百万円と見込んでおりました。これが何と二億円ぐらい低い、四億四千二百万円と今度出てきたわけです。これはただけど、予測、ほぼできるわけです。どうしてかという、前年度の実績に基づけば四億四千六百万円になるわけです。たった四百万円しか違わないんです。

ですから、前年度の実績を使えばいいわけです、この保険料のところ、当初から。保険料を値上げしなければ、もう、大体ほどこれになりますので、そうすればそんなに変わらないわけです、数百万円しか。何でそうしないのかなというも私は言っているわけです。ここ三年間、ずっとこういうことが続いてきましたので、我々、私

も、自身もちよつと混乱してましたし、恐らく予算を見る方も、説明を受ける方も、わかりにくいんだらうと思います。

ですから、当初でそれは予測できますので、いろいろなことが、保険料をまず上げるか上げないかを決める。上げなければ、もう、前年度の実績に基づいた額を保険料として計上しておけば、そんなに変わらない、変わりませんので、ぜひ、予算編成上、確からしさというのか、見込みの、まあ確からしさというものがもう大事です。で、予算も、急に六月になって、わずか三カ月後に二億円も変えますなんて言ったって、ほんな、何ですかこのやり方は。もう非常に問題だと思えます。もう少し、まあ真面目にというか、わかりやすくしてもらいたいと思えます。

そこも批判して、私の反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 議案第三八号、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

本年度、国民健康保険の被保険者数は五千三百九十五人、市の人口比の三三・八%の人が加入をして、年齢構成では五十歳代以上の人が六八%を占めています。健康のリスクも高くなる高齢の方や、

所得の低い不安定雇用の女性・若者が加入する制度であって、運営が厳しいことがよくわかります。

一人当たりの医療費についても、平成二十五年度、三十一万一千九百九十八円だったのが、平成二十七年度は三十四万八千八百二十八円となっております。医療費は年々膨らんできている中で、昨年度二十歳代から四十歳代の若い子育て世代でも二〇%以上の世帯が滞納をしています。国の方針として収納成績が重視される中で、公平性を理由に滞納世帯で保険証を持ってない、いわゆる資格証の発行の世帯が百十九世帯、短期しか使えない短期証を持っている世帯が五十世帯となっていることは、大変、市民の健康維持管理・増進や命を守る観点からも重大な状況だと思えます。

第一の問題点として、予防対策で、市は予防、早期発見や早期治療の取組みなど進めておりますけれども、この早期発見・早期治療と保険証の資格証そして短期証発行、これは全く逆行するものではないでしょうか。かえって症状を悪化させ、医療費が膨らむ状況を生み出しているのではないかと思えます。自治体の裁量で資格証の発行は中止すべき、第一にこれを求めたいと思えます。

次に、基本健診の受診率を上げる対策の取組みについてであります。基本健診の受診率が伸びてきたとはいえ、まだ三〇%台です。なぜ伸びないのか分析をして、目標の五〇%にするための具体策が不十分だと思います。

主に二点挙げましたが、税金の徴収を厳しくするだけでは一人一

人の市民の健康づくりは進みません。住民の立場で社会保険制度の充実や国民健康保険への国庫負担を増やすことを自治体としても国に求めていく、このことがとても大事になっているのではないのでしょうか。

今、国は二〇一八年度から国民健康保険の広域化を計画しております。また、低所得者対策として、市の負担も含めて約一億四千万円が予算化されているという説明を受けましたが、県内どの自治体も大変な財政運営となつて、一般会計からの繰入自治体も増えております。そういう一般会計が、一般財政が厳しい自治体、国民健康保険会計も順調にいつている自治体は少ないです。一緒になつて、このような厳しい自治体同士が一緒になつても問題は解決しません。それどころか、問題がますます見えづらくなるのではないかと大変危惧しております。

以上、施策の提案と問題点を指摘いたしましたして、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「九番 中原 勇君登壇」

○九番（中原 勇君） 議案第三八号、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算に、委員長の報告のとおり賛成の立場からの討論を行います。

皆さん、御案内のように国民の健康を維持するため被保険者については社会保険制度、そして、被保険者以外の一般国民については

国民健康保険制度、この二本立てで法律で定めて、そして、その制度運営を負っている国民一人一人にとってなくてはならない大変重要な制度であります。

国民年金制度あるいはこの健康保険制度、少子高齢化に伴い、問題点が多々出ておりますけれども、この法改正、あるいはそれぞれの自治体における市町村の運営主体において一生懸命努力をされております。したがって、これが維持運営できるように努力をするべきであって、それぞれのまた努力を評価をしたいという立場からの賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

反対、賛成ですか。賛成討論ですね。

〔八番 田添辰郎君登壇〕

○八番（田添辰郎君） 議案第三八号、平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計補正予算に、委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど二名の方が反対討論をされました。一人の方は人件費の問題、また予算手続、予算策定の手続の問題、いろいろ言われたわけでありますが、そして、政治姿勢の問題も言われました。二人の方は、資格証の問題、また短期証の問題、言われました。これも市長の政治姿勢にかかわるかと思えます。また、健康を守るための予防対策、基本健診の受診率の、これが低い段階でございます、これは伸ばそうということで、行政一体になって「すこやか」を中心に

して頑張っておるわけですが、まだまだ低い状況であるのは認めるわけであります。

しかしながら、長野力市長になってから保健師の数はかなり増やしております。また、ウォーキング大会を開いたりとか、そういう予防対策を打っていかなきやいけないという姿勢は、このごろ最近最近ではなく、以前からですね、やはり、長野力市長が病院経営もされて、病院経営の事務もやられていたということで、そういうところは、議員の皆さんにも批判があるかもしれませんが、実際は積極的に取り組まれていると私は信じております。

また、この資格証の問題、短期証の問題でございますが、本当に反対討論者がおっしゃるとおり、国民健康保険会計、厳しい状況でございます。農業、農家の方は本当に天候に左右されます。そして、高齢の方、そういった、僕もそうですが、国民健康保険会計に入っているわけですが、やはり、景気に左右される部分がいっぱいあります。そして、事業所のほうが半分してくれるわけではありません。その負担の重み、社会保険に入っている方と比べたら、本当、二倍も三倍も重いというのが実感なんでありますが、しかしながら、やはり、それなりの事情があった場合には金額を減額したりとか、そういう制度があります。これを簡単に制度を変更して、大変だからということで安易に納税することを甘く見積もっていくと、ますます国民健康保険会計、厳しくなるのは当然であります。

市長の政治姿勢もありまして、今回も国民健康保険会計のほう、

値上げとかいう、そういうことをやりませんでした。本来なら、責任ある立場であるならばきかとも思います。しかしながら、市民の、本当に反対討論者が、二人目の討論者が言われたように、苦しい家計の中で生活を一生懸命守っている、その状況を見たら、市長としても、やはりここで値上げをすべきではない、そういう思いがあったのではないのでしょうか。これはやはり、議員全員から見ても、市民から見ても、そういう、やはり市民を思う市長の政治姿勢はやはり高く評価しなければならぬと私は思います。

そして、国民健康保険会計ではございますが、ゼロ歳から中学生までの医療費の無料化もしております。こういった問題も、やはり国民健康保険会計ではございませんが、市民の健康をいかにして守っていくか、その視点があるのではないのでしょうか。私のほうは、高校生までぜひ広げてほしい、また窓口負担もなくしてほしいという、そういう要望もさせていただいておりますが、やはり、長野力市長、この部分においては本当に評価して、評価すべきだと私は思っております。

全面的にこの国民健康保険会計の面、そして、市民に対する健康づくりの面、全面的に評価して、私のほうは賛成討論といたします。

以上であります。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時八分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
議案審議を続行いたします。

△議案第三九号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補

正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第三九号、平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第三九号、平成二十八年西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五百七万二千元を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十億三千七百二千元とするものです。

歳出から説明いたします。

総務費一般管理費の増額は、職員の人事異動に伴うものです。地域支援事業費の任意事業費の減額の主なものは、元気度アップポイント事業を一般介護予防事業費へ支出科目を変更したことによるものです。

認知症総合支援事業費の増額は、大学との連携により認知症予防のための支援体制の整備を図るものです。

次に、歳入について説明いたします。

一般会計繰入金の追加は、職員の人事異動に伴うものです。

基金繰入金の増額は、収支調整によるもので、これにより平成二十八年度末の基金残高は八千八百六十八万一千円となる見込みです。本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第三九号、平成二十八年西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

特別会計に共通する理由としては、人件費の見直しの道筋が示されていないと、この理由であります。

介護、この介護の特別会計は、職員数九名で、人件費、共済費含めまして五千万円ほどとなっております。若い職員が多いせいかな均からすると、全体の平均からすると、まあ、人件費はこう低くなつてはおりますが、官民格差等考えますと、これも放置できない問題でありますので、まあ、今後、職員とも話し合いながら、協力も得ながら、この見直し、人件費の見直しをしていくべきだと考えております。

そういう道筋が示されていけませんので、反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四〇号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第四〇号、平成二十八年年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第四〇号、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百七十九万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億千六百二十万五千円とするものです。

歳出から説明いたします。

総務費の一般管理費の減額は、人事異動に伴うものです。

後期高齢者医療広域連合給付金の増額は、保険料増分を追加するものです。

次に、歳入について説明いたします。

後期高齢者医療保険料の増額は、広域連合の推計によるものです。

一般会計繰入金の事務費繰入金の減額は、人事異動による人件費補正に対応するものです。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 議案第四〇号、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

この特別会計は、職員数二名が担当しておりまして、給与費は一千二十八万六千円、約、年俸が、平均年俸が五百万円ほどであります。全体の平均が大体六百万円ちよつとですので、若い人がここ担

当しているのかなと思います。これも今後、見直しが必要だと思しますので、その道筋が示されていないとの理由で反対いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四一号 平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予

算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第四一号、平成二十八年西之表市水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第四一号、平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告いたします。

第二条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、職員の人事異動に伴うものであります。

第三条は、資本的収入及び支出の補正で、収入では、一般会計出資金は統合簡易水道に要する経費のうち企業債元金の再計算による増額補正です。支出は、建設改良費の時間外勤務手当で、簡易水道の国庫補助事業に係る実施施行の際の時間外勤務に備えるための増額であります。企業債償還金の元金償還金は、財政融資資金分の増額で、平成二十八年度末の企業債の残高は、十八億七千七百六十六万七千円となる予定です。

第四条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員の人事異動に伴う職員給与費を改めるものです。

第五条は、他会計からの補助金について、収益的収入として増額したことに伴い金額を改めるものです。

審査の過程において、水道事業経営は厳しい状況が続いているため、水道料金について長期的な検討を行い、経営改善の見通しや方向性を示すべきではないかとの議論がなされました。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと

として決しました。

以上で報告終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第四一号、平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

水道事業会計は、簡易水道と統合されまして、職員数は十名、給与費は四千八百九十万、一万四千円ですので、一人当たり四百九十万円ぐらいの年俸となっております。全体が六百万円ちょっと越えていますので、これも若い人にかわってきているんじゃないかとは思っています。

先ほど委員長報告にもありましたように、水道事業会計は、債務残高、借金が十九億円ほどあります。水道料収益が二億円弱です。で、この返済をどうしていくのか。まあ普通に考えれば、もう、値上げも、それこそ二倍近くは上げないと、普通に考えれば二倍近く上げないと健全な経営はできなくなっているんじゃないかと思えますので、まあ、これも急いで対策を市民に示しながら、内容を市

民に示しながら、対策を打ち出していくべきだと思います。

なかなかそれも、いろいろなところできていませんで反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「七番 小倉伸一君登壇」

○七番（小倉伸一君） 議案第四一号、委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

水道事業会計について、人件費の関係で、これについても反対論者は人件費の関係で反対という立場でございましたけれども、これまで一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、水道事業会計、いずれも市民に直結をする重要な予算であります。

これについて、何でもかんでも反対をする反対論者には到底賛同はできません。議員であれば、人件費については条例改正で発議をさせていただきたいと思えます。または、予算修正をさせていただきたい。そういう立場で議員としての務めを果たしていただきたいというふうに思います。

いずれも、国民健康保険、介護保険、特別会計すべてが市民に重要で、一日も欠かすことはできない予算案になっております。

また、これまで市長の人件費、三役の人件費、それから、職員の

人件費関係についても述べられましたけれども、これまで長野市長、歴代の市長もですが、二十四時間三百六十五日、血のにじむ努力をして、特に私が議員になった当時は、市の借金は百七十億円をはるかに超えておりました。現在は百億円ぐらいに低下をしております。

また、国民健康保険会計も当時は三億円の基金もありました。それを取り崩して保険料を抑制をして、また、一般会計から法定外繰入れを実施をしてきております。そういう中で、国民健康保険会計、介護保険、後期高齢者、突発的な予算措置が必要な場合は、基金を今では二十億円積んできております。そういう本当に、職員も含めてですが、血のにじむような努力をして、私はよくやってきたというふうに思いますし、議員各位もその努力をですね、してきたというふうに思っております。

そういう意味で、議案第四一号に対して、委員長報告に対して賛成の立場での討論といたします。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、請願・陳情の審議を行います。

初めに、継続審査案件から行います。

△請願第四二号 種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営
農対策事業」の対象地域に組み入れること
を求める請願書

○議長（永田 章君） 日程第八、請願第四二号、種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請願第四二号、種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願書は、長野広美議員を紹介議員として、西之表市古田一〇七四、西之表市茶業振興会長澤柳伸一氏、中種子町坂井二〇九三の二〇三、熊毛地区茶業推進協議会長山浦重夫氏より提出されたもの

です。

現実的に茶農家に被害があったとのことで、今後に備えて制度を充実しておくべきとの意見や、農作物も各地で条件が異なること、降灰観測機器も設置されているが、その後降灰が観測されていないこと、制度の現実性についても慎重に検討すべきとの意見や、季節風の状況も考慮すべきことから継続審査となっていたものです。

本委員会において再度検討した結果、観測地点は四カ所設けられており、その後の観測計器の結果でも観測されていないこと、また、口永良部島も噴火警戒レベルが引き下げられ、避難指示も解除されていること、一方、本市の農業関係団体についても風評被害のことも含め慎重に検討してほしい旨の回答もあることから、委員から要望書の提出との意見もありましたが、課題としての幅広い観点から状況を把握し、今後も議論を重ねていく必要があることを確認したところであります。

以上のことから、審査の結果、賛成多数で継続審査とすべきと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

産業厚生委員長報告は継続審査とのことであります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、請願第四二号は継続審査と決しました。

次は、新たに提出された案件について行います。

△陳情第四七号 西之表市議会議員定数削減に関する陳情書

○議長（永田 章君） 初めに、日程第九、陳情第四七号、西之表市議会議員定数削減に関する陳情書を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

「議会運営委員長 長野広美さん登壇」

○議会運営委員長（長野広美さん） 陳情第四七号、西之表市議会議員定数削減に関する陳情書について報告いたします。

本陳情書は、西之表市、失礼しました、西之表経済懇談会代表園田辰志氏より提出され、その主な趣旨は、西之表市人口が一万五千人台となり、将来のさらなる人口減少が懸念される中で、西之表市の市議会議員については少数精鋭にして専門知識を持ち、使命感に

満ちた議員像が期待され、さらに現在の人口の推移を考慮し、定数を十二人に議員定数が、失礼しました、議員削減が望ましく、来年の市議会議員選挙により定数十二名で実施されるよう陳情するとうものです。

本委員会ではこの陳情書を真摯に受けとめ、議会の役割と議員定数のあり方を十分に調査し議論を深める必要があることから、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

以上で報告終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） すみません、ちよつとさっきの水道事業会計のところ、私がちよつと書類の見間違いをしております、職員の人件費のところ、私が挙げたのは、さっき挙げたのは、介護保険の特別会計のほうでした。水道事業会計は、すみません、職員数十名で、給与費が五千、約六千万円ぐらいになっていきます。一人当たり六百万円ぐらいの平均年俸ということなんです。

お詫びして訂正いたします。

それでは、本題に入ります。

陳情第四七号、西之表市議会定数削減に関する陳情書につきまし

て、委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

私は、議員定数につきましては、かねてから少数精鋭主義がいいと思っております。これは前から、前期の議員の皆さん方も一緒に議論してきたところです。いろいろな意見が出ました。かなり幅がありまして、まあ定数は十名という方もおられました。私は十二名、現在十六名ですが、この陳情書のとおり十二名ぐらいがいいのではないかと思っております。四名減るわけです。

その理由としては、一つは、議会自ら経費の削減を目指すと、これ非常に大きな意味はあると思います。もう一つは、議員数が減ると一人一人の顔が見えると思いますか、誰々が議員というのがよりわかりやすくなって、それぞれの議員の重みが増すと、これがいいところではないかと思えます。

さらには、十二人になりますと、一人でも議案が提出できると。今は、地方自治法で議員定数の十二分の一以上じゃないと議案が議員のほうからは提案ができません。十二名になりますと、一人でもできるわけです。そうしますと、まあ、たたき台がそこに出てくるということでもありますので、議論も活発になって、議員の、議員立法の意欲も増してくるのではないかと思えます。

それやこれや考えましたときに、これからの議会のあり方も考えまして、人口ももう十年後には厚生労働省の推計だと一万三千五百人ぐらいですか、もう今の二千、今より二千人ぐらいは減っていきますので、それぐらいの規模で少数精鋭で、そして、一人の人の議

員の重みを増して、議員一人でも議案が提案できるといった状態をつくってあげれば、新しい時代に対応できる、対応しやすい議会になっていくのではないかと私は思いますので、この陳情を採択という立場から反対討論、委員長報告の継続審査に対する、対して反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

議会運営委員長報告は継続審査とのことであります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、陳情第四七号は継続審査と決しました。

△請願第四八号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二

分の一復元をはかるための、二〇一七年度

政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（永田 章君） 次は、日程第十、請願第四八号、教職員定

数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二

〇一七年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題といた

します。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 小倉初男君登壇」

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました請願第四八号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一七年度政府予算に係る意見書採択の請願について御報告します。

本請願書は、川村孝則議員を紹介議員として、西之表市西之表六八六一番地六、鹿児島県教職員組合熊毛支部西之表地区協議会議長千葉收氏より提出されたものです。

趣旨は、子どもたちの教育環境改善のために計画的な教職員定数を推進すること、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため義務教育費国庫負担制度の負担割合を二分の一に復元すること、離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編制基準を引き下げてほしいとのこととです。

以上の趣旨に基づき、政府関係機関への意見書の提出を求めるものであります。

本委員会は審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 請願第四八号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一七年度政府予算に係る意見書採択の請願について、委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

毎年度のように、毎年のようにこの請願は出てまいります。私は、基本的にはこういう教育は、地方で、地方自治体が責任を持って、予算も持って、当然、財源は国から移譲していただいて、地方自治体でしたほうがいいのではないかと考えております。

この趣旨、この請願の主な趣旨は、義務教育費を以前のように国が二分の一にしてくれということだと思います。今は三分の一になっているかと思えます。私はもう全額、地方が持つ。当然、財源はもう移譲してもらおう。そして、地域が主体となって、それぞれの地域が自主的に教育を担っていく。そのようにしたほうが、よりこう、多様な、時代に合った、地域に合った教育行政ができるんじゃないかと、思っているところです。

国でもう一律に教育行政をする時代は、これはもう発展途上国時代の昔の話。今はもう、それ、地域独自でやっていく。そのほうが地域も活性化して、自立精神も出てくるんじゃないかなと思います。極めて重要な教育という事業であります。それこそ、こう

いった問題こそ地方で担うべきという立場ですので、委員長報告に反対の立場といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一〇番 川村孝則君登壇」

○一〇番（川村孝則君） 請願第四八号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一七年度政府予算に係る意見書採択の請願についてであります。先ほどの委員長報告に賛成の立場で討論を行いたいと思えます。

この請願書は、先ほど反対討論者からありましたように、毎年度この時期に請願書を出しております。そしてまた、議員各位に本請願書の趣旨を御理解いただいて、採択をいただいているところでもあります。

今ほどの反対討論者の趣旨であります。私が思うところの考え方と基本的な部分で合いませんので平行線ということになるかと思えます。若干、先ほどの反対討論者の趣旨でいきますと、地方でやっていいが、財源は国が、国からもらえというふうな話でありましたが、そういう趣旨からいっても、教育に、義務教育に関しでは国が責任を持ってもらうために、この義務教育費国庫負担制度というのが私はあるというふうに思っております。

毎年、私の考え方を、討論を行っておりますけれども、皆さん方も重々承知のことと思えます。もう一度申し上げますけれども、義務教育費に関して、義務教育費国庫負担法第一条にですね、こう

書かれているんです。「この法律は義務教育について、義務教育無償の原則に諮り、国民の全てに対し、その妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする」というふううたわれているんです。

したがって、国は義務教育に対して責任を果たす義務があると。財政上の事由で国庫負担は、今、各都道府県に残りの三分の一、残りの三分の二の負担が強いられておりますけれども、そのことは各都道府県にとって大きな負担になっていると。ですから、早期に元の二分の一に還元してほしいというのが趣旨であります。

そしてまた、児童数、その複式学級の解消でもありますけれども、児童数がどんどん少子化の傾向にありますので、学級数も減っています、山間部・離島の小さい学校では複式学級が全学年に及ぶ傾向もそういった状況になっているということがあります。複式学級で学ぶ児童と単式学級で学ぶ児童では、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているのかというふうな疑問も感じざるを得ないと、子供たちの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の編制基準を引き下げて、単式学級を推進していただきたいという趣旨です。

あわせて教員が子供たちへのきめ細かな対応と学びの質を高めるためにも、教員の定数改善が必要ではないかと、各都道府県教育委員会に対し、教職員定数についての将来にわたる予見・可能性を持

たせて、計画的・安定的な教員採用・配置を可能とするためには、国による計画的な教職員定数改善が必要であり、そのことをこの請願書では、今、私が申し上げた下記事項三点を強く、毎年度、国に対し、文部科学省に対し、要請をしているところです。

いずれにしましても、この請願書の趣旨は、特に小さい自治体においては、財政的にも、そして、学校現場の教育現場においても非常に厳しいことが私たちとしては理解できますし、そういう趣旨で皆さん方に御理解をいただいできてくれるものと思っておりますので、ぜひ議員各位の御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 請願第四八号につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

反対討論者のほう、教育は地方自治体がやるべき、私も一地方議員でなく国政に物を言える立場であれば、そのとおりだと思います。私自身は、やはり、今の明治以来できた教育制度がいいものだと思います。私も本当に、明治の志士たちが江戸幕府を倒し、明治維新を成し遂げたのは、やはり、そのときの教育のおかげだと思っております。そのときは藩校制度とか寺子屋制度とか、そういうものがございました。年齢別に分けてする教育ではなく、横

並びの教育でありました。そこから次第に下の子を思いやる気持ち、また、先輩方を尊敬する気持ち、思いやりというものが生まれてきたかと思えます。それがあってこそ初めて、明治の志士たちが生まれてき、それから、今の日本をつくっていった、そういうふうな思われかけであります。

明治以降の教育がどうであったか、私は余り評価できるものではないと思っておりますが、しかしながら、この教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一還元、毎年出されているわけであり、私は毎年賛成させていただいております。

今般、本日に同僚議員の中でも子供の貧困という言葉が使われるようになりました。正直申し上げまして、我々西之表市、ほかの多数の地方自治体がそうなんです、貧困自治体であります。子供の貧困ではなくて、貧困自治体なんです。親が貧しいから、所得が少ないから子供の貧困というのが生まれます。自治体が、西之表市が貧しいから、貧困だから、子供たちの教育が貧しいものになっていくのか。それはおかしいと思うわけがあります。

今の日本の教育制度、おかしいとは思いますが、やはり、西之表市という財源的に弱い、東京都みたいに財源が豊かではない、そういう貧しい自治体に生まれたから貧しい教育しか受けられない、本当、複式学級で、先生方、本当に努力をされて、教育方法、勉強されておりますが、なかなか普通のクラスみたいな教育は受けられない、そういう状況でいいのか、思いますし、また、総務文教委員

会のほうでは毎年のように所管事務調査ということで学校のほう回っているかと思えます。

反対討論をされた議員の方は、産業厚生が長いんで、なかなか学校のほうを訪問されたことは少ないかと思うんですが、やはり、雨漏りがするところも、いまだにいっぱいあります。本当にシロアリが発生してどうしよう、水がたまつて床がちよつと危険な状態になっている体育館や校舎もあります。どうしてなのでしょう。東京都、鹿児島市内みたい富裕団体であればすぐ修繕ができるのかもしれない。現実には、私たちの財政厳しい西之表市であります。そういうこともできない、それが現実ではないですか。

そのようなときに、やはり、私は国が最低限の教育のレベルを保つためにお金を出すことも必要ではないかと思うわけがあります。

本日に、格差の問題、貧困の問題が出ていますが、種子島に生まれたばかりで、ちよつと本土とは違う教育を受けさせられた、そういうことがないように、この制度は、やはり昔に戻す。もつと積極的に教育に対して、これまで以上に、半分ではなく、それ以上国が責任を持つ。そういう仕組みをつくっていかなければ、本当に貧しい地域に生まれた子供たち、生まれたときからハンディを背負っているようなものであります。そういうこともありまして、今回の意見書には全面的に賛成させていただきます。

以上で討論終わります。

○議長（永田 章君） ここで議長よりお願いを申し上げます。

正午を過ぎましたが、請願第四八号までを議題として議案審議を
続行いたします。

ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決
いたします。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、請願第四八号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開い
たします。

午後零時二分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
議案審議を続行いたします。

△議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたしま
す。

ただいま会議規則第十四条第二項の規定により、総務文教委員会
から、議案第四二号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二
分の一復元をはかるための、二〇一七年度政府予算に係る意見書の提
出が提出されました。

この際、議案第四二号の議案一件を追加上程し、ただちに議題に
したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。よって、そのよう
に決しました。

それでは、ただちに議案審議を行います。

△議案第四二号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二
分の一復元をはかるための、二〇一七年度

政府予算に係る意見書の提出について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第四二号、教職員
定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、
二〇一七年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたし
ます。

提案理由の説明を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） お疲れさまです。

西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

提出者、総務文教委員会委員長小倉初男。読み上げて説明にかえさせていただきます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一七年度政府予算に係る意見書（案）。

日本はOECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行に伴う障害者の、障害のある子供たちへの合理的配慮への対応、外国につながる子供たちへの支援、いじめ、不登校などの課題など、学校を取り巻く状況は複雑化・困難化してきており、学校に求められる役割は拡大してきている。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

しかしながら、第七次教職員定数改善計画の完成後、十年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要である。一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。

また、離島・山間部の多い鹿児島県においては、二学年の子供が一つの教室で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子供たちと比較

したとき、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えない。子供の教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は極めて重要な課題である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体の改革の中で、国庫負担率が二分の一から三分の一に引き下げられた。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこへ住んでも一定水準の教育を受けることが憲法上の要請である。

子供の学ぶ意欲、主体的な取組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、二〇一七年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要望する。

記。

一、子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

二、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を二分の一に復元すること。

三、離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編制基準を引き下げること。

以上、地方自治体法第九十九条の規定により意見書を提出する。
平成二十八年六月二十九日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第四二号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一還元をはかるための、二〇一七年度政府予算に係る意見書の提出について、反対の立場から討論をいたします。

この意見書の趣旨は、ここにも書いてありますが、全国どこでもどこに住んでいても子供たちが一定水準の教育を受けられるように国が責任を持って財源を、その費用を負担すべきだと、そして、そ

のためには、国の負担、義務教育の国庫負担割合三分の一になったものを元の二分の一に戻すことだと、そういうような趣旨だと思います。

私は、これまで国がいろいろなことを中心になって、全国津々浦々、一定の水準を維持してきたと、まあ見方を変えると、様な教育をしてきたと思います。これを別の見方から言えば、地方の各自治体の箸の上げおろしまで国が指図してきたと、手出し、口出ししてきたと、それに言葉遣い悪いですが、素直に唯々諾々と従ってきたと、これがこれまでの日本の姿だった、自治体の姿だったんじゃないかと思えます。

そこで、これでじゃあうまくいくのかといえば、もう、私はうまくいなくなっているんだろうと思います、とつくの昔に。じゃあどうするのかといえば、各自治体がそれぞれの自主性に基づいて自らの知恵と工夫によって、事業を進めていく、地域をつくっていくべき時代に入っているんだろうと思います。

その中心にあるのが教育だと思います。社会の土台は人づくり、それは教育にあるわけです。その土台を国が中心になって担うのではなくて、これまでのようなやり方じゃなくて、これからは地域が主体的に、自主的に、自らの、我が子の教育をしていく、これが日本のこれからのあるべき姿だと思うわけです。

例えば、医療制度があります。今、本市は中学生以下が無料になっているわけです。これは国の制度にはないわけです。自ら、地域

独自の、自治体独自の考えで、子育て支援の一環として中学生以下の子供さんについては医療費を無料化にしています。こういうことを教育でやってもいいわけです。それは、各自治体で違ってもいいわけです。

教育は最も報われる投資とも聞きます。であれば、各自治体、思い切ってそこに予算を投じる。ほかのところを削って、優先して、我が子に最高の教育を、教育環境を整えるということがあっていいわけです。国に、国について言いますが、国はもうできなくなっているわけです。どうしてかといえば、もう千兆円の借金を抱えて、いまだに増やしていますので、もう無理だろうと、またそういう時代ではないだろうと思うわけです。

これからは、地域に住む人たちが、住む人たちが自ら考え、自ら決定し、自ら実行し、そして、自ら責任を負う。議会基本条例にもそのように書いてあります。まさしくそういう時代にふさわしい教育を担うべく、国に、国が全国の教育を保障すると、そういうことではなくて、そうするともう、画一的な非常にこう柔軟性のない教育になってしまいますので、各地域ごとに多様な、その地域にあつた、熱意あふれる教育をすべく、この請願は不採択とすべきだと思います。

以上をもちまして私の反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一〇番 川村孝則君登壇」

○一〇番（川村孝則君） 議案第四二号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための、二〇一七年度政府予算に係る意見書の提出についてであります。委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

反対討論者がおっしゃった趣旨は、一部はですね、地方自治体も地方自治体の力で行政運営をしていく、そのことはそうだと御もつともなことだと思えます。地方分権の時代と言われて久しいわけですから、そういうことで自治体独自もいろいろと考えながら、市民の生活の向上、福祉の向上を図るために行政自体もそれぞれの自治体が考えて自主運営をやっていくというふうなことは一部理解するところがあります。

今現在も全国各自治体、いろいろな事務の移譲、国・県の移譲、事務移譲を受けてですね、各自治体も行政の事務を執行しているわけです。だけでも、国の、県の、それぞれの移譲をされても、それに伴う財源の移譲がなされていない、そういう中において、地方自治体の行政の執行も事務の効率化もなかなか図られない、そういう現状にある中で、国は国でちゃんと、そこら辺は責任を持って移譲するんであれば、自治体に対して移譲するんであれば、そういうこ

とも伴って移譲するべきだというのは、私は各自治体の意向だというふうに思います。

そういう中で、今回のこの義務教育費の問題を、反対討論者はまあそういうふうな捉え方でおっしゃっていますけれども、私はもう全然、問題を履き違えているというふうに思います。これはもう、本当に先ほども申し上げましたけれども国の責任です。義務教育費というのは国の責任。ですから、そういう部分で、国がしっかりと日本の子供たちの教育に責任を持つべき、それは全国どの自治体でも等しく子供たちが教育を受ける教育環境を整備をするべき、それは国の責任、そういう趣旨のもとで、この請願書、意見書は書かれています、趣旨をうたっているというふうに私は思っておりますので、そういうことでぜひ議員各位にも御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 議案第四二号、委員長の意見書提出について、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど反対討論者のほうから国の財政の問題、その前にもたびたびおっしゃるわけですが、私が聞いていますと、国のほうでもいろいろ考え方は異なっております、今、国の財政が厳しいのかどうか、これを強く言う方、一千兆円近くの借金があつて、国民一人頭八百万円ですか、国民が一人頭背負っているんだつておつ

しやるのは、財務省がよく消費税を値上げするためによく言う口実でありまして、今、国民が借金を一千兆円近く持っているわけではありません。政府が持っているわけでありまして、海外とは違ひまして、日本の場合は、国民から借金をしているような状況であります。国の中にある企業、国民から借金をしているわけで、海外の事例とは全く違うと思います。

これが証拠になるかどうか分かりませんが、今、ヨーロッパのほうでもイギリスのほうはEUから分離するというところで問題になっております。しかし、そのような環境の変化の中でも、日本の国債への信用というのは高まっておるわけで、そういうことを考えてみますと、国の財政、本当に見た目は厳しいようでございますが、それほど心配するようなことがあるのか。

特に今ゼロ金利政策を行っております。デフレ状態も二十年以上デフレの状態が続いております。そのような中で、新たな昭和三十年代、高度成長期につくったインフラがもう老朽化しております。そのようなことを、やはり、公共事業なり財政が動出して新たに需要をつくっていく、そのことによって、今ある借金のほう、政府が持っている借金のほうも帳消しになるのではないかと、そういう見方もございます。いろいろな見方があるわけで、反対討論者がおっしゃるような見方が正しいというわけでも、一つしかないというわけでもございません。この辺もですね、やはり、考え方の違いであります、その考え方の違いを乗り越えて、この教育の問題を考えて

いただきたい。

やはり、先ほどから申しますように、本当に貧困自治体にいるからいろいろな条件が厳しくなっていく。種子島の子供たち、西之表市の子供たち、離島に住むハンディを十分生まれたときから背負っておりません。そのハンディを少しでも減らして、本当に本土にいる子供たちと同じように、未来に対して夢や希望を持てるような施策を打たなければなりません。

今回の委員長が出しました意見書のほうも、子供たちに本当に本土の子供たちに比べても、同じような状況で、同じように恵まれた状況で学問ができる、そういう方向をつくるためのものだと思われたいは信じます。

以上で賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思えます。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決しました。

△日程追加

○議長（永田 章君） 次は、議員辞職の件について、濱上幸十君から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、濱上幸十君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

△議員辞職の件

○議長（永田 章君） それでは、濱上幸十君の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、濱上幸十君の退席を求めます。

〔三番 濱上幸十君退席〕

○議長（永田 章君） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会議務局長（濱尾 実君） 読み上げます。

平成二十八年六月二十九日。

鹿児島県西之表市議会議長永田章殿。

鹿児島県西之表市議会議員濱上幸十。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、平成二十八年六月三十日付で議員を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田 章君） お諮りいたします。

濱上幸十君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。よって、濱上幸十君の辞職を許可することに決しました。

濱上幸十君の着席を求めます。

〔三番 濱上幸十君着席〕

△総務文教委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、総務文教委員会所管事務調査報告を行います。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 総務文教委員会所管事務調査報告。

本委員会は、平成二十八年五月十八日から二十日にかけて、宮城県多賀城市及び名取市において所管事務調査を行いましたので御報告いたします。

多賀城市においては、東日本大震災の被害状況とその後の取組みについてということで、被害状況や現状、ソフト面での復興支援と課題、被災時の議会としての対応等について調査を行いました。

多賀城市は、仙台中心部から約十二キロの北の海に隣接する臨海地区で、人口約六万二千四百人のまちです。

東日本大震災における被害状況は、最大震度五強、津波の高さは約七メートル、浸水面積は市域の約三分の一、死者数は百八十八名、壊れた家屋一万一千五百戸以上ということでありました。

被害が大きくなった要因は、都市型被害と言われる臨海部の港湾や工業地帯などのため、様々な方向からの津波が発生し、さらに上陸後に津波の高さが増し、速度を上げ、被害を拡大させたということでした。

また、仙台港のストックヤードに積まれた八千五百台もの車両が

流され、コンテナ、タンクローリー等も流れ込んできたことで、より大きな被害となり、瓦れき推計量で三百五十三万トン、二十年分にも相当する量となったとの説明がありました。

被災直後は、道路復旧を最優先に、超法規的措置で倒壊家屋を撤去し交通手段を確保したことにより、物資の搬送がスムーズになったということでした。

次に、ソフト面での復興支援の取組みとして、被災自治会・町内会再生事業について説明をいただきました。

被害が集中した地域は人口減少が著しく、相互扶助の維持が困難となることから、自治会再生の支援が必要だと判断し、総務省の復興支援制度を活用し、四名の支援員の配置を行っています。活動内容はさまざまですが、全て住民からの提案で行い、それを支援員がサポートしていくという形でした。

また、仮設住宅の住民対象アンケートで住民意向調査を行い、それに基づいて災害公営住宅への入居支援を行いました。特に、子供の学習環境や希望を最優先に位置付けているとのことでした。

町内自治会の発足については、既存の町内会との関係性や入居者間のコミュニケーションについても、丁寧な対応が必要だとの判断で、自治会発足まで六カ月を要したものの、徐々に入居者らの自発的なサークル活動が始まっている状況でありました。

質問の中で、さまざまなお話をしていただきましたが、震災前の備えでよかったこととして、市内小・中学校の耐震化が終了して

たこと、自主防災組織の設置率が九割以上となっていたこと、津波避難ビルの指定・協定を結んでいたことなどが挙げられました。

逆に、足りなかったこととしては、流通備蓄という考えのもと、実際の備蓄量が極端に少なかったこと、防災行政訓練が五年に一度のイベントとなっていたこと、屋外の行政防災無線が十三基しかなかったこと、ハザードマップを配付していたが津波対策は想定していなかったことなどが挙げられました。

担当職員といっても被災者であり、その方々からの生の声を聞くことで、住民同士の日ごろからのコミュニケーションのあり方、防災訓練の実施方法、食料の備蓄等、災害は必ず起こり得ることと想定し備えておく必要があると痛感しました。

次に、多賀城市議会における災害時の対応についてですが、平成二十四年六月に対応要領を制定し、災害により市の対策本部が設置された場合、これに協力するために議長を本部長に議会災害対策支援本部を設置。主に議員の安否確認、各議員への災害情報の提供、被災地及び避難所の調査、災害情報を市対策本部に提供すること等を任務としています。

また、議員の行動マニュアルでは、参集基準や活動時の留意事項が定められており、震度五弱以上は全議員参集、服装や携行品についても記載がされ、議員が即座に対応できる体制が整えられています。

当市議会でもいつ起こるかかわからない災害に備え、対応要領や行

動マニュアル等を作成し、意思の統一を図っておく必要があると感じました。

次に、名取市において、まず、東日本大震災復興への取組みと現状についてということで、被害状況、震災復興計画、復興まちづくり事業、防災マニュアルの策定について、現地調査も踏まえて説明をいただきました。

名取市の被害状況は、最大震度六強、津波は最大で九・三メートル以上、内陸五・五キロメートルまで達し、河川では八キロメートル、死者数九百二十三名、建物被害約一万三千件ということでありました。

災害による被害は、仙台空港と隣接する閑上地区に集中しており、町なかの居住地域が、海に隣接し運河があるため、避難経路が当時三カ所しかなく、その結果、名取市の死者の約八〇%を閑上地区が占めるといふ甚大な被害となっていました。

復興まちづくり事業については、名取市の復興が一番遅れているという説明がありました。そういう環境の中でも住民一人一人の思いも違い、現地再建といっても、賛成・反対さまざまな意見がある。時間はかかるが、一人一人に寄り添って、少しでもその思いに近づけることができるようにしたいとおっしゃっていました。

防災マニュアルについては、名取市民防災マニュアルのほかに、地域の人々がワークショップを行い、それぞれ想定する災害やその対応方法などをまとめた地区ごとの防災マニュアルが作成されてい

ました。

災害が起こった時に適切な判断を行い、被害を最小限に抑えるためにも、住民一人一人が自ら考え、日ごろから災害に対する意識を高めていかなければならないと感じました。

また、名取市では、災害が風化することなく記録と記憶にとどめてもらうことを目的に、そして、今後の防災に生かしてもらいたいという思いで、記録誌・写真誌・体験集から抜粋し、概要版として発行していました。私たち委員もいただきましたが、ページをめくるごとに、現実に来たとは思えない被害の状況写真に、改めて自然の驚異を感じさせられました。

次に、コミュニケーションF M、愛称なとらじ八〇一について、現況、問題や課題等について説明をいただきました。

なとらじは、東日本大震災を機に、災害F Mとして震災の翌月平成二十三年四月に開局。その後、市では有益な情報ツールをこのまま継続して保有したいと考え、平成二十七年三月に改めてエフエムなとら「なとらじ」を開局したとのことでありました。

運営はN P O法人エフエムなとらへ委託しており、委託料は平成二十八年年度で二千万円、平成二十七年年度から五年間で徐々に削減する方針だということです。機材の導入は市負担で五千六百万円、また、市内の難聴対策として一カ所千五百万円、これについても市の負担で設置していました。

現在スタッフは八名、人件費一千五百万円のうち、二名分六百万

円が補助金、収入は行政以外の広告収入で三百万円程度となっており、目標は一千万円ということでしたが、達成は困難であるという状況でありました。

市では、防災ラジオを一個千円で販売しており、緊急時には自動的に立ち上がり警報ニュースが流れるのですが、市内二万五千世帯に対し、ラジオの販売台数は四千個となっていました。

課題として、とりあえず多くの人に聞いてもらうこと、魅力ある番組にするために、地域の情報収集に力を入れていきたいとおっしゃっていました。

コミュニティFMについては、地域に密着した情報、また、市民が参加する番組制作、有事の際にはきめ細かな災害情報を発信できるという大きなメリットはあるものの、西之表市は地形が複雑で広範囲であるため、中継基地建設費の負担増やラジオの普及率の問題、一定の広告料を見込めるのか、維持管理に係る費用等も考えながら慎重に検討すべきだと感じました。

今回、東日本大震災の復興への取組みについて調査を行いました。実際に自分の目で見て、耳で聞くことによって、ハード面は当然のことですが、改めてソフト面の支援の大切さを感じました。

本市で万が一災害が起こったときに、一人でも多くの命を救えるよう、またその後、市民の方々がいち早く元の生活に戻るよう、防災対策や各種事業の参考にしていきたくと強く感じました。

以上、報告を終わりますが、詳しくは資料を事務局に備えており

ますのでごらんください。

以上で報告終わります。

○議長（永田 章君） 総務文教委員長の報告は終わりました。

△産業厚生委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、産業厚生委員会所管事務調査報告を行います。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会は、平成二十八年五月十日から十二日にかけて、東日本大震災から五年を経過した宮城県大崎市及び石巻市を訪問しました。瓦れきが積まれた箇所や建物が崩壊し更地となっている場所が現在でも散見され、今もなお復興途中であることが感じられました。

今回の所管事務調査は、震災後、両市が取り組まれた支援事業や復興の取組みの中から調査項目を絞り、被災から今日までの復興に苦慮されたことや今後の課題等について、本市の万一の被害発生、被災後の対応策の参考とすることを目的に実施しました。

宮城県大崎市について。

宮城県大崎市は、平成十八年三月三十一日に一市六町が合併し誕生しました。人口十三万三千五百五十二人、面積七百九十六・七六平キロ、種子島が四百四十四・九九平方キロであります。約一・八

倍の広さであります。

震災時、震度六強の激しい揺れを観測し、市内各地で家屋や道路、橋梁に大きな被害を受けました。電気、水道、通信などのライフラインは壊滅的な被害を受け、交通機関の麻痺やガソリン不足など困難をきわめました。さらに四月七日には追い打ちをかけるように震度六弱の余震が発生し、再び市民生活は大混乱に陥りました。

まず、医療機関の一部負担金及び介護保険サービス利用者負担の免除制度について説明を受けました。

東日本大震災における国民健康保険の一部負担金の免除及び介護保険サービス利用者負担の免除については、震災において居住する住宅が全半壊など被害を受けた場合や、主たる生計維持者が死亡又は重篤な疾病を負った場合などを対象として、平成二十三、二十四、二十六年、二十七年度で実施しました。

震災の影響で市立病院では三カ月間正常な診察ができなかったとのこと。また、被災による不安や恐怖とが相まって、精神的な疾病、障害が増えたようです。

介護サービス利用者については、高齢化によるものや他の地域からの避難者などにより増加傾向となっているとのこと。また、福祉施設が被害を受けた場合の対応としては、福祉避難所として既存の施設を位置付け、避難時には被害の少ない施設が要介護者や障害者の受入れを行うということでした。

委員からは、震災による介護サービス利用料の増加について質問

がなされました。現在は落ち着いており、介護予防に力を入れているとのこと。他職種連携で医師会が主体となっており、地域介護、地域づくりに力を入れています。地域介護支援においては人材確保が難しく、介護職が生活支援にも取り組んでいるとの説明を受けました。

以上、医療機関の一部負担金の免除制度及び介護保険サービス利用者負担の免除制度のいずれの制度も、震災の影響による医療費、介護サービス利用料の問題が解決されたとの判断から、平成二十七年で終了しているが、制度終了に当たったの判断が難しかったとのことでした。

次に、農地等災害復旧の支援について。

農地及び農業用施設等への被害は、総額十四億八千八百九十九万円。うち六十万円以下の農地は、農地等小規模災害復旧事業分担金徴収条例により、九百十一件、二億七千九百五十六万円。うち農家負担十分の一の補助を行なっています。地割れがその主なものであったようです。

一番困難だったのは業者の手配で、震災直後はライフラインの復旧が優先されるため、着手までに時間を要したとのこと。特に、大崎市の主要産業として稲作が挙げられるが、通常、田植えを五月中旬より始めるため、農地利用との兼ね合いを考慮しながらの実施となったようです。

委員からは、補助に係る財源や大規模な被害への対応について質

間がなされ、財源は激甚災害指定による起債で対応したとのことです。また、大規模なものは国の補助を利用していたが、手続き等含め時間がかかるのが難点であったとのことです。

さらに、畜産関係の対応については、市単独の二分の一補助事業により畜舎等建物の修繕等について実施したとの説明がありました。次に、宮城県石巻市は、平成十七年四月一日に一市六町が合併し、新石巻市として新たなスタートを切りました。人口十四万八千六百二人、面積五百五十四・五八平方キロメートルでございます。

東日本大震災では、巨大地震の後に津波が何度も押し寄せ、漁港、漁村など産業や生活基盤に甚大な被害が発生しました。漁船、養殖施設、市場、水産加工場など水産業にとって重要な施設に加え、造船など関係産業も類を見ない打撃を受けました。東洋一と言われる石巻漁港の陸揚げ岸壁も地盤沈下などの被害を受けました。

震災後の水産業の振興について。

石巻魚市場は、岸壁の延長が東洋一、水揚げ量・水揚げ高においても日本有数の大漁港です。東日本大震災を受け、人的にも、施設にも大きな被害を受けました。復旧に当たっては、新施設を三年で完成させ、平成二十七年九月一日より供用開始しています。

現在では、水揚げ金額はV字回復しており、ほぼ一〇〇%を達成しているとのこと。しかし、その背景には被災地支援のため、魚価を釣り上げてもらっているという事実があり、水揚げ数量が追いついていないという実態があるそうです。水揚げ量の回復は八〇%ほ

どで、まだ復興したと言える数字ではないとの説明を受けました。

また、現時点では放射線量の検査機器等を拝見しました。機械を使用し一匹ずつ検査しており、基準値を超えた例は現在までにはないそうです。しかし、検査を実施しているという事実から、検査が必要な漁場という風評被害が残っているという課題をお話しいただきました。

また、漁業労働者が少なくなったことも懸念されており、その要因について、津波を受けて住居が海側から山側に移ったことや利益率が高くないことが挙げられるとの説明を受けました。

委員から労働力の確保について質問があり、石巻市では友好都市のインドネシア西ジャワ州と連携し、漁業実習生を受け入れているとのことでした。漁業者の反応は、働き手があれば賃金が高くてよいという意識へ移行しているとの説明を受けました。

さらに、漁場の状況については、震災前からいそ焼けは問題になっていたが、震災で漁場が一メートル沈んだため、全く別の漁場になってしまったとお話しいただきました。

今回の所管事務調査では、現在の対応状況やその後の課題について、実際の状況を踏まえた説明をいただきました。また、各事業における共通の課題についても触れることができ、その対応等についても理解・見識が深まったところです。

本市においても震災を初めとしたさまざまな被害がいつ発生するかわからないことは同様です。今回の調査を、万が一被災した際の

各種産業、各事業の対応策の議論となっていく一助としたいと改めて痛感することでした。

以上、報告を終わります。

なお、詳しくは資料を事務局に備えておりますのでごらんください。

終わります。

○議長（永田 章君） 産業厚生委員長の報告は終わりました。

△馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告を行います。

馬毛島対策特別委員長の報告を求めます。

小倉馬毛島対策特別委員長。

〔馬毛島対策特別委員長 小倉伸一君登壇〕

○馬毛島対策特別委員長（小倉伸一君） 馬毛島対策特別委員会所管事務調査委員長報告。

平成二十八年六月二日、十時から十一時三十分まで、衆議院第一議員会館会議室において馬毛島対策特別委員会と防衛省との意見交換会を実施いたしました。

防衛省から地方調整局藤代地方調整課長、山田移設整備室長、増田地方調整課防衛部員の三名、馬毛島対策特別委員会十二名、永田議長、事務局二名の参加者で開催をいたしました。

冒頭、特別委員会委員長より「不安や疑問が多々ある。防衛省は真摯に答えてほしい」と述べ、藤代地方調整課長より「地元の懸念の一つ一つ丁寧に説明したい」と応答し、事前に提出していた質問事項に対し防衛省が説明し、その後、特別委員会委員長による一問一答方式で意見交換が行われました。

まず、空母艦載機離着陸訓練FCLPが実現可能な施設の検討に関わる調査について。

平成二十七年度に実施した調査は、気象海象調査と航空測量調査を実施して、今後行われる施設の配置、周辺への影響など、事前に基礎的資料の収集を行ったとのことでした。

今後の具体的な調査内容とタイムスケジュールを伺ったところ、平成二十八年度は、施設の配置など基本的なものを行いたい、土地の取得について合意ができていないことから事前に説明できるものはないとのことでした。あくまで馬毛島は検討対象の一つで正式に決定したわけではないことを強調され、南西諸島防衛の一環として自衛隊施設を整備し、その施設でFCLPの訓練を行いたいとのことでした。

特別委員会委員長より防衛省に対し、当時の民主党政権での地元理解と合意なしにツアープラスツアーで明記されたことなど述べ、当委員会は反対を明確にした特別委員会であり、馬毛島調査については中止をしよう要請いたしました。

次に、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練FCLPの移転につ

いて。

防衛省より、「国を守る 新たな自衛隊施設の整備」を参考資料に説明がなされました。まず初めに、南西方面の防衛体制、東日本大震災を踏まえた災害対策の体制をより強化させるといふ観点から、南西地域に自衛隊施設の整備の必要性があり、それにあわせて米軍再編に盛り込まれた恒常的な空母艦載機の離着陸訓練施設としての利用を考えているとのことです。

以下、これまで防衛省が説明してきたことと変わりありませんので、要約して報告をいたします。

まず、我が国周辺の安全保障環境についてです。

北朝鮮による核実験、弾道ミサイル、中国による軍事力強化、東シナ海における活動は、深刻な拡大・活発化があるとのことです。

次に、自衛隊施設の整備について。

平成二十五年に新たな防衛大綱が閣議決定され、南西地域での大規模災害や島嶼部に対する攻撃が発生した場合には、南西地域における展開基盤の確保をする必要があるということでした。

次に、南西地域における防衛態勢全体イメージについて。

南西地域に自衛隊を展開する必要がある、必要な訓練施設を馬毛島に整備し、大規模災害が発生した場合には拠点として活用していきたいとのことでした。

次に、大規模災害における展開・活動イメージについて。

全国の自衛隊の陸上・海上の部隊が被災地に展開し活動する際の

拠点として活用するために、物資用の倉庫とか、滑走路、港湾施設、生活関連施設などの整備などを計画しております。

また、島嶼部攻撃への対応として、離島への上陸訓練、高高度潜入訓練、パラシュートによる降下訓練、それから、上陸後の展開・対処訓練といったところが想定されるとのことでした。

次に、馬毛島の位置付けについて説明がなされました。

日本の南西諸島に位置していること、無人島であり、騒音等住民への影響が少ないこと、島の面積が約八百ヘクタールで必要になる土地が十分確保できること、空母艦載機が岩国から約四百キロと比較的近くであり、候補の一つではあるものの、馬毛島をFCLPの空母艦載機の離着陸訓練施設として決定したものではないと繰り返して述べられました。

次に、FCLPについて。

昼間・夜間の訓練を含めて、空母艦載機が安全に空母に着艦できるようにパイロットの技術を維持するために必要不可欠な着陸訓練であり、飛行場の滑走路の一部を空母と見立てて実施し、FCLP訓練期間は、年間一から二回、一回当たりの訓練は十日程度、最大で、事前の準備等含めて一回三十日前後、全部で六十日前後、その間二十日程度飛行訓練が行われるとのことでした。

現在は暫定的に硫黄島で実施しており、厚木飛行場から硫黄島まで距離が千二百キロあり、途中におりるところがないとのこと、安全面から米国からは早期の代替施設の要求があるとのことでした。

騒音問題については、FCLPを実施した場合の騒音をシミュレートした予測図を示し、常時訓練をしているわけではないので、西之表市、中種子町には、影響は少ないのではないかと思います。しかし、実際、馬毛島で調査しないとわからない部分があり、示している飛行ルートは、あくまでも机上で想定したものであるため、空港と同じようになるかもしれないし、ならないかもしれないということです。

次に、基地交付金や補助金の説明がありました。

総務省が所管する基地交付金、防衛省の再編交付金と九条交付金があります。

基地交付金については、正式には国有提供施設等所在市町村助成交付金と呼ばれ、米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して創設されたものです。その額は、固定資産税の代替的性格として、財政補給金とかわれております。この交付金は、市町村の一般財源に追加して、さまざまな施策に使用できる使い道に制限のない交付金とことです。また、総務省所管になりますので、試算等は総務省になるとのことです。次に、再編交付金であります。これは、防衛省所管で、再編特措法という特別措置法に基づいて、米軍再編等事業を円滑に進めるために周辺市町村に対して交付され、再編特措法に基づいて防衛施設を指定し、それから周辺市町村を指定することです。

九条交付金とは、特定防衛施設周辺の整備調整交付金と云っていますが、防衛省では、ジェット機の離着陸する飛行場、あるいは、砲撃・爆撃が実施されている演習場、それから、面積が広大な港湾、大規模な弾薬庫など、これらの広大な面積を占めるので、その施設の存在そのもの、もしくは運用で行われる訓練等によりまして、周辺地域にさまざまな影響を与えております。生活環境の整備とかを九条交付金で防衛施設を指定して、市町村を指定して交付することです。

交付額が幾らになるかについては、現時点で質問されても答えるのはなかなか難しいとのことでした。施設整備が終わり、運用開始となり、運用の実態とか周辺の影響など考慮して確定していきたいとのことでした。

次に、漁業補償と経済効果について説明がありました。

漁業補償につきましては、一般的に港湾整備に伴う消滅補償、周辺の保安水域設定に伴う消滅補償、制限水域に伴う消滅補償などの制度があるとのことです。

また、自衛隊施設設置による経済効果については、数字で示すことは困難とのことです。隊員の租税公課、隊員及びその家族の消費、部隊の活動による資材の購入とか運搬等が考えられるとのことです。施設整備につきましては、基地周辺の工事、新設の工事、それから、交付金とか補助金とかを活用した工事などの経済効果が考えられるとのことでした。

防衛省側からの説明が一通り終わり、特にFCLPの訓練に対する影響について、厚木基地のある周辺自治体、大和市・綾瀬市の所管事務調査に基づいた実態から、一つ目は、墜落、部品落下等の事故が続いていること、二つ目は、騒音問題、とりわけ夜の十時から朝六時までは騒音防止協定を結んでいるが例外規定があり、夜間に飛んでいる実態があることなどを指摘し、回答を求めました。

藤代地方調整課長より、日本政府も防衛省、外務省、色んな類似の機会です、そういった事故のないように米側に申し上げている。墜落事故というのは、昭和五十年代にはありましたが、それ以降はないということです。部品の落下は、戦闘機に限らずヘリも確かにあるということです。色々な機会に飛行場の運営などにより、部品が落下しないように申し入れていることでした。

どうしてもこういった訓練をすると、米軍・自衛隊に限らず、どうしても周辺の影響というのは避けられず、騒音という問題も出てくるということです。そういった影響が出る地区につきましては、防衛省周辺の環境整備法という鹿児島山中先生が防衛庁長官のときに、当時、住民福祉の観点から、国はきちっと手当てをするということ、住宅の工事ですとか、各種の施策をやっていることとです。

他方で、安全保障上どうしても必要な施設なので、影響というのはどの程度であるかと思っており、特にこういった島の場合には、非常に静穏な環境で、小鳥のさえずりが聞こえる中で、少しの音で

も煩わしく感じたり、うるさく感じるというのはよくわかり、いろいろな地元の声をお聞きして、きちんと対策をとっていき、理解を求めていこうと考えているとの回答でした。

次に、米軍との関係について。

なかなか地元の要望が届かない状況があり、米軍と地方自治体や防衛省との定期的な協議の機会があればいいが、事件・事故があったとき、結果的に米軍は対応している。防衛省の考え方を伺いました。防衛省より、いろいろな米軍の施設をめぐっては、日米間で合意したもので、色んな例外がある。義務の問題や特に飛行時間が六時から十時までとなっても、十時以降どうしても緊急な場合飛ぶ場合もある。緊急な以外の場合は、飛ばないようになっています。定期的な日米の協議というものはあるが、それ以外にも色んな施設をめぐって、色んな日米間の色んなレベルで、課長レベル、室長レベルで地元の思いは伝えており、そういったことが地方調整局の役割となっていることです。

ただ単に安全保障があるから、米軍の活動のとおりうのみにやっているわけではなくて、米軍の考え方を聞きながら地域の考えを酌んで、防衛省の考え方を伝えながら、きちっと環境に配慮するように、そして、活動することが基地の安全につながっていくということをねばり強く今までも説明してきておりますし、そういうことを実施していきたいと思っておりますと回答いたしました。

次に、何年前か前、急遽、硫黄島から厚木基地で訓練があつて、地

域住民から苦情が出ていました。その周辺の九自治体は協議会を作っているようですが、その苦情が二千七百件だったというようなこともありました。FCLP訓練の実態をシミュレーションの中で防衛省は説明をしますけど、それをはるかに超える状況があるのではないかといただきました。

防衛省として、FCLP訓練を、日本政府としてはできるだけ硫黄島でしてくださいと米軍にも申し入れをしております。どうしても硫黄島に行けるような状況になかったこともあり、やむを得ない措置であったとのことでした。今現在は、訓練は天候に恵まれ、硫黄島で全てできているとのことでした。

次に、米軍からの訓練の通知について。

地元自治体としては、防衛省にも要望は出しているようだが、夜間の訓練しか通知がないというのは、地元自治体としてはかなり対応に苦慮しているようです。防衛省の考えを伺いたいと質問しました。

防衛省としては、米軍の訓練の詳細や通常訓練について、米軍から日本に通知をしていただくというのは非常に難しいとのことでした。

次に、馬毛島での訓練空域と航空管制権はどうなるのか伺いましたが、防衛省として、まだ、馬毛島に決定、確定したわけではないので、明確にお答えすることはできないとのことでした。

次に、馬毛島のFCLP訓練について、訓練が拡大をしていく可能性があるのかどうか、現時点で防衛省はどう考えているのか伺い

ました。

防衛省より、あくまでも日米間で合意しているのは、馬毛島を検討するというところでございますので、それ以外は全くないとのことでした。

次に、FCLP訓練により、周辺の航空路とか海上路についての影響をどう考えているのか伺いました。

防衛省より、硫黄島での訓練において、漁船の影響はない。フェリーや高速船など船への影響は余りないのではないかと。空域については、総務省や県との協議が必要となるとのことでした。

最後に、FCLP移転について、馬毛島の明記を白紙撤回する考えはないのか求めましたが、防衛省より、このFCLP施設は必要な施設だと考えており、ただ、馬毛島に決定したわけではないこと、よく説明をしながら、理解を得ながら、検討していきたいとのことでした。

今回の防衛省の対応は、騒音など影響がないことはないと述べるなど、また、交付金など何も決まっていないことなど、率直に真摯に答えていただきました。実のある意見交換ができたかと判断いたします。

しかしながら、防衛省の回答も現段階では答えることはできないことが多く、不安や懸念を払拭することにはなりませんでした。

終わりに、防衛省と馬毛島対策特別委員会との意見交換会をセツティングしていただきました地元選出議員の森山ひろし代議士、森

山秘書に対し感謝申し上げ、馬毛島対策特別委員会委員長報告といたします。

終わります。

○議長（永田 章君） 馬毛島対策特別委員長の報告は終わりました。

△議員派遣の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣したいと思いますが御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出については、これを許可することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、長野市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 長野 力君登壇」

○市長（長野 力君） 平成二十八年第二回定例市議会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案等につきましては、慎重審議を賜り、全議案、可決、同意いただき、まことにありがとうございます。

本議会の冒頭、平成二十七年度の各専決処分の報告をいたしました。御意見等につきましては、今後の行政運営にしっかりと反映させまして事務事業の適正執行に努めたいと考えております。

開会の御挨拶でも触れさせていただきましたが、熊本地震を初めとして、ここ数年、全国で震度五を超える大きな地震や火山活動の活発化が懸念されるようになっておりますし、本議会開催中も大雨

の影響で各地の被害が報告されております。私どももいついかなる場合に起こるか分からない事態に対する備えを進めていかなければなりません。そういった意味でも、懸案でありました榕城分団・女性分団の詰所の整備は、防災拠点と位置付けました市民会館とあわせて、多くの市民を守るための拠点となっていくことを期待するところでございます。

六月二十三日には、世界中が見守るイギリスの国民投票が行われ、イギリスがEUを離脱するという衝撃的なニュースがありました。この結果は、ヨーロッパだけでなく、世界マーケットにも大きな変化が生まれることが予想され、日本への影響も懸念されます。今後の動きを注視していかなければなりません。

来月になりますと、十日には参議院議員選挙と鹿児島県知事選挙が開催されます。昨年六月公職選挙法が改正され、今回初めて十八才、十九才の若い皆さんが選挙に参加いたします。全国で約二百四十万人、本市でも新たに百十五人ほどが対象になります。若者の選挙離れなども言われておりますが、結婚、子育て、消費税問題、景気回復など生活に直結する課題や憲法改正など国政の重要な争点ともなっておりますので、ぜひ自らの問題として選挙に参加し、意思を表明していただきたいと願うところでございます。

八月五日からは、四年に一回の世界のスポーツの祭典、第三十一回夏季オリンピック大会がリオデジャネイロで開催されます。日本選手の活躍はもちろんですが、スポーツを通じて世界の融和が図ら

れていくことを願い、皆さんとともに応援したいと思えます。

さて、今年の梅雨は比較的雨が少なく、ここ数年不作となっていたさとうきびも順調に生育していると伺っております。また、本市の特産品であります青果用甘しょもほぼ作付が終了し、去年よりやや増となる見込みです。子牛価格についても先週の競りでは平均七十三万円と高い水準を維持しており、今年こそは、多くの農家の皆さんの喜ぶ顔が見られるのじやないかと期待を高めているところでございます。

いよいよ明後日からは七月でございます。

七月十八日には、種子島カップヨットレースが、八月二十一日には第四十七回種子島鉄砲まつりが開催されます。今回は、前日に、火縄銃の国産化に成功した八板金兵衛清定の故郷と伝えられている岐阜県関市の市民団体による鉄砲伝来をめぐる物語である創作音楽劇も予定されているところでございます。議員の皆さんも市民の皆さんも、皆さんが参加し、にぎやかに過ごしていただくことで、大きな観光・交流の流れにつなげていきたいと常に願っているところであります。よろしくお願ひしたいと思います。

また、七月中旬を皮切りに東京大学の学生が、この夏十四名体験活動プログラムとして二週間ほど滞在し、うち十名ほどは鉄砲まつりにも参加して盛り上げていただきます。今後もさらに産官学連携を推進し、交流人口拡大と地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

種子島は、これから夏を迎え、観光客や帰省者が増えるシーズンとなります。市内のあちこちからお祭りの音が聞こえ、花火が空を彩ります。海水浴や沢遊びなど自然の中でたくさんの人が憩い、地域が輝きを増す季節を迎えようとしております。

私は、この愛すべきふるさとそこに住む人々を大切にしながら、地域の文化や誇りを堅持し、活性化を図ることを使命としております。これからも市民の皆さんとの協働を基本に、地域づくり、まちづくりをチャレンジしてまいります。

今回は、中割校区の地域の小さな拠点づくりや高等教育機関の設置可能性、分散型エネルギーの可能性調査の予算も承認をいただきました。めまぐるしい時代や社会の変遷の中、それぞれの地域性を土台として、新たな時代の要求に対応できる価値を創造していくことで、本市の活性化の時代を切り開いてまいりたいと思います。

課題となっております中心拠点施設については、商工会を中心とするまちづくり組織の中でも再度御検討いただくとともに、大字を含めた市民的生活用について整理もして、可能な限り早い段階で案をお示ししたいと思っております。市民および議員各位の御協力をお願いいたします。

最後に、本議会を通じて議員各位から御指摘、御指導をいただきました案件につきましては、真摯に向き合い、改善の努力を積み重ねてまいります。

梅雨が明けますと厳しい暑さが到来いたします。議員各位におか

れましては、ますます健康には御留意いただき、市政発展のために御活動をいただきますようお願い申し上げます、閉会に当たっての私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

△議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

平成二十八年第二回定例市議会が議員、理事者各位の御協力のもと、全ての日程を終えることができました。心から感謝を申し上げます。

さて、十三日の開会日に種子島高校二年二組の皆さんが、議会傍聴にお越しをいただきました。昨年、三月議会の取組みの一つとして、市議会と高校生との語る会を実施することで協議がなされたところがあります。今回は、直接の意見交換はできませんでしたが、議会の姿、あり方について見聞していただいたことは、私ども議会として身に余る光栄であります。

七月実施される参議院選挙、県知事選挙より、国民による選挙制度が大きく変わりました。その上からも来年度十八歳になる高校生の皆さんが傍聴に来ていただいたことは、大きな意義があるものと思います。引き続き議会活動の取組みとして実施できればと思います。

さて、本定例会に提案された議案の中で、西之表辺地に係る総合

整備計画が平成二十七年で終了したため、今後五カ年間の計画を策定し、公共施設の整備を推進することが可決したわけであります。

これまでもさまざまな施策を講じ、市民の福祉の向上、産業振興に取り組んでまいりましたが、まだまだ多くの施策、課題が残されており、本市の財政状況もありますが、国の動向等を踏まえ、確実に実施していくことを望むものであります。

あわせて、今回、国のほうで有人国境離島保全法の法律が成立いたしました。その中の特定離島地域に係る施策において、これまで西之表市議会が平成二十六年より県・市議会議長会を通じ、離島航路は海の国道として位置付けられていることから、人の往来及び物資の流通に要する費用の低減化、空路においても同様の施策を求めてきたところであります。これまでの取組みが国境離島保全法に係る施策に組み入れてもらえたことは、大変喜ばしい限りであります。今後の市民生活のあり方に大きく影響するものでありますので、積極的な対応を願うものであります。

最後になりましたが、県内において梅雨前線の影響で大雨による河川氾濫注意報、避難勧告注意、土砂崩れ等が発生、多くの被害が出ております。改めて自然災害の怖さを感じているところであり、私も種子島も台風の常襲地帯であり、大型台風が心配されます。今回の熊本震災、大雨災害を教訓に防災に対する心構えを一度考えたいものです。

議員、理事者各位の御健勝、御多幸を御祈念申し上げ、閉会の挨拶

といたします。

△閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成二十八年第二回西之表市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後二時十六分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 一 番 議 員

一 二 番 議 員